

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成26年第2回幕別町議会定例会
(平成26年6月3日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
行政報告（町長）
- 日程第4 陳情第4号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第5 陳情第5号 「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第6 陳情第6号 「憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第7 陳情第7号 「教育委員会制度の改定を行わないことを求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第8 陳情第8号 「労働派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改悪に反対する意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第9 陳情第9号 規制改革会議意見書の取扱いに関する陳情
- 日程第10 陳情第10号 札内支所の総合支所昇格に伴う陳情書

会議録

平成26年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成26年6月3日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月3日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 小川純文 | 2 寺林俊幸 | 3 東口隆弘 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 岡本眞利子 | 7 藤原 孟 | 8 乾 邦廣 | 9 牧野茂敏 | 10 谷口和弥 |
| 11 芳滝 仁 | 12 田口廣之 | 13 前川雅志 | 14 成田年雄 | 15 中橋友子 |
| 16 野原恵子 | 17 増田武夫 | | | |

- 6 欠席議員

18 斉藤喜志雄

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

教 育 長 飯田晴義

代 表 監 査 委 員 柏本和成

総 務 部 長 菅野勇次

会 計 管 理 者 田井啓一

民 生 部 長 川瀬俊彦

建 設 部 長 佐藤和良

札 内 支 所 長 羽磨知成

企 画 室 参 事 細澤正典

地 域 振 興 課 長 原田雅則

副 町 長 高橋平明

教 育 委 員 長 沖田道子

農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男

教 育 部 長 森 範康

経 済 部 長 田村修一

企 画 室 長 伊藤博明

忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男

総 務 課 長 境谷美智子

糠 内 出 張 所 長 妹尾 真

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏

議事の経過

(平成26年6月3日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（古川 稔） ただいまから、平成26年第2回幕別町議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、7番藤原議員、8番乾議員、9番牧野議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から6月19までの17日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から6月19日までの17日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） ここで、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付いたしました。
次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第6号幕別町土地開発公社、報告第7号公益財団法人幕別町農業振興公社、報告第8号株式会社忠類振興公社に係る平成26年度事業計画書及び平成25年度決算に関する書類がそれぞれ提出されておりますので、お手元に配布いたしました。
のちほど、ご覧いただきたいと思います。
次に、事務局から報告をさせます。
○議会事務局長（野坂正美） 諸般の報告を申し上げます。
本日、18番齊藤議員より欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。
○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（古川 稔） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成26年第2回町議会定例会が開催されるにあたり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。
はじめに、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金について申し上げます。
国は、消費税率の引き上げに際し、所得の低い方や子育て世帯への影響を考慮した暫定的かつ、臨時的な措置として「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の給付事業を行うこととした

しました。

臨時福祉給付金は、幕別町に住民登録をされていて平成26年度分の町民税が課税されない方で、課税者の被扶養者となっていない方が、子育て世帯臨時特例給付金は、児童手当を受給している方で臨時福祉給付金の支給対象外の方が対象とされております。

また、支給額については、臨時福祉給付金は、対象者1人につき1万円、子育て世帯臨時特例給付金は、対象児童1人につき1万円とされております。

本町においては、町広報紙等で制度の周知を図っているところではありますが、対象者を臨時福祉給付金は約6,000人、子育て世帯臨時特例給付金は約3,100人、合わせて9,100人と見込み、給付金の対象と思われる方に対して、6月下旬に申請書等を送付するよう準備を進めているところでもあります。

申請期間は6月30日から9月30日までの3か月間とし、受付窓口は町民課、保健福祉センター、札内支所、糠内出張所及びふれあいセンター福寿の5か所で対応する予定といたしております。

次に、幕別町地域防災計画の修正について申し上げます。

東日本大震災を契機に、国では官民一体となった防災対策の強化が喫緊の重要課題ととらえ、「災害対策基本法」などの関係法令を改正いたしました。これを受けて、「防災基本計画」や「北海道地域防災計画」について所要の修正が行われました。

町の「地域防災計画」は、幕別町防災会議において策定することとしておりますことから、国や道の動向を踏まえた上で、昨年12月19日に第1回目の会議を開催し、計画修正の検討を進めてまいりましたが、去る5月28日に開催した第3回目の会議で最終の修正案について協議を行い、決定いたしましたところでもあります。

この度の修正の重要なポイントは、1点目として「災害時の被害を最小化するための減災の概念の導入」、2点目として、「地震・津波対策の抜本的強化」、3点目として、「自助・共助による地域防災力の強化」、4点目として、「幕別町防災対策本部組織の再編」、特に札内地域における組織体制の拡充等であります。

今後、計画の修正内容を反映させた「幕別町防災のしおり」の改訂版を作成して、全戸に配布するとともに、防災対応マニュアルの修正と水防計画の修正に取り組んでまいります。

次に、札内福祉センター改築基本計画について申し上げます。

札内福祉センターにつきましては、耐震性能に対する不安や老朽化の問題などから、改築する方向で検討を進めてまいりました。

昨年12月に「札内福祉センターの改築に関する基本的な考え方(案)」をとりまとめ、2月にはこの案に対する考え方などをお聞きするため、施設利用者や一般住民等を対象にアンケート調査を実施いたしました。

アンケート調査の結果などを踏まえ3月には、改築整備方針案を作成し、4月のパブリックコメントを経て、5月8日に改築整備方針を定めたところでもあります。

今後におきましては、敷地の利用計画や施設機能のあり方などを盛り込んだ改築基本計画を本年度中に策定する予定といたしておりますが、この策定にあたりましては、高度な専門性や企画力を必要といたしますことからプロポーザル方式により、7月中に事業者を選考し、業務を委託することといたしております。

次に、予約型乗合タクシーについて申し上げます。

昨年10月から試験運行を実施してまいりました南幕別地区における予約型乗合タクシーは、本年4月から朝夕各1便を増やし1日4便体制として、9月まで試験運行を延長し運行いたしておりますが、運行率は、昨年10月から3月までの平均33.3%から、4月には50.0%に上昇し利用者が増加してまいりました。

今後も高齢化が加速する中、移動手段の確保は、一層重要性を増すものと考え、去る5月16日に開催されました第1回幕別町地域公共交通確保対策協議会において、本年10月から本格運行する旨の決定がなされました。

今後は、協議会において運行事業者に決定されましたエイシン運輸有限会社と町が、運行協定を締結し本格運行となりますことから、本定例会に運行にかかる補助金を予算提案いたしましたところであります。

また、西幕別地区における予約型乗合タクシーにつきましては、本年7月からの試験運行の実施に向け準備を進めてまいりましたが、委託先は指名競争入札により、北斗タクシー有限会社に決定いたしました。

今後は、2つの地区の予約型乗合タクシーの利用促進に向け、広報紙等でお知らせするとともに、地区内の老人クラブなどを対象に出前講座に出向き、多くの方々に利用いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農作物の作況について申し上げます。

この冬は、例年に比べ積雪量が少ない状況にありましたことから、土壌の凍結が深く、春先の農作業の遅れが心配されましたが、4月上旬から晴天に恵まれ、馬鈴薯の植え付けや甜菜の移植作業は、平年よりやや早く始まり順調に終了いたしました。

しかしながら、4月28日の強風に加え、翌29日と30日の遅霜により移植直後の甜菜に影響を及ぼし、その被害面積は、190.2ヘクタールに達しましたが、直播（ちよくはん）への播き直しを33.0ヘクタール、再定植や補植での対応を148.0ヘクタール、他作物への播き直しを2.5ヘクタールなどの対応がなされたところであります。

5月15日現在の秋まき小麦の生育状況につきましては、2日早い状況ではありますが、牧草においては雨不足により3日の遅れとなっております。

馬鈴薯の植え付けやサイレージ用とうもろこしのは種作業は、5日から6日早い状況にあります。

この先、農作業等の事故も無く、天候に恵まれ、農作物が順調に生育し、稔り豊かな秋が迎えられるよう、心から願っているところであります。

次に、町営牧場の入牧状況について申し上げます。

本年は、忠類地区においては、晩成牧場上段で道営草地整備事業による草地改良が行われますことから、共栄牧場と晩成牧場下段に加えて、十勝農協連に貸し付けておりました中当第2牧場を合わせた3牧場を使用して預託を行うことといたしました。

入牧は、忠類地区では、5月28日と29日に3牧場合わせて乳牛264頭が、また、南勢牧場では、5月23日に乳牛226頭、肉用雌牛14頭が、町営牧場全体では504頭が入牧を済ませたところであります。

今後、さらに381頭の入牧が予定されており、飼育にあたりましては、事故などが起きないように、職員の安全管理に対する意識を徹底させ、入牧牛の管理に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、チャレンジデー2014について申し上げます。

昨年交流を再開いたしました神奈川県開成町からの呼びかけにより、先月28日に本町として初めて参加いたしました「チャレンジデー2014」につきましては、短い周知期間ではありましたが、8,118人と多くの方々の参加をいただき終了いたしました。

当日の参加率は、本町の29.3%に対し、開成町は、参加者数10,226人、61.6%であり、大きく水をあけられる結果となりました。

対戦に敗れましたことから、チャレンジデーのルールに則り、本庁舎屋上の掲揚塔に開成町の町旗を翌29日から6月4日までの一週間掲揚いたしているところであります。

4月下旬に「幕別町チャレンジデー実行委員会」を立ち上げ、実行委員を中心に積極的にPRしていただき、町内の体育団体や福祉団体をはじめ、事業所などのみなさんのご協力のもと、8千人を超える多くの方々が参加くださいましたことに対し感謝とお礼を申し上げます。

こうした取組を継続していくことによりまして、健康づくりやスポーツに親しむ機運が、なお一層盛り上がることを期待いたしております。

最後に、消防広域化について申し上げます。

昨年12月下旬から本年1月にかけて実施されましたパブリックコメントを経て、「十勝圏広域消防運

営計画」が、本年3月28日に策定されたことを踏まえまして、消防広域化の運用開始に向けた今後のスケジュールについてご報告させていただきます。

本年度、広域化によります新たな事務組合の設立に向け、組合規約案の作成に着手し、署長会議をはじめ、担当課長会議、副市町村長会議、市町村長会議において、規約案について確認を行い、12月議会において、組合規約の提案を予定いたしております。

管内19市町村の議会の議決が整いましたら、新たな広域消防組合の設置について、北海道に許可申請を行い、知事からの許可を来年2月頃と見込んでおります。

これを受け、来年の5月あるいは6月に広域消防準備室を設置し、28年4月の運用開始に向けて各種事務の統一などの準備を進める予定といたしております。

また、「消防救急デジタル無線」につきましては、第一次整備として進められております共通波に係る緊急事業分の整備は、帯広市において工事契約を終え、今後、工事に着手し、鉄塔などの整備を行い、本年中に完了する見込みであります。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで行政報告は、終わりました。

[陳情付託]

○議長（古川 稔） 日程第3、陳情第4号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度 国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書から日程第9、陳情第10号、札内支所の総合支所昇格に伴う陳情書までの7議件を一括議題といたします。

ただ今、議題となっております、陳情第4号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度 国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書、陳情第5号、「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書、陳情第6号、「憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」の提出を求める陳情書、陳情第7号、「教育委員会制度の改定を行わないことを求める意見書」の提出を求める陳情書及び陳情第10号、札内支所の総合支所昇格に伴う陳情書の5議件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第8号、「労働派遣法改正 及び労働時間上限撤廃など労働法制改悪に反対する意見書」の提出を求める陳情書及び陳情第9号、規制改革会議意見書の取扱いに関する陳情の2議件は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明6月4日から6月9日までの6日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、6月4日から6月9日までの6日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は6月10日、午前10時からであります。

10：20 散会

第 2 回 幕 別 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程

平成26年第 2 回 幕 別 町 議 会 定 例 会
(平成26年 6 月 10 日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
10 谷口和弥 11 芳 滝 仁 12 田口廣之
（諸般の報告）
- 日程第 2 陳情第 8 号 「労働派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改悪に反対する意見書」
の提出を求める陳情書の取り下げ
- 日程第 3 陳情第11号 「労働派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改定に反対する意見書」
の提出を求める陳情書
- 日程第 4 一般質問（6 人）

会議録

平成26年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成26年6月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 小川純文 | 2 寺林俊幸 | 3 東口隆弘 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 岡本眞利子 | 7 藤原 孟 | 8 乾 邦廣 | 9 牧野茂敏 | 10 谷口和弥 |
| 11 芳滝 仁 | 12 田口廣之 | 13 前川雅志 | 14 成田年雄 | 15 中橋友子 |
| 16 野原恵子 | 17 増田武夫 | | | |

- 6 欠席議員

18 齊藤喜志雄

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

教 育 長 飯田晴義

代 表 監 査 委 員 柏本和成

総 務 部 長 菅野勇次

経 済 部 長 田村修一

民 生 部 長 川瀬俊彦

建 設 部 長 佐藤和良

総 務 課 長 境谷美智子

地 域 振 興 課 長 原田雅則

商 工 観 光 課 長 岡田直之

学 校 教 育 課 長 川瀬康彦

町 民 課 長 山岸伸雄

経 済 建 設 課 長 天羽 徹

保 健 福 祉 課 長 稲田和博

副 町 長 高橋平明

教 育 委 員 長 沖田道子

会 計 管 理 者 田井啓一

教 育 部 長 森 範康

企 画 室 長 伊藤博明

忠類総合支所長 姉崎二三男

札 内 支 所 長 羽磨知成

企 画 室 参 事 細澤正典

糠 内 出 張 所 長 妹尾 真

土 木 課 長 湯佐茂雄

生 涯 学 習 課 長 澤部紀博

都 市 施 設 課 長 笹原敏文

こ ど も 課 長 杉崎峰之

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 10 谷口和弥 11 芳滝 仁 12 田口廣之

議事の経過

(平成26年6月10日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（古川 稔） ただいまより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10 番谷口議員、11 番芳滝議員、12 番田口議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） 6月5日、第65回北海道町村議会議長会定期総会が札幌市で開催され、私が出席いたしました。その議案の抜粋をお手元に配付してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、事務局から報告をさせます。

○議会事務局長（野坂正美） 諸般の報告を申し上げます。

本日、18 番齊藤議員より欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

[陳情取り下げ]

○議長（古川 稔） 日程第2、陳情第8号、労働派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改悪に反対する意見書の提出を求める陳情書の取り下げについてを議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第8号については、お手元に配付した陳情取り下げ申出書のとおり、陳情者から取り下げたいとの申し出がありました。

これを許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号の取り下げは、許可することに決定いたしました。

[委員会付託]

○議長（古川 稔） 日程第3、陳情第11号、労働派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改定に反対する意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第11号、労働派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改定に反対する意見書の提出を求める陳情書は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第4、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第 1 項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○4 番（藤谷謹至） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1 番目、ICT（情報通信技術）教育の現状と今後の整備計画についてであります。

平成 25 年 6 月、閣議決定において、世界最先端 IT 国家創造宣言がされた。人材育成、教育の分野では、学校の高速ブロードバンド接続、1 人 1 台の情報端末配備、電子黒板や無線 LAN 環境の整備、デジタル教科書、教材の活用等、初等教育段階から教育環境自体の IT 化を進め、児童生徒等の学力の向上と IT リテラシー（情報活用能力）の向上を図るというものである。文部科学省、学校における情報化の実態等に関する調査によれば、平成 25 年 3 月現在、全国約 2 万 1,000 校の小学校に導入されているクラス用コンピュータ台数は約 16 万台、そのうち約 2 万台がタブレット端末である。コンピュータが減少に転じているのに対して、タブレット端末は前年比 26%増となっている。1 校に 1 台という計算になる。また、デジタル教科書の整備率も上昇傾向にあって、平成 24 年 3 月現在、22.6%だったものが、平成 25 年 3 月では 32.5%（指導者用デジタル教科書）となっている。

本町においては、教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数 6.9 人、1 学級当たりの電子黒板の整備台数 2.1 台、デジタル教科書の整備率 33.3%（平成 25 年 3 月現在）等、ICT 環境は徐々に進んでいる。しかし、課題も多く、学校 CIO（学校の ICT 化について総括的な責任を持ち、ビジョンを実行するために学校に置かれる責任者）の設置率は 11.1%と低く、教員の指導力強化、研修方法、広域連携等、さまざまな問題がある。2020 年までには 1 人 1 台の情報端末機の配備を目指すと言われる教育環境の IT 化に対応するために、本町において ICT 教育の現状、今後の方向性と以下の点について伺う。

1、平成 21 年文部科学省の学校等 ICT 環境整備国庫補助事業を活用して、町内全ての小中学校に各 1 台電子黒板を配備したが、電子黒板、デジタル教科書の利活用状況と成果について。

2、ICT 教育を実践する教育現場からの要望はどのようなものか。今後の CIO 設置計画、教員の ICT 指導力強化対策及び校務支援システムの設置状況について。

3、スマートフォンはいまやタブレット同様に新しい情報ツールである。しかし、有害サイトの閲覧、トラブル、生活習慣の乱れ等の問題も多いとの報道もある。小中学校におけるスマートフォンの所持率とフィルタリングの現状について。

4、総合計画 3 カ年実施計画の中では、教育用コンピュータ整備事業 3 億 3,900 万円を見込んでいるが、整備計画の内容について。

5、国の教育 ICT 化の動きをどのように受けとめ、幕別町の ICT 教育をどのように構築していくかについてであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

「ICT（情報通信技術）教育の現状と今後の整備計画について」であります。

教育基本法の規定に基づく国の第 2 期「教育振興基本計画」が、平成 25 年 6 月に閣議決定され、平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間における「確かな学力を身につけるための教育内容・方法の充実」に関する主な取り組みとして、「ICT、いわゆる情報通信技術の活用等による新たな学びの推進」が示されました。

具体的には、一つ目には、確かな学力をより効果的に育成するため、言語活動の充実やグループ学習、ICT の積極的な活用を初めとする指導方法・指導体制の工夫改善を通じた協働型・双方向型の授業革新を推進する、二つ目として、学校において多様な情報端末でデジタル教材等を利用可能とするため、デジタル教材の標準化を進める、三つ目に、できるだけ早期に全ての教員が ICT を活用した指

導ができることを目指し、教員の ICT 活用指導力向上のための必要な施策を講じる、などとされております。

ご質問にありましたように、同日に閣議決定されました「世界最先端 IT 国家創造宣言」におきましても、「世界最高水準の IT 利活用社会を通じて『情報資源立国』となるために、それぞれの年代や目的に応じて施策を検討・整備することが必要であり、そのための施策の一つとして、教育環境自体の IT 化を挙げているところであります。

ご質問の 1 点目、「電子黒板・デジタル教科書の利活用状況と成果について」であります。

ご質問にありますように、本町におきましては、平成 21 年度に学校情報通信技術環境整備事業補助金を活用し、各校に 1 台から 2 台の電子黒板を配置しているところであり、デジタル教科書につきましては、三つの小学校が学校配分予算を活用し整備しております。

電子黒板及びデジタル教科書の成果についてであります。全ての学校において十分に配置されている状況にはありませんので、実物投影機やタブレットを含めた IT 機器全般を通して申し上げますと、一つには視覚に訴えることにより子どもたちの集中が高まること、二つには授業が双方向となり自発性が養われること、三つには板書にかかる時間の短縮が図られ、短縮時間が「振り返り・繰り返し」に向けられることなど、授業改善に役立っているものと考えております。

ご質問の 2 点目、「教育現場の要望、教員の指導力強化対策等について」であります。

初めに、「ICT 教育を実践する教育現場からの要望」についてであります。ICT 教育を積極的に進めるため、普通教室におきましてインターネット回線を利用したタブレット端末を用いての授業を希望している学校がある一方で、ICT 教育の入り口とも言える実物投影機を要望している学校もあるなど、取り組みの進捗状況や教員の知識、学校の規模などにより、各学校における要望に差異があるのが実態であります。

次に、「CIO、いわゆる情報化の統括責任者の設置計画と教員の ICT 指導力強化対策」につきましては、現在、本町では 2 校に CIO が設置されておりますが、昨年秋から町の教育研究所が十勝と道の研究所、さらには北海道教育大札幌校との連携により、教員の研修や ICT 導入に向けた研究などを推進することとしておりますので、これらの取り組みを通して、教員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

さらに、「校務支援システム」につきましては、学校や児童生徒に関するさまざまな情報をデジタル化し、教職員の校務の負担を軽減するとともに、児童生徒の成長を教職員全体で見守るきめ細かな指導の充実を図ることを目的に、平成 24 年度から明倫小において試験的に北海道のシステムを導入したところであります。

その主な機能につきましては、児童生徒の情報やスケジュール管理などを共有化するグループウェアを構築し、教育課程や指導要録の作成、教務処理、出欠管理、成績の管理などを行うものであり、指導要録等の作成には軽減化が図られるものの、道立高等学校の校務処理を行うために作成されたプログラムであるため、一つには教科ごとの授業時数の管理が困難なこと、二つには校務支援システムと校内 LAN の切りかえに時間がかかること、三つにはアップグレードが頻繁に行われ、その都度全教職員のパソコンにインストールしなければならないことなど、児童生徒数が少人数の学校では、手で書いたほうが早いなどといった課題もあることから、本年度、町の教育研究所におきまして、当該システムの課題や他市町村で導入しているシステムとの比較等を調査・研究することとしております。

ご質問の 3 点目、「小中学校におけるスマートフォンの所持率とフィルタリングの現状について」であります。

本年 5 月に実施した調査では、小中学校におけるスマートフォンの所持率は、学校間における差はありますが、小学校で 4.3%、中学校では 22.9%であり、携帯電話の所持率は、小学校 21.1%、中学校 11.2%、スマートフォン及び携帯電話のいずれかを所持している児童生徒の率は、小学校は 25.5%、中学校は 34.2%という状況であります。

また、フィルタリングの現状についてであります。児童生徒に対しましては、携帯電話及びスマ

ートフォンの持ち込みを禁止し、有害サイトやワンクリックサイトにアクセスしないことや自分の情報を提供しないことを指導しており、保護者に対しましては、町からの通知文や配布物を利用し、フィルタリングの必要性の周知を図っているところでもあります。

また、道教委におきましては、電気通信事業者に対し、携帯電話やスマートフォンを青少年が使用する場合には、フィルタリングをかけることを勧めるよう要請をしております。

ご質問の4点目、「教育用コンピュータ整備計画の内容について」であります。

教育用コンピュータの整備につきましては、コンピュータの能力や基本ソフトのサポート期間などを考慮し、おおむね7年サイクルで更新をしているところでもあります。

ご質問にありました3億3,900万円の整備事業費につきましては、平成8年度から平成28年度までの教育用コンピュータの導入・更新・基本ソフトの更新などに係る累積事業費であり、3カ年実施計画の上では、平成26年度が糠内小・古舞小・明倫小・途別小・忠類小で合計64台の更新、平成27年度が忠類中・白人小で67台の更新、平成28年度は札内東中・糠内中・札内北小の93台の更新及び基本ソフトの更新を予定いたしております。

ご質問の5点目、「町のICT教育をどのように構築していくかについて」であります。

前段申し上げました第2期教育振興基本計画におきましては、教材等教育環境の充実を図るために、観察・実験や実習等の教育活動を充実させるために必要となる施設設備の整備を支援するとして、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数を3.6人、教材整備指針に基づく電子黒板・実物投影機の整備、超高速インターネット接続率及び校内LAN・普通教室無線LAN整備率を100%などのほか、ICT支援員・学校CIOの配置を促すとしております。

本町における小中学校のICT機器の導入実績につきましては、平成26年2月末現在、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数は6.5人であり、またコンピュータ以外にも普通教室における校内LANの整備、電子黒板や実物投影機の整備など、十分に整備されているとは言えない状況にあります。

今後につきましては、小中学校のICT環境整備を推進するために、町の教育研究所が十勝と道の研究所、さらには北海道教育大札幌校との連携により、教員の研修やICT導入に向けた研究などを推進することとしておりますので、これらの取り組みを踏まえ、計画的に環境整備を進めてまいりたいと考えております。

以上で、藤谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） それでは、再質問させていただきます。

5月19日に総務文教常任委員会の所管事務調査が行われたということで、幕別町におけるICT機器の利用状況について調査をしております。その資料の中で、幕別町町内小中学校におけるICT機器活用方法等の調査結果が出ているわけなのですが、電子黒板についてなのですが、使用頻度が少ないというところがございます。その理由として考えられるところはどこなのか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 電子黒板については、どの学校にも1台ないし2台の整備が終わっているところではありますが、この電子黒板を活用する際に、準備作業というのが今の電子黒板においては非常にかかるということで、休み時間では準備し切れないという実態があります。したがって、活用している場合においては、例えば理科の専科教員がいるような場合については、待ち時間といいますか、準備時間がありますので活用しておりますけれども、担任が活用する場合については、休み時間では十分な準備ができないという、そんな不都合がありまして、活用が進んでいないというのが実態であります。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 白人小学校で研修されたということで、幕別町の教育研究所の中でICT化を進められている山田校長先生がいろいろ説明されたというふうに記述してあります。平成21年に電子黒板

を導入したということで、いち早くこれ幕別町は取り組んできたわけだと思うのです。

いろいろこの電子黒板について情報を見えますと、この ICT 機器というのは日々進化しているものでございまして、中にはセットして5秒足らずでも使えるもの、そういうものも出ているようでございます。21年といいますと、もう既に四、五年は経過しているわけなのですが、せっかく導入したこの電子黒板、これが本当にこれからの ICT 教育に対して使っていけるようなものなのかどうか、教育長の認識をお聞きします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） ICT 機器につきましては、授業を効率的であるとか、あるいは集中を高めるための一つの道具として捉えなければならないというふうに思っております。これは万能ではありません。ICT 機器を例えば小学校の45分ずっと使うということになりますと、やはり集中が途切れてしまうというようなことで、ここというときに ICT 機器を使うというのが、使い方としては一番ふさわしいのだろうなというふうに思っているところであります。

そういう中において、ICT 機器もいろいろあります。一番使用が簡単なのは実物投影機であります。次にタブレットということになっているのかもしれませんが。電子黒板はやはり一番難しいというか、電子黒板というのは、そもそも電子黒板だけで使うのではなくて、今はタブレットと電子黒板をセットにして授業を進めていくというのが各社提案をしているところでありますけれども、そこまですますと、かなり教員の使用能力というか、教員の指導能力というのが高まらないと使い切れないという問題があります。でありますので、まずは私どもとしましては、誰でもいつでも十分な準備もしないですぐ使えるといったものとして、実物投影機がまずいいのではなかろうかというふうに考えております。そういったところから導入を進めていく中で、機器も日進月歩で進んでおりますので、その辺も、例えばタブレットの導入につきましても、今はアップル社のものが主流でありますけれども、パソコンとの互換性などを考えるときには、ウィンドウズも出てきております。こういったものがどうなのかという検討も必要になってまいりますので、まずは教員が日常的に何の抵抗感もなく使えるといったものを導入してまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 問題なのが、電子黒板が、準備する時間がこればかり過ぎるということであります。この幕別町で配備された電子黒板がもう古いタイプなのではないかと。新しいタイプのものではあれば、こういう準備が必要ではなくなるのではないかと。先ほど来言っているように、2020年度まで、2010年代というふうには書いてあるのですけれども、1人1台タブレットを目指す。タブレットはこれからどんどん普及していくと思うのですけれども、この電子黒板、幕別町でせっかく配備された電子黒板というのは、タブレットと相乗的に使うとしても、セットするだけでこれ時間がかかってしまう。ということは、これもう使えないということだと思ってしまうのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 現状においては、主に理科で使っているわけでありまして、全く使っていないというわけではありません。ただ、どこの教室、小学校のどこの学年・学級においても日常的に使われているという実態にはないということでもあります。

やはり一番問題になるのは教員の研修といいますか、教員が抵抗感なく日常的に使えるということが一番大切でありますので、そこをまず向上させていかなければならない。21年度導入した反省としては、道具はそろったけれども、使えるだけの能力が身につけていなかったことで結果的に使えていない、そういう実態でございますので、やはり教員の資質向上とあわせて機器の導入を図っていく、それを計画的に進めていくということが必要だろうというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 平成21年に整備した時代は飯田教育長のときではないわけですし、けれどもほかの学校の先生等に聞いても、幕別町はこれは ICT というところでは進んでいる地域だと。そういうと

ここで全校に1台ずつ配備したと。それが使いにくいもので、使われないものであるならば、ただのこれ、言い過ぎかもしれないけれども、粗大ごみとなってしまうわけですし、これは有効的に使えるようなやはり教育委員会としても配備を進めていただきたい。これからどんどん進んでいくわけですが、教育現場とこれ連携しながら進めていただきたいと思います。

次に、2番目の、学校のCIO、またICTの支援員の関係に移りたいと思います。

ベネッセコーポレーションが全国の公立小中学校の教員を対象にして行った「ICTを活用した学びのあり方に関する調査」によりますと、ICT教育に前向きに、今後ICTを活用したいと思っている教員、これは有効回答数1,680名なのですが、おおよそ9割に上ったと。しかし、その中でも、ICTを授業で活用することについて、とても不安である、まあ不安と回答した教員は小学校で50.2%、中学校で51.3%と約半数に上ったわけです。

ICTを授業で活用する際の課題については、教育長が先ほど言われたように、授業の準備に時間がかかる、自分のICTスキルが不足している、授業の計画を立てるのが難しいという割合が多くなっているものであります。しかし、このICTを有効的に使っている教員については、ICTを活用した授業案を知ることができたからという回答と、機器操作のサポートをICT支援員に行ってもらったからという教員が多く、ICTを活用できた要因として、実践例を知ることや周囲の支援が大きな要因になっているというふうにされています。

本町においては、CIO設置率11.1%というふうに、私、インターネットのガッコムというところで調べたのですけれども、なっています。その辺、やはり先ほど来、電子黒板をせっかく導入した。これ支援員とかICTの知識を持っている人たちが学校に配備されていたら、有効活用がされたのではないかなという感じもするのですけれども、その辺の教育長の見解は。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 教員の中には、非常にICT機器に造詣の深い者がいます。そういう者が中心となって、その学校のICTの活用のスキルが向上するといったケースが見られます。そういったところが、どちらかというと、学習指導要録を打ち込めば出力、様式になって出てくるだとか、これはエクセルなのですが、そういったことを自分たちが、そういう先生がつくって、その情報を共有化して使っているというケースが見られるところであります。しかしながら、それが全体的な底上げにつながっているかというのはなかなか難しいわけでありまして、そういう先生の影響力をもって全体が幾らか向上しているという程度にすぎないわけでありまして、今後は、先ほど申し上げましたように、町の研究所において研修も計画しております。これは単に単独ではなくて、十勝の研究所あるいは道研究所、そして教育大の札幌校のアドバイスをいただきながら、あるいは協力をいただきながら資質を向上していきたいと。全体の底上げがなければ、ICT機器の使用、活用というものは進まない、という認識のもと、研修を進めていきたいというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） その教員のスキルに幅があり過ぎると。答弁の中でも、普通教室においてインターネット回線を利用したタブレット端末を用いた授業を希望している学校もあれば、いや、そうではない、各学校に実物投影機のほうが良いという、幕別町の教育においても差があるわけですね。これがやっぱり問題だと思うのです。この差をなくすために教育委員会があって、教育委員会がどういうふうにかじ取りをしていくか、そこが私は重要な点だと思いますけれども、その辺を教育長に伺いたい。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） もちろんICTを活用した授業を進めていくということは非常に大切なことでもあります。それで、それを進めるに当たって、何を優先的に考えるかということが大切なのかなというふうに思います。それは、器というか、環境を進めるのが先なのか、教員個々のスキルを上げていくのが先なのかということなのだと思います。そういう中で、先ほど申し上げましたように、平成21年に整備したときの反省というのはきちっと踏まえないといけない。これは、各教員の資質が上が

っていないくてなかなか使い切れなかったという反省がありますので、やはりその辺、どの教員もごく日常的に ICT 機器が使えるのだというように、活用できるのだ、しかもそれが多くの準備時間、これ休み時間の準備もありますし、授業の組み立てという点であらかじめ教員は準備しますから、そういった準備も含めて、容易に活用ができるというだけの資質向上をまず図っていく。それとあわせて機器を導入していくということが必要であります。

学校によってばらつきがあると申しましたのは、どちらかというと小規模校においては進んでいるわけであります。それは、少人数で、機器を使いやすい。これ教室を考えてみるとわかるのですが、複式校であれば、四、五人 1 クラスで、モニターも 32 インチぐらいで十分間に合う。ところが、40 人学級に行くと、これ 50 インチ、60 インチのモニターがなければ、教室の隅から見えないということがあって、やっぱり今の置かれた環境によって違っているというのも現実でありますので、そういう差がないように私どもも心がけていかなければならないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4 番（藤谷謹至） わかりました。

次に、校務支援システムのほうに移りたいと思います。

答弁の中では、1 校、途別小学校に北海道の校務支援システムを導入したというところであります。

校務支援システムというのは、教員の負担を軽減して、事務的に負担を軽減するというところのシステムだとお聞きしています。北海道のこの支援システムの概要ということで調べてみたのですが、平成 24 年度から運用を開始して、25 年度においては、全ての道立学校 268 校と 42 市町村の 88 の市町村立学校で運用というふうに出ています。その目的と効果としては、グループウェアを使って朝の打ち合わせを実施した、グループウェアで各種会議の資料等をやりとりし、資料印刷の準備時間が 1 回当たり 20 分程度軽減できた、またペーパーコストも削減できた、またネット会議の活用により他校の教員とさまざまな情報を共有できると。しかし、課題は、機器の操作方法や機能のメリットに関する理解が不足している、利用するための校内研修が不足している、これまでのやり方を変革していこうという意識形勢ができない、この辺がちょっと問題だと思うのですが、校務支援システムにはこのグループウェアという分野と、教務支援システムという二つの要素がございまして、教務支援システムの中では、これ成績処理に伴う校務の効率化が図れると。時数集計や出欠、成績の入力、成績一覧表や通知表の発行まで一連の作業システムで行うことにより、準備や確認の時間が減少した、一覧表の作成についてはこれまで 2 時間程度、通知表は 1 クラス 7 時間程度かかっていたのが基本的には不要になった、時間的な要素が相当短縮されたというような結果、効果が出ております。しかし、これ課題は、システム操作になれるまで相当な時間を要すると。学校全体で研修する時間がとれない、これまで学校がつくり上げてきた帳簿に対応していないというふうな課題も見えております。

本町では 1 校で試験運用という形をとっているわけなのですが、その際に、民間でもいろいろなプログラムが出ているというふうに思うのですが、ほかのプログラムとの比較対応とか使いやすいさの検討、そういうところはされたのか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） まず、平成 24 年度に明倫小において試験的に導入をいたしました。今、その状況を見ているところでありまして、24、25 と使ってまいりまして、本年度、この町の教育研究所でありますけれども、今の明倫小の道のシステムの課題の洗い出しでありますとか、札幌市などはまた違ったシステムを使っているということでありますので、そういったシステムとの比較をした中で、本当に今の道のシステムが改善することによって使っていけるのかどうなのか、あるいはこれではなくて、違うシステムを導入したほうがいいのかといったことについて、検討しよう、研究調査をしようということにしているところであります。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4 番（藤谷謹至） この校務支援システムについても、幕別町が確立しても、教職員は転勤があるわけなのですね。転勤したら今度、その校務システムを使えないとか、いろんな問題が出てくると思

うのですけれども、これ十勝で連携して校務システムを導入するような方向性は、話はないのかどうか、お聞きします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 道教委は、我々教育長部会、教委連教育長部会がありますけれども、その集まりが年に何回かある際に、教育長の担当職員が参りまして、盛んにこの北海道の校務支援システムのことをPRされるわけなのでありますけれども、教育長の中の雰囲気としては、申しわけないですけれども余り評価がされていないということがあって、幕別以外のところにおいては、また違ったシステムを使っているケースもあります。そんな中で、統一して使おうという雰囲気は今のところはありません。ただ、言えることは、教職員の時間外勤務というのは非常に恒常化して、何とか解消しなければならない、そのためにこういったシステムが必要であろうということがありますので、そういう中で幾らかでも、これはシステムがいいのか、あるいは事務ごとにある程度省力化できるような、エクセルでも何でもいいのですけれども、そういったものを導入するのがいいのかということもありますので、究極は教職員の省力化につながっていくような方策ができればいいなというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 北海道の肝いりで進めているというわけでした、開発費やなんかは全部道が負担していて、開発費が通信費とか使用料に転嫁されていないので、比較的安いシステムだというふうに聞いています。しかし、先ほど言ったように、やっぱり教職員は転勤するわけで、そのたびにシステムが違うというのはこれ効率的に絶対よくないわけでした、転勤したところでは前のシステムと同様というのが理想的だと思うのですけれども、この辺も含めてこの校務支援システム、ICTによって教員の負担というのはますますふえていくわけですから、この負担軽減のためにどのようなシステムが幕別町にとって必要かというところで、調査研究していただきたいと思うのです。

3番目に、スマートフォンの関係です。

答弁の中では、やはり普通携帯、ガラケーというふうに言われているようですけれども、中学校が11.2%、スマホが22.9%、確実にこれはふえていると言っていると思います。答弁の中の携帯電話及びスマートフォンの持ち込みを禁止というのは、これ学校への持ち込みが禁止だという教育長の答弁だと思いますけれども、いろいろスマホにかかわる問題というところで、昨日来からも携帯電話によるメールでの犯罪も出ていました。それによって犯罪に巻き込まれて死亡するというようなケースが、最近多く報道によってされております。24年の12月に、PTA連合会でも調査されたという結果が載っているのですけれども、最近ラインというものが非常にはやっています、これは無料アプリで、私も使ってみたのですけれども、いろいろラインに登録している人で電話番号が入っていれば、自動的に名前が入ってくるのですよね。そして、自分がラインで話したい人を選択すれば、その人と無料で通話もできるしメールもできる、さらにはテレビ電話的なところもできるというところで、すごくスマホの環境というのはもうインターネットというよりも、本当に持ち運びのできる情報端末だというふうに言われています。

このラインの無料通話アプリのトラブルが公立中学校の7割弱で発生しているというふうにされています。ネットの掲示板や裏サイトの書き込みによるトラブルも、ほぼ同率の割合で起きている。全日本中学校校長会が平成25年、調査研究報告書でこれ明らかになりました。

本町ではこのラインによる書き込み等の調査はされているのかどうか、お聞きします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） ラインというのはなかなかわかりづらい。いわゆるそのラインの仲間にならなければわからないということがあって、これを調査するというのは非常に困難をきわめることもありまして、町教委としては調査をやっておりません。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 中学校での携帯所持率についてでございますけれども、ふえていると。ラインと

いうのはこれスマホの場合でして、スマートフォンを持ってラインをされていて、普通のガラケーを持っている子どもに対してラインはできないわけですから、それでいじめが起こるというような報告もされています。

それで、愛知県刈谷市が4月から、午後9時以降の使用を禁止するよう各家庭に要請したのを皮切りに、横浜市や仙台市でも使用制限を呼びかけております。ラインを使ったトラブルや生活習慣の乱れを避けるのが狙いでございますけれども、横浜市は全市立学校の保護者向けに、家族のいるところで使う、食事時は使わない、夜9時以降のメールはやめることを明記したリーフレット32万部、これを配付しました。仙台市も、スマホや携帯電話でメール、インターネット、ゲームをする時間が長ければ長いほど成績が悪くなっていると。東北大学の研究者などの調査をもとに、1日1時間という呼びかけをしているところでございます。

本町においても、このスマホにおける使用注意喚起というか、それをもう少し具体的に進める必要があると感じるところでございますけれども、いかがですか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 今、児童生徒の生活習慣を確立する点から、スマホの時間を制限すると。これテレビの時間を制限すると同じようなことでありますけれども、それも含めて犯罪を防止することになっていると思います。

本町におきましては、今までそういった事件、事故というものは聞いておりませんけれども、これは確かにいつ起こるかはわからないという状況にもあります。学校から、今、スマートフォン、どのような使い方をしているかという、さらに事情聴取をした上で、必要とあらばというのはちょっと消極的なので、それに応じて対応はとっていかなければならないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） やはり最近のこの情報端末機器、スマートフォンによる犯罪はふえているわけですから、状況を判断して、ある程度教育委員会としても、小中学校規制をどのようにしたら犯罪から子どもたちを守るかという観点に立って研究調査、そして抑制、家庭の連絡等をしていただきたいと思います。

次に、これからの3カ年の教育用コンピュータの授業等なのですが、教育長が答弁した中で、平成8年度から28年度までが総額3億3,900万円ということで、しかしこれから新たにまた教育コンピュータの更新をしていくというわけなのですが、本町において、ウィンドウズXPがもうバージョンアップを中止したというところがテレビ報道でされたわけなのですが、教育用コンピュータの中でXPを使用しているところはまだあるのかどうか、お聞きします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 残り54台が更新されていないわけでありまして、これは今年度中に更新する予定というふうにしております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） まず、そのXPはもう早急に更新しないとならないと思うわけなのですが、先ほど来1人1台タブレット時代ということで、早急にこれからパソコン関係が変わっていくわけなのですが、この授業自体、見直す時期に来ていると思うのですが、ただ古いコンピュータを更新していくだけの授業では追いついていけないと思うのですよね。ですから、これから中期計画の中でも、授業の変革が迫られていると思うのですが、その辺、教育長の見解は。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 先ほど来お話ししておりますように、器だけそろえればそれでいいというものではありませんけれども、やはりコンピュータ、ICT機器を使っていくことは、これ間違いなくもう近い将来やっていくようになると思います。そういう中で、職員の資質、スキルアップとあわせて、その時代その時代に応じた機器を導入していくことが必要だと思います。今は確かに3カ年の実施計画は、教育用コンピュータ、コンピュータ室の更新ということでこの計画が載っているわけなのであ

りますけれども、そのほかのコンピュータ室のコンピュータを更新するに当たっても、全てが今の形のデスクトップがいいのかどうなのかということも当然考えなければならぬと思いますし、そのほかの日常的に使う教育用コンピュータについても、導入していかなければならない時代は間もなく来るでしょうから、その辺は先ほど申し上げた資質向上と見合ったところで、機器を導入していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 私もタブレットを持っているのですけれども、これ、もうコンピュータなのですよ。同じなのです。これから整備していくということがわかっているのであれば、ただのデスクトップとかタワー型のコンピュータを導入するより、タブレットを導入していったほうがいいのではないかと私は考え方なのですけれども、その辺の教育長の見解は。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） タブレットについては、今はアップル社のものが主流であります。先ほど申し上げましたように、ウィンドウズでも出てきているという中で、コンピュータの互換性というものもやっぱり考えていかなければならない。例えばエクセルでありますとか、ワードでありますとか、そういったところは今はコンピュータのほうはウィンドウズが主流になっているわけでありまして、それとの互換性は絶対出てくる、その問題が出てくるというふうに思っておりますので、教員の資質がまだ上がっていない中で早急に道具だけをそろえるということは避けなければならぬと思いますので、いずれ使用しなければならぬ時代が来ることはわかりつつも、そこはやっぱり使いこなせるようにしていくということを念頭に置きながら、整備を進めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） わかりました。

それでは最後になりますけれども、これからの幕別町の ICT 教育をどういうふうに構築するかということでございますけれども、平成 22 年に全国 10 校の小学校で、総務省によるフューチャースクール推進事業というものが始まって、実証校に無線 LAN、タブレット端末、電子黒板が導入されました。2011 年には文部科学省による学びのイノベーション事業が始まり、フューチャースクールの実証校にはデジタル教科書の配備と活用効果の追求、指導方法の開発などが進められるようになりました。その当時は技術革新が進み、教育もだんだん変わっていくだろうなというふうにしかな分誰も捉えていなかったと思うのですよね。しかし、2020 年までには 1 人 1 台タブレットを児童生徒に与えるという目標が立っております。今以上に、しかも急速に ICT 化が進んでいくことは間違いないと感じるところでございます。

しかし、先ほど来、教育長が言ったように、問題等、しかも非常に多いと。まず、インフラ整備、1 人 1 台タブレットを持つようになると、学校の電力だけではこれおさまりがつかなくなる。これ電力のところから考えないといけない。また、充電の関係です。無線 LAN、ほかの近郊のところと無線 LAN が干渉しないとか、いろんな何か問題があるようです。それをひっくるめてこれ早急に教育委員会として考えないといけないということは、かなり厳密に早く、また学校と連携しながらやっていかないといけないというふうに考えるところでございます。これから急がなければならぬ状況だというふうに感じるわけでありましてけれども、その辺、教育長の見解をお聞きします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 国は 2020 年まで児童生徒 1 人 1 台タブレットを配備というような、そういう目標を立てておりますし、6 年後なのですが、6 年後とは言いませんが、10 年以内にやっぱりそういう時代が来るのではなからうかというふうな思いもしております。その際には、恐らく究極の形として電子黒板とタブレットがセットになって授業を進めていく、そしてデジタル教科書はそこに入っているかどうかちょっとまだ言い切れませんが、ひょっとするとそこにデジタル教科書というものが一体となって入ってくる可能性もあるのだろうなというふうに思います。そういう究極のというか、最終的な形というのは今ある程度予想がつかますので、それに向けてどういうふうに計画的に、環境

整備もそうですし、教員のスキルアップもそうですし、そういったもの、計画的にいかに進めていくかということは考えなければならないとは思っています。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4 番（藤谷謹至） 私も、この ICT という言葉すら、この一般質問を考える前はわからなかったわけなのですけれども、調べれば調べるほどこれ難しいし、しかも教員のこのスキルの幅が大き過ぎると。これからは教員の採用の際にも ICT のスキルを項目に入れるような格好になっていくのだろうと思うのですけれども、私は黒板とか教科書とかノート、それが全てなくなったほうがいいという考え方ではなくて、やっぱり書く上でもそれは必要ですし、脳の活性化という点からもこれは必要なことだと思うのですけれども、ICT と今の教育というものをうまく総合しながらこれから進めていく時代になると思うのです。

今回、質問するときに、1 冊本を何か買おうと思ひまして、「10 年後の教室」というのをインターネットで調べて、買ってみたのです。そのとき、ダウンロードと書いてあるのですよね。本はもうダウンロードする時代で、そのためには電子ブックという本を買おうと。まず、今回のことでやってみようと思ひまして買って、ダウンロードしたのですけれども、すぐダウンロードできます。

その本の中で書いてあったのですけれども、今の小学校 2 年生ぐらいまで、これから就職につくときに、65%は現在の仕事と関係ない、全く新しい職業につくのでないかというふうにアメリカの研究者が書いてありました。ということは、今までの古いアナログ的な仕事というか、それがだんだん進んでいって新たな職業が出てくるという予測なのですけれども、これから生きていく子どもたちにとって、大変難しい時代に突入すると思われまふ。

そういうことも踏まえて、幕別町、いち早く電子黒板を導入したわけですから、ICT というのは幕別町に倣えという方向で、教育長、ぜひすばらしい環境をつくっていただきたいと思ひます。

以上で、終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

この際、11 時 10 分まで休憩いたします。

11 : 01 休憩

11 : 10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○13 番（前川雅志） 通告のとおり、2 点についてお伺ひいたします。

初めに、幕別町の活性化と過疎対策をどう考えるかであります。

ここ数年、正月に帰省した同級生が集まると、本町の寂しさの話題になります。寂しさ漂う空き店舗の景観や子どもの数等のさまざまであります。私の子どものころは、多くの商店やスーパーがあり、町は活気とにぎわいに満ちあふれていました。同級生は 3 クラス 120 人、旭町だけでも同級生が 20 人以上いました。しかし、進学、就職、結婚等、さまざまな事情であります、今は誰一人旭町に住んでいません。

昨年 11 月の議会報告会において、役場庁舎を新築するだけでは町は活性化されない、同時に活性化と過疎とにならないことを考えるべきという趣旨の意見が、一昨年に引き続き出されました。これまで町は空き店舗対策、定住促進、小学生までの医療費の無償化等を行い、それぞれ成果を上げてきました。特に、定住促進住宅建設費補助金交付事業は、本町地域に多くの方々を招き寄せました。また、これからマイホームを持とうとする世代からは、他の市町村と比較し、小学生までの医療費の無償化が幕別町、特に札内地域ではありますが、家を建てる決め手になったという声を数件聞いています。活性化と過疎対策は、ほかにも景観や道路のアクセス、商工振興、観光等、さまざま考えられます。

そこで、今回は道路と景観、今後の取り組みについて、以下、お伺いいたします。

一つ目に、平成 25 年に 129 人の転入超過となったが、要因をどのように分析されているのか、お伺いいたします。また、本町札内、忠類の出生、死亡を合わせた人口の推移と予測をお伺いいたします。

二つ目であります。町と町を結ぶ道路は町の活性化に欠かせないものであります。清流大橋以東の道道の整備はようやく一定の計画が示されました。次の課題は国道 38 号線であります。幕別本町に入るウエルカムロードの国道 38 号線は、老朽化した止若橋、道道との交差点の急カーブや跨線橋の急勾配など、事故危険区間リストに掲載され、朝晩の渋滞の解消と交通安全の確保が急がれています。国道 38 号線の 4 車線化とバイパスの計画について、これまでに 2 度伺っていますが、2 度とも「道東自動車道の全線開通後の交通体系のあり方などを見定め、長期的な視点で進めざるを得ない状況」ということでありました。北海道が策定した帯広圏交通体系マスタープランに示されたように、道東道開通後、国道 38 号線の交通量が減少したのか、お伺いいたします。

また、国道 38 号線の 4 車線化とバイパスを二つ求めることに無理があると感じています。そろそろどうするかなど、開発と協議が必要と思うが、所見をお伺いいたします。

あわせて、北海道開発局は現状をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

3 番目であります。空き店舗対策や廃屋等町並みの再開発の考え方をお伺いいたします。

四つ目でありますが、忠類地域住民会議をどのように評価しているのか、お伺いいたします。

最後に、活性化と過疎対策は何か一つの事業で解決するものではありません。町はこれまでさまざまな対策を行っていますが、ほかにどのような特効薬の開発が必要なのか、簡単に思いつきません。しかし、過疎でも元気なまちづくりを行う議論を重ねる必要があると思います。今後の取り組み、幕別町の活性化と過疎対策をどう考えるのか、お伺いいたします。

次に、ふるさと館と蝦夷文化考古館の建てかえと財政計画についてお伺いいたします。

ふるさと館と蝦夷文化考古館の複合施設検討の考えが示されました。考古館については、歴史的に現在地での改修もしくは改築が望ましいのだろうと思うが、ふるさと館については、近年の入場者数を見ると、必要性に疑問を感じます。町民、児童生徒はどのようにふるさと館を活用し、郷土の歴史、文化の正しい理解につなげているのか、お伺いいたします。

また、百年記念ホール建設時に土地を取得していますが、当時は温水プールや歴史民俗資料館の併設が提案されていました。今でも生きている計画なのか、お伺いいたします。

役場庁舎改築、札内福祉センター改築、百年記念ホールの改修、町民会館の耐震改修、札内東町民プールの施設整備や農業トレーニングセンター改修と続き、小中学校校舎もどんどん老朽化しています。さらに、建築事業だけではなく、土木事業や農業土木事業等もあわせて計画的に進めなくてはなりません。必要な公共事業は計画的に進めるべきであり、ブレーキをかけるつもりはありませんが、急激な財政支出の増加が心配されます。建てかえる場合の全体の財政計画をお伺いいたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「町の活性化と過疎対策について」であります。

我が国の人口は、2008 年、平成 20 年の 1 億 2,810 万人をピークに減少を加速化させていくという推計の中、人口が減少しても国として活力を維持していくためには、成長力の強化や社会保障制度改革に加えて、「地域の再生」が大きな課題であると言われており、今後の自治体運営にとっては、過疎化を放置せず地域の実情に見合った活性化をいかに図っていくかが大きなテーマであるものと認識いたしております。

昨年 3 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した本町の将来推計人口は、2040 年には 2 万 2,062 人となり、2010 年に比べ 4,485 人、16.9%減少するとともに、高齢化率も 40.9%に達すると推計されております。

本年 5 月には、この推計をもとに民間の有識者らでつくる「日本創成会議」の人口減少問題検討分

科会は、現行ベースで地方から大都市への人口流出が続くと仮定した上で、独自に推計した 2040 年時点での全国の市町村別人口を発表いたしました。

この中では、「人口の再生産力」に着目し、子どもを産む中心的な年代である 20 歳から 39 歳の女性の数を試算し、2040 年と 2010 年とを比較してその数が半分以上に減少する自治体が、全国で約半数に当たる 896 団体に達すると試算いたしました。

この推計においては、本町の 2040 年の総人口は 2 万 2,174 人で、20 歳から 39 歳の女性は、2010 年の 2,702 人から 876 人減少し 1,826 人となり、その減少率は 32.4%と試算されております。

ご質問の 1 点目、「転入超過の要因及び人口の推移と予測について」であります。

全国的に都市部への人口集中が進むことが危惧される中、本町では、平成 25 年 12 月末の住民基本台帳に基づく人口が、前年同月に比べて 16 人の増の 2 万 7,682 人を数え、その後、本年 4 月末には、これまでで最高の 2 万 7,714 人に達したところであります。

2 月に総務省が発表した、住民基本台帳に基づく平成 25 年の人口移動報告では、北海道全体では 8,154 人の、十勝管内全体では 525 人の転出超過でありましたが、本町では平成 20 年から 6 年連続して転入者数が転出者数を上回っており、平成 25 年には 129 人の転入超過となっております。

しかしながら、これは転入者から転出者数を引いた社会動態のみの数字でありますので、出生者数から死亡者数を引いた自然動態の 119 人の減と職権による 6 人の増を合わせますと、合計では 16 人の増でありました。

地区別に申し上げますと、幕別地区は、52 人の自然減と 22 人の社会減に職権の 3 人増を合わせて 71 人の減、札内地区は、43 人の自然減と 157 人の社会増に職権の 2 人増を合わせて 116 人の増、忠類地区は、24 人の自然減と 6 人の社会減に職権の 1 人増を合わせて 29 人の減となっております。

札内地区において大きく転入超過となった要因といたしましては、消費税増税の後押しを受け、堅調に推移した新築住宅の建設によるものと見込んでおります。

都市計画区域内における持ち家住宅の建築確認申請件数は、平成 23 年度が 95 件、24 年度は 105 件、25 年度は 107 件と推移し、そのうち、札内地区は、89 件、90 件、96 件、幕別本町地区は、4 件、14 件、6 件となっております。

また、建築申請の届け出の必要のない忠類地区の建築工事届の件数は、同様に 5 件、3 件、12 件と、平成 24 年度から実施いたしております定住促進住宅建設費補助事業による効果があらわれているものと考えております。

近年の人口の推移につきましては、合併直後の平成 18 年 2 月末とそれから 8 年 3 カ月を経過した本年 5 月末の住民基本台帳人口の比較においては、町全体では 2 万 7,502 人から 2 万 7,691 人、189 人、0.7%の増であり、地区別に申し上げますと、幕別地区は、7,009 人から 6,179 人に、830 人、11.8%の減、札内地区は、1 万 8,641 人から 1 万 9,859 人に、1,218 人、6.5%の増、忠類地区は、1,852 人から 1,653 人に、199 人、10.7%の減となっております。

今後の予測といたしましては、死亡者数が出生者数を上回り自然減が続く状況の中では、幕別地区、忠類地区においては減少傾向にある一方、堅調な住宅建設が期待される札内地区においては自然減を社会増が上回り、ここ数年は微増の状態が続くものと推測いたしております。

ご質問の 2 点目、「国道 38 号線の整備と北海道開発局との協議について」であります。

国道 38 号線の 4 車線化とバイパス計画につきましては、現在、整備が進められております道東自動車道と並行する国道の整備計画という位置づけにありますことから、国では、道東自動車道の全線開通後の交通体系のあり方などを見定める必要があり、具体的な検討に取り組む状況には至っていないところであります。

国道 38 号線の現況交通量につきましては、スマイルパーク前の観測地点における昨年度の 1 日当たりの平均交通量が約 1 万 4,000 台となっており、道東自動車道が札幌圏と直結した平成 23 年 10 月以前と比較いたしましても、ほぼ同じ交通量となっております。

この数字を見ますと、この地点においては札幌圏と高速道路で直結したことによる影響は大きく受

けていないものと推察いたしております。

また、道東自動車道の整備につきましては、阿寒までの区間が平成 27 年度に開通を予定されておりますが、その先の釧路までの開通時期については未定であるとお聞きいたしております。

このほか、最近では建設が凍結されている足寄・小利別間について凍結解除の方針が示されるなど、国道 38 号線の道路整備についてはこれら一連の高速道路の整備と密接に関係いたしておりますが、特に現況交通量には釧路方面と札幌・苫小牧方面とを行き来する交通量が多く含まれていることから、高速道路の整備によって一般道から高速道へどの程度転換されるかがポイントであると言われております。

このようなことから、道東自動車道の整備において、まずは釧路までの区間が開通し、その後の交通体系がどのように変化するかを見極めた上で国道 38 号線の道路整備についてどうあるべきかを検討したい、とするのが現在の開発建設部の考え方でありますことから、長期的な視点で進めざるを得ないものと認識しております。

なお、止若橋を含めた道道との交差点や、その先の跨線橋といった事故危険区間にリストアップされている箇所につきましては、道道との交差点やその前後の区間のカラー舗装工事が実施されたほか、勾配のある区間につきましては、冬道対策として小まめに融雪剤を散布されるなどの交通安全対策が講じられております。

これらの国道 38 号線の整備につきましては、千住 13 号以東の 4 車線化を含めて、本町のまちづくりに大きく影響を及ぼしますことから、今後とも国との協議に向けて、意見交換や情報収集に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「町並みの再開発について」であります。

中心商店街の空洞化を抑制し、にぎわいのある商店街づくりを目的として、平成 21 年度から幕別、札内、忠類の 3 地区に指定区域を定め、その区域内の空き店舗等を賃借し、新規出店された方に対して、建物の改修や賃借料に係る経費の一部を補助する、商店街活性化店舗開店等支援事業を実施してまいりました。

加えて、創業等支援制度により、金融機関から対象となる融資を借り受けた方に対し、融資の利息や信用保証料の補給を行うとともに、中小企業融資制度により、融資の利息や信用保証料の補給を行い、事業を継続しやすい環境づくりに努めてまいりました。

また、空き店舗や廃屋を含めた空き家の現状につきましては、町並みの美化という景観的課題だけでなく、防災、地域の活性化などさまざまな要素がありますことから、現在は公区長会議やホームページの中で情報の提供を呼びかけ、実態の把握に努めているところであります。

こうした中で、空き家・廃屋、さらには倒壊などの危険家屋にあつては、基本的には個人の資産・財産であり慎重な判断と対応が求められますことから、どのような視点で危険度を判定し、不動産情報としての提供も含めどのような制度・方法で進めていくことが適切かなどさまざまな課題を整理した上で、商工会などからもご意見等をお聞きし、検討してまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「忠類地域住民会議に関する評価について」であります。

忠類地域住民会議につきましては、合併時の協定に基づき、編入合併となる忠類地域の住民の意向を行政に反映させ、行政と地域住民が協働して地域づくりを推進するために、町長の附属機関として、合併時に設置し、本年 2 月で 5 期目である 9 年目を迎えております。

忠類地域住民会議の構成は、団体等が推薦する者 5 人、識見を有する者 5 人、公募による者 5 人の計 15 人で組織されており、これまで、観光振興や地域の活性化はもとより、福祉や生活環境など多岐にわたり調査審議し、町に対し延べ 136 件のご提言をいただきました。

これを受け、町や各種団体、地域住民みずからが実践してきた取り組みは、一部実施のものも含めて 73%にも及び、民間賃貸住宅建設促進への助成を初めとしてさまざまな施策の実施につながり、忠類地域の活性化につながってきたものと考えております。

平成の大合併に伴う市町村の周辺部の過疎化について検証した調査では、合併した市町村の組み合

わせの中でも、中心から遠距離にある小規模市町村において、人口の減少度が顕著であったという分析がなされております。

忠類地域が合併9年目を迎えた現在も幕別町の南の玄関として交流人口を増加させ、その存在をアピールする活動が継続されていることを鑑みますと、住民会議の果たしてきた役割は重要であったと認識いたしております。

ご質問の5点目、「町の活性化と過疎対策に対する考えについて」であります。

前段申し上げましたように、過疎化の進行している幕別本町地区と忠類地区において、これ以上の人口の流出を食いとめる施策の展開は、喫緊の課題であると考え、平成24年度に定住促進住宅建設費補助事業を創設いたしました。これまでの実績では、町外から24世帯54人の方が転入されたところであります。

人口は、まちづくりを進めていく上で重要な要素の一つであり、町のにぎわいの尺度をはかるものでありますことから、各自治体それぞれが知恵を絞り、定住人口の維持や交流人口の増加などに取り組まれております。

定住人口を維持していくためには、若年層の増を図ることが必要であります。0歳から14歳の年少人口の割合が近隣の自治体に比べ低い本町では、いかに若者に住み続けていただけるか、また、住みついていただくかといった視点から行政を進めていくことが大変重要であると考えております。

そうしたことから本町では、平成23年10月から小学生の医療費無料化に着手し、子育て世代の経済的軽減に取り組むとともに、定住促進住宅建設費補助事業の創設のほか、コミュニティバスの通学児童生徒の無料乗車や小中学校の特別支援教育支援員の充実、保育所の受け入れ態勢の充実などを進めてまいりました。

また、地域振興の基本は「人が集まること」と言われており、いかにして「人が集まる仕組み」をつくり上げていくべきかが、知恵の出どころであると考えております。

近年では、「写真のまち」や「絵本の里」を初め、ご当地アイドルや映画製作、産業景観などさまざまな切り口から独自性のある取り組みが全国で進められております。

「過疎化対策には特効薬はない」と言われている中、これらの成功事例を研究するとともに、連携している町や大学の知恵もおかりし、時代のニーズに応えた取り組みを推進していくことが大切であると認識いたしております。

以上で、前川議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 前川議員のご質問にお答えいたします。

「ふるさと館と蝦夷文化考古館の建てかえと財政計画」についてであります。

ふるさと館につきましては、ボウリング場として昭和45年に建設された施設を町が買い取り、昭和54年10月に「町の歴史資料を保存・展示する施設」としてオープン以来、35年が経過しようとしているところであります。

館内には、十勝開拓のために入植した依田勉三氏の「晩成社」の小作人住居である「きまり小屋」を道立開拓記念館の協力を得て実物大で復元したほか、農作業が機械化される前の脱穀機や直播機、さらには、電気を使わない冷蔵庫、縄編み機などを含め、本町の開拓時代以降の歴史や当時の生活の様子を見て、感じ取っていただけるものを展示しているところであります。

ご質問の1点目、「どのようにふるさと館を活用し、郷土の歴史・文化の正しい理解につなげているか」についてであります。

ふるさと館の近年の入館数につきましては、平成21年度が2,132人、以後2,284人、1,609人、2,831人と推移し、平成25年度は1,998人となっており、例年、町内の小学校3、4年生の社会科見学や高齢者学級の学生、幼稚園や保育所の園児のほか、農村ホームステイで本町に滞在する大阪府立高校生の見学、さらには国際交流をしておりますオーストラリアの生徒が訪れた際には、ふるさと館に案内し、本町の歴史を説明しているところであります。

また、ふるさと館の事業として、町民を対象にした「史跡めぐり」を毎年行っているほか、小学校 5・6 年生を対象にした「ジュニアスクール」におきまして、シャケの稚魚放流、史跡めぐりのほか、和だこや篆刻づくり、ソバの種をまき、収穫したソバを引いて食するなど、ふだんの生活や学校では体験することのできない事業を実施することにより、新たな発見や体験を通して、子どもたちが開拓時代の先人の苦労を知るとともに、本町の歴史を学ぶことにつながっているものと考えているところでもあります。

ふるさと館に展示してあります自然環境や歴史的背景の中で培われてきた歴史資料は、先人の暮らしや精神文化を知る歴史的・民俗的な価値があるだけではなく、郷土への誇りや愛着を育てるための重要なふるさと資源でありますことから、今後におきましては、新たなポスターを作成して公共施設等に掲示をするほか、この 4 月にふるさと館にある道具の意味や、アイヌ文化などを紹介した「ふるさと館ガイドブック」を作成いたしましたので、町内の小学校を初め、公共施設等に配付するとともに、百年記念ホール等で実施している「ミニ歴史博物館」の充実を図り、多くの町民の皆様、郷土の歴史について関心を持っていただく機会を提供してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の 2 点目、「温水プールと歴史民俗資料館を併設する計画は今も生きている計画かについて」であります。

歴史民俗資料館につきましては、平成 3 年度から平成 12 年度を計画年度とする第 3 期総合計画におきまして、「ふるさと館と蝦夷文化考古館の統合を含めた整備を図る」と計画されたところであり、温水プールにつきましては、幕別町開基 100 年記念事業として、百年記念ホールや歴史民俗資料館とともに整備する構想が出されたところであります。

しかしながら、その後に策定されました第 4 期総合計画におきまして、財源的なめどが立たないことから両施設の整備計画が盛り込まれず、現在に至っているところであります。

平成 4 年度から平成 5 年度にかけまして、地方拠点都市法の拠点地区の指定を受け、財源的に有利な手法、これは起債充当率 90%、交付税措置率 55%でありますけれども、これによる整備を行うべく、当時の構想では、百年記念ホール前の広場、いわゆるプラザを囲むようにして温水プールと歴史民俗資料館を配置するなどして、拠点地区の教育文化、スポーツ・レクリエーション機能にボリュームを持たせる計画としておりましたが、温水プールにつきましては、建設費や維持費などに多くの財政負担が生じるため、学校プールに温水化設備を増設することにより利用期間を延ばし、一般町民の方も利用できるプールとして平成 13 年度に幕別小学校学校プールの改修を実施したところであり、札内地区におきましても、老朽化した白人小学校プールを同様のプールとして建てかえる予定としているところであります。

また、当時の歴史民俗資料館につきましては、ふるさと館と蝦夷文化考古館を合体した施設を想定しておりましたが、考古館につきましては、先住民族であるアイヌの方々が千住の地を基盤として生活してきたこと、さらには先住民族の方々の歴史をたたえる場所としても、現在の蝦夷文化考古館に隣接して建設することに、その意義があるのではないかと考えているところであります。

このようなことから、千住地区にふるさと館との複合施設を建設することができないかにつきまして、現在、文化財審議委員会やふるさと館事業委員会など、関係団体などのご意見を伺いながら、検討いたしているところであります。

ご質問の 3 点目、「建てかえる場合の全体の財政計画を伺う」についてであります。

ご質問にありますように、今年度着手いたします役場庁舎を初め、今後においては札内福祉センターや町民会館など、建設から長い期間を経過した公共施設の老朽化対策をいかに進めていくかが大きな課題であると認識いたしております。

町におきましては、第 5 期総合計画に定めた「施策の方向」に基づき、財政状況を勘案しながら 3 カ年実施計画を策定し、計画的な普通建設事業の実施に努めているところであります。

ふるさと館と蝦夷文化考古館の整備に関しましては、具体的な計画にはなっておりませんので、明確な財政計画をお示しすることはできませんが、補助金や有利な起債の活用を含め、後年次に過度の

財政負担を招かぬよう、十分意を用いなければならないものと考えております。

以上で、前川議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） 初めに、活性化と過疎対策について再質問をさせていただきたいと思います。

町長の答弁にありましたように、人口の増減ということでは、幕別町の第5期総合計画の中で、平成29年には2万8,000人ということで想定して事業を進めてまいりました。先ほどお話があったように、本年の4月では2万7,714人となり、5月現在では2万7,691人ということですが、想定まであと一息というところまで来て、当時、5期総の議論があったときには、もう少し大きく数字を見たほうがいいのではないかとさまざま意見がありましたが、当時の推計というのはかなり正確な数字が出てきていたのだなと改めて感じるところであります。そういうことを考えれば、国が示しています推計、これからの推計というものも、残念ながらこういったことに当てはまってくるのだろなというふうに思うところであります。

先ほどお話ありましたように、建設費補助金事業などで、本町地区と忠類地区というのはかなり善戦をしてきたわけではありますが、そうではありますが、人口減少というものに歯どめがきかないということが現状であるのだろなというふうに思います。日本そのものの人口が減少してきましたので、本町忠類地区に急激な人口の増加というものを期待はしても、なかなか難しいものなのだろうというふうに思っております。町長もお話ありましたように、札内地区のように伸びているところにはこれまで以上に伸ばす努力と、本町、忠類はこれ以上減らさない努力、こういったものが必要かと思えます。そして、過疎になったとしても、安心して楽しく暮らせるようなまちづくりが必要なのだろなと思ひながら、今回、質問をさせていただいているところであります。

そこで、町の活性化などには道路というものは本当に欠かせないものだというふうに思っているところであります。札内の清流大橋以东の道道の開発につきましては、清流大橋が開通してから10年以上かかってようやく事業化をされて、これから工事が進んでいくものと思われていますが、そう言いながらも完成までには順調にいても平成36年までかかるというお話でありますから、清流大橋が開通してから何と20年以上かかって道路がつながるということでありました。これまでも国道38号線のバイパス化なのか4車線化なのかについては、伺ったところでありますが、大体5年前と2年前ぐらいにお伺いして3回目ではありますが、さまざま、札幌まで道東道がつながったということもあったり、状況が変わってきたのかなと思うのでありますが、3回伺って3回とも町長の答弁は同じような答弁でありましたので、町長の考え方には一分のぶれもないのだなというふうに感じるところでありますが、最初に質問したとおり、両方ずっと求めてまいりましたが、両方を求めるということは本当に無理な話なのだろうなというふうに感じています。これを、これまでずっと整理してきていませんが、国の動向などももちろんそうでありますが、町としてはどう考えるのかというのを町長にお答えいただきたいと思ひます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） バイパス計画、これ古くは昭和48年に北海道が都市計画を決定し、さらに昭和53年に今のバイパス計画が表面化された。一時、もう計画が立てられて20年も30年たっても全く手のつかないところは一回白紙に戻そうかというような話も実は出ていたのですが、先ほども言いましたように、開発局なんかは、せつかく計画があるのだったらあえてこちらからおすることはないのでないか、長期になっても計画は残しておいたらいいいのでないか。それでは計画を残しておいたら現道の4車線化に影響しないのか、そこが我々にとっては一番大きな問題であるし、それはさっきから言うように、道東道が開通して、それらの状況を見たときに、いわゆる三八の拡張でいくのか、あるいはバイパスが新たに浮上してくるのか、その辺のことは超長期的な考え方で我々は進んでいるので、今のところは町としてもそういう要請活動あるいは4車線化してほしいというような要請活動、これはいつも出してはいますけれども、現実的にはなっていないというのが状況であります。

私としては、いつかも言いましたけれども、もうバイパスについては終わって、4車線化がまず一

番先に具体的に進むほうがいいのではないかと、そういう話もさせていただいておりますし、また開発もそういう意向ではあります。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） わかりました。それで、そういった要請を行いながらも、なかなか事業化のめどが立っていないという中でも、38 号線は毎日車が通るわけでありまして、3 カ月前にも 1 回と 1 週間ぐらい前にも 1 回、交通事故があつた止若橋近辺であつたわけでありまして、先ほどの答弁の中にも、さまざま交通安全対策を行ってきたというお話がありました。そういう安全対策を行いながらも頻発する交通事故、こういったものをなくすために抜本的な改修、とりあえず 4 車線化もバイパスもという計画がなかなかできない中で、とりあえずの抜本的な改修、こういったものの考えなどはお持ちでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、言います止若橋については、何回かかけかえの要請をさせていただきました。そして、開発も今のいわゆる長寿命化にかかわっての調査を実施したわけでありましてけれども、当然、言い分としては大丈夫だと、まだまだもつと、こういうようなお話でありました。もう一つは、後から歩道の部分を増設といいますか、拡張した部分、さらにもう一つのネックは跨線橋の勾配が今の基準からいくとはるかに急な勾配になっています。ですから、あれを解消すると、跨線橋をなだらかにずっとおりてきますと、その足が堂前商店のスタンドのあの辺まで出てくると、両脇のお店に影響してくるということもあって、これも一遍には解決できないのだと。

先ほど言いましたように、交通事故が起きないような対策をとるというようなことぐらいしか今の段階では進められないのだという話でありますので、我々は、先ほども言いましたように、まずは 13 号以東の 4 車線化と、あるいはこの止若橋から跨線橋にかけての危険区間ということを言われているわけでありまして、これらの解消に向けて、またさらに要請活動は続けていきたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） 3 番を飛ばしまして、4 番の忠類住民会議であります。

忠類住民会議については、以前の報道によりますと、町長は忠類住民会議からの提言を今後の政策につなげていきたいようなコメントも出されておりました。地域住民が議論し、提言をまとめ、政策に反映される、こういったことは高く評価をさせていただきたいと思ひますし、ということは忠類地域にとって、忠類住民会議はメリットの高い組織となっていると思うのですが、町長はどのように思ひていますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたが、忠類住民会議は合併時の約束事でもあります。そして、せっかく住民の意向が合併したことによって、なかなか町へ、行政に届かないというようなことになってはいけない、住民の意向がそういった住民会議等を経ながら町長なり、いわゆる行政に届くように、そういうことが今日までずっと来ているわけでありまして。現実的にいろんな提案が具現化されている事例もありますので、これから先、10 年は一つの節目でしようけれども、この後どうなっていくかはこれからのことだというふうに思ひますけれども、確かに今まで大変お世話になったし、残された 2 年の任期でまたいろんなご意見等をいただければというふうには思ひております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） 次の⑤のところと一緒にあれなのですが、過疎対策が活性化だという話になつても、なかなか知恵が出てこない。そういうことではやっぱり町長も知恵の出どころというふうにお話を先ほどされていましたが、その知恵をどのように出していか。例えば、役場の職員だけでもまだまだなのでしょうし、議会でいろいろあつてもまだまだというものもありますので、多くの方々の話を聞きながら意見を取りまとめていくと、そういったことが住民参加のまちづくりの本来の意味になつていくかと思ひます。

忠類地域住民会議につきましては、合併の約束事で始まったというお話でありましたが、そういう忠類にとってすごくメリットの高い組織なのだろうなと思っていますので、そういった組織を、幕別全体には公区長会議やまちづくり住民会議とありますが、忠類住民会議のような会議体を本町地区に持つような考えというのはありませんか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 忠類も合併時にはなかったのですが、今、忠類の公区長さん方が集まった公区長連絡協議会が二、三年前にできております。これは札内地区も西幕にもあります。幕別中央地区も1回立ち上がったのですが、なかなか継続できなくて、今はないのが状況であります。そういったことで、私どもはいろんな場でご意見を伺う。その一つが公区長の連絡会議であったり、忠類で言えば住民会議であったり、もちろん縦割りの作業別ですとか、いろんな形で住民の皆さんの意見を伺っていくわけでありまして、またいろんな方々のお知恵を拝借しながら、さらに活性化に向けて、まちづくりに向けて努力していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） ふるさと館と考古館について、再度お伺いをしたいと思います。

先ほど答弁をいただきましたが、どうしてもこの町に必要な施設であるということが、まだいま一つ理解できません。コストだけ考えると、他の市町村にもこういった施設はたくさんありますので、学校の授業の一環で行くなら、バスに乗って見ていくともうコストもかからないと。お金だけのことを考えると、そういうことになるのですが、そういった中でも今後とも必要だということをもう一度お答え、その必要性についてお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 幕別町に住む子どもたちあるいは町民の方々が、開拓時代からこの町がどういうふうに今に至っているか、特に開拓時代の苦労を知って、そして今後のまちづくりに生かしていくということは非常に大切なことであるということでもあります。特に貴重なものとしては、あそこに「きまり小屋」というものがあります。これは恐らくふるさと館以外にはああいうものはないのだろうというふうに思います。そういった当時の暮らしぶりをじかに見て感じるということも非常に大切だというふうに思っておりますので、やはり町民が古い時代の苦労を知り、そしてそれを自分のものとして今後のまちづくりに生かしていくという気持ちを養うためには、ぜひ必要かなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） そういったところも含めて、またさまざま議論を重ねていただきたいなというふうに思います。

先ほどの答弁の中で、3期総の中で、温水プールと歴史民俗資料館の整備が構想されたとありまして、4期総になってはなくなったというお話であります。土地を求めたときの議決などの資料を見ると、そういったものを整備するので、それだけの広さの面積が必要だという説明のもとに議会も理解を示して可決をしていった経過を、20年以上前の議事録であります、読み返しをさせていただいたところではありますが、これ4期総になくなったということは、当時考えていたそういった計画が白紙になったと理解してよろしいですか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 当時は、総合計画の策定ということももちろんありましたけれども、ちょうど答弁の中で申し上げました地方拠点都市法という法律、新たな法律ができて、その地域指定、帯広圏1市3町なのでありますけれども、この地域指定に向けて非常に働きかけをしていたときでありました。というのは、この地方拠点都市法というのは、これはあたかも報道もかなり盛り上げたのでありますけれども、打ち出の小づち、お金が本当言うと、何ぼでもその拠点地区に投入されて、その機能が高まる、地域の発展の起爆剤になるといったようなことがありまして、地方拠点法の拠点地区に指定されることによって、その、うちの場合は教育・文化、スポーツ・レクリエーション機

能を持つということで、札内地域も含めてたしか 90 ヘクタールぐらいだったかと思うのですけれども、そこに補助金であったり、投入することによって施設整備を図り、そして幕別町全体の、そして帯広圏の発展の起爆剤にしていこうと、そういう動きがありましたことから、その地域指定を受けるがために、かなりボリュームアップしたというか、そういうことも実はありまして、恐らくいろんな施設が、温水プールだとか歴史民俗資料館、あるいは憩いの家でしたかね、何だかの森だとか、創造の森だとか、音楽の森だとか、そういったいろんな機能をあそこに入れることによって、地域指定を受けようと、そんな努力もしたところであります。

その後、財政的にも非常にバブルの後でありますので、あれを全部整備するということはやはり難しいだろうと。何を重点的にやっていくかと考えたときには、やはり選択をしていくということになるだろうと思います。そういう中で4期総においては、落ちたということでもあります。現在の5期総においても、そういう計画はありませんので、当面はああいった構想を実現化するという考え方は持っておりません。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） 可決されてから 20 年以上たっていますので、それに伴い時代も変わりますから、計画そのものが変わってくるということは否定もしませんが、当時の議会でもさまざま議論があったやに聞いておりますし、議事録でも読ませていただきました。

今回、4期総のときには財政的なめどが立たないからなくしたのだというお話でありました。今回、蝦夷考古館とふるさと館を併設して建てていく、そういう整備をしていくのだという考え方が示されたということは、財政的な裏づけができたと普通の人は思うと思うのですよね。財政的なものができたのであれば、当初計画していたものに沿って計画を実行していく、こういった姿が正しいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 財政的な裏づけがあって整備をするというところまで至っておりません。まず、蝦夷文化考古館につきましては、歴史を考えても、あそこの土地に整備をしていくことがいいのだろうと。ふるさと館につきましては、老朽化していますけれども、今すぐに建てかえるというところまではいっていないわけで、仮に建てかえるとするならば、あの千住の地に蝦夷文化考古館とふるさと館を合体したような施設ができるのかどうなのか、これは関係者の思いもありましょうし、単純に二つの施設を一つに建てるということがいいのかどうなのかということについては、非常にいろんな考えがあって、なかなか一つにまとまらないという状況にもありますので、やはりいろんな関係団体の方のお話を聞きながら、二つのものを一つに建てるかどうかの検討を今始めているということでありまして、決して財源的裏づけができたから検討するということではありませんし、実施をするとするならば、3カ年の実施計画というものがありますので、しっかりそこに位置づけた中で計画的に実施をしていくということになろうかというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） それでは、例え話にしかありませんが、ほかにこのふるさと館などを建てていくこととなれば、平成6年ですか、求めました土地については、建てることが目的でそれだけの土地が必要だということで購入していますので、必要ない土地というものが出てくると思うのですね、百年記念ホールの中に。あの敷地の中に。そういったものも、このふるさと館だとか、そういったことで方向性が固まってきたら同時に、百年記念ホール周辺の土地利用の計画、こういったものも示していただけるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） あそこの土地を取得するに当たっては、今おっしゃられたように、文教ゾーンというような形で、あそこは今、コリドールという、あれ以降なっている、あの周辺を温水プール、資料館等で埋めようという計画だったのですけれども、特に温水プールなんかはその後、芽室ですとか音更ですとか、類似の施設ができたので、これからは一つの町に一つ温水プールということにはなっ

ていけないのではないか、特に幕別町は温水プールについては管内的に先駆的な役割をもう果たしたのでないかなと、そんなこともありました。

ただ、土地を多く求めた一つには、一つこれから 100 年、幕別町開基 200 年に向けて、広大な構想を持ってあの土地を保有しておる、広大な空間を町として所有しよう、そんな大きな夢みたいなこともあったわけであります。その後、具体的には動いていませんけれども、初めは国道沿線に物産館と一緒にものをつくろうとか、いろんな計画は出ましたけれども、土地はそうばらばら買うわけにいかなかったものですから、私も行きましたけれども、3 戸でしたか、農家の方からまとめて買わせていただきました。ですから、計画が当時から見て大分変わって、今もうずっとあいたまんま空間になっている、それは現実的な問題であろうというふうに思いますけれども、もちろんここも有効な活用ですとか、いろんなことはこれからも考えていかなければならないというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） 先ほども申し上げましたけれども、時代も変わってきますので、計画が変わるということは否定するものではありませんが、やはり無駄のないような土地利用も含めて考えていただきたいと思いますし、前回も芳滝議員がお話しされていましたように、場所も含めてもう少しゆっくり議論を重ねていただきたいものだというふうに思います。

財政の面については時間がないので割愛しますが、最後にお伺いしたいのは、幕別町に大切な文化財だと私が思っているのですが、万城目正さんのピアノであります。百年記念ホールに、部屋の中にガラス越しに見えるように展示はされているのですが、今後、このピアノについてはどのような扱いをすることを考えているのか、最後に伺って終わります。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 万城目正さん、幕別が生んだ素晴らしい作曲家で、有名な歌手、美空ひばりでありますとか島倉千代子の歌も作曲した方であります。ところが、意外とこの方の功績というのは知られていないということがありまして、それで万城目正さんの息子さんから、ああいうピアノのオブジェであるとかレコードを寄贈、昨年受けました。とりあえずまずは一番多く人が来るところであり、それも文化に関係のするところということで、とりあえずあそこに飾らせていただきましたけれども、ちょっと目立たないということもありますし、急ごしらえで設置したということがありますので、ふさわしいとは言えない状況にあるのかというふうに思います。そんな中で、ことし 1 年、秋ぐらいまでかけて、どういった展示の仕方がいいのかということを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

この際、13 時まで休憩いたします。

12 : 08 休憩

13 : 00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○11 番（芳滝 仁） 子ども・子育て支援新制度実施に伴う対応についてお伺いいたします。

国は、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法を定め、平成 27 年 4 月から実施に向けて準備を進めているが、国の保育制度改革の主な内容と実施に向けた町の準備態勢と考え方についてお伺いいたします。

1、今秋から保育の利用手続の仕組みが変わるが、町民への周知の準備と考え方をお伺いいたします。

2、保育の利用できる要件が広がることへの対応は。

3、保育の種類が増えるが、その対応は。

4、へき地保育所が通年化されたが、新年度において運営費が国から給付されるようになるのか、お伺いいたします。

5、幕別本町地区の幼稚園と保育所を一体化する認定こども園の取り組みは。

6、事業所内保育所の社外開放への対応は。

7、今後の子ども・子育て支援について、町の全体的な考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「子ども・子育て支援新制度について」であります。

平成24年8月に幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て関連3法」が成立し、来年4月から子ども・子育て支援新制度が本格的に施行されることになります。

新制度の主なポイントは、一つ目として現行の認定こども園制度の改善、二つ目として認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の施設型給付の実施、三つ目として小規模保育等への地域型保育給付の実施、四つ目として子育て支援事業などの地域の子ども・子育て支援の充実等を図ることであり、事業の推進に当たっては町が実施主体とされております。

本町といたしましては、円滑に新制度へ移行できるように次世代育成支援対策地域協議会からご提言をいただきながら、新たな「幕別町子ども・子育て支援事業計画」の策定に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「町民への周知の準備と考えについて」であります。

新制度における保育所の利用手続につきましては、保育を希望する保護者からの市町村への認定申請に基づき、市町村はその内容を審査し、認定書を交付することとなりますが、その後に保護者からの保育利用希望の申し込みを経て、市町村では申請者の希望を尊重した上で、町内の施設全体での利用調整を図りながら入所可能な施設を保護者に対して提示することとされております。

幼稚園につきましても、保護者が入園予定の施設を通じて市町村に認定申請を行い、認定証の交付を受ける手続を基本とする方向で検討されております。

しかしながら、私立幼稚園については、27年度以降も現行の幼稚園のままで継続する場合には、入園手続に変更はなく現行のままとされております。

利用手続における現行制度と新制度の大きな違いは、この認定という手順が加わることでありますが、現時点において、これらの細部については未確定の事項もありますことから、現在は情報収集に努めておりますが、利用手続を含めた新制度に対する町の取り組みを決定した後に、広報紙やホームページ、説明会の開催などにより住民の皆さんへの周知に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「要件拡大への対応について」であります。

現行は児童福祉法第24条において、保護者の労働又は疾病等児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者からの申し込みにより、それらの児童を保育所において保育しなければならないと規定されております。

新制度におきましては、この保育要件が「保育に欠ける」から「保育を必要とする」に改正されたほか、保護者からの申し込みがなくても、市町村は保育を必要と認める場合において、保育所への入所措置を講ずることができるようになります。

現在の町の保育実施基準につきましては、児童福祉法施行令第27条の入所基準に基づき幕別町保育実施条例第2条で7項目を定めております。

具体的には、「居宅外で労働することを常態としていること」、「居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること」「妊娠中であるか又は出産後間がないこと」「疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること」「長期にわたり疾病

の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること」「震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること」、「町長が認める前各号に類する状態にあること」と規定しております。

新制度では、保育の必要性の事由として、パートのほか、夜間の就労や在宅勤務、求職活動、大学や職業訓練校への就学、育児休業中も加えられることになり、要件が広がることとされております。

ご質問の「要件が広がることへの対応について」であります。本町におきましては、既に、現行制度において保育実施条例第2条第7号「町長が認める前各号に類する状態にあること」の要件に該当するものとして、求職活動、大学・訓練学校等への就学、育児休業中についても入所を可能としておりますので、新制度になりましても大きな変更はないものと考えております。

ご質問の3点目、「保育の種類が増えることへの対応について」であります。

新制度における保育のあり方については、幼稚園、認定こども園、保育所などの教育・保育施設にて行われる施設型給付と、市町村による認可事業としての地域型保育給付によることとされており、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みになるものであります。

地域型保育給付は新たに位置づけられた保育事業であります。その類型として利用定員6人以上19人以下の小規模保育、利用定員5人以下の家庭的保育、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育、そして事業所内保育所を自社労働者の子どもに限らず地域の子どもに開放する保育の四つが示されております。

事業所が、新制度において施設型給付または地域型保育給付の支給対象となるためには、事業取り組みに係る可否についての「認可」と事業内容が一定の基準を満たしているかについての「確認」を受けることが必要となります。

施設型給付については、認可は道が、確認は市町村が所管することになり、地域型保育給付については、認可と確認ともに市町村が所管することになります。

市町村が所管する認可または確認に係る基準については、国が定める基準に基づき市町村が条例において定めることとされておりますが、この条例制定に当たりましては、現状の保育事業が新制度におきましても円滑に移行できるように配慮いたしたいと考えております。

また、新たな地域型保育給付に係る取り組みにつきましては、今後さらに事業内容の研究と保育ニーズの分析を進めながら本町の保育環境の拡充に向けて検討を重ねてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の4点目、「へき地保育所の運営費について」であります。

現在、町内のへき地保育所につきましては、認可外保育施設として児童福祉施設の設備運営基準に準じて運営し、その運営に係る費用に対しては国庫補助金が交付されております。

新制度への移行に伴い、へき地保育所については、現在の運営方法等を踏まえ、地域型保育事業の小規模保育事業を視野に検討しているところであります。

ご質問の5点目、「幕別本町における認定こども園への取り組みについて」であります。

幕別本町地区の幕別中央保育所につきましては、「幕別町立保育所民営化計画」において、「わかば幼稚園との認定こども園化について検討する。」としているところでありますことから、将来の人口動態や地域の実情などを十分勘案しながら幕別本町地区における幼児保育や幼児教育、加えて子育て支援のあり方について、教育委員会と協議を進めているところであります。

ご質問の6点目、「事業所内保育所の社外開放への対応について」であります。

新制度においては、事業所内保育所についても「事業所従業員の子どものほか地域の保育を必要とする子どもが入所できる地域枠を設定し、地域型保育事業の許可・確認を受けることにより施設給付を受けること」が可能とされております。

町内には、地域型保育事業の対象となり得る事業所内保育所があることから、今後、制度の有効活用を目指して設置者と協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の7点目、「今後の子ども・子育て支援に対する考え方について」であります。

本町の子ども・子育て支援につきましては、幕別町子どもの権利に関する条例に基づいて「子どもの最善の利益」を図るべく施策を推進してきたところであります。

新制度移行後におきましても、これまでと同様に「保護者が子育てについての第一義的責任を有する。」という基本的認識のもとに、「子どもの最善の利益」が実現できる地域社会を目指し、子ども・子育て支援を進めてまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 再質問をさせていただきます。

先ほどの前川議員の質問のご答弁にありましたように、5月9日、日本創成会議のもとで、20歳から39歳の女性の減少率ということが新聞紙上で発表されています。2010年に2,702人が2040年で1,816人、マイナス32.4%だと。これ推定なのでしょうけれども、そんな数字が示されております。

また、先日、6月5日でありましたが、2013年の出生数が最少であったと。102万9,800人、道内は戦後最少であったというふうな報道がありました。少子化がますます進んでいる現状であり、またこれからも本当に楽観ができない状態なのだというふうなことを推察できようかと思うことであります。

この今回質問させていただきました子ども・子育て関連3法につきましては、これは来年4月から消費税が10%に上がると。その財源を見越してその実施をするというふうなことが言われておりまして、毎年7,000億円、これに投ずるということであります。消費税が上がるか上がらないかはわからないのでありますけれども、国はそういう方向で進めておりまして、消費税につきまして、具体的に少子化対策に入れて、国のその大きな枠の中で対応していこうというふうな方向性なのだろうと、こう確認しているところであります。

そういう国の大きな流れの中で、やはり来年の4月から、まだ定かでないところもあるのでしょうけれども、ある程度それに移行していくための町としての準備はしておかないとならないだろうと。今6月でありますから、あらかたある程度の方向性は出されているのだろうと思うので質問をさせていただきましたら、ご答弁では、大まかな方向性が示されてあるのだというところでほぼ確認をさせていただいたところであります。

その一つ一つのところでさらに踏み込んで少しお伺いをしたいと思うのでありますが、準備段階で経済育成支援対策地域協議会からのご提言をいただきながら、幕別町子ども・子育て支援事業計画の策定に今取り組んでいるところであるという現状のご答弁がありました。それがどういう状態に進んでいるのか、会議がなされておるのであれば、具体的にこの新しい関連3法がそのテーブルに出されて、どういう議論がなされているのかということがありましたら、お答えいただきたい。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） ご質問にあります現在の会議の作業日程、スケジュールについてであります。現在、5回ほど会議を開催しておりまして、ニーズ調査というアンケート調査、就学前のお子様がいる家庭と小学校3年生の就学児童のいるお子様にニーズ調査ということでアンケート調査をしまして、それらを現在分析しておりまして、いわゆる量の確保という、質と量ということがございますが、量の確保に向けて、幕別町内においてその確保をどうしたらいいかということで、現在、検討を進めている段階です。

今後におきましては、9月をめどに新制度に伴います町の条例を整備しまして、計画の具体的なものと、あと地域の説明会とか、そういったことを11月をめどにししまして、パブコメを11月時点で開催しまして、計画しております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 5回ほど会議をなされて、今、ニーズ調査をされているということで、私が思っているような形で進んでいるのだと確認をさせていただきたいと思います。

11月めどということで、その次の段階に入るのですけれども、周知、基本的にはその地域のニーズ

に応じた手段で全ての子どもに教育を保障していくというような基本的な考え方が示されてありますから、それに基づいてニーズ調査を行って、条例等を考えていらっしゃるのだと思うのですが、その周知の時期につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 先ほどの答弁と重なるところはございますが、11月をめどにパブリックコメントを開催しますので、それまでに現実的な作業としましては、利用者の方に対する周知と、それとは別に事業者の方へのご説明とか、移行に対してのお考えだとか情報提供だとか、そういったことを今後並行して11月までに進めていった中で、最終的に11月にパブリックコメントを開いた上で、広報とかホームページとか、そういったことで皆さんにお知らせしていきたいと考えております。

また、国が示すいわゆる公定価格というものにつきましては、最近5月の末にやっと仮単価として示されたものですから、その利用料金等に対する検討、比較については、これから行っていった中で協議していきたいと考えております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） いわゆる財源、そして利用するにつまましての負担だとか、これから恐らく具体的なことが出てくるのだろーと思いますけれども。大変複雑な作業になろうかと思っておりますけれども、できるだけ今までより負担が増えるような形にはならないように願ってやまないところであります。

その周知のことにつきまして、今、ご答弁あったのですけれども、その事業所につきましてのいわゆる周知、そして今後変わってくることに付いてのきちっと説明をしていくということが非常に大切なことだと思っております。それは、今、されるということでもありますから、その辺は徹底してやっていただきたいなと思っております。

あと、ニーズをとりますので、パブもやりますから、ある程度は周知はされるのでしょーけれども、乳幼児のご家庭に対して直接周知をしていく。でき上がりましたこの制度につきまして、町が提示をしていく制度につきまして、大まかな形で、こういう選択ができますよ、ともかく申し込んで認定を受けないとだめですと。そして、認定を受けた時点で話し合っ、て、どういふ形の保育を受けていくのかということ協賛できますよと。そのところで選択をしてくださいといふうな格好になろうと思っておりますけれども、それやっぱりある程度直接保護者にそのことがわかるような方法が必要だろーと思っておりますが、どうでしーうか。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 住民説明会として地域で、3地域から4地域に対して、まず住民説明会を開催したいと現在考えております。そのほかに、保育所等をご利用の方の保護者の方に対して、各保育所等を会場に説明会を開催したいと現在は考えているところであります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 支援事業の、これは施設型給付でなくて支援事業のほうで、乳児家庭全戸訪問事業が新しいことをされてあります。こういうふうなことも利用しながら直接わかるような格好で、保育所も大事なのでしょーけれども、一番簡単なのは直接やっぱり目に触れて、見て、きちっと保護者が責任を持って、これは保護者が責任なわけですから、保護者が責任を持ってその対応をしていくという形がよかろーと思いますけれども、その辺を検討していただきたいなと思っております。

その要件の広がる対応につきましては、今、町長の認めるところということで、ほぼ対応されているということで、そう漏れる人はいないのだといふうなことを確認させていただきました。

今回、保育標準時間の認定、あと、保育短時間の認定ということで、ほぼフルタイム勤務の人は最大11時間利用できますよだとか、パートなど短期間の労働者につきましては、最大8時間利用できますよだとかといふうな形で示されてきております。これはもう大学の人を含めてそういう格好が示されてあります。こういうことも町長が認めるというところとしてされていくのでしょーけれども、基本的にはその制度が実施されていくことになりますから、ある程度その制度に準じた形で周知をし、利用していただくといふうな形に整理をしていく必要があるのではないかとと思っておりますが、ど

うでしょう。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 新制度におきましては、まずしなければならないのは、保育の認定をするということです。これは3歳児以上の、教育を必要とする方については幼稚園、そして3歳以上で保育を必要とする方は保育所等、あと3歳未満の子どもは保育所等、認定こども園も含みますけれども、そういう1号、2号、3号の認定区分をしっかりとやるということ。そしてその認定区分を行うとともに、必要な保育料がどれぐらいあるのか、そういうことにつきましても十分町としては把握することになります。それにおきまして、今、議員のおっしゃられたように、標準時間での保育等がふさわしい場合、また短時間保育がふさわしい場合、そういうことにつきましても判断されることになると思います。それらにつきまして、適切な保育をしていく。これは国のほうでも新制度におきましては質と量の拡大をする、そのような方針に基づくものでありますので、それに沿ってきちっとやっていきたいと、そのようには思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） その辺の周知につきましても丁寧にさせていただいて、円滑に移行していけるようにご期待を申し上げるところであります。

保育の種類の増加ということでありまして、今回の小規模保育、家庭的保育等が、これがいわゆる認可がなりましたが、給付がなりますよというふうな格好になるわけでありまして、6人から19人の小規模保育で、いわゆるママさん保育が1から5、家庭的保育でありますけれども。今、幕別町でこれに該当する事業所はどれぐらいあって、子どもたちがどれぐらいいらっしゃって運営されているか、把握されておるようでありましたら、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 町で現在把握しているものにつきましては、事業所内保育所ということで町内に2カ所ございます。そのうちの1カ所は現在も地域型ということで、事業所以外のお子様も受け入れをしている場所でございます。2カ所ある両方とも定員は10名となっております。

家庭的保育につきましては、現在、町のほうでは直接は押さえておりません。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 余り待機児童がないというふうな現状もあるのでしょうかし、ある程度保育所が成長されていて、子どもたちが保育を受けている環境があるのだらうと思います。

いろんなその人のライフスタイルと申しますか、そういうところで今後小規模保育の必要性だとか、あと、ママさん保育の必要だとか、出てこようかと思えます。そういうことにつきまして、町としても、もしやっていただいて、そしてそういう方向を目指しているというふうな、そういう事業所なり方々がいらっしゃいましたら、拾い上げて支援をしていくと。10人、20人いらっしゃるわけですから、ある程度必要とされているのでしょから、そういう方向性は今後お持ちになっていらっしゃるのかどうか、お伺いしたいと思えます。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 保育の新制度におきましては、保育の多様化ということが一つの目玉であります。ですから、利用者にとりまして、施設で保育を受けたり、または幼稚園等の教育を受けたり、また施設ではなくて家庭的な保育を受けたり、いろいろな多様化する保育のあり方の中から自分に合ったものを選んでいく、そういうことが大事だと思っております。ですから、そういう家庭内保育とか、そういうことに取り組んでいただけるといような方がいましたら、町としてもそれがうまく機能するように支援はしていきたいと、そのようには思っております。町の役割といたしましては、それらの事業が町では基準を定めますので、その基準をしっかりと守っていただけるように、そういう面での監督といいましょうか、そういう役割もあるとは思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 周知をしていってやっていただけたところを支援することは大事なのであります

けれども、おっしゃったように、厳しく基準を定めて、やはり町の保育の考え方があるわけでありま
すから、それに沿うようなきちっとされるような、その形の基準を定めながら進めていただければと
思うことであります。余り、語弊がありますかわかりませんが、経営経営ということでやっていかれ
るようであればまた困る話になりますので、いわゆる保育の質、子どもたちが安心して、人に応じて
預かっていただけるというふうなところの基準は設けながら、これから検討されるのでしょうか。

あと、新しく今度なるのでありますけれども、幼稚園の一時預かりのところがあります。これは残
る子どもがいましたら、今度いわゆる保育所と同じ形で給付がされるというふうな形の、幼稚園が一
時預かりをしていくという、そういう制度ができるように私は調べさせていただいているのでありま
すが、公立と私立と二つ幼稚園がありますけれども、その辺についての対応はどのようにお考えで
しょうか。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） まず、現行のとおりに新制度のほうで施設型給付に移行するかどうかとい
うことのまずご確認の協議が先になりまして、その後、給付のほうに、制度に乗る方向になりますと、
給付対象には該当するというところでございます。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 幼稚園における一時預かりにつきましては、これ現在もやっておりまして、
今、課長が言いましたのは、幼稚園がそのまま新制度におきましても今の体制でそのまま続く場合、
これにつきましては、今現在も私学助成を受けて行っておりますが、それも私学助成をそのまま受け
て、同じような形で進むということであります。これが、新制度に乗った場合につきましては、
これは別な財源措置で行われるということになります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 確認できたから、よろしいです。

あと、へき地保育所の件でありますけれども、地域型保育給付ということで、これ施設型給付では
ないのでありますけれども、少人数保育、その施設の支援、身近な地域での保育の確保という国の枠
が示されてありまして、うちの町のへき地保育所につきましては、そういう形にぴたっと当てはまる
のでないのかと。当てはまっていくのでありましたら、新制度の中ではどの程度の給付になるかわか
らないのですけれども、きちっと給付をされていくという形になるわけでありまして、通年化して時
間も広くしまして、大変高く評価しているところなのでありますけれども、今後のへき地保育所のい
わゆる安定的な今後に向けた設置に向けて、やはり新制度に乗かってきちっと安定化させていくと
いうふうな方向を早目に会議の中で煮詰めていただきたいと思うのですが、どうでしょう。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 現在6カ所ありますへき地保育所につきましては、議員のおっしゃられた
とおり、小規模保育事業の認可基準を満たして、現行と実際は、新制度になりましても基準自体につ
きましては、現行とそれほどの変更はない、現状のまま移行できると考えておりますが、一部小規模
保育でなくて、認可保育所等のほうに移行するような可能性も人数的にありますので、それらの6カ
所につきましては、今、スムーズに移行できるように検討をしている最中でございます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 私が考えております方向性と合致をしております、できるだけきちとした基
準で、安定した形で将来に向けて設置をしていただくように進めていただければと思うことであり
ます。

認定こども園の件であります、これ鹿追が来年度、幼保統合こども園、これは連携型ということ
で進められるということが新聞報道にありました。そのところで、管内には士幌町に唯一認定施設が
あって、来年度は上士幌でも供用を予定していると。鹿追もその方向で進めて、施設が二つありまし
て、一つにするのですけれども、二つの施設を利用しながら、片方は3歳児から5歳児、これは幼児

教育というふうな格好にして、それ以下は保育という格好でやるのだと。将来に向けて一つになっていくような方向で考えているというふうな報道がありました。

この認定こども園のことにつきましては、この3法の中に盛り込まれてありまして、給付の形もありますし、そして制度を設計していくのにも昔よりは余り複雑でなくやっていけるような格好に改定をされてきております。

今、幕別本町につきまして、検討をされていこうということなのでしょうけれども、人口動態等をそれは勘案していかなければならないことなのでしょうけれども、総合的な子ども・子育てということ考えたときに、保育、そして幼児教育、そして子育て支援というふうな格好で、きちっとある程度の本町地区で子育ての核をつくっていく方向がやっぱり問われているのだらうと思うことでありまして、その辺のことはご答弁にありましたように、今、取り組んでいращやろうということなのでしょうけれども、どれぐらいの向こう、ある程度の形を出していこうとされているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 幕別町におきましては、今、幕別のわかば幼稚園と幕別の中央保育所につきましては、町の保育所民営化計画の中では、認定こども園は一つの道であるということで位置づけておりまして、これはまだこれからも協議していかなければならない案件だと思っております。それで、町長部局と教育委員会のほうで、これは将来的にそういうものが、もしするとしましたら、どのように、またいつの時期がいいのか、そういうことにつきまして、2回ほど今、話し合いを持ったところでもありますけれども、まだ慎重に、もう少し時間をかけながら協議を進めて、その方向性はいずれ出したいと思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 新制度に移行していく中で、やはり大きな課題として私は取り組む必要があるのではなかろうかなと思うことでありまして、例えば国の示されていく中でも、一つの重要な制度になっておりますから、そのことにつきましても大切な課題として、長期というよりもやはり真剣に一つの拠点を設けていくというふうな格好で、子育てについてさらに進めていく方向で議論をしていただきたいと思うことであります。

事業所内保育園の社外開放につきましては、協議をされているということでありまして、認定になりましたら、これは国と町が44%補助をするというふうなことになるっております。あとは、その企業と利用者ということになるわけでありまして、企業と利用者がどのような内訳になるか、それはわかりませんが、一応全体の40%が国と町でその補助をしていくというふうな格好だと思っております。これについても、現在も何かそういう形で運営されていращやるというふうなお話も聞かせていただいております。その近くの地域の方だとか、またいろんな事情でそこに通われる方というふうなことにつきまして、やはり枠を広げていくというところで、今ご答弁ありましたように協議を進めていっていただきたいと思うことであります。

最後でありますけれども、今後の子ども・子育て支援について、町の全体的な考え方をお伺いをしたいということで、私もちょっと漠然とした質問で申しわけなかったのでありますけれども、権利条例を出されて、ご答弁いただいたところでもあります。やはり全ての子どもに質のいい教育、保育を行き届いた形で提供していくということが、今回の改定に当たりまして求められるところであらうかと思うことであります。

今回、やはり考え方の中で、前の保育支援が変わったときもそうなのですが、保育について教育ということが申し込まれてきていまして、ほぼ幼稚園とのほとんど一緒の形で示されてありました。3歳から5歳につきましては、幼稚園と保育所のいわゆる中身は示されてありまして、それが今回認定こども園だとかというふうな形で、学校に入る前のいわゆる保育から教育をしていくというところでのその考え方が一歩進められているのだらうと思うものであります。その辺の考え方、今後の子育て支援、保育所、幼稚園を通して、きちっとその辺のことを根底にやっぱり置いていかないと

らないだろうと思うのです。3歳以上はきちっと教育ということを盛り込んでいくというふうなことだと思う。これは保育指針の中にもそうなっていますから。だから、その辺のところについて、今、協議されている中でお考えがありますかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） ただいまおっしゃられましたように、保育と教育、これらにつきましては、町長部局、教育委員会、ともに連携をいたしまして、子どもにとっても最善の利益となるように、そのような形で進めていきたいと、そのように考えております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） この支援制度で一番根底に求められているのはそこであると思うことでありまして、そのところでも認定こども園ということが打ち出されているのだろうと思うので、その辺のところを根底に置いて進めていただきたいと思うことであります。

あと、少し個別になりますけれども、今、病後児はされていらっしゃる。いわゆる病児保育ということにつきまして、新しく出されています。

そしてもう一つは、大きなテーマで放課後児童クラブの拡大、これは6年生までというふうな形がまだされてあります。その辺につきまして、町としてどのようなお考えを持たれているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） ただいま病後保育につきましては、札内の青葉保育所のほうで取り組んでおります。

病児保育につきましては、これ看護師等の配置も必要だというようなこともありますので、これは事業を行っている事業者ともよく話し合いをしながら、そういうことは取り組んでいけるのかどうか、そういうことであれば前向きに、やっていけるのでありましたら町としてもそれなりの支援をしたいと、そのようには考えております。

それと、放課後児童対策につきましては、現在は小学校3年生まで、そしてこれが新制度におきましては6年生まで拡大されていくということであります。本町におきましても、これは一定のニーズはあるものとは思っております。ただ、施設面におきまして、ただいまの学童保育は、特に札内地区につきましては、在籍数が定員を超えているというのが現状でありまして、大変施設的には厳しい状況で運営をしております。ですから、すぐには6年生までの拡大はなかなか難しいですけれども、将来に向けていろんなニーズに応えながら、何とか国が定めている6年生までの保育に向けて検討はしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 病児保育のことで、私、神戸に仕事で行きましたときにお伺いしたのですが、市で受けるのです。もう制度ができていまして、そして協力いただけるお医者さんのところに保護者が登録をしておって、そのところにかかる。1日2,000円なのですね。その辺は非課税世帯の方は1,000円だとか、生保世帯は無料だとか、減免制度もありまして、そういう格好で町でそれを受けて、そして事業者にもそのことをお願いしていくというふうな形をとられているのです。いろんな事業者がそこそこでやられているところもあります。NPO法人もありまして、全国の協議会もあります。そういうところで見ても、そこそこでやられているところもあるのでありますけれども、私は神戸へ行ったときに聞かせていただいたのは、一番これがきちっと市で担保して、そしてきちっと病院と契約をしながら、協力をいただきながらやっていくということをされていました。かえってそういう形の、町がそういう責任を持って制度をつくって助成しながらやっていくというふうな方法も、一番お願いしやすい形なのでなかろうかなというふうに考えているところでありまして、やはり私の町内の若い世代もそうでありまして、子どもが風邪を引いて仕事を休まないとならない、そしてそれを預ける場所がないというふうなことで、非常に大変な思いをしたというふうな、たくさんいらっしゃるのです。病後児もそうでありまして、病児について保育を提供してい

くということが非常にハードルが高いと思うのでありますが、これは何とかしてそのことをクリアしていく、何とか制度化して町としてやっていくという方向をやっぱり出すべきでないかと。余りどこも前向きには取り組めていないのですけれども、ここは一番、非常にそのニーズがあるものでありますから、取り組んでいただきたいと思うことを申し上げたいと思います。そのことも今後の話し合いの中で、会議の中で大きな問題として取り上げていただきたいと思うことであります。

学童のことにつきましては、今のご答弁の状況なのだろうと確認をさせていただきながら、例えば保育所なんかを児童センターにしまして、例えばある地域の保育所なんかはもう支援センターから学童から保育所から、0歳から18歳まできちっとそこで活動できるような格好にしているところもあります。それから、決まったところの学童の施設、そのところでなくて、いろんなこれから民間も参入してくるのでしょうか、そういう中で児童センターのような格好で、そこでまた学童の活動ができるような方向もまだあるのだろうと思います。そういうことも含めながら、できるだけ学童の拡充につきましては、ご検討願いたいと思うことであります。

新制度になるわけでありまして、私、ここは一番町が、語弊がありますが、勝負すべきところでないかと。いわゆる子育て、少子化対策について、やっぱりほかの町とは違ってこんなことをやるのだと。この新制度に乗っかってこういうことをやる。病児もそうですよ。そういうことでそれを町の売りにして、若い世代がその町に住んでいただけるようにというふうな形で新制度の中に踏み込んで取り組んでいただければなと思っております。このことを起点として前向きにひとつ多くの方々が来ていただける、32%に減らないように、まだ増えるような格好で、一つの起点としていただければなと思うことであります。

以上申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、14時5分まで休憩いたします。

13:54 休憩

13:54 成田議員退場

14:05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○5番（小島智恵） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1、施設命名権ネーミングライツの取り組みを。

我が町では、百年記念ホールや札内スポーツセンター、農業者トレーニングセンター、幕別運動公園、12カ所のパークゴルフ場、スキー場等々の公共施設を有しております。

帯広市では、帯広の森屋内スピードスケート場の命名権（ネーミングライツ）が明治乳業に2009年から売却され「明治北海道十勝オーバル」の名称が使用されており、市は年間1,000万円の売却益を得て自主財源を確保してきた。ことし4月には5年契約で命名権料は変わらずに更新されたところであります。道内では、道や4市が取り組んでおり、企業にとっては知名度の向上等の効果、メリットが見込まれております。

財政状況が厳しい中、我が町でも財源確保のために取り組めないのか、お伺いします。

①町内の公共施設数、利用率の高い施設、管理状況、今後について。

②施設命名権に取り組む考えは。

2点目、環境整備全般についてお伺いいたします。

ことし3月、広島県ではポプラの木が根本から折れ歩行者2人が負傷し、神奈川県ではケヤキの20キロの枝が落下して女兒が重傷を負ったと報道されました。

我が町では、昨年 10 月、季節外れの湿った降雪により枝折れや倒木が多く見られました。町では緑の基本計画により、緑化推進が図られておりますが、町民が危険にさらされることのないよう適切な管理が求められているところであります。

また、暖かくなると植樹ますに雑草が生え、秋には落葉があるため、町支援のもと就労センター委託により清掃されている地域もありますが、一方で町民の手で清掃されている地域もあるとお聞きしております。高齢化に伴い、町の支援を必要とする地域があるのではないかと。

また、ごみ拾いについては町の全町一斉クリーン作戦や公区単位で取り組まれているところもあり、今後もきれいなまちづくりが望まれているところであります。町内の環境整備について以下、お伺いします。

①街路樹など、町が管理する樹木の点検、樹齢が古い木の把握、剪定等の管理状況、植樹ますや樹木の維持管理について。

②落葉は雨水ますを詰まらせ、浸水被害も想定されるが、雨水ますの管理状況は。

③公区や公営住宅、教育現場における清掃活動、環境整備への取り組みや町の支援について。

以上、お伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 小島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「施設命名権の取り組みについて」であります。

国と地方を通じた厳しい財政状況の中にあつて、本町では、平成 17 年 5 月に策定した第 3 次行政改革大綱に基づき、23 年度から 27 年度までを期間とする推進計画に沿って事務事業の見直しなどの具体的な取り組みを推進しております。

この中で四つの推進事項の一つに「自立可能な財政構造の構築」を掲げ、具体的な推進項目の一つとして「広告料収入の検討」を位置づけております。

町税や使用料・手数料などの自主財源をいかに確保するかは、自治体にとって最も重要な課題でありますことから、広告料収入についても貴重な自主財源の一つと認識いたしており、本町においては、平成 19 年度から町のホームページにバナー広告のスペースを設け、財源の確保に努めてまいりました。

広告料収入を得る広告事業の一環として、公共施設に企業や商品の名前を入れた愛称をつける施設命名権が、国内においては、平成 15 年に公共施設で最初に導入された東京都の東京スタジアム（「味の素スタジアム」）を皮切りに、公共施設の維持管理手法の一つとして大都市を中心に取り組みが進められており、本町においても、これまで情報収集に努めてまいりました。

ご質問の 1 点目、「町内の公共施設数、利用率、管理状況、今後について」であります。

町の公共施設には、ご質問に例示されたほかに、役場庁舎を初め、コミュニティセンター（7 カ所）、近隣センター（47 カ所）などがありますが、施設命名権を導入している先進事例では、社会教育施設や社会体育施設、都市公園など、多くの方が利用され、広告効果の見込める施設が一般的でありますことから、これらについて申し上げます。

初めに町内の施設数についてであります。社会教育施設としては、公民館が 4 館、まなびやが 2 カ所、図書館が 3 館のほか、百年記念ホール、ふるさと館、忠類ナウマン象記念館、蝦夷文化考古館、集団研修施設こまはたがあり、計 14 施設であります。

社会体育施設は、体育館が 3 カ所、プール 6 カ所、陸上競技場が 1 カ所、野球場が 2 カ所、パークゴルフクラブハウス 1 カ所ですが、スキー場 2 カ所を加えますと計 15 施設であります。

都市公園等は 97 カ所であり、この中には、依田公園野球場やパークゴルフコースなどが含まれており、以上の 3 区分全体での施設数は、合計で 126 施設となります。

次に、これらの施設の利用率の高い施設としては、平成 25 年度の 1 年間の総利用者数では、百年記念ホールが 10 万 7,520 人、札内スポーツセンターが 10 万 6,895 人、ちろっとの森パークゴルフコースが 10 万 2,519 人と続いております。

また、営業または開館 1 日当たりの利用者数で申し上げますと、白銀台スキー場が 1 日当たり 1,590 人、ちろっとの森パークゴルフコースが 540 人、はらっぱ 36 コースが 412 人という状況であります。

次に、管理状況であります。指定管理者制度を導入している百年記念ホールのほかは、清掃や受付などの業務の一部を委託して町が管理いたしております。

今後につきましては、平成 24 年 6 月に見直しを行いました指定管理者制度導入に関する基本方針において、平成 25 年度以降も住民サービスの向上や効率的な運営管理を行うために制度の導入の検討を行うといたしておりますが、制度導入に至るまでの間は、引き続き現在同様の管理を続けてまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「施設命名権に取り組む考えについて」であります。

施設命名権につきましては、安定した自主財源を確保する手段として、東京都や横浜市など大規模な自治体で導入されており、道内においても、北海道が平成 18 年度に道立真駒内公園等の施設を対象に行ったのを初め、管内では、帯広市が帯広の森屋内スピードスケート場において導入されております。

施設命名権は、自治体にとっては、財政が厳しい中で安定的な財源が確保され、運営費や修繕費に充当することにより、持続可能な施設の運営が可能になるほか、スポンサーとの協働によるサービスの向上などが期待されるとされております。

また、企業側にとっては、企業名や商品名を冠した愛称が、広報活動やマスメディアによる報道を通じて多くの方々の目に触れることによる宣伝効果とともに、企業イメージの向上等の効果が期待できる面を有しております。

しかしながら、企業側がこうしたメリットを享受するためには、多くの観客を収容することのできる施設であって、施設の知名度が高く、マスコミ等に報道される機会の多いことが優位性を発揮いたしますことから、大都市や都道府県が保有する大型の野球場や運動競技場、文化ホールなどでは高額の名義権が売買されてまいりました。

また、近年では、長引く景気の低迷などからスポンサーを募集しても応募者がいないケースや、契約金額の低下、契約満了に伴う更新不調などが生じており、費用対効果を重視する企業にあっては、投資に見合った十分な広告効果があるかといった「選別」がなされている中、本町の公共施設が施設命名権の対象たり得るのかといった現状把握も十分に行わなければならないものと考えております。

また、愛称を使用することにより施設の所在地や機能がわかりづらくなることや、短期間で施設の名称が変更されることなどに対する地域住民や利用者からの不安や反発も一部で生じていると報道されております。

地方自治法においては、公共施設（公の施設）は、住民の福祉のために平等に利用されるべきで、利用については差別してはならないものと定められており、施設の名称についても住民の誰もが利害対立することなく、誰からも支持され、愛着の持たれる名前であるべきとも論じられております。

以上のことから、施設命名権の導入につきましては、今後とも他の自治体の事例を注視するとともに、本町の導入可能性についても研究してまいりたいと考えております。

次に、「環境整備全般について」であります。第 5 期幕別町総合計画では、「町民参加・町民との協働」や「環境への配慮と自然との共生」などを基本姿勢として掲げ、住民参加を得て「自然と共に生きる環境に優しいまちづくり」を進めてまいりました。これを受け、「幕別町緑の基本計画」では、緑を「守る」「ふやす」「育む」の三つを基本方針に定め、恵まれた自然の継承と保全を図り、潤いや安らぎのある生活環境の実現に努めてまいりました。

また、全町一斉クリーン作戦を初め、道路の植樹ますなどに町民の皆さんの手で植えられた花々によって、潤いのある空間が町なかに生まれ、美しいまちづくりへの取り組みが進められているところであります。

ご質問の 1 点目、「町が管理する樹木や植樹ますの維持管理について」であります。

町が管理する樹木の樹齢につきましては詳細に把握しておりませんが、通行に支障のあるものや危

険な樹木などにつきましては、定期的に道路パトロールなどを実施する中で、枝払いや伐採を随時実施しているところであります。

また、公園を含め特に高木についてはご質問にありますように広島県などで倒木による事故が発生しておりますことから、重点的なパトロールの実施を指示したところであり、その際、立ち枯れ状態の樹木や大きな枝が枯れているものが数本発見されましたことから、5月から6月にかけて伐採と枝払いを実施いたしましたところであります。

なお、道路の植樹ますや樹木の管理につきましては、年2回の草刈りと必要に応じて樹木の剪定作業などを実施しております。

ご質問の2点目、「雨水ますの管理状況について」であります。

秋口の落葉につきましては、樹木の葉が落ちた状況やその後の天候などを考慮し、降雪前にロードスweeperや手作業により道路清掃作業を実施しているところであり、春先の融雪期におきましては、同様に天候や融雪の状況を確認しながら雨水ますを覆う氷の除去などを実施しております。加えて、道路の雨水ますは落ち葉やじんかいなどにより排水機能が低下することとなりますので、道路パトロールや降雨時などの状況を把握し、支障のある箇所につきましては、適宜清掃や土砂の撤去などの対応をしております。

ご質問の3点目、「公区や公営住宅、教育現場における清掃活動、環境整備への取り組みや支援について」であります。

春と秋に、町を挙げて環境美化活動の取り組みとして実施しております全町一斉クリーン作戦は、平成18年の秋から実施し、毎回多くの町民の皆さんに参加いただいておりますが、先月実施いたしました春のクリーン作戦には200人を超える多くの方々に参加いただき、約1トンのごみを回収いたしました。

町では、公区の環境美化活動に対して支援いたしておりますが、平成25年度は、道路の植樹ますや近隣センターなどの花壇への植栽を行う環境美化活動、32件に対し94万7,258円を、また、公園や地域管理のパークゴルフ場の芝刈りや清掃などを行う活動、45件に対し317万3,561円を交付し、協働のまちづくりを推進いたしてまいりました。

また、公区に管理をしていただいている以外の公園を対象に、町民や有志の方々と環境美化に取り組んでいただいております「公園見守り隊」につきましては、平成25年度は6団体2個人の方に、延べ621人の参加を得て、八つの公園の環境美化にご協力をいただいております。

このほかに公区や高等学校、事業所等がボランティア活動として、平成25年度には8団体と7名の個人の方が清掃活動に取り組まれており、これらの活動で集められたごみは、ボランティアシールを張ることにより無料で収集いたしております。

公営住宅につきましては、入居者の居住環境向上に必要な施設として通路や階段の照明、緑地といった共同施設を整備いたしておりますが、階段などの共有スペースの電気代の負担や、草刈りなどについては入居者の方にご負担いただくものとして、入居の際に説明し、実施いただいております。

なお、樹木や街灯の設置がある団地におきましては、高所作業となるなど危険を伴う場合がありますことから、町において剪定等の管理をしている現状にあります。

次に、教育現場における清掃活動、環境整備の取り組みや支援につきましては、各学校におきまして、児童会あるいは生徒会の主催による清掃活動のほか、PTAの皆さんにより環境整備活動などが行われており、環境整備や花壇の花苗などに要する費用につきましては、学校管理費交付金など、町の予算により対応をいただいているところであります。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 再質問させていただきます。

町内には公共施設、3区分全体で合計126施設あるということで、たくさんの施設を有していることがわかりました。中でも利用率が高いのは百年記念ホール、札内スポセン、ちろっとの森パークゴ

ルフコース、また1日当たりの利用者数が高いコースも多いということで、我が町で考えるとすれば、このような利用が多い施設を企業側に提示できるのではないかというふうに思っております。

これだけ、ただおっしゃるとおり、この長引く景気の低迷ということによって、企業の経営というのは大変厳しいもので、PR効果があるからといってもすぐには飛びつくとは限らないということで、これについては私も十分承知した上で質問したつもりでございます。これだけのたくさんの施設を有しておるわけなのですけれども、当然、毎年毎年維持管理費がかかってきますし、それに加え年数がたちますと必ず老朽化していくということで、午前中前川議員の質問にもございましたが、これから財政支出の増加、大変懸念されているところでもあります。最たるものが新庁舎建設であります、さらには札内福祉センター改築、百年記念ホールの大規模改修、そしてさらにさらにと云々かんぬん続いていくわけで、心配は募るばかりであります。

ですから、現在、大規模な自治体が多いという話もございますけれども、現在、取り組んでおられます帯広市のように年間1,000万円とそう高額とはいかなくとも、例えば年に数十万円とか金額を多少抑えた形でよろしいので、安定的に町の財源、収入をふやしていけるような方向に少しでもつなげていく、そういった取り組みを行っていただきたい、努力をしていただきたい、そのようにまず申し上げたいと思いますが、結論としましては、ご答弁いただいたのが本町の導入可能性については研究してまいりたい、そうお答えいただきました。この研究というお言葉ですが、遠回しに言いますと、やりませんということも含んでいるのかなと思うところなのですけれども、本当のところどうなのでしょう。前向きに考えていただけるのでしょうか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 我々も自主財源確保という観点から、こうした広告料が安定的に収入になるということは大変喜ばしいことであり、ぜひ実現したいというのは本音であります。

ただ、ご答弁申し上げましたように、こういうような先ほど小島委員がおっしゃられるように、こういう利用状況でこういう施設があるから何とか利用していただけないか、広告を出していただけないか、そういう努力をこれからはしなければならぬわけですが、現実的に厳しいというのは、まずはそういう業者をどこをターゲットに、例えば町内施設で町内業者をお願いしていくのがいいのかと、これは全国的な業者まで行きますと、なかなかどういう手法で探しあぐねていくのか難しい問題もありますし、実はバナー広告もそうでしたし、例えば役所の封筒なんかに広告を入れるというようなこと今あったのですけれども、これらについてもなかなか企業側は十分な費用効果は上がらないだろうというようなことで、なかなか乗ってはくれないのが現状でありまして、どちらかという、よく野球場とか陸上競技場なんかに行くと、フェンスに出ている看板なんかがあるのですけれども、これらについても我々が例えば町内の業者を回って出してください、出してくださいということがいいのか、あるいは管内的、さらには道内的という部分まで広げていくのかどうなのか、この辺はまさに今答弁で申し上げたように、これからいろんな状況を見ながら検討していく、研究していくということになっていくのだろうというふうに思っておりますので、しばしお時間をいただければというふうには思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 現実的に難しい、そんな後ろ向きなご答弁をいただきました。

パークゴルフ場につきましては、我が町誇れる発祥の地ということで、毎年国際大会開催されておりますし、ことしはほかにも道新杯などの大会が6回開催される予定でございますので、それなりにPR効果、話題性というようなものも飛んでいるのではないかと思います。そういったところで企業に少し期待をお持ちいただければなというふうに思います。

私、勝手ながら思いつくまま考えた名称ですけれども、明治ちろっとの森コース、明治はらっぱコース、百年記念明治ホール、こういったように、明治ばかり挙げましたけれども、このように今申し上げますように、これまで利用される方が混乱とか不安、反発のないように、全く丸々その名称を変えてしまうのではなくて、もとの名称というのも残しつつできないのか。企業側は余りそういった

ことを望まれないのかもしれないのですけれども、その辺ちょっとよく検討していただいて、もとの名称を残しつつ取り組めないものか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） パークゴルフ場のお話もありましたけれども、パークゴルフ場の場合、今度は逆に冬期間は閉鎖ということになるわけでありまして、非常に開設期間もある程度短い、限られているということでありまして、パークゴルフと企業側のほうのイメージとがうまく結びつくものでなければただめなのだろうというふうにも思っておりますし、パークゴルフ場ははらっぱですから、こういうところのどういった部分に、そういう名前を刻んで皆さんに宣伝することができるのか、いろんな課題はきっとあるのだろうというふうに思いますけれども、もちろん全く可能性がないわけではないというふうに私も思いますけれども、確かに今言ったように、まずはそういう企業を見つけること、参加していただける企業にどのような働きかけをしていくかということがこれ大切なのだろうというふうに思いますので、同じような答弁になりますけれども、十分この内部では協議、検討していかなければならないだろうというふうには思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 十分検討していただきたいと思います。こういった施設命名権の取り組みですが、初期投資がかからず、お金をかけなくとも安定的に財源、収入をふやせるという取り組みですので、できれば取り組んでいただきたいというふうに思っております。

また、この収入をふやす方法としては、こういった命名権、その一つに本当にすぎないわけでありまして、これからもっともっと内部でアイデア、知恵を出していただいて、小さい額からでも構いませんので収入をふやしていけるようなご努力、それは今後とも続けていただきたいとご期待を申し上げます。

2点目の環境整備の全般についてお伺いをさせていただきます。

街路樹、樹木についてですけれども、広島県などで樹木が折れたり枝が落下して事故が発生したということで、そういった事故、報道を受けまして5月、6月に我が町では重点パトロールして、危険な樹木については伐採、枝払いを実施したばかりということではございましたが、この本州の事故につきましては樹齢35年から50年という比較的古い木であったという報道だと思うのですけれども、ご答弁をお聞きしましたら樹齢は詳細に把握していないというお答えでした。本当に安全性は大丈夫なののでしょうか、把握する必要はないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 木の樹齢の話になりますけれども、把握していないというところではあるのですけれども、特に公園とかもともとあった木をそのまま残して公園を整備しているというようなこともございます。

それで、私も今回のご質問を受けて、いろいろインターネットとかでちょっと知識がなかったものですから調べたのですけれども、やはり樹木というのは成育環境によってかなり樹齢といいましょうか、寿命が変わってくるというようなことがありますので、その辺特に公園については大きな木が多いということで、パークゴルフ場も抱えているものですから、重点的に見たのですけれども、とりあえずパークゴルフ場のほうは、公園に関しては特に危険なものはちょっとなかったのですけれども、日々お客さんが多いものですから、風だとか吹いたときに特に重点的に日々から管理をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 重点的に管理ということでありまして、私も専門家ではないので詳しいことわかりませんが、樹齢が古いと中で腐ったりだとかもろくなったりで、危険性を伴うのではないかと聞いていたのですけれども、パトロールのところ、その点検については目視で点検されているのか、また実際に触れてとか、触れて点検はされているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 土木課長

○土木課長（湯佐茂雄） そこの木の近くまで行って、目視でございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 目視だけで、それは危険性の確認ということは可能なのですか。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 基本的に、枯れている木については葉がついていないということで、一目瞭然なのかなということで目視点検をさせていただきます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 専門家ではないので、ちょっとわからない部分もあるのですが、事故が起きないようにパトロール強化、しっかり行っていただきたいと思います。

2点目の雨水ますの管理状況ですが、秋になると落葉があちこちで見受けられるわけなのですが、特にご承知のとおり札内の南側、途別川近くの地域ですが、低地のため雨水排水ポンプ施設が整備され、浸水被害は起きてはいないのですが、それ以前に雨水ますが詰まってしまっただけで元も子もないということで、その札内の南側、そして雨水が集中しやすい低地の地域、そういった地域については特に注意をして、雨が降るということになると優先的に点検していただいて、浸水、冠水被害招くことのないように、管理をしっかりとさせていただきたいと思います。

3点目に移りますが、公営住宅の敷地内の環境整備ということで、お伺いしたいと思います。

公営住宅の周りをきちんと草刈りをされて、とてもきれいに手入れが行き届いているところも当然あるのですが、一方で草が随分と生い茂ってしまって、ほとんど手をかけていないのではないかなと思えるところも見受けられるのですが、ご答弁にありましたように、原則その公住の入居者の方にご負担していただくものとしていると、そして、入居の際に説明し、実施いただいているというご答弁をいただきましたが、実際は草が生い茂っているということは、実施できていないところが多々あるということで、実際は実施できていないと思います。入居者の方への指導、入居後についても指導はきちんとされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 都市施設課長。

○都市施設課長（笹原敏文） 公営住宅の周辺の敷地内の草刈り等につきましては、議員おっしゃるように、入居者の方によりましては十分な管理が行き届いていないというような場合もございます。そのような連絡やなんかを受ける場合もございますので、これ町のほうで定期不定期問わず、入居者の方々に対しまして適切な管理となるように、通知などによりましてお知らせをしてきたところであります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） ご指導していただきたいと思います。

次に、公区の環境整備に関してお聞きしますが、植樹ますの雑草についてであります。広い通りのところについては就労センター委託でされておりますけれども、または自主的に公区で花を植えてもいいと言ってくる方には、きれいに整備をしていただいている状況であります。中にはちょっとお話を伺ったのが、特定の地域挙げますけれども、札内の中央町の商店街の地域で信金前の通りとその西側のスタンドに通じる通りのところの植樹ますであります。これまで自分たちで草取りをしてきたのですが、公区の高齢化が進み自分たちで手入れするのは大変ということで、町のほうでやってくれないかという話をお聞きしました。

そのように高齢化が進んでできないだとか、公区の意向として植樹ますの草刈りをやっていただけないかとか、そういう要望が上がってきた場合に、町としては支援していただけるのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 通りによっては高齢化が進んでなかなか思うように管理ができないというケースはございます。公区として、そういった地域全体としてどういうふうに補え合えるのか、そうい

ったことも地域としては公区としてはいろいろとお考えもいただきたいと、公区のほうといろいろと
その際にはご相談をさせていただくと。全てが町が賄っていくというのは果たしていかなものか、
自分たちの地域をやっぱり自分たちの手でできるだけ美化活動していくというのが基本だとは思っ
ておりますけれども、その地域地域によっては事情というのもございますでしょうから、一つは地域全
体としてまずその辺の管理の関係、公区全体の美化の関係からそういったことをこちらのほうとし
てもご相談させていただきながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 高齢化が進みますと、今その公区などで手入れができていても、今後どうなっ
ていくかわからない地域というのがこれから出てくるかもしれませんので、公区からの意向があれば、
すぐに耳を傾けていただければと思います。

次に、落葉についてお伺いします。

札中、南小の前の、これもちょっと特定の地域でありますけれども、札中、南小の前の道路、みず
ほ通の落葉についてであります。たまたま私が秋に通りかかったときに、大量の落葉が文京町の各ご
自宅の敷地内に入り込んでおりまして、とても目に余る光景を目の当たりにしたところであります。
もし自分がそこに住んでいたらと置きかえてみますと、これは毎年大変だなと心底思いましたし、ま
してや高齢者ではなおさらご苦労されているのではないかと思います、問題意識を感じましたので、
お尋ねしたいと思います。

みずほ通ということで道道でありますから、道が管理する街路樹でありますから、道にはしっかりと
と管理をしていただきたいと思います。秋の落葉の時期にはしっかりと清掃していただきたい、そして
先日、現場を見ますと随分その葉が生い茂っておいりましたので、剪定もしっかりやっていただきたい。
このことについて道に強く働きかけしていただけているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 確かにみずほ通、幕別芽室帯広線という道道になりますけれども、ここにっ
きましては、先日ちょっと話も管理している北海道のほうの話も聞いたのですけれども、とりあえず
秋口は落葉などの清掃といいたしましょうか、ロードスノーパーなどでの清掃はしていないと、でも春先
は粉じんですね、じんかい等のスノーパー作業はやっているということで、基本的には全道一緒なの
でということでご理解願いたいということでしたら返事はいただいているところでございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 道に今働きかけはしているようすし、春先も清掃しているというような話だっ
たのですけれども、実際、住民サイドの目線から見ると一向に改善されていない、そんな状況であり
まして、そもそもこういった落葉の多い樹木を何で選んだとかいろいろ言いたいところではあるので
すけれども、ここで言っても仕方ないのですが。

文京町の公区長さんにお話を伺いましたけれども、落葉が自宅の敷地内に風などで入り込んでしま
ったときには、不満を抱きつつも自分たちで各自袋に入れ、指定のシールを張り、無料で回収しても
らっていると。そしてさらに公区では、春に1回落葉の清掃をしているけれども、大きな袋に60袋に
も大量な葉が出てくると、葉を集めることになります。

また、これまで公区で毎年この春1回続けてはいるのですけれども、正直本音を言うと高齢者が多
いので大変なのですと、せめて学校前のみずほ通の歩道上だけでもやってくると大変ありがたい、
そんな切実なお話でありました。道に言っても余り改善されない状況が続いて、住民の方にはこれま
で大変なご苦労をおかけしていることが続いている状況であります。町としてこのままでいいと思っ
ておりますでしょうか。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 大変ご苦労があるということは数年前からも連絡をいただいたりしてござい
ます。ボランティアシールを張ってごみに、有料にならないようにというふうなことで、町としても
できるだけ協力はしていきたいというふうに考えて対応してまいりました。

それから、緑化という観点からいいますと、確かに管理をされる方々が高齢になって大変な思いをされているのも十分我々としてはわかっております。そして、道のほうには街路の剪定、あるいは少し強剪定に近いものも過去していただいたということもございます。ただ、樹種が非常に新芽が伸びるのが早くて、さらに葉っぱが生い茂るというようなこともあって、なかなか苦慮をしているところでもありますけれども、ただ、地域全体の景観ですとか、あるいは環境美化というところからいうと、緑化というのは大変大きな効果を持つものだというふうに我々思っております。騒音を抑えるであるとか、あるいは空気を清浄化するとか、いろんな緑に対する観点というのは価値ある観点もございます。

確かに地域が高齢化していて非常に対応しづらい部分というのものもあるのかもしれませんが、緑化に対しては大変もっと進めるべきではないかというふうにおっしゃる方も中にはございます。地域の景観として、緑の価値というものを我々としては地域の方々とお話し合いをしながら、共有してまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 緑化の推進というお話でありましたけれども、実際、住んでいる方からすると大変な思いをされていて、本当に気苦労が絶えないところであるのですけれども、道道ということで、恐らく就労センター委託等で清掃というのは公費をかけることになるのでできないというふうなお返事になると思うのですけれども、現状ではシールを張れば無料で回収はされているのですけれども、その袋については各自用意されているということです。毎年毎年のことでありますので、量も多いということです。せめてその袋のほうを支給するなり袋代を公区に支給するなり、そのような袋に対する支援というのはお考えいただけないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） ちょっとボランティアシールのことはこちらも承知していたのですけれども、どんな袋で出されているのかというのはちょっと承知しておりませんでした。その辺確認して、公区のほうとまた相談させていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 透明の袋なのですけれども、これご希望があれば、町のほうでは支給しております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 公区長さんのお話だと、袋は自分たちで用意しているというお話だったので、その辺…

○民生部長（川瀬俊彦） 希望すれば。

○5番（小島智恵） 希望すれば。その辺町のほうからもきちっと説明が不足していると思うのですけれども、周知がされていないので、ちょっとこんなところで言うのもあれなのですけれども。そういったこともきちんと、葉っぱは自分たちでそうやって回収しているところについては、きちっと説明をいただきたいと思います。

道のことばかり責めていたわけなのですけれども、実は落葉の中身を見てみますと、札中、南小の敷地内の樹木からも風でたくさん飛んできているということでもあります。そうなりますと教育委員会の責任も生じてくるのではないかというふうに思うのですが。札中、南小の敷地内の落葉の清掃、これはしっかりされているのか、樹木の剪定もしっかりされているか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 札中、南小からの樹木から出る落ち葉等の処理のことでございます。

剪定につきましては、学校林全て業者によって確認をしております。危険なものについては早目に除去してございますし、あと枝の払いもしている状況でございますが、ただ台風とかあと大雪ですね、そういったことで落ちる場合がございます。気づいた場合につきましては、学校の管理もあわせまし

て、業者さんに言って除去していただくような形をとっております。

それとあと、落ち葉等の関係でございますけれども、札中、南小とも PTA、あとは児童会、生徒会学校等でクリーン作戦、あとは環境整備事業を行っております。その中でできる、春それと秋という形になっていきますけれども、その中でできる範囲で拾っていただいているような状況になっております。

あと、日常的には申し上げますけれども、日常的には学校に配置してございますので、そちらのほうで気づくものについては対応していただいているところでございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5 番（小島智恵） 清掃管理というところで、春、秋にクリーン作戦でその落葉の清掃をしていただいているということでよろしかったですか、落葉について。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） まず札中でございますけれども、まず春に校舎外清掃というのを行っております。校舎内、校舎外とごみ拾いもさることながら、気になるものについては拾っていただいているところでございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5 番（小島智恵） 校舎内させていただいているということなのですからけれども、生徒さんの協力を得まして、公区長さんが言うておりましたみずほ通の歩道のところの落葉の清掃活動、そういったところまで少し広げていただけないものか、お伺いしたいのですけれども。例えば生徒会を通じてもいいですし、部活動の時間でやってもいいという部活があればやっていただければと思いますし、総合的な学習時間という授業の中で、ボランティア活動だとかそういった項目があるならそんな中でやっていただいてもいいし、どういった形でもいいのですけれども、みずほ通の歩道のところ、札中の生徒さんにお力、ご協力を得てできないものかをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 学校運営に関すること、教育課程の編成に関すること、あるいは部活運営に関すること、これは基本的にはその学校学校によって任された部分でありますので、自主的な発想の中でやるということであれば、それは結構なことだと思いますけれども、それをこちらか強制することにはならないというふうに思っております。それと、南小につきましては、秋のマラソン大会の前に落ち葉拾いを自主的にやられているという、そういった事例もあります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5 番（小島智恵） 特に強制するというわけではなくて、ご協力いただけないかということでお伝えしたところなのですけれども。こういった活動は地域の方に喜ばれますし、地域貢献にもなりますので、可能であればちょっとお声がけいただければなというふうに思います。強制はしません。

教育現場における清掃活動、主にごみ拾いについてお伺いします。現在、児童会、生徒会主催で生徒活動行われているというお答えでありましたけれども、今、札中、南小のところをお答えいただいたのかもしれませんが、ほかの学校なんかはどのような頻度で行われているのかお伺いします。

○議長（古川 稔） 学校教育課長。

○学校教育課長（川瀬康彦） 頻度でございますが、年に2回、あとは3回とか多いところで5回とか、そういうような頻度で清掃活動をしているところがございます。内容につきましては道路脇のごみ拾い、道道だとか国道が近い学校などはその道路脇のごみ拾いをしたり、先ほどもお話ししました落ち葉拾いだとか、あと学校によっては電話ボックスの清掃、そういったこともしてございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5 番（小島智恵） 清掃活動しっかり取り組んでいただいて、子どもたちが将来安易にポイ捨てするような大人になってほしくないの、そういったところで働きかけをしていただきたいと思います。

ごみ拾いに関してもう一つ申し上げたいのが、ことし22日大樹町でスポーツGOMI拾い大会が行われるようでありまして、ごみ拾いで競技する、競い合うということですが、大樹町で

は参加料 500 円で、上位チームに大樹町の特産品が当たり、参加者全員に晩成温泉の無料入浴券とランチ割引券が当たるということで、おもしろみのある取り組みであります。

我が町では平成 18 年から毎年全町一斉クリーン作戦が行われているのですけれども、こういった取り組みについてどういうふうにお考えになるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 大樹町の取り組みにつきましては、これはこれで一つの方策だなということで私もいい方法だなとは思っております。

幕別町につきましては 8 年前から全町一斉クリーン作戦というものを先に始めておりますので、これを当面はまだ継続していきたいと思っております。

なお、ほかにも何かいろんなごみを減量化していく、そういうようなことでいい方策がないものか、それにつきましてはいろいろと先進事例なんかも調べまして、また検討を進めてまいりたい、そのようには考えたいと思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5 番（小島智恵） 我が町のクリーン作戦ですが、ことしの春は 200 名余りを超える多くの方がご参加いただいて、恐らく参加者減ってはいないと思うのですけれども、こういった事例を見ますと、ひとえにごみ拾いといっても工夫の余地、発展の余地あるのではないかと思います、取り上げさせていただきます。参考にさせていただければ幸いです。

町内の環境整備について、特定の地域を挙げたりしましたが、ほかにも困っている地域があるのかもしれませんので、しっかりと町民の声、公区の声に耳を傾けていただきたいと思います。

また、今後、高齢化が加速していきますので、これまで公区で手が行き届いていたところも、これまでどおりにはいかなくなる場合も今後考えられますので、状況の変化には十分注視して対応していただきたいと思います。

以上で終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、15 時 15 分まで休憩いたします。

14 : 58 休憩

14 : 58 芳滝議員退場

15 : 15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○6 番（岡本眞利子） 通告に従いまして、道路維持管理計画について質問いたします。

近年ふえ続ける道路施設の維持管理をいかに効率的、経済的に行い、道路施設の長寿命化を図るかが国だけではなく地方の自治体においても大きな課題になっております。

本町でも、今後、老朽化していく道路の維持についてアセットマネジメントの考えを導入することが必要不可欠になっているのではないのでしょうか。道路を資産と捉え、資産である道路の損傷等の状態を認識し、劣化を予測することで必要予算を把握することができます。

そこで、道路維持管理計画を策定することによって、道路の寿命を知ることや予防保全に努めることができます。その結果、コスト削減や維持管理費を抑えることにもなります。

これまでは壊れてから補修または更新といった事後保全型の維持管理でしたが、今後は大規模で高額な補修、補強が必要になる前に軽微かつ経済的な補修、補強を行い、道路の寿命を延ばし、維持管理費を削減する予防保全型の維持管理へ転換することが必要と考えます。

道路維持管理計画を策定することにより、なぜここで補修、補強が必要になるかが明確になり、住

民の方々にも理解が得られることと思われます。

さらに、道路の全体を詳細に把握することにより、具体的な延命や長寿命化技術を検討し、新たな管理手法を見つけ出すということができるのではないかと考えます。

そこで1点目、本町の道路施設の維持管理計画は策定されているのか。また、計画を策定することにより得られるコスト縮減などの経済的効果はどの程度あるのかをお伺いいたします。

2点目、本町の道路整備の現状をどのように認識し、取り組まれているのかをお伺いいたします。

3点目、幕別町が所管する町道は1,414路線がありますが、舗装率はどのぐらいか。また、舗装済みの路線においても老朽化のためさらに維持補修をしなければならない路線の把握についてお伺いをいたします。

以上。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「道路維持管理計画について」であります。

道路や橋梁などの社会資本は、高度経済成長期に集中的に整備され、今後は老朽化する施設の増加が懸念されますことから、真に必要な社会資本整備とのバランスをとりながら、計画的な維持管理・更新を行うことが課題となっております。

このため、国では、平成25年12月に社会資本整備審議会及び交通政策審議会の「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」の答申を公表し、本年5月には「国土交通省インフラ長寿命化計画」が決定されたところであります。

ご質問にありますアセットマネジメント、いわゆる資産管理については、道路におきましては、橋梁、トンネル、舗装等を道路資産と捉え、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うことが極めて重要であると認識いたしているところであります。

ご質問のありました3点につきましては、関連がありますので、あわせて答弁させていただきます。

初めに、本町の町道の路線数、舗装率についてであります。本年3月末現在においては、町道1,014路線の実延長は約882キロメートルで、そのうち舗装済延長は約531キロメートルで舗装率は60.2%となっております。

町では、平成21年度に全ての町道を未改良道路、一部未改良道路、整備済道路に区分けを行い、幹線道路を結んでいるかどうか、公共交道路線であるか、またその交通量などの道路の利用状況に加えて、舗装路面の摩耗などの路面状態を評価し、道路整備計画を策定いたしております。

これをもとに、総合計画3カ年実施計画策定時に、緊急性や投資効果、地域バランスなどを考慮して、整備年次の位置づけをしているところであります。

舗装道路につきましては、平成25年度に「路面性状調査」を実施し、幹線13路線、延長約41キロメートルにわたり「わだち掘れ」や「ひび割れ率」などを測定いたしました。

この結果、補修修繕の前提となる縦断凹凸が、車両の損傷につながりかねないレベルの1メートル当たり8ミリメートルを超える箇所が部分的にありましたことから、3カ年実施計画に位置づけてオーバーレイなどの補修整備を進めてまいりたいと考えております。

また、細かな道路補修や舗装補修につきましては、平時の道路パトロールなどにより状態を把握し、随時、適切に対応いたしております。

本町が管理しております橋梁につきましては、現状で169橋ありますが、平成24年度に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」において、損傷状況の分析や健全度の評価などにより、今後10年間で30橋の修繕計画を策定したところであります。

本計画において、建設から60年経過時点での全橋のかけかえ費用の累計額を約270億円と見込み、これに対して最適な状況で現橋を保全した場合の費用の累計額を約55億円と推量しており、この計画により約215億円、80%のコスト縮減効果が期待できると位置づけております。

橋梁の安全確保につきましては、平成25年6月に公布されております道路法等の一部を改正する法

律により、基本的に5年ごとの近接目視点検を実施することが義務づけられておりますことから、修繕工事と合わせて点検業務につきましても実施に向け、平成27年度の社会資本整備総合交付金の概算要望をいたしているところであります。

以上で、岡本議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

まず1点目の維持管理計画についてであります。道路を資産と捉え、資産を大切にしていこうということが大変重要であるということから、町道全部というわけにはいかないとは思いますが、幹線道路だけでも部署、職員が誰が見ても一目でわかるような道路が作られてからの経過、すなわちカルテのようなものを作成することによって、中期的な視線に立った必要な予算が立てられるのではないかと思います。

よく住民の方々からお聞きしますが、予算がないから道路は直せないとの行政の答えとお聞きいたします。維持管理計画を立案することによって、予算配分も詳細になるのではないのでしょうか。

また、橋梁においても修繕計画を策定することによって80%コスト削減が予測されるということから、道路においてもコストの削減の効果は大きいのではないかと思います。その点について伺います。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 道路の維持管理についてでございますけれども、答弁にもありますとおり町道の整備計画の中で、これは職員の目視によるものでございますけれども、それぞれ一本ずつですね、路線一本ずつについて評価をしているところでございますけれども、この中でいきますと、答弁にもありますけれども、市街地の未整備路線でいきますと、道路の役割、道路の利用状況を、その住宅の張りつけですとか、あとバス路線であるとか、それと雨水排水がどうなっているとかという、下水道がどうなっているか、それとどの程度の維持管理が必要になってくるかなどを、それぞれ市街地の未整備路線及び市街地の一部未整備路線につきまして9項目から10項目にわたりまして、これは職員が目で見ただ中でございますけれども、そういった主観的な項目において評価をしているところでございます。

郊外の未整備路線につきましては、今言ったようなものにつけ加えまして、ほかにも集落を結ぶ路線であるかどうかとか、そういうものも含めまして、全部で11項目にわたりましてそれぞれ職員が目で見たといいましょうか、主観的な形でこのことを評価をしているところでございます。

それと、舗装道路の補修の関係といいましょうか、これも職員が目で見ただ状態ということで、路面が良好な状態であるかどうかについて、わだちがあるかそういったことを、ひび割れがあるか、そういったことも含めて見て評価してまして、これについては6項目にわたりまして、舗装道路については見て評価をしているところでございます。

橋梁のほうは橋梁長寿命化計画ということで、業者のほうに委託をして計画書を作成しております。そういった形で約80%のコストダウンが可能ではないかということになっておりますけれども、道路につきましては本数も多いということで、職員が見た目ということなので、あくまでも見た目の判断ということなものですから、どうしても削減効果はどうかというのは特には把握はしているところではございません。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 道路の現状はこれからちょっとお聞きしたいと思うのですが、まず、維持をするということと整備をするということの違いなのですが、やはり今まではもう壊れてしまってから整備をするというような形をしておりましたけれども、そうではなくて、まず長い目で見てずっとそのままの姿を維持していかなければいけないということを踏まえまして、このような道路管理計画、維持管理計画を策定したほうがいいのではないかと私を言いたいところなので

すけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 今も申し上げましたとおり、道路整備計画の中ではそういった形をとっておりますけれども、一回も改良舗装などをされていない路線、それと改良舗装されたのだけれども再度オーバーレイですとかそういったものもしなければならぬ路線というのは押さえているところでございますけれども、それも今後 10 年間の中の計画として、総合計画 3 カ年実施計画の中で位置づけをしているところでございます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6 番（岡本眞利子） そうですね、できるだけコストのかからないようにということで縮減をしていただくということでこの質問をさせていただいたのですけれども、町民の方の声では、本当に幕別町は予算がなくて、道路がどこも直らないのだというような声が本当に多く聞かれるところであります。したがって、少ない予算でも有効に活用していただいて、しっかりと道路維持管理をしていただきたいということを申し上げたいと思います。

そこで、道路の現状についてなのですけれども、比較的早い時期に造成した団地の中の生活道路が改修はされてはきていますが、工事の着手の優先順位はどのような方法で出されているのか、また、その基準等があるのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） これにつきましては、答弁の中でもありますとおり、3 カ年実施計画策定時に緊急性ですとか、投資効果、地域バランスなどを考慮して整備の順位を位置づけているところでございます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6 番（岡本眞利子） では、この 3 カ年実施計画の中では、もう具体的にどこからということは計画されているのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） これにつきましては 3 カ年実施計画ということで、皆さん議員さんにもお配りしているとおり路線名を挙げて載っているところであります。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6 番（岡本眞利子） では、ちょっと私の資料収集がちょっと悪かったのだと思うのですけれども、私がちょっと調査したところでは、例えば、東 5 線の道路なんかは日新線なんかはとても道路状況が悪くて、あそこにはホテルもあったり老人施設があったりまた温泉があったりまた健康センターがあったりということもありますので、そして坂道が続いておりまして、ガードレールもところどころ切れているような状況になっております。したがって、利用度の多いところをもちろん優先されて直されると思うのですけれども、そのようなところもちょっと感じられるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） ちょっと舌足らずな説明があったかもしれませんが。道路整備計画の中では、まず新路線というまた新たな路線の整備をするという部分もございますけれども、年間の当初で約 5,000 万円近くのお金を予算づけていただきまして、維持という視点から整備をしているところであります。ですから、この整備計画は単純に路線を整備するという部分とそれと維持という部分も含めて考慮しているところであります。

今おっしゃられたその東 5 線、あるいは日新線、この辺も土木課のほうでは逐一見ておりまして、大変傷んでいる状況も認識しているところであります。ただ、全ての路線がどういうふう整備していくかというのは、大きな視点で捉えていかなければなりませんし、まずは危険を回避するというのが道路事業の一番の使命ではないかなというふうに思っております。それから議員おっしゃるような中長期的な視点に立って維持費のかからない、先立った維持投資というのでしょうか、保守というの

でしょうか、そういったことが必要だというふうに思っております。

我々、まずは危険をとにかくないような道路を整備していく、それから中長期的に将来たくさんのお金がかからないような整備の仕方に心がけていく、それからここで言うておりますけれども、いろいろと路線の必要性であるとかあるいは幹線道路に対してどういう交通の体系としてどういうふうに必要性がその道路にあるのかと、いろんな視点から見ていかなければいけないというふうに思っておりますけれども、その維持管理についてはこういった計画の中で、3カ年の中でも当然進めている状況でございます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、本当に危険度が大きいところから早急にということで、予算もかかることですので、なかなかすぐというわけにはいかないのですけれども、町民にも住民の方にも理解が得られるような工事をぜひしていただきたいと思います。

では、ちょっと視点を変えてみまして、道路の幕別町の湿地帯や地下水位が高いところなど、地盤の弱い地域では不同沈下という現象が出ているかと思います。特に歩道の傷みはひどいものだと私は非常に感じております。したがって、幼児の歩行や車椅子の通行の障害ともなります。例えば、災害時の救援作業にも障害が出るのではないかなと思います。道路の管理者といたしまして、どう対応されるのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 先ほど建設部長からもお話ありましており、例年、道路維持費にかかる工事費につきましては、道路の補修工事、それと道路の舗装補修ですね、あと区画線工事ですとかそういったものも含めまして5,000万円ほどの予算をつけていただいているところでございますけれども、その中でそれぞれ道路パトロールなりをする中、あるいは道路補修工事、あるいは道路舗装補修工事などを発注しておりますので、その中での業者というのを調査などに基づいてそういった歩道、車道についてのひどいところについては優先的に工事を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 今のご答弁で、パトロールの件が出ましたけれども、ご答弁にも道路のパトロールは随時適切に対応されているとおっしゃられたのですが、このパトロールですけれども、どのぐらいの頻度でされているのか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） まず、委託している業者の定期の道路パトロールでございますけれども、これにつきましてはAコースからEコースという、これ幕別地域ですね、につきましては5コースに分けてまして、月曜日から金曜日までということでやっております。

Aコースが郊外の西側ですね。Bコース、これは火曜日になりますけれども、これは郊外の東側。Cコース、水曜日になりますけれども、札内市街の国道北側。Dコース、木曜日ですけれども、札内市街国道南側。Eコースについて、金曜日ですが、幕別市街ということで、週に1回必ずその町道を見て歩くということにはなっております。ちなみに忠類については木曜日と金曜日でそれぞれやっております。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） ちょっとしつこいようですが、このパトロールは1台に1人乗ってパトロールされているということですか。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） パトロールについては、定期コースを回るのが1人1台でやっています。あと、随時回っている分もございますので、ピンポイントで悪いところだとか見て歩くというのがもう1台ということでやっております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） パトロール車の中から目視だけでは、損傷した箇所の発見をするにはちょっと厳しいものがあるのではないかなと思います。

以前にも、道路の整備の不足で車両損傷で賠償責任を問われたことも何度ありました。もちろん住民の方からの通報ということが大きいかと思うのですが、住民の方も最悪にならないければ担当部署にまで通報されるという方は多くはないと思います。

そこで、ふだんから通行されている職員からの報告や新聞配達の販売店や郵便局などとの連携をとりながら、情報を提供してもらうなどという手法も考えるべきではないかなと思います。いかに細かな情報を収集することで破損部分も少なくなるのではないかなと思いますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 基本的にこの定期の道路パトロールにつきましては、契約上といえましょうか、仕様の中では基本的には法定速度で走って6時間で一回りということになってございます。このほかに雨降ったときですとか、そういったときですね、については特別職員も含めましてパトロールはしてございますけれども、今のご提案のようなこともできればいろんな人の目を見て気がついたところというところであれば、そういった方法もいいのかなというような気はしますので、検討はさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） ぜひ、職員の方を重視しまして、自分の町ですから自分が職場まで向かう通る道路などを重視しながら見ていただいて、できるだけコストのかからないような修繕をしていただけるように情報を収集することが大切ではないかなと思います。

続きまして、道路の舗装率、路線の老朽化についてなのですが、舗装の路面をいじめない、また痛めない表層管理の徹底や表層の舗装の寿命を延ばすための水の侵入を防ぐ舗装工法などの改善をすることによって、凍上現象も少なくなってくるかと思えます。これには早期発見、早期治療をすべきと思いますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 予防的な補修といえましょうか、そういった今のご発言した中のおとり、ひび割れがひどい、そこから水が入っていった凍結により余計開いていくというようなこともありますので、これについては道路状況によってもちょっと工法的なものは変わってくると思うのですが、そういったことも念頭に置きながらやっていかなければならないかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） これにつきましては、ぜひ小まめに見ていただきまして、本当にもう冬になって凍上現象したままのもう戻らなくなって、それだけ水分が吸ってしまっているのだと思うのですが、戻らなくなっている部分なども大変多いように思います。

また、もともとの地盤が悪いというところもあるかと思うのですが、それは上塗りだけをするのではなく、原因をしっかりと追及する必要があるのではないかなと思います。

また、市街地ではまだ未舗装の砂利道やそして簡易舗装の道路がありますが、せめて砂利道などは防じん処理工法で施工できるぐらいの計画が改善、改良されているのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 特に市街地においては、砂利道的にはもう大分少なくなってはきているのですが、簡易舗装的なところも多いということで、それについてはその損傷度合いですとかそういったもの、後年時にその整備というんですか、新設改良の予定がある路線についてもまだまだ先だということもあれば、その道路状況を見ながらそういった対応もさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 住民の方は、この砂利道は一生直らないのかなという声もありますので、そういうことがないように、せめて砂利道だけでも本当に、もう一歩進んだ防じんの舗装、簡易舗装ができるぐらいの計画をしていただきたいと思います。

また、冬の除雪等で表面が削り取られて著しく損傷している箇所が大変多く見られます。そしてその対策として、表面の穴だけを埋めて補修だけが施され、毎年同じことが繰り返しをし、継ぎはぎ道路を造成しているように思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

もっとひどいところでは、継ぎの上に継ぎをしているようになっております。一時的には大変きれいにはなりますが、1年もたたずまた同じ状況になっていることを、行政としてどのように考えていらっしゃるか、お聞きいたします。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 現在の舗装率、答弁書の中でも町長申し上げましたけれども、60.2%、これは町全体の舗装率でございます。市街地につきましては、幕別市街で95.5%、札内市街で96.3%、忠類市街で97.2%とかなり、数%まだ残っている状況ではございますけれども、長期的には道路整備としては100%に向かって整備をしてまいりたいという考え方を持っております。

ただ、るる説明させてはいただきましたけれども、新設のところもあれば2次改良のところもあればいろいろと道路状況というのは非常に要望も強くございます。どこを優先していくのか、目標は100%でございますけれども、1次改良されていてもさらにもう一度しなければいけないという路線もありますことから、そういった状況を見ながら、ぜひ100%に近づけていきたいというふうに思っています。

それから表面だけの修繕というのでしょうか、そういったことに関しましては、長期的には路線として改良すると、つまり凍上抑制層まで改良して凍上しないようにする、あるいはそれに伴って舗装も当然するということになりますけれども、そういった路線もかなり残っております。計画的にしなければなかなか進んでいきませんので、住民の方には家の前だけこんなふうになっているところがございますので、そういったところは春先に対応もさせていただいておりますけれども、全てに満足できるような補修には至っていないという状況も、我々なりに承知しているつもりでありますので、できるだけ住民の要望にも応えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、その部長のお言葉につけ加えるようで申しわけないのですが、幕別町の道路全般に本当に言えることだと思うのですが、このマンホール部分と雨水ます部分なども大きな沈下が見られます。このような現象は、地質にもまた工事の転圧の不備にも一理あるのではないかなと思います。

すりつけや一時的な補修処理をしても沈下がとまらず、再び補修をする、このようなことを繰り返しては、抜本的な原因調査をしなくては効果が出ないと私は考えるのでありますので、ぜひ、抜本的な原因調査をしていただきたいと思います。その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 基本的にマンホールについては、道路上に出ているところもございすけれども、もともと低目につくっているのですね、除雪車で引っかけるとあれなのでということで、低目につくっているのですけれども、どうしてもマンホール部分が基礎があつてがっちりしているということがあつて、道路が上がったり下がったりして最終的に落ちついた状態というのでしょうか、そういう形になってしまうという状況でありますので、これについてはどうもいたし方ないというのでしょうか、どうしようもない部分もありますので、その都度、余りにもひどいところについては調整というか修繕なりを加えていくというか、あるいは舗装ですりつけるですとか、そういった形をとっていかざるを得ないのかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 今のご答弁で、どうしようもないという言葉なのですけれども、これ何度も何度も同じことを本当に、マンホールの周りを歩いたらもう何回も同じ舗装のし直しをしている、補修をしているところがあるのですけれども、そのように何度も何度も同じことをしてお金をかけるより、一度大きくぼんと直したほうが長い目で見るとお金がかからないのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 基本的にマンホールを下げるとなると、その下にある管も全てやらなければならないということから、非常に難しいことだと思います。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、やはりもう抜本的な最初からの計画をきちっとするべきではないかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

○議長（古川 稔） 土木課主幹。

○土木課主幹（渡部賢一） マンホールの浮き沈みの関係についてお話いたします。

下水道のマンホールでは、基礎の部分、今課長が言いましたけれども、基礎の部分については地中深くあるものですから、凍上の影響はほとんど受けません。ところが、マンホールの上部ますというのですけれども、一つの大きなますではなくて幾つかのますを重ねて設置しているものですから、その目地があります。その凍上を受ける目地から上の部分が浮き沈みがあります。道路が凍上したときに、マンホールの上部と一緒に浮くのです。そして春になると道路が下がってきたときに、その目地の間に仮に砂利とかが詰まりますと、マンホールだけが取り残されてマンホールが浮いている状態になると。逆にそういう状態が起きないとマンホールが道路より沈んだ状態になるということを繰り返している状況なのです。

これを抜本的に解決するとすれば、道路を完全に道路改良をすると、路盤を入れかえて全て正規な道路にするとということがまず肝心だと思います。そこだけ道路改良で砂利を入れても、ではほかの部分が上がったり下がったりということで、先ほどから言っている道路の凹凸が逆に生まれてしましますので、抜本的な解決とすればその路線全部を改良すると、道路改良するのが一番かと思います。

ただ、下水道事業としては早期に住民生活のために管路をつながなければならないということもありまして、道路改良より優先的に下水道計画を進めてきたこともありまして、未改良道路にそのまま管を入れた場合は、このようなことが起きてしまうということでございます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） ちょっと専門的なことを言われましたので、私もちょっとわからないのですけれども、勉強不足なのですけれども、この路床の部分の凍上抑制層をもうちょっときちっと整備することによって、凍上現象が抑えられるのではないかと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（古川 稔） 土木課主幹。

○土木課主幹（渡部賢一） 確かにおっしゃるとおり、凍土抑制層をしっかりと正規に凍上圧の下まで入れることがマンホールの浮き沈みも影響を与えないということで最適な方法だと思います。ただそれには、道路計画でも先ほどから説明しているとおり、再築まで含めた完全な道路整備が必要だということで、これには莫大な予算が必要になりますので、ええ、随時計画に基づいて少しずつでもやっていきたいというのが考え方でございます。

ですから、それまで道路に通行に危険を生じさせてはいけないものですから、部分的な補修で対応してまいりたいと考えております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） とにかくいい道路をつくってほしいということなのです。とにかく凍上現象が少ないような、住民が住みやすいような道路を目指していただきたい、幕別の道路は強靱な道路をつくっていただきたいということですね。

それで、国土交通省では道路の橋やトンネルなどの定期点検基準をまとめ、5年に1度手の届く距

離で近接目視を行うことなどが掲げられ、7月から実施とのことですが、橋梁やトンネルだけではなく道路自体も一定の頻度で点検していただくことがコスト削減にも結びつくのではないかと思います。

最後に、幕別町の住民が住みやすい、安心・安全な町になるよう、道路環境の整備をしっかりとしたいとお願いを申し上げて、終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、16時05分まで休憩いたします。

15:55 休憩

16:05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○16番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問をいたします。

1、子どもが大切にされる子育て支援制度づくりに。

安倍政権が来年4月から多くの幼稚園、保育所関係者が反対してきた「子ども・子育て支援制度」を本格実施のため準備を進めています。自民政権は1980年代から財政支出の削減や規制緩和、民間委託など断行し、保育の公的な責任を後退させてきました。2000年に株式経営会社の参入、2006年に幼保一体の認定こども園制度をスタートさせたのもその流れです。しかし、多くの反対で計画どおり進みませんでした。その現状を打開しようと、2012年の国会で民主、公明の3党によって強行されたのが新制度です。

新制度は幼稚園、保育所のあり方とともにお金の流れも変えられます。認可の私立保育所以外は施設と利用者との直接契約方式が基本となり、これまで規制されていた税金の活用が緩和され、株式会社の参入を後押ししようということです。こうした保育の市場化を要求してきたのは財界です。

幼稚園、保育所は制度も役割の異なる施設として発展してきました。それだけに、新制度が進める幼保一体化は公的責任の後退になります。全ての子どもの豊かな教育、保育を受ける権利の保障は、国と自治体が責任を持って行うべきです。しかし、今、新制度の事業計画が進められています。

したがって、次の点について伺います。

①「子ども・子育て支援事業計画」策定の進捗状況について。

保育時間の設定は。

保育面積基準は。

給食の有無は。

保育料金の設定は。

職員の配置基準。

学童保育の条例化について、どのように考えているのか。

②施設の多様化により、保育基準、保育条件に格差が生じることがないようにすること。

③保護者負担増を招かないこと。

経済的負担。

個人契約の負担など。

④保育を必要とする全ての子どもに格差のない保育提供を責任を持って行うこと。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「子どもが大切にされる「子育て支援制度」づくり」についてであります。

平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が成立し、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援が総合的に推進されることになりました。

これらの推進に当たりましては、消費税の引き上げにより確保する 7,000 億円、0.7 兆円程度を含めた追加の恒久財源を確保し、全ての子どもと子育て家庭を対象にして、支援の質と量の拡充を図ることとされております。

新制度は、来年 4 月から本格的に施行されることとなりますので、本町といたしましては、今年度中に「子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、施策の構築に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 1 点目、「子ども・子育て支援事業計画策定の進捗状況について」であります。

市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、5 年を 1 期として支援事業の取り組みなどを内容とした「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされております。

本町におきましては、次世代育成支援対策地域協議会から、計画内容等に関するご提言をいただきながら、今年度中の計画策定に向けて取り組んでいるところであります。

当協議会は平成 25 年 10 月に第 1 回目の会議を開催し、これまで 5 回にわたりご審議いただいておりますが、現時点における進捗状況につきましては、新制度に向けた保育等の実施意向等に関するアンケート調査結果に基づいて、教育と保育の量の見込みに関する分析を進めながら、本計画の構成並びに骨子に関して検討している段階であります。

今後のスケジュールにつきましては、10 月を目途に計画原案を作成し、パブリックコメントなどにより住民の皆さんからご意見等をいただき、必要に応じて計画に反映させた上、来年 3 月に策定する予定であります。

初めに、保育時間の設定についてであります。

国では、保育時間の設定を 2 区分とし、一つ目は主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」を設定して利用可能な保育時間を 11 時間とし、二つ目は主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」を設定して利用可能な保育時間を 8 時間とする方向であります。

本町における現行の保育時間については、原則 11 時間の保育時間を確保しておりますことから、新制度移行後におきましても利用者に不利益とならないよう配慮してまいりたいと考えているところであります。

次に、保育基準面積についてであります。

新制度におきましても、保育基準面積に変更はなく、ゼロ、1 歳児の乳児室は 1 人につき 1.65 平方メートル以上、ほふく室は 1 人につき 3.3 平方メートル以上、2 歳児以上の保育面積は 1.98 平方メートル以上とされておりますが、本町におきましては認可基準に適合した施設で運営を実施いたしておりますので、影響はないものと認識しております。

次に、給食の有無についてであります。

本町における現行の給食については、ゼロ歳から 2 歳までは主食と副食、3 歳以上は副食のみの提供であり、新制度移行後も同様に対応する予定といたしております。

次に、保育料金の設定についてであります。

国では、利用者負担の金額を利用者の保育時間区分、いわゆる「保育標準時間」の者と「保育短時間」の者とに分けて所得割課税額等の階層区分ごとに設定する方向であります。本町におきましては、国の基準や現行の保育料金を踏まえた上で、次世代育成支援対策協議会からもご意見をいただき、利用者に配慮した適正な金額を設定したいと考えているところであります。

次に、職員の配置基準についてであります。

新制度におきましても職員の配置基準に変更はなく、ゼロ歳児は 3 人に対して保育士 1 人、1、2 歳児は 6 人に対して保育士 1 人、3 歳児は 20 人に対して保育士 1 人、4、5 歳児は 30 人に対して保育士 1 人の職員配置基準になる予定であります。

本町における保育士の配置については、基本的にこの基準のとおりとし、必要に応じて保育士の加

配に配慮してまいりたいと考えております。

次に、学童保育の条例化についてであります。

国は、児童福祉法の改正の中で「市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。」と規定し、本年4月30日に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を厚生労働省令として公布したところであります。

この基準における対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない状況下にある小学校就学児童であります。放課後児童健全育成事業に取り組む場合の施設の基準としては、開所時間が小学校の授業日は3時間、小学校の休業日は8時間とすることを初めとして、面積や職員配置、クラス定員などの基準も定められております。

本町といたしましては、一部の学童保育所において定員を超えた在籍数となっている状況にありますことから、将来的な施設整備も含めて本事業のあり方を検討し、条例整備に取り組みたいと考えております。

ご質問の2点目、「保育基準・保育条件に格差が生じることがないようにすることについて」であります。

新制度におきましては、施設型給付としての認定こども園、幼稚園、保育所の3類型、そして新たな制度である地域型保育給付としての小規模保育、家庭的保育(保育ママ)、居宅訪問型保育(ベビーシッター)、事業所内保育の4類型の事業により、児童の教育や保育が行われることになります。

これら7類型の保育給付の事業については、それぞれ果たす役割が異なっておりますので、各事業ごとに基準が定められることになります。

したがって、保育の必要性や必要量などに応じて多様化することとなり、利用者にとりましては利用する事業の選択肢が増えることにつながるものと認識いたしております。

ご質問の3点目、「保護者の負担増を招かないことについて」であります。

初めに、経済的負担についてであります。

本町における保育料金の設定に当たりましては、前段申し上げましたとおり国の基準や現行の保育料金を踏まえた上で、次世代育成支援対策地域協議会にてご意見をいただき、利用者に配慮した適正な金額を設定したいと考えているところであります。

また、保護者が安心して就労等ができるように保育時間につきましても現行の11時間を下回らないように配慮したいと考えており、保護者の負担増を招かないように努めてまいりたいと考えております。

次に、個人契約の負担などについてであります。

新制度における手続といたしましては、認定こども園や公立保育所、地域型保育は、施設・事業者と利用者の間の、また私立保育所は市町村と利用者の間の、幼稚園は施設・事業者と利用者の間の契約となります。

この手続に関しましては、利用者の方々にとってできる限り理解しやすい方法となるように努め、利用者の負担の軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「格差のない保育提供について」であります。

未来を担う子どもたちは、あらゆる可能性を秘め、これからの時代を切り開いていく大きな力であります。

子どもたちが、家庭の中で豊かな愛情を受け、さらに社会の中で必要に応じた教育・保育を適切に受けて健やかに成長することは、保護者はもちろんのこと、社会全体の願いであり責任であると考えております。

本町といたしましては、子ども・子育て支援に係る施策は最重要課題の一つでもあり、新制度移行後におきましては、現行より充実した取り組みになるように努めていかなければならないものと考えているところであります。

したがって、「子どもの最善の利益」を図るべく、保育を必要とする全ての子どもに適切な保

育を提供できるように努めてまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） まず、今回の新制度ですけれども、新しく来年からスタートするという事で、一番の問題点といえますか、今までの保育事業と違うところは、介護保険と同じように保護者からの認定の申請を受けて市町村が子どもの保育の必要量を認定する、ここが大きな違いになってくると思います。

そうしますと、今、保育時間ですけれども、7時半から6時半、11時間、そして延長保育として7時まで保育しております。新制度では短時間が8時間、そして標準時間が11時間、このように認定するとしております。こうしますと、30分の延長という延長保育、これは延長保育を実施していくのかどうか、そしてその場合の保育料はどのようになるのか、ここのところをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 延長保育につきましては、これは料金を取ることも含めまして、これ次世代育成支援対策地域協議会の中でどのように取り組んだらいいのかということにつきましては十分今後協議をして、それから方向性を決めたいと、そのように思っているところであります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 保育時間の延長は保護者の働き方が多様になっている中で、延長保育というのは7時半からですけれども、要望によってはもう7時からの要望も寄せられておりますし、まだ延長してほしいというそういう要望もあるので、今の現状では11時間30分ということで、問題になるのは認定制度では30分がどうなるかということだと思っております。

それで、協議会で協議していくというお答えでしたけれども、これは保護者の意見も十分に聞いて対応していくことが大事だというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 保護者の意向につきましては、ニーズ調査をしておりますので、この分析は、今、ただいま詳細にやっているところであります。ですから、その辺のことも踏まえまして、どのような保育がいいのか、これは慎重に考えていかなければならないと思っております。

標準時間は11時間と定められておりますので、本町におきましても7時半から6時半、これが標準時間になりますので、それ以上の保育につきましては議員おっしゃられるように延長保育になります。これにつきましては、通常国の基準の中では一定のご負担をいただくというのが基準になると思いますので、その辺のことも十分踏まえまして慎重に検討したい、そのようなことであります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） この延長保育が保護者の負担という方向性になりますと、保護者に負担がかぶさるということですね。保育料のほかに時間外の延長保育の保育料も負担されるということになるということにつながると思うのですが、その点は本当に慎重に慎重に対応していかなければならない、まだ決まっているわけではないということですので、慎重に対応していくということが大事だというふうに思います。これは、保育料の負担、保育の後退につながる可能性も出てきますので、保育料の負担が多くなるわけですから、その点も十分に考慮していただきたいというふうに思います。

あと、職員の配置基準になるのですけれども、これは今その保育の状況によって加配も考えていくということでした。今、保育士の不足ということも言われまして、正社員ではなくて臨時の保育士、そういう形で保育事業を運営しているということなのですから、これ、保育の内容もこれから多様化していきますよね、保育の認定されたりですとか、いろんな保育形態に変えられていきますので、そういう中では、さらに保育士の負担もいろいろ多くなっていくという中では、保育士の確保も大変な状況になる可能性もありますので、そこでは保育士の待遇をきちっと改善していくということも大事なのですから、そういうことも考えながら保育士の配置も考えていられるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 保育士の確保につきましては、本町のみならず全国的にもう確保が大変だという時代に入っております。この中におきまして、保育を十分にやっていくためには、やはり人的なパワー、これは保育士の確保をしっかり図ることが大事なことです。ですから、処遇の改善、待遇改善、こういうことも今後十分本町としては考えていかなければならないことだというふうには考えております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 処遇をしっかりと対策を考えていく、労働条件を変えていくということが保育士の確保につながりますので、そういうことも今後きちっと検討していただきたいと思います。

次に、施設の多様化なのですが、これは今、芳滝議員の質問にもお答えになっているのですが、今、保育の認定制度によりまして、その認定が先ほどもお答えになっていましたが、1号認定、2号認定、3号認定、こういうふうに認定が分かります。それによりまして、子どもの入る施設ということも変わってきますよね。認定して契約をして、どの施設に入所するかということになると思うのですが、その施設によっては必ず認定されてから施設に入所できるとは限らないですよね。定数ですとかそういうものがありまして。そういう場合には、どのように考えていくのかということが一つあります。その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 新制度におきましては、教育または保育が必要な児童につきましては、認定をまず行うということが大原則となります。

1号認定につきましては、3歳以上で教育を必要とする者、いわゆる幼稚園型となります。2号認定につきましては、3歳以上でいわゆる保護者が就労していることなどによりますから、保育所型ということになります。3号認定につきましては、3歳未満のお子さんで、同じく保育所型ということでの認定をいたします。

新制度の中におきましては、それぞれ、これ特に保育所でありますけれども、利用者、保護者の就労の形態によりましては、8時間保育のいわゆる短時間を希望される場合と11時間の標準保育を希望される方とそういう方がいらっしゃると思います。ですから、そういう保育の必要量に応じてもある程度振り分けが行われることになろうかと思います。

本町におきましては、保護者側がどこの保育所を希望するのか、そして何時間保育を希望するのか、そういうことは十分にお聞きした上で、なるべく希望に沿った形で保育所または幼稚園に入所できるように調整を図りたい、そのようには思っております。ただし、どうしてもその辺の調整がつかない場合につきましては、第2希望、第3希望のところに入所いただくことになり得る、そのように思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 例えば、入所できなくなる場合という可能性もある、特に、今、乳児ですとかそれから3歳未満児は途中からでも入所できないという、そういう状況が現在でもあります。そういう場合には、認定はされても保育所に入れられないという可能性もありますよね。そういう対処はどのように、認定されても入れない、受け入れ施設がない、そういう場合にはどのように対処していくのか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 平成26年度始まったばかりでありますけれども、ただいま現時点におきましては待機児童はおりません。

町といたしましては、一つの方策としましては、さかえ保育所の子育て支援センターのところを一部改築いたしまして、そこで乳幼児等ある程度確保できるように、まず枠は広げました。

それと、今、札内の南保育所が新築中でありまして、これがある程度面積大きく設計しておりますので、現在、定員は90名ということでありますけれども、これが新しい保育所になった場合は120名定員に拡充する予定であります。ですから、そういう中におきましても、今後の保育需要につ

きましては一定程度対応できる、そのように考えております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） それでは次にです。わかば幼稚園と中央保育所、これから検討されるということでしたが、認定こども園へ移行していくことも検討していくというお答えになっておりました、先ほど芳滝議員の質問の中に。

それで、認定こども園というのは、1号から3号認定まで受け入れることのできる施設ということですね。ですけれども、未満児は受け入れの義務が定められていない。そういう状況では、やはりどの子どもも受け入れ施設そういうことにはつながらないのではないかと、一つ危惧があります。

また、認定こども園となりますと、1号から3号の認定ですから、教育を主とするところ、保育そして未満児は保育が主になる、このように保育の形態が、認定は必要に応じて認定されるのですけれども、その認定の形態がさまざまな子どもたちを受け入れるということになりますよね、認定こども園となりますと。1号、2号、3号と認定した子どもたちが認定こども園に入るわけですから。そうすると、保育の中身が、この時間は1号認定の子どもたちに応じた保育、そしてその後は、保育と教育が一緒になった保育というか教育、そういうふうな三つの段階に分かれた保育の内容になってくるのではないかと危惧されます。

そうなりますと、子どもたちも混乱してしまいますし、保育士もそれに応じたカリキュラムを立てなければならない。そういうふうになりますと、認定こども園というのは本当に子どもにとっては混乱する、保育士にとっても保育が本当に困難になる、そういう施設になるのではないかと危惧があるのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 本町におきましてはまだ認定こども園はなくて、先ほど答弁いたしましたとおりこれはわかば幼稚園と中央保育所では検討の段階だということであります。

認定こども園そのものにつきましては、対象となる子どもにつきましてはゼロ歳から5歳までということで、乳幼児も当然含まれているということになります。幼稚園が主体になるのか保育が主体なのか、いろいろなパターンがあります。

国では、今後、新制度における認定こども園につきましては、これは所管を内閣のほうにするということになりますので、これは幼稚園は通常文部科学省ですし、保育所は厚生労働省になりますけれども、その辺が一体的に進められるということで、国では内閣府が所管することになります。

ですから、本町もしこの認定こども園を導入する場合におきましては、その辺の実際の子どもたちの運営におきましては、子どもたちに混乱が起らないようにそのような運営を考えていかなければならない、そのように思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 心配されるのは、これから検討されていくというお答えでしたので、検討ということは、認定こども園に移行するかもしれないし、それはわからないということですね。危惧されるのは、移行した場合にはこういう問題点が考えられる、そこが非常に心配なんです。

ですから、その現状の公立の保育所、そういうことで進めていくことが必要ではないか。今、国の制度がそういうふうにならっていくということなのですから、国のその新制度の中でも、認定こども園ではなくて、保育所として町が責任を持って保育所を運営していく、そういうことも十分可能なわけですから、そこのところきちんと町が、幕別に住んでいる子どもたちに保育を責任持って行うということで、現在の中央保育所とわかば幼稚園、認定こども園に移行するということではなくて、町の責任を持って保育所として考えていくべきではないか、そこのところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今現在、保育所とわかば幼稚園と二つの幼児保育、幼児教育がなされているわけですが、ただこれがずっと続けていくことが本当にいいのかどうかということはやっぱり十分

協議はしなければならない。

今の、特に幕別本町地区の子どもの数から推移を見ていきますと、いつまでも分けていくことがいいのかどうなのか。当然学校へ行ってしまえばみんな同じ幕別小学校へ行くわけですから、そうすると、もちろん私はその中身はまだ認定こども園と保育所、幼稚園と中身についてはこれから十分検討しなければなりませんけれども、やはり検討すべきことではあるのだろうな。今のままでずっと行くことだけを考えて、全く認定こども園は検討しないということには私はならないのではないかなと、十分に検討させていただいた中で判断していくべきだというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 検討をこれからしていくということで、そういう点では、現在の町の条例できちっと保育時間ですとかそういうのを定めておりますよね。そこから後退しない、そういうことだけはきちっと守りながら検討していくことは検討していくということで、保育の後退を招かない、そのところだけはしっかり守っていかなければならないと私は思います。そのところを留意しながら検討課題として進めていくということでは、十分に保護者の要望も聞きながら進めていっていただきたいというふうに思います。

今、施設の多様化なのですけれども、今、本当に複雑になるのですよね、保育の形態がね。先ほど保育の多様化、これが保育にとって多様な保育が可能になって選択肢が増える、このように芳滝議員の答弁の中でお答えにはなっているのですけれども、これは認定こども園、今問題点、私は私なりに調べた結果で今お話ししていますけれども、地域型の保育事業、これも四つに分けられていきますね。そうしますと、今、地域型保育事業の中ではへき地保育所も対象になるということなのですけれども、このへき地保育所も将来的に常設保育所と同じような形態に移行することも検討されているというお答えになっておりましたけれども、これはこのことも認定をされて、それでへき地保育所に入所ということになると思うのです。そうしますと、認定は必ずされるということにつながると思います、つけていかなければならないと思いますし。

今、地域の保護者も今のへき地保育所でいいというふうに考えている方もいらっしゃると思うのです。このように制度が変わるということを知らされていない部分もあると思うのです。このところは、もうしっかりと住民、その保護者と連携をとり、要望を教育ながら進めていくことが必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） へき地保育所については、おっしゃるとおり今回の改正の中では小規模保育所の中に含まれるのだと思うのですけれども、私どもとしては今すぐへき地保育所をやめて小規模保育所に変えていくというような思いは、今のところ持っておりません。

当然のことながら十分地域の皆さんのご意見もいただく中で、これからのへき地保育所のあり方というものは考えていかなければならないし、もちろん今、へき地保育所の一番大事なのはいかに子どもを確保するかということが大事だというふうに私ども思っておりますので、当然のことながら地域の皆さんの力をいただきながら、へき地保育所を今後も存続していくことがまずは大切なことではなかろうかというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 十分に意見を、ニーズをきちっと吸い上げ、そして要望も聞きながら対応していくことを進めていっていただきたいと思います。

また、この家庭的保育ですとか居宅訪問型の保育、こういうことも認められていくということになるのですが、今、待機児童がいないということですので、そういう方向に進めていくということを考えているのかどうか。そのところなのですが、待機児童がなくても家庭的保育を希望される、そういう方も中にはいらっしゃるのかもしれませんが、そうなりますと、子どもを育てたことがある、こういう方が講習を受けて保育をする、そういうことも認められるようになるのですけれども、そういう点では、家庭で子どもを育てている経験者と保育の専門的な知識を身につけた保育士とは

保育の向上というところで違う面があると思うのですが、こういうところもしっかりと専門の方が対応できるような、そういう手だてが必要だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 今回の国の新制度におきましては、このいわゆる地域型給付保育事業、これが新しく創設されたということになります。これにつきましては、利用者の方がいろいろな保育の形態を選べるように、そのようなことが国のほうでの趣旨でありますので、そういう小規模保育だとか預かり型の保育だとかまた事業所内保育のことだとか、そういうものにつきましては一定の基準をこれは町が認可の権限と、それを確認する権限と両方持つことになります。

ですから国は、国の示す基準をベースにして基準を定めて、そういうことに取り組む事業者等がきちっと基準を守った形で参入できるように、そういうようなことをきちっとしていきたい、そういうことであります。その多様化する保育のあり方というものを選択肢をふやしていった利用者の利便性を図る、そのようなことになるかと思えます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 国の基準に沿って保護者の要望に沿って選択をしていくという、そういう流れになっていくと思うのですが、国の基準であっても、やはり保育、どの子どもたちにもしっかりとした保育を提供するという意味では、どういう形態であっても専門の知識を身につけたそういう人たちが保育をしていく、そういう地方自治体でしっかりと基準を設けることもできるのではないかなと思うのですね。だからそういう手だても必要ではないかなと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 家庭的保育におきましては、資格なのですが、国からある程度一定の基準が示されていて、市町村長が行う研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とございますが、この基準をもとに、今後、町のほうでよりその基準を精査していくということは可能なことでありますので、このことにつきましても今後検討していきたいと考えております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） はい、わかりました。学童保育のところちょっと飛ばしてしまいました。学童保育のところに入りたいと思います、済みません。

今、学童保育ですが、現在、幕別では3年生までですよね。国の基準では6年生まで引き上げるということですが、6年生まで引き上げることになりますと、先ほども施設の状況ですとかそういうことで、今すぐにはというお答えになっておりました。

それで、施設整備の見通しですとかそれと施設整備と支援員ですか、そういう専門の有資格者の配置、そういう見通しこれからどのように進めていこうと考えているのか、その方向性をお示ししていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いきなり3年生のものが6年生まで学童保育の対象にすれと言われたって、どこの町村だってそうは、はい、わかりました、来年からなんていうことにはならないと私は思っておりますし、特に私のような町では、現実にも今、学童保育を実施していながら既に南小学校校下ではあふれているわけですから。これは我々にしたって、何ば言われたってすぐにできるものではないという思いでいます。

ただ、法律が施行されて、恐らく例えば何年までの間にやっていきなさいとか整備をしていきなさいとかというようなことは可能性としては出てくるのだろーと思いますから、それらも踏まえながら例えば緊急の場合は空き教室の一部を利用するとか、何らかの形でそういった方向に行かなければならないということにはなってくるかもしれませんけれども、すぐ今の段階でどういう計画、どういう例えばさっきの話ではないですけども、それではどんな財源が確保できるかなんていうのは全くわからないわけですから、十分国のこれから出される指針等を見ながら、町としても対応に当たってい

かなければならないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 今度の新制度の中に、これからなのですけれども、学童保育につきましては、市町村が具体的な事業計画、そういうものを提出することによって交付金の額も上乗せされるということも計画、制度の中ではうたわれているのですね。ですから今すぐできないのであれば、計画を持っ
てきちっと国に対して交付金の要望、事業計画を出して要望していく、そういう計画をこの機会に持つ必要があるのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり計画性を持って進めていかなければならないのだろうと思いま
すし、今言われた指導員なんかも、どのような資格を今後必要になってくるのか。

それと今3年生から6年生まで延ばしたからといって、今の倍になるとは限らないですね。当然い
ろんな少年団活動とかいろいろなことありますから、その辺のニーズといいますか、希望者の掌握、
動向というのですかね、子どもたちの意向というようなことも、これは掌握していかなければなら
ない。いろんなことを含めて、これから対応に当たっていくことが必要であろうというふうに思っ
ています。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 十分論議していただきまして、計画を早目につくっていただきたいと思いま
す。

学童保育所も同じなのですが、延長保育、1時間半条例の中ではありますね、5時以降6時半まで
延長を希望される児童に関しては延長保育可能になっております。この場合も、保育料は上乗せす
ることになるのでしょうか。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 現在もしておりますが、これを今後協議会の中で検討は重ねますが、現
行をなるべく維持していきたいと考えております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 今、学童保育では減免制度がありまして、全額免除、3分の2の減免、3分の1
の減免、幕別町では定めております。これはやはり学童保育に預けている保護者は共働きの方もいら
っしゃると思うのですが、何ていうのでしょうか、ひとり親家庭、そういう家庭がおりまして学童保
育の保育料も負担が重いということで、こういう減免制度がつくられているのですね。ですから、時
間外の延長保育も上乗せしないで現状どおりにということをぜひ考えていっていただきたいと思いま
す。

次に、保護者の負担増を招かないということで、今、保育料なのですが、8時間保育と11時間保育、
こういうふうに認定されますと、保育料も2ケース出ると思うのです。そういうふうになりますと、
こういう保育料の負担ということはしっかりと保護者に、何ていうのですか、徹底していくというこ
とですとか、それから個人契約の負担、本当に複雑になりますので、しっかりと提案していくとい
うことが必要だというふうに思います。

それで、私、先ほど施設の多様化のところで、保護者と施設との契約になりまして、保育料も直接
施設が保育料を徴収するというふうに変わっていきますよね、新制度の中になりますと。そういう
ふうになりますと、保育料の何らかの理由で滞納になったりですとか、失業したりですとか、そう
いう状況の中で保育料が滞納になって払えなくなったという、そういう状況になった場合に、施設で受
入れを拒否される可能性も出てくるのではないかと思います、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 契約につきましては、私立の保育所の場合は、これは保護者のほうと市町村
が契約を結ぶ。これは今でも同じです。公立の場合とか、あとは社会福祉法人等の行う場合につ
きましては、事業者とその利用者の間の契約ということになります、本町におきまして保育所は全部
公立でありますので、これは今のやり方と全く違いはありません。

手続的に煩雑になるかどうかにつきましては、これは前段申し上げました、まずは子どもさんの1号、2号、3号の認定があって、その認定が終わったあとに利用申請という通常の申し込みになります。これにつきましては、できるだけ手続が複雑にならないように、これあわせて申し込むことができるのかそういう方法もとることができますので、その辺は工夫をしながら利用者の皆さんには負担をかけないようにしたいと思っております。

保育料につきましては、現時点におきまして、私立保育所の場合も公立保育所の場合もこれは町の保育料は徴収いたしますので、これは民間は介入しませんので、今と何ら変わりはない、そのようなことで理解していただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。ちょっと、大分時間、質問事項あります、まだ。いいのですけれども、延長をしたいと思っております。

それでは、お諮りいたします。

本日は野原議員の質問が終了するまで時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって本日の会議は野原議員の質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

野原議員。

○16番（野原恵子） 最後の4番なのですが、保育を必要とする全ての子どもに格差のない保育提供ということなのですが、今この新制度によりますと、認定を受けたり、それから保育料が2段階になったり、延長保育は加算されるかもしれないですとか、そういう状況も生まれてきております。そして、部長のお答えでは多様な保育があって、それが選択されてニーズが多くなり、そして保護者にとってもいい保育になるのではないかというような私はニュアンスで受け取ったのですけれども、私は逆にこのように同じ幕別町に住んでいる子どもたちが、施設も違います、いろんな多様な施設になりますし、そして公立の保育所であったり、それから、今、指定管理者ですとか公設で民営化ですとかさまざまな施設の状況にもなっていますし、今度また新制度ではそれがまた違う利用の施設になったりして、幕別に住んでいる子どもたちに本当にいい保育を提供できるのかという、そこがすごく心配なのですよね。

今この答弁の中では、今の保育の状況をしっかり堅持していく、このようにお答えになっております。けれども保育所の施設そのものから見て、今の保育が本当に守られていくのかどうか、その点が非常に私は不安に思っております。

ですから、この保育を必要とする全ての子どもに適切な保育を提供できるように努めてまいりたいと、このようにお答えになっておりますので、今の保育の状況の質を落とさない、そしてどんな子どもにも、例えば親の収入状況によって保育が後退する、そういう状況がないように。そして例えばちょっと保育所でいろんな問題が起きて子どもが排除される、そういうことのないように、どんな子どもにも十分な保育を受けられるような体制をしっかりと今後もとっていただきたいと思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来申し上げましたように、今回の法改正によって一番大きく変わるのは手続だとかいろんな面のこと、あるいは認定園が新たに出てきたと、新たではないけれども今後検討される。ただこれを見ます限り、例えば小規模保育ですとか家庭で保育だというのが、本当に幕別町内で出てくるかとなると、私はそうは余りないのではないかと。どちらかというと、これは今の内閣が盛んに言っているような待機児童の解消だとか、いわゆる大都市的な施策の中でこういうものが出てきたのかなというような思いも正直あるわけであります。

ですから、私どもはこの法ができたからといって、今までやってきた保育や幼稚園のあり方を極端に変えるなんていうことには当然ならないでしょうし、答弁で申し上げましたように子どもたちのた

めによりよい保育を、よりよい教育のために努力して頑張っていく、それは私ども変わらぬ姿勢だというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） わかりました。終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は、午前 10 時から開会いたします。

16 : 05 散会

第 2 回幕別町議会定例会

議事日程

平成26年第 2 回幕別町議会定例会
(平成26年 6 月 11 日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第 1 会議録署名議員の指名

13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子

（諸般の報告）

日程第 2 一般質問（5 人）

日程第 3 報告第 1 号 平成25年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 4 報告第 2 号 平成25年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 5 報告第 3 号 平成25年度幕別町個別排水処理特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 6 報告第 4 号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

日程第 7 報告第 5 号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

日程第 8 議案第36号 幕別町辺地総合整備計画の変更について

日程第 9 議案第37号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

日程第10 議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

日程第11 議案第39号 平成26年度幕別町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第12 議案第40号 平成26年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）

会議録

平成26年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成26年6月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月11日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 小川純文 | 2 寺林俊幸 | 3 東口隆弘 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 岡本眞利子 | 7 藤原 孟 | 8 乾 邦廣 | 9 牧野茂敏 | 10 谷口和弥 |
| 11 芳滝 仁 | 12 田口廣之 | 13 前川雅志 | 14 成田年雄 | 15 中橋友子 |
| 16 野原恵子 | 17 増田武夫 | | | |

- 6 欠席議員

18 齊藤喜志雄

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

教 育 長 飯田晴義

代 表 監 査 委 員 柏本和成

総 務 部 長 菅野勇次

会 計 管 理 者 田井啓一

民 生 部 長 川瀬俊彦

建 設 部 長 佐藤和良

札 内 支 所 長 羽磨知成

企 画 室 参 事 細澤正典

地 域 振 興 課 長 原田雅則

学 校 教 育 課 長 川瀬康彦

福 祉 課 長 坂野松四郎

町 民 課 長 山岸伸雄

農 林 課 長 川瀬吉治

経 済 建 設 課 長 天羽 徹

都 市 施 設 課 長 笹原敏文

保 健 福 祉 課 長 稲田和博

副 町 長 高橋平明

教 育 委 員 長 沖田道子

農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男

教 育 部 長 森 範康

経 済 部 長 田村修一

企 画 室 長 伊藤博明

忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男

総 務 課 長 境谷美智子

糠 内 出 張 所 長 妹尾 真

土 木 課 長 湯佐茂雄

生 涯 学 習 課 長 澤部紀博

保 健 課 長 合田利信

商 工 観 光 課 長 岡田直之

経 済 部 参 事 須田明彦

こ ど も 課 長 杉崎峰之

税 務 課 長 中川輝彦

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子

議事の経過

(平成26年6月11日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（古川 稔） ただいまより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13番前川議員、14番成田議員、15番中橋議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） 次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（野坂正美） 諸般の報告を申し上げます。

本日、18番齊藤議員より欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○15番（中橋友子） 通告に従いまして、質問を行わせていただきます。

建設労働者の賃金引き上げと地元業者に仕事を。

政府の景気向上対策は一向に国民には届かず、それどころか、ことし4月からの消費税増税で暮らしや営業は厳しさを増しています。特に雇用不安の拡大は深刻で、不安定雇用の非正規労働者は全国の労働者の3人に1人に、また若者と女性では2人に1人まで広がり、年収200万円にも満たない労働者は1,000万人を超えています。低収入は公的年金の未加入や国保税滞納につながり、将来の生活不安や命の問題にもなっています。解決のためには国の政策転換が必要であります。町としても可能な対応を進めるべきと考えます。

1、建設労働者の賃金の確保について。

北海道では特に建設労働者の劣悪な条件が改善されておらず、技能労働者不足と高齢化を招き、資材価格の高騰や事業者の減少と合わせて、公共事業の入札不調や不落札の要因にもなっています。

昨年4月、国土交通省は公共工事設計労務単価を改定し平均で17%引き上げを行いました。さらに技能労働者不足解消等から、ことしの2月に、7.5%の引き上げが行われました。しかし北海道の建設工事下請状況調査では、これが賃金確保に反映されたのはわずか23.7%にすぎないという結果が出されております。引き上げ分が全額賃金に反映されるよう、業者に対する適切な指導と報告を求めるこ

とが必要です。そこで幕別町の現状、これまでの取り組み、今後の対応についてお伺いするものです。また公契約条例制定の考えについてもお伺いいたします。

次に、地元業者優先と発注状況についてであります。

地域事業者を守り、経済の循環を図るために、工事や物品購入、業務委託等の発注において、原則的に地元業者優先の考えで発注を進めていると考えます。しかし、競争の激化や価格優先の中では地元につながらない結果も生まれてきます。

引き続き「地元でできることは地元で」の考えのもとに、適正な発注を進めるべきであり、地元業者への発注の現状と地元優先の考え方についてお伺いいたします。

②業者間の競争が激化する中で、実態のない「ペーパー事業者」も生まれ、町の仕事にかかわり出していると聞いています。現状についてお伺いいたします。

また、そのような事態を招かないために、明確な基準をつくるべきと考えますがいかがでしょうか。最後ですが、小規模修繕登録事業の積極的活用についてであります。

町内の小規模事業者の受注を拡大し、就業機会の確保と町内経済の活性化を図ることを目的として開始された事業ではありますが、登録をしても「全く仕事が来ない」、あるいは「一度だけでした」というような声が少なくありません。

登録事業者に対して、もれなく仕事が行き渡るように、抜本的な改善と対策が必要です。これまでの業種別事業者登録数と発注の状況、発注の体制、経済効果、今後の対策についてお伺いするものです。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「建設労働者の賃金引き上げと地元業者に仕事を」についてであります。

長引く労働環境の悪化や公共工事の減少に伴う建設業全体の疲弊は、若年入職者の減少や技能労働者不足の状況を生み、実勢価格の適切かつ迅速な反映と社会保険への加入徹底が急務となっております。

こうした観点を踏まえ、ご質問にもありますとおり必要な法定福利費相当額の反映など、北海道の公共工事設計労務単価につきましては、全職種単純平均で平成 25 年 4 月から平成 24 年度比で 17.5%、平成 26 年は例年 4 月から 2 月からに前倒しし、平成 25 年度比で 7.5%の引き上げがなされたところであります。

ご質問の 1 点目、「建設労働者の賃金確保について」であります。

本町の工事の発注にあたりましては、例年、改定後の労務単価により予定価格を算出したしておりますが、平成 25 年度におきましては、4 月 1 日以降の契約で、改定前の労務単価により予定価格を算出していた工事について、特例措置により、改定後の労務単価により請負代金額を変更したところであります。

受注者に対しましては、この特例措置の通知の中で、下請負者との契約額の見直し及び技能労働者賃金水準の引き上げ、雇用保険の加入等について、速やかに対応するよう要請いたしてまいりました。

また、工事の受注に当たっては、地元業者の活用や資材の地元調達などと合わせて、賃金につきましても公共工事設計労務単価によって積算していることから、適正な賃金を支払うよう、指名願受付時に文書にてお願いしているところであります。

公共工事の労務単価には、労働者負担分の法定福利費相当額が反映されておりますことから、法定福利費の加入について確認ができるよう「幕別町発注工事の元請負及び下請負の適正化に関する指導要綱」の施工体制台帳や施工体系図、下請負人選定通知書などの様式を改め、本年 4 月 1 日から、各受注者に対し関係書類の掲示や提出を求めています。

建設業法施行令においては、下請契約の請負代金が総額 3,000 万円以上、また建築一式工事においては 4,500 万円以上の場合に施工体制台帳と施工体系図の提出を義務づけております。

政府は、本年３月、公共工事については額にかかわらず提出を義務づける方針が閣議決定され、来年４月から施行予定でありますことから、現時点では、下請負金額にかかわらず揭示や提出を試行的にお願いしているところであります。

また、公契約条例につきましては、以前から導入自治体の事例などの情報収集や調査研究を進めておりますが、本年３月末現在で、11の自治体で公契約条例が制定されております。

既に制定されている公契約条例につきましては、対象となる契約の種類や金額が限定的であるため、多くの労働者には条例が適用されないこととなり、実際の賃金の改善には効果が薄いことなどの課題も指摘されております。

本町におきましては、先ほども申し上げましたとおり、適正な賃金の支払いなどを盛り込んだ「町発注業務における留意事項について」の周知文書の配布や最低制限価格の設定など、ワーキングプア対策について配慮した契約業務に努めているところであります。

そうしたことから、今後とも引き続き公契約条例についての研究を進めるとともに、入札・契約制度の中で労働者の賃金確保について、努力してまいりたいと考えております。

ご質問の２点目、「地元業者優先と発注状況について」であります。

公共契約の大原則は、限られた財源の中でよりよい物品やサービスを適切な価格で契約することであり、そのための競争は重要なことであると考えております。

しかし一方では、地元業者の発展が地域の活性化にとって欠くことのできないものでありますことから、優良な地元業者の育成が肝要であると考えております。

契約の相手方を決める際の手続といたしましては、入札による場合と随意契約による場合があり、例えば工事請負で申し上げますと、町の財務規則上、原則として130万円を超えるものは入札を実施し、それ以下の少額なものに関しましては随意契約を実施いたしております。

地元業者への発注の状況につきましては、平成25年度の指名競争入札と随意契約による契約は、508件、約31億2,335万円で、そのうち270件、約24億850万円を町内業者へ発注しており、地元業者への発注割合は、件数にして約53.1%、額にして約77.1%となっております。

業務別に主なものを申し上げますと、工事請負が207件中172件、約20億4,458万円の発注で、地元業者への発注割合は額にして86%と高い割合になっておりますが、物品等の購入につきましては給食センターの厨房機器などの特殊なものが多かったことから、61件中13件、約2,330万円の発注で、地元業者への発注割合は額にして18%と低い割合になっております。

次に、地元優先の考え方についてであります。

入札に関しましては、一般競争入札及び指名競争入札がありますが、本町におきましては、不良不適格業者を排除することを目的として、従前から指名競争入札を採用し、地元業者の保護・育成に努めてまいりました。

また、指名競争入札の参加者を指名する際には「指名競争入札参加者に関する指名基準」に基づき、契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において、町内に営業所等を有する業者を優先的に指名することにより、地元業者の育成に努めております。

さらに、この基準は随意契約を行う際にも参考としておりますことから、高度な技術や特殊な工法等を要するもの以外のものにつきましては、入札・随意契約を問わず、基本的には町内業者を優先し、発注を行っているところであります。

次に、ペーパー事業者の現状についてであります。

本町における入札参加資格者名簿への支店、営業所等の登録につきましては、建設業法に基づく営業所の許可証、法人登記事項証明書等により確認しておりますが、それが恒常的に営業されているか、社員が常勤で配置されているか等の実態を書類等により把握することは難しいものと考えております。

しかしながら、入札における指名を行う際、あるいは随意契約の見積合わせを行う際においては、営業所等の実態についての調査を行った上で、実施をいたしているところであります。

また、明確な基準をつくるべきであるというご指摘についてであります。前段申し上げましたとおり、工事や物品購入等の指名競争入札、あるいは随意契約においては「指名競争入札参加者に関する指名基準」に基づき厳正な取り扱いに注意を払いながら事業を実施しており、地元業者の皆さんに公正な取り扱いをさせていただいているものと捉えております。

このようなことから、現在のところ新たな要綱等の制定は行わず、今後においても、地元業者への公正な発注に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の３点目、「小規模修繕登録事業者の積極的活用について」であります。

初めに、小規模修繕登録事業者の業種別事業者数と発注状況及び発注の体制についてであります。平成 26 年度の業種別登録事業者数といたしましては、土木 3、建築 8、内装 11、設備 4、造園 1、塗装 2、ガラス 4、その他 3 となっております。合計で 24 の事業者に登録をいただいております。

平成 25 年度の実績では、23 事業者の登録に対し、土木 4 件、建築 64 件、内装 92 件、設備 16 件、ガラス 1 件、その他 136 件、合計で 313 件、約 945 万円を 13 の事業者に発注いたしております。

内容といたしましては、小規模な修繕を対象としておりますことから公営住宅や教員住宅等の内装、清掃、鍵の修繕などが全体の 7 割を占めている状況となっております。

発注の体制といたしましては、各施設で発注担当部署が異なりますことから、毎年、本制度の活用について担当部署へ周知をするとともに、発注状況を事業者別に集計を行った上で、次年度の発注に向けて、一部の事業者や業種等に偏りがないよう努めているところであります。

次に経済効果についてということですが、資材の購入等波及効果を含めた明確な効果を示すことは難しいものと考えておりますが、平成 25 年度においては、町全体の修繕料の約 1 割に当たる約 945 万円を発注しております。

また、制度開始から現在までで、約 5,600 万円を小規模事業者へ発注しておりますことから、一定の経済効果はあるものと考えております。

今後におきましては、発注実績の集計を年 2 回行うこととし、年度途中における発注状況を各担当部署が共通の認識として把握することにより、一部事業者への偏りがない発注に心がけるとともに、これまで小規模事業者に対しての発注がなかった担当部署等においても制度活用の徹底を図り、さらなる受注機会の拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） それでは再質問させていただきます。

一番目ですが、建設労働者の実態が劣悪な労働条件にあることは、昨年の 9 月の議会でも取り上げさせていただきました。賃金水準は 2000 年の当初から比べて、それぞれ差はありますが、6 割程度まで下がったという調査結果もあります。

そういう中で、ようやく 2013 年、そして 14 年の 2 月と、ことしですが、2 回に分けて引き上げが行われた。これが十分に反映されて、労働者の賃金が上がっていくことが一番望まれます。その手法をいろいろ考えながら質問させていただいてきた経過があるのですが、残念ながら実態としては、ここの数字で挙げましたのは、北海道の下請業者に対する調査結果であります。その賃金が反映されていた事業者はわずか 23.7%にしかすぎなかった。実際には公共単価がこのような上がっても、働いている労働者の手元には届いていないという現状があります。

まずはこの現状について、町長はどのようにお考えになりますでしょうか

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、労働者に対する労務単価、あるいは工事請負金額がアップになった。それがそのまま労働者の皆さんに反映される。これは当然私も望むところでありますし、そうあるべきだというふうに思っています。ただ、その会社によって、あるいは雇用形態が多分違う、一律ではないのだろう。例えば、日額の方もいらっしゃるし、月額雇用の形態の方もいらっしゃるでしょうし、あるいは長くお勤めの方だとか新規にお勤めの方、あるいは特殊な技能を

持った方、いろんな雇用形態の中で賃金が決定されていくのだらうというふうに思いますけれども、私どもは、今、申し上げましたように労務単価が改定になる、それだけ賃金が働いている方に反映されるようなそういう体制をこれからも望んでいきたいし、我々がやれることはやっていかなきゃならないだらうというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 私もそれを望みまして、質問をさせていただいたのですけれども、ただいまの町長のお答えでは、工事を発注するときにですね、まず幕別町としては適切に反映されるように請負金額代金変更しましたよと、この分は乗せましたよということについては承知もし、実施されることを望んでました。

次にですね、公共工事の労務単価については、施工台帳の提出ですね、請負及び下請の適正化に関する指導要綱に基づいて提出を求めてやっていると。これは、今までは一定の工事金額が定められていたけれども、来年からは政府はもっと拡大をするように全事業を対象にということなので、こういったことで対応をしていきたいというお答えなのではないかというふうに思うのですけれども、私はこの方法では解決はされないと思うのですよね。と言いますのは、この工事施工体制台帳ですか、これについては、確かに今回の目的の一つ、労賃を上げることともう一つ、社会保険ですとか、そういったものにきちっと加入するようにということでありますから、その二つ目の目的については、今、町長お答えになった調査で十分掌握できる。ここには社会保険の加入状況であるとか、あるいは法定福利費の確保であるとか、さらに建退共のシールであるとか、そういったことがきちっと報告されるようになっていますから、働いている、工事を発注して労働者のその仕事を受ける労働者の方の保険の実態などについては、十分これでわかるであらうというふうに思います。しかしですね、賃金は、ここにはやはり掌握はできないのですよね。結局、張られている証紙ですとかいろんなことでどのぐらい1カ月で働かれたかとか、そういうことはもちろんわかるのだとは思いますが、その建設労働者の単価が今回の二十数%引き上がった分がどうなっているかということについては、これではわからないというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、賃金の体系が、雇用の体系が果たしてどのような体系で賃金が決定になっているかと。例えば労務単価が上がったら、それが一律賃金に何%で上がるのか。例えば月額10万が7.5%あったら、そのまま10万7,500円になるのか。そういった形態というのは、一人一人の雇用の形態、あるいは会社の形態によって違うのだらうというふうに思います。ですから、一つの工事が発注して、そこで見られた単価がその人の給与に、賃金にどうはね返っていくかを確認するとなると、これは会社の恐らく内部的な問題になっていくのだらうと思いますので、それらを確認するような手法が実際にあるのか、できるのかどうかと。国がというような会計検査みたいなことは我々にはできないわけでありますから、あくまでも労務単価がアップになった、それに見合う賃金体系に基づいて支給していただきたい、そういう指導の範囲に入るのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 昨年の9月にお伺いしたときにも町長、今と同じようなお答えされたのですよ。結局、それがきちっと労働者にいくことは大事なことで、それが技術の継承でもあり、公共工事がきちっと施工されるかなめになるのだということを望むのだけれども、しかし、その労働者の賃金については、経営者の範疇と言いますか、権限、それから雇用形態、それぞれ違うので、町としては報告を求めるといことはなじまないといいますが、できないというお答えだったのですよね。今も同じだと思うのです。同じことをやってきた結果、今回こういうふうにならざるを得ない賃金アップされても、2割強しかそれが現実には実施されてないという北海道のデータが出たということなのですよ。つまり、幕別町としては、これも金額お伺いしたいと思うのですが、昨年、補正も組んで、補正、そうですね、賃金引き上げ分、税金としてきちっと予算化しましたよね。その分、総額で幾らになったのか。

それが結局は私たちは労働者に反映されて手元に届くことが税金としては適切な使われ方、流れというふうにするのだけれども、実際にはそうはならない。そのところが、やっぱりもう一步踏み込む必要があるのではないかというふうに思うのですよ。どんな手法があるかということで、法に基づいてやりますから、業者の権限というのは、やっぱりそれはそうだと思うのです。町長の言われるとおりだと思うのです。しかし、工事を発注する行政側として、あるいはそれをきちっと運用されているかどうかをチェックする議会側として、問題は公金、税金でありますから、それが本当にどうなっていくかということは見定めていく義務は、私あると思うのです。そのところが、どんな手法をすれば、そういうところにたどり着いていくのか。まあ、結果としては今回の24%のその組まれたお金がきちっと労働者の手元に渡っていけば問題がないのですけれども、いっていない現状をどう打開するのか。ここを、私たちはやっぱり知恵を出し合って、きちっと労働者を守っていくというふうになさなければならないと思うのです。

私はやはり、そうなってくると調査ということしかないと思うのです。業者には報告の義務というのは、突き詰めていったらないではないですかということになりますよね。そうすると、業者も本当に大変な中でやってらっしゃるから、そういった実務も含めて大変なこともわかるのですけれども、しかし今、本当に劣悪な労働者の状況を改善させないと、公共工事もこれからうちの町も大型の発注控えていますけれども、それも1回目の質問で書きましたけれども、なかなか入札が成立しないということもあちこちで生まれていますから、そんなことを避けるためには、やっぱり現状で事業者と職員の皆さん、どのように労働者の賃金が反映されているか、調査、聞き取りをしていく以外にないと思うのです。それは、全部の業者にすれとは言いません。しかし、ある程度定めてやっていって、実態を押さえる。そういう押さえ方をする中で、北海道もきっちと、これも全業者ではありませんけれども、北海道が先ほど出した数字、これは調査を行った結果、こういうふうになっていましたよ、23.7%でしたよというのは、調査の上にあるわけですから、そういう手法、町長、とれないでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今の北海道の23.7%の数字がどのような根拠から出てきたのか、今おっしゃられたように、抽出した業者に対して調査をやった結果だと。ただ、そのことが果たして、私どもの町の中で同じようなことが抽出調査の中でやれるのかどうかと、これは考えていかなければならないのかもしれませんけれども、ただ我々が今回のアップの中には、先ほどお話ありましたように、福利厚生費も当然こう含まれておりますから、これは個人の負担も入ってまいりますから、まずこれをはっきり実施していただく。加入していただいて、福利厚生をより充実をさせていただく。そして加えて、今言う賃金アップをどう図っていただけるかと。これはなかなか、例えば国の会計検査が入ってきて、その工事高を見たとしても、その単価が労務者に確実に支払われているかどうか確認というのは、なかなか私は難しいのかなというふうには思います。というのは、さっきから言いますように、その工事で決められた単価に、日額の賃金だったら、その工事が終わっていなくなれば、ツーツーになるかもしれません。しかし、月額給料の人は、その工事があればほかの事業もやっている、いろんなことがやって給与が決まっていくわけですし、あるいは労働時間がどうなっているかは、もちろんありますし、ですから我々の調査の限界というものもきっちとあるのでないかと。もちろん、法的な違反がどうかとかとなってくれば、これはまた別ですけれども、それ以外は、今、お話ありましたように抽出調査の中でどの程度、こう確認ができるのか。これはこれから内部でもちょっと検討させていただきたいと思いますが、今までの状況では、そういったことももちろんやっておりますでしたし、これはあとそういう方向で協力をいただけるのかどうか。これはあくまでも業者の皆さんには協力依頼ということにはなるわけですから、その辺も含めて検討させていただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 例えば、普通作業員の賃金は今回改定になりまして、日額1万3,500円になりました。その前は、前々年度ですね、1万1,000円だったのですよね。2,500円アップ。これ日額で計

算して2,500円で、20日間出たとしたら、5万円の給料が、支給が上がるわけですね。多くはそこそこの会社によりまして、雇用形態は変わってくるというのはそのとおりだと思います。ただ、建設労働者の現状として、北海道に冬、仕事がないということを考えれば、多くの方たちは日額ということが多いというのがありますね。それから、年間雇用という場合でも、割り返していけば、いろんなことを含めて割り返していけば、引き上げ前とまず比較して上がっているかどうかということなども含めて調査の手法というのはやっぱりあると思うのですよね。100%きちきちって反映されていたかどうかというのではなくて、こういった国の政策が打たれて、うちの町がそれで上乘せをして、金額を乗せて発注しましたよと。多くは渡りましたかというような観点から、日額、月額も含めて一定の調査をすれば見えてくるのではないかというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 2,500円上がって、20日だから5万円上がったかどうかを確認するというのは、これはなかなかやっぱり現状としては、先ほど来のお話のように、例えば今のお話にありましたが、冬期間ない、工事が無い、仕事がない。しかし、雇用として1年間雇用する。そうすると、当然年間を通じた中でその人の給与、賃金が決まるとすれば、一つの日額賃金だけに日数かけただけでは出てこない賃金、数値もまた出てくるのだらうと。それともう一つは、民間会社ですから、何も公共工事だけやっているわけでは当然ないわけですから、ここに民間の仕事が入ってくる。そうすると、民間の仕事でどのような賃金体系、どのような労務単価で自分たちの会社へ収入になってくるのか。これら全部を含めた中で、先ほど来しつこいのですけれども、いろんな形態の中で賃金が決めていくのかなという思いもしていますので、ですから私どもが、今お話ありましたように、地元の企業に何社か協力をお願いして、どういう賃金体系を組んでいるのですかと、その事情を聞いたりなんかすることは私は可能だと思いますけれども、こちらから積極的に中へ入って行って、どうですか、賃金どうですかということにはなかなか難しい面があるのかなという思いはしておるのです。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 建設労働者の全国の調査の中で、年収が200万円以下というのが6割だという実態、いろんなところから出ています。この200万円の年収が、生活を、非常に厳しい生活を余儀なくされているというのは、もうその数字を聞いただけでわかります。これを引き上げていく。つまり技能者が育たない、労働者になってくれる人がいない、高齢化がどんどん進むという背景には、低賃金というのが根底にあるから、だから育っていかない。そこを改善しなければならないので、それで、今回このような手を打たれたと。その打ったものがきちっと反映されるようにいろいろな形から取り組まなければならない。そうなったときに、こういった業者の裁量だということだけではいけないというのが私の言いたいところなのです。私は、全部、全てとは思いません。でも、一定程度の調査をする中で、こういう数字引き出して、実際に北海道なんかやっているわけですから。町長、どんな手法がというふうにおっしゃられたので、ぜひ検討していただきたいのですけれども、しっかりと反映させていただきたい。そして、全体でどれぐらい上がったのか、金額、示していただければと思うのですが、例えばこれから新庁舎の建設に入っていきます。先日、調査、新庁舎特別委員会でご説明いただいたときに、工事金額が上がりますと。3億3,000万円上がりますという説明いただきました。その内訳も示していただきました。その3億3,000万円のうちの6,020万円は労賃でした。つまり、今回の引き上げ分、この引き上げ改定がなかったら6,000万円、うちは乗せなかったのだけれども、改定になったから乗せますよということで上がってきました。私たちも当然、それはそのとおりしなければならないと思いますし、そういったことで上がっていくということは、納得のできることです。では、その6,020万円が積み上がったのだけれども、労働者の手元にいく保証が果たしてこうきちっと、経営実態も含めてなっているのかというふうになれば、本当に何ていうか、いたたまれない状況がございます。そこはやっぱりいろんな手法を考えていかないと、このままでは黙っていたら3割でとまってしまったと。とまったというふうには言い切れませんが、現状は2割強ということですから、ここをやっぱり考えていただかなければならないと思います。手法を考えて、

民間業者のこともあったと、町長、言われましたけれども、私は民間のことを問うつもりはないのです。というのは、いつもそうなのですから、町が発注するのが、町の施政が民間を引き上げていくというふうに、いろんな面でつながってくるというふうに思いますので、町がきちっとそのことを指導することによって、全体の金額が引き上がっていくということも考えられるのではないのでしょうか。だから、民間の部門もあるから町は踏み込めないということにも、そういうふうに言われたわけではないのですけれども、そうはならないというふうに思います。全体の工事金額、昨年は引き上げ分で幾らだったのでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 労務単価の引き上げ分で、工事関係でどれぐらいの増加分があったかということなのですから、全体については把握してございません。例えば、昨年の4月の頭に工事発注をいたしましたものにつきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、特例で変更契約をして増額したという経緯がございます。それが例えば、それで申し上げますと、9工事で1億9,700万円ほどの工事、当初1億9,700万円ほどの工事になりますけれども、それに係る労務単価の上昇分ということで、変更かけた分が約500万円の増額でございます。それ以降の部分の工事につきましては、先ほども申し上げましたように、全体は把握してございません。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） はい、わかりました。まだ決算の前でもありますから、全体が押さえられていないということはしょうがないかなというふうには思いますけれども、やっぱり労働者に渡るという姿勢を持ちながら、予算も組んでいく、最後まで発注したその姿勢がずっと貫かれていくというようなことをいつも念頭に置いてやっていかななくてはならないというふうに思うのですよね。少なくとも最初に申し上げましたけれども、税金で積算された賃金分が労働者の手に渡るというのは、私は当たり前のことだと思うのです。ところが現実には、賃金は確保されない、反映されないということでもありますから、ここは理事者としてもしっかりと渡る手法を、やっぱりいろんな角度から、先ほどの調査のことも研究していただくということでもありますから、研究していただいて、調査をしていただきたい、このように思います。

いろいろありますけれども、この中の項目の最後に、公契約条例のことを取り上げました。これは建設労働者だけに限らず、町が発注する請負、業務委託なども全部そうなのですから、この今のよう、なかなか法を超えてできない、それは当然なのですから、そういう場合の有効な策、町としてできることの手法の一つが、公契約条例でもあると思うのです。町長言われるように、まだまだ実施されているところは全国で11です、その決め方もそれぞれですので、労働者の賃金に十分反映されていない実態があるのだということでもありますから、ここはもっともっと研究されていくべきものだと思うのです。ただ、札幌、これは成立しなかったのですけれども、あの市長さんの姿勢を見てみましても、市が発注するその仕事を請け負ってくれる人たちがワーキングプアになるような状況は絶対つくりたくないのだという中で、そういう精神で始めてきたということでもありますから、これもこのことに関係していけば、本当に大事なことだと思うのです。研究していただくということです、引き続き研究をしていただきたい。このように申し上げます。

労働者の賃金の実態等も含めて、これからも引き上げ分が反映される努力を求めてこの質問は終わりたいと思います。

次に、地元業者優先の発注状況等についてお尋ねをいたします。

私、いつも幕別町の税のあり方、税の中身をお尋ねしてきているのですけれども、幕別町の町民の税収は25億円程度でずっとこう横ばいしてきている中で、法人税がどんどん引き下がってきていることを申し上げてきました。ピーク時の平成8年には、2億3,900万円、約2億4,000万円あったところですが、平成24年度の決算では、1億3,500万円ということでありました。23年度が1億4,000万円でしたので、若干減っています。減った理由は、固定資産税が減ったのだということでありましたけれども、町内の業者の税収は伸びていない。これは長い不況もありますし、それから撤退した業

者もたくさんありますし、新しい業者も来ている、いろいろです。ですけれども、全体としてうちの町の法人税の税収は伸びていないということは事実です。そういう中で、町が地元の業者に優先発注、あるいは地元の業者にたくさん仕事してもらい、雇用もふやしてもらい。そういう中で、町の経済を支えていただくというのは、やっぱり大事なことだと思うのですよね。町長もそういう点では、優先発注ということで言われてきておりますので、たまたま物品が物すごい低くてびっくりしたのですけれども、これは高い買い物、給食センターのあったからだと思いますが、そういう点では、ぜひ、地元優先ということをこれからもきちっと位置づけて、発注に当たっていただきたい。

それで、そういう中で2番目なのですけれども、競争が激化する中で、実態のない事業者も生まれて、町の仕事にかかわり出してきているのだというようなことを町民の方から伺いました。その辺は町長は押さえてらっしゃったでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 本来的には、ペーパー事業者なんていうのは、普通は考えられないことだし、私どもはそういったことは想定はもちろんしてはいなかったわけでありまして。先ほどの答弁でも申し上げましたが、地元業者、そこへ加わってくるのが帯広に本社があったり、札幌に本社があったりする人たちが営業所ですとかの名前を使って、町内に事業所を置く。これを指名願いなんかでは出てきますし、建設業法なんかはそのための証明もつきますから。それが指名願いでと。もう一つ押さえるのは、そこへ営業所を置くとうちの町に法人町民税を支払う義務が出てきますので、これらを押さえて今までは発注に当たって調査をしてきたわけです。

ただ、そこまではわかるのですけれども、現実には営業所を設けた。しかし、そこに人が常駐しているかとか、あるいはどんな営業活動をやっているかとなってくると、これはなかなかつかみづらいということがあって、本来的にはあるべきものではないわけでしょうけれども、今お話しあったような現状が出てきている可能性が、あるいは今後そういう可能性はあるのかなとそういう思いをしていますので、これからも十分チェックをしていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 今、物品の供給には契約参加申請書というのを各業者が出して、それぞれ町内の、今、町長言われるように、町内でやっている方、営業所を持ってられる方、そういう方たちが届け出を出して進めてこられたと思うのです。その届け出、つまり法人税、町民法人税ですね、これは、50人以下で資本金少ない方は6万円程度で終わるというようなことで、そういうのを手続を踏まれてやってこられたのだと思うのです。だけれども、実際にはそこには例えば、会社の社員の住所は、社員の間所であったり、ここに届けられている住所がですね、あるいは社宅であったりというようなことで、現状としては事業所ではないということがありうるわけですよね。そうなってきた場合に、やっぱりきちっとそういう新しいところについては、たくさんあるわけじゃないですから、事前に新しい方のところには対応する調査をしてやっていくということが大事だと思うのです。今回はそういうことがなかったようなので、結果としては、そういう町民からの届け出があるような事態になってしまったというふうに思うのですよね。こういったことで、そこそこの市町村、どう取り組んでいるかという事例などを見てみますと、やっぱり要綱まではいかないのですけれども、実態調査をして、事業所としての体をなしていない場合にはだめですよという、そういう文章をきちっとつくってやっているところがあるのです。大館ですとか、これは埼玉の戸田市ですとか、そういうところなのですけれども、そういうところでは、明確になっているものですから、業者に対する指導もきちっとできるということもありますので、私はやっぱりこういうものも研究して今回のような事態を招かないような仕組みづくりをするべきだと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたように、営業所に類するもの、あるいは建設業なんかでいきますと出張所ですとか、工業団地に工場ですとか資材置き場ですとか、そういうのが出てきて、そこにも会社の中では幕別町に事業所を持っているのだというような押さえをされている。そういうところ

ろも当然指名の中では、全部が全部指名しているわけではありませんけれども、そういうのを指名の対象にはしているわけですが、お話ありましたように実態のない業者についての把握、あるいは調査、こういったものはこれからも十分中身を調べさせていただいて、今の文書のお話もありました。はっきり調査した結果、あなたは営業所としては認められませんよと、そういったことが他町村の事例等を研究しながらこれから進めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 今の幕別町の置かれている環境といいますか、大型の事業を控えているということで、やっぱり十勝的、全道的に注目、そうそう、こんな大型の事業あることではないですから、注目されていると思うのです。それで、基本的には競争の原理というのももちろんありますから、大きくはそういう中から出発するのですけれども、物品ですとか設備のものは、町長言われるように地元の方、これは幕別町だけではなくて、池田も芽室も音更もみんなそうですよね。そういう中で、それぞれ厳しい状況がありますから、何とかつながりをもってというような思いで、自分のところはもっと安く調達できますよというようなことも含めて、いろんな町外からの働きかけがあり、そういう中で残念ながら実態のないところもつながってきているというようなことでありますから、十分注意をされて、地元業者にきちっと仕事が行き渡るようにしていただきたい、このように思います。

最後ですが、小規模修繕登録の事業についてであります。この事業は、もう実績としては丸 5 年積みまれているのですけれども、幕別町の町内の業者の方で、小規模な修繕の受注の機会をふやしていくと、そして就業の機会をふやすというようなことを目的として設置されました。金額は 30 万円までの工事ということでうたわれております。それで、今、登録がどのぐらいあって、そして実際に仕事を受けられた方はどのぐらいいらっしゃるのかお伺いしたところでありますが、1 回目の質問にあるように、登録をしてもなかなか仕事が回ってこない、あるいは 1 回来ただけけれども、1 年も 2 年もその後はナシのつぶてだというようなこともありまして、ぜひきちっと目的どおり登録した皆さんに仕事が回るようにしていただきたい。そうでないと、登録の意味合いというのがなくなるのではないかというふうに思います。今までの、今回の実績と総額はわかりましたけれども、今まで登録してから全く発注しなかった業者、あるいは 2 年間、3 年間、ゼロでしたよという業者はそもそもそう多くないのですけれども、登録者の会社がですね。でも、どのぐらいあるのか伺います。どの業種にもあるのかも加えて伺います。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 今まで集計かけているのがですね、平成 21 年度から 25 年度まで 5 カ年間ということになりますけれども、今までで 5 カ年間で 1 件も発注がなかった業者につきましては、今現在登録いただいている 24 業者のうち、4 件の業者であります。あと、1 件だけというのが 1 業者ございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） また、何年間も登録しても仕事が来なかったという事例も少なくなくあるのではないかというふうに思います。私はこれまで決算委員会や予算委員会の中でもこれ取り上げさせていただいて思ってきたことなのですから、それぞれ簡易な修繕が多いです。言われましたけれども、公営住宅であるとか、あるいは学校関係であるとか。当然、どこを直してほしいというのは、担当部局に来られるわけですから、そこでつながっていますというか、やっていただける業者さんにかかわってお願いをする、そのことが一番状況を適切に説明もできて、あるいは時間的にもスピードアップできるというような流れからそんなふうに来ていたのだと思うのです。その結果、かかわる業者というのは、全体をなかなか見られないで、かかわっているところだけに件数の多いところはほとんどいくということではなかったかと思うのです。

それで、今回のご答弁の中で、1 年に 2 回、それをきちっと点検して、全体を回しますよとおっしゃられるので、そこはちょっと改善されるのかなというふうに思うのですけれども、発注ですから、最終的には総務のほうに全部報告があるのではないかと思うのです。ですからそこで、業者の偏りな

どは一定程度掌握できるのではないかと思いますのですけれども、違いますか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 今までは、年に一度、総務課のほうに各担当部署から報告をいただきまして、次年度に向けての発注についてなるべく偏りが無いようにということで指導していたところなのですが、やはり、どうしてもその業務の中身が偏ってしまうというようなこともございまして、今年度から、今お話にありましたように、年2回に報告をしていただくのを、総務課のほうに報告をもらうのを年2回にいたしまして、年度途中でも発注状況を把握しながら、それを総務課のほうに報告をいただきまして、総務課のほうで偏りがある場合については、担当部署の方になるべく偏りないようということで指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 決裁をされるのは、それぞれ担当に上がってきってから、最終的には総務にいかないのですか。いかないのですか。いかないのですか。わかりました。私、ちょっと今まで決算や予算の中でやりとりさせていく中で気づいたことなのではございますけれども、お答えの中でもありましたけれども、建具屋さんなんかは物すごい件数で発注されていて、ですけれども、全く設備になるのでしょうか、あるいは仕事が出ないというのもあるのでしょうか、全くいっていないというその差が金額でも物すごい差が出ているのですよね。もし数字わかれれば言っていたきたいと思うのですけれども。そういうことも含めまして、業種、それから金額、件数もそうですけれども、やっぱり金額だと思うのです。そういうところも十分に点検をしていただいて、登録された業者さんに仕事がきちっと行き渡る手だてというのを、年2回だけではちょっと心もとないというふうに思うのですけれども、もう少し小まめにできないでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 小規模修繕ということで、先ほど答弁の中にもありましたように、公営住宅ですとか教員住宅の修繕が多いのですけれども、どうしてもやっぱり内装ですとか建具ですとか、そういうものに集中してしまうというのは、これはある程度やむを得ないかなというふうに思っています。施設の管理ですから、担当部署の方で掌握をしております、金額的にも30万円未満ということですから、担当課で状況を把握して発注するということなものですから、先ほども申し上げましたように、今年度からは2回、年度途中でも報告をいただきまして、さらに偏りが無いようにしていきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） わかりました。さらなる努力を求めたいと思います。きのうからも質問ありましたが、町の活性化というのは、いろんな角度から常に考えていかなければならないテーマだというふうに思っています。地元の業者の方たちに本当に元気で仕事もあって、頑張ってもらって、それから労働者にもきちっと賃金が保障されるという町づくりが大事だと思いますので、今後とも意を用いて取り組んでいただきたい。申し上げて終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

11:00 休憩

11:10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○17 番（増田武夫） 通告に従いまして、質問させていただきます。

幕別町地域自然エネルギー基本条例の制定についてであります。

地域にある自然エネルギー、再生可能エネルギーとも言われますけれども、自然エネルギーは、大切に重要な固有の資源であります。

この地域の固有の資源である自然エネルギーを有効に活用することには、幾つかの重要な意義があります。

一つは、地域固有の自然エネルギーを開発し、地域で利用することによって、化石燃料の使用を減らして地球温暖化を回避することや、現在、全てとまっている原発を再稼働させずに処理する技術や方法も持たない核のごみをこれ以上出さないことに貢献することです。

もう一つは、地域のエネルギーの地産地消を図ることで、地域に新たな産業と雇用を創出し、地域循環型経済と環境保全型の地域づくりに大きな効果を発揮することです。

近年の急激な地球温暖化による地球環境の変化、東日本大震災と原発事故の経験などから、エネルギーに対する認識の見直しが鋭く問われ、各地でエネルギーの地産地消の取り組みや省エネ社会の構築が模索され、地域ぐるみで実行に移され始めているところであります。

特に、「自然エネルギーは地域のもの」との思いから、2012 年 9 月に滋賀県湖南市で「湖南市地域自然エネルギー条例」が制定され、その後、2012 年 12 月に愛知県新城市、2013 年 3 月に長野県飯田市、高知県土佐清水市、2013 年 6 月に兵庫県洲本市などで同様の条例を制定して、地域固有のエネルギー資源を地域のために活用し、地域経済にも好影響をもたらしているところであります。

外部資本による自然エネルギー資源の開発は、その利益の大半を地域外に持ち出すことになります。「自然エネルギーは地域固有の資源」と位置づけて積極的に活用し、地域循環型経済の構築に寄与するエネルギーの地産地消の幕別町にするためにも「自然エネルギー基本条例」が必要とされているのではないのでしょうか。

本町にも、太陽光、太陽熱、バイオマスなどの豊富な再生可能エネルギーが存在しており、これを活用することができるかどうかは、町を中心とした積極的な取り組みいかににかかっていると言えると思います。新庁舎建設に当たっても、地域木材、木質ペレット、太陽光等の活用を求めてさまざまな提案をしてきましたが、残念ながら十分に生かされたものとはなっておりません。

2011 年 8 月の再生可能エネルギー特別措置法の成立によって、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入され、エネルギーの地産地消が地域経済に与える効果がより大きなものとなっており、各地で先進的な取り組みが組まれております。

以上のことから自治体としての役割を果たすため次の取り組みを求めたいと思います。

一つ、町の公共施設への自然エネルギーのさらなる活用を求めます。

新庁舎の設計変更も含め、札内支所建てかえなどの公共施設への自然エネルギー採用の明確な姿勢を示していただきたい。

二つ目、庁内に専門部署を設けて、自然エネルギー活用の促進に本腰を入れていただきたい。

地域循環型経済を構築するために、町のかねめの役割を果たす体制をとっていただきたい。

三つ目、「幕別町地域自然エネルギー基本条例」の制定を行っていただきたい。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町地域自然エネルギー基本条例について」であります。

エネルギーは、私たちが文化的な生活や経済活動を行う上で必要不可欠なものでありますが、近年、新興国における人口の増加や経済発展に伴い、既存の化石燃料を主体とするエネルギーについては、その資源の有限性や消費に伴い発生する二酸化炭素の蓄積による地球温暖化問題など多くの課題があるものと認識いたしております。

また、原子力エネルギーについては、東日本大震災に起因する原子力発電所事故により、その安全性に多くの課題が生じているとともに、その廃棄物の処理についても大きな問題として存在しております。

このようなことから、エネルギーの効率的利用を図る省エネルギー対策と、新たなエネルギー資源としての再生可能エネルギーに対する取り組みには、持続可能な社会への転換を図る一方策として、大きな期待が寄せられているところであります。

本町では、平成 18 年 2 月に「幕別町地域新エネルギービジョン」を策定し、エネルギーの効率的な利用と環境負荷が少ない新しいエネルギーの積極的な導入を基本的な理念に掲げ、公共施設への太陽光発電設備の導入を初め、住宅用太陽光発電システムやペレットストーブの導入に対する補助に取り組んでまいりました。

ご質問の 1 点目、「公共施設への自然エネルギーのさらなる活用について」であります。

自然エネルギー、いわゆる再生可能エネルギーには、太陽光をはじめとして、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマス、雪氷等がありますが、本町におきましては、日射量が多いという地域特性を生かし、町の公共施設にはこれまで太陽光発電設備を導入してまいりました。

現時点においては、幕別中学校、白人小学校、さかえ保育所の 3 カ所に導入しておりますが、平成 25 年度では 3 施設合わせて年間 4 万 9,228 キロワットアワーの発電を行っており、原油換算で 1 万 2,504 リットルの削減となるものであります。

新庁舎への自然エネルギーの活用についてであります。 「省資源や省エネルギーへの対応」を新庁舎建設における基本方針の一つに定め、本町の自然環境を生かした自然エネルギーの積極的な活用を図り、環境に配慮した庁舎を目指すとしております。

この考えのもと、太陽光発電や地中熱ヒートポンプといった再生可能エネルギーの採用や外断熱工法による高断熱建築とすることにより、自然環境に優しい庁舎の実現を計画いたしております。

ご質問にあります地域材を活用した木質ペレットにつきましては、工事費だけでなくランニングコストを含めた検討をしてまいりましたが、機械設備や燃料の保管に必要となる施設整備が必要となること、また、燃料の調達態勢や運転に伴うランニングコストなどを総合的に比較検討した結果、採用には至らなかったものであります。

今後に予定しております札内福祉センターの改築やその他の公共施設の整備におきましては、省資源、省エネルギーの観点からクリーンなエネルギー源である自然エネルギーの活用について取り組んでまいりたいと考えております。

自然エネルギーの活用にあしましては、維持管理の容易性を初め、燃料調達の確実性や運用上の安定性、加えて工事費とランニングコストの比較検討の上に、当該施設の規模や建物の用途など、それぞれの施設に適した自然エネルギーの活用について検討してまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「庁内に専門部署を設けること」についてであります。

地域特性を生かした自然エネルギーの導入は、地球温暖化を抑止して地球環境の保全に寄与するものであるとともに、その技術革新が新たな産業化につながることも期待できるところであります。

自然エネルギーの利用に係る企業の誘致につきましては、新たな雇用の場の拡大や設備投資における経済波及効果等を期待できるとともに、地域のイメージアップにもつながるものであります。

現在、本町における自然エネルギーの活用については、全庁的に各種の情報を共有しながら促進に向けて取り組んでいるところでありますが、自然エネルギーに関する専門部署を設けることにつきましては、先般、行政改革推進本部において組織機構検討部会を立ち上げましたので、その中で検討してまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「「幕別町地域自然エネルギー基本条例」の制定について」であります。

平成 23 年の東日本大震災を教訓に既存エネルギー施策、とりわけ原子力エネルギーについては、その安全基準が大幅に強化されたことに伴い、既存の原子力発電所の全てが現在も発電を停止している状況であります。

このことから、エネルギーの多様化を図り、安定的な供給を行う一方策として、環境負荷の少ないエネルギー源としての自然エネルギーの活用が見直されてきているところであります。

また、エネルギーに対する施策は、国の動向が大きく影響し、地方自治体等がその施策を単独で展

開することが難しい状況にありましたが、昨今のエネルギー環境や地球環境の保全策に対する国民的意識の変化などから、地方自治体や民間事業者による施策展開や事業展開が図られてきております。

地方自治体における施策展開としては、地域固有の資源を活用する自然エネルギーが、地域経済の活性化と持続可能な社会の転換を図る上で重要な要素であるとの視点から、自然エネルギーの利用等に関する条例化に取り組む自治体があらわれてまいりました。

先進自治体において制定されている条例の主な骨子は、行政の役割として人材育成や自然エネルギー活用に対する支援等を初め、事業者の役割や住民の役割、そして自然エネルギーの普及啓発等についても規定いたしております。

平成 12 年に北海道は「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」を制定いたしましたが、道内の市町村では条例制定に至った事例はありません。

また、全国的には、現時点において 9 都道府県、17 市区町村において条例が制定されていると把握いたしております。

本町では、平成 18 年度に平成 27 年を目標年とした「地域新エネルギービジョン」を策定し、このビジョンに基づいてエネルギー施策に取り組んでまいりましたが、中間期として平成 23 年度に計画の進捗状況等の検証を行ったところであります。

この検証において、中間期での二酸化炭素の排出削減量は計画比 42.4%の達成状況にあり、また、自然エネルギーの導入状況では、住宅用太陽光発電で目標 400 戸に対して 104 戸、公共施設で目標 5 施設に対して 3 施設という実績でありました。

現時点におきましては、住宅用で 334 件と大幅に増加し、住宅用以外の 10 キロワットを超える発電施設は 75 施設、特にメガソーラーと言われる 1,000 キロワットを超える発電施設は 5 施設で、太陽光発電件数総体で 409 件と大きく伸びており、一定の成果が上がっているものと認識いたしております。

本町といたしましては、当面、本ビジョンの方向性に沿って新エネルギーへの対応を継続していく方針であります。地域自然エネルギー基本条例の制定については、今後、先進事例等を研究してまいりたいと考えております。

以上で、増田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） それでは再質問させていただきます。

この自然エネルギーの活用につきましては、私も平成 24 年 6 月議会、平成 25 年の 12 月議会にも質問させていただいております。今、最初の質問でもいたしましたように、この地球温暖化でありますとか、原発の問題などもありました関係で、この自然エネルギーをいかに活用していくかということが、社会的な大きな課題になっているというふうに思うわけであります。この 2 回の質問に対しましても、町長からは積極的な取り組みをしていきたいと、また担当部署については、今回組織機構の見直しの中で検討していくと、そういうことで今回の答弁の中にもその見直しの検討を約束されているわけでありますけれども、この自然エネルギーの活用につきましては、平成 23 年の 8 月に再生可能エネルギー特別措置法が成立いたしまして、太陽光発電で、1 キロワットアワー 42 円、現在、若干下がって、38 円ほどになっているわけでありますけれども、バイオマスガス発電につきましても、40.95 円ということで、こうした制度ができてから、さらにこの取り組みが各地の自治体を中心とした取り組みとして広がっているところであります。こうした質問を通じて町も取り組みを強めてこられたというふうに思うわけですが、この間の取り組みについて、さらに答弁をお願いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 特にエネルギーの関係では、本町の場合は、メガソーラー関係の施設が大変他町村に比べても早く、しかも多い施設ができてきたのかなというのが一つあります。あるいは先ほどお話にありました新庁舎の建設の中でも、一部ではありますけれども、太陽光の活用、あるいは地下熱の活用というようなことが進めてきた主な内容であります。もちろん、先ほども申し上げましたよう

に、これからの公共施設を整備していく中であっても、その施設に合った自然エネルギーを取り入れていくことは、これは当然のことでありまして、大切なことだろうというふうに思っております。ただ一つ余り進んでないのは、いわゆるバイオガスの関係であります。これは地方のみならず、もともと農業者の皆さんのところには帰属していくわけですが、農協ですとか関係機関、いろいろ協議はさせていただいておりますけれども、なかなか現実的にはバイオマスのエネルギーに取り組むというような方がいらっしゃらないのが現実かというふうに思います。もちろん、それに伴う町としての役割、あるいは町として果たすべき責務というのものもあるのだらうと思いますけれども、これらは引き続き十分協議をした中で、進めていかなければならない問題だろうというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） 今もお答えの中で言われていますけれども、やはりこうした問題に取り組んでいく上での町の役割をしっかりと自覚して進める必要があるのではないかというふうに思うわけです。幸いにして十勝には先進的な取り組みを行っている事例が幾つかあります。一つは、今、バイオガスの関係、触れられましたけれども、士幌町のバイオガス発電の取り組みだというふうに思います。もう一つは、足寄町などを中心とする木質バイオの利用の関係、木質ペレットなどを中心とするこうした取り組みだというふうに思うわけですが、前回の質問でも強調したことでもありますけれども、畜産も盛んな本町においては、バイオガスのこの取り組み、利用の取り組みが非常に大きな課題になるのではないかと。やはり現在、多頭化が進むという中で、糞尿処理が非常に各農家にとっても大きな課題になっております。この糞尿処理対策にも大きな効果を発揮する。それから、この買取制度、固定価格買取制度が出てからなおさらでありますけれども、士幌町の例などでは、今、士幌町は主に個別型のバイオガスプラントが主でありまして、昨年も7基ほど稼働始めて、それまで3基あって、昨年4基、それまで3基で計7基ほど稼働しているわけでありまして、糞尿処理対策に役立つだけではなくて、売電収入が相当予想よりも多く得られておりまして、大体乳代収入の12%が売電収入で得られていると。それから発電に伴う熱の利用も進んでいると。もちろん、前回の質問でも申し上げましたけれども、消化液の活用でありますとか、悪臭の解決の問題でありますとか、この取り組みによって一石何鳥もの効果が生まれるということで、これは町も中心になって、士幌町の場合は、農協が中心で町も協力しているという関係でありますけれども、ぜひともこれは本町でも進めていくことのできる大きな資源でないかというふうに思うのですよね。この士幌町の場合、主に経産牛150頭規模でも十分に間に合っていくと。そして、この買取制度ができてから国の補助などがなくなったという関係がありますけれども、しかし補助がなくてもそれだけの収益が上がっているというこういう実績もあるわけでありまして。それから、鹿追町は集約型、集中型のプラントでありますけれども、これもまた、これでいろいろな利点があるとは思っておりますけれども、やはり士幌のようなやり方で進めていくのがいいのではないかというふうに思うわけなのですけれども、これもやはりきちんと音頭をとって進めていく役割をやっぱ町が担うべきではないかというふうに思います。

それから足寄町の木質ペレット、この活用でありますけれども、畜産の資源は本当にたくさんあるわけですが、しかし本町におきましても、町有林とそれから民有林合わせて大体9,000ヘクタール以上あるわけです。足寄町のペレットの生産量は、現在2011年度で612トンということで、そんなに多くないわけですが、これを役場庁舎だとか保育所などに使っていると。町でつくりました地域新エネルギービジョンによりますと、こうした町の森林から出てまいります林地残材ですね、これが森林組合などを通じての調査によって、年間やはり4,000立方メートルの林地残材が生まれる。大体、木材全体の切り出す木材全体の2割程度の量でありますけれども、その程度の林地残材が生まれると。そうしますと、大体木質のカラマツなどの比重は0.53ぐらいですので、大体2,000トン近くの林地残材があると。これが全部集められないにしても、相当量が確保できるのではないかというふうに思うのですよね。

民生常任委員会で伊達市に行きましたときに、伊達市は、大滝と合併して、大体年間生産量が1,500トンのペレット工場を持って、そして役場、それから保育所だとか、ほとんどの公共施設に活用して

いるということで、大体公共施設の利用で、300 トンぐらい年間使っているようであります。

昨年の生産量が 1,400 トンということで、そういうことから考えましても、積極的にそういうものを活用するということになれば、十分本町にも資源があるのではないかとということにも考えられるわけです。このように先進事例に学んで、そういうものを町を中心としてしっかりと活用していくという町の姿勢が重要になるのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今いろんな他町村の事例のお話がありました。鹿追町なんかも今回また一つ増設をするというようなことがありました。

士幌町は町自体ではメガソーラーを実施している。そして、バイオの関係は、農家個人がというようなことであります。

そういったいろいろな資源を活用した自然エネルギーというものは、これからも推進していかなければならないのだと、そのこと自体は、私はもちろんそうだというふうに思っておりますし、ただそれを我が町に持ってきたときに、どのようなことができるのかということをも具体的に考えていかなければならないのだろうというふうに思います。

木質ペレットの活用についても、今お話ありましたように林地残材を活用した中で、本当に町がやっていけるのかと。いわゆるどれだけ今お話があったような量をどう確保して、よく言われるのは、林地残材を町まで運ぶこと自体、運搬すること自体に多くの経費がかかって大変ではないかというようなご意見があったり、そうした木質ペレットは、いまだに町でストーブの購入補助なんかもしているわけですが、意外とまだ進んでいない、今、実情などもあって、なかなかどうすべきかというような方向性は出ていないわけでありまして、もう一つのバイオガスふん尿処理につきましては、お話ありましたように、もう士幌あるいは大樹でも始まりました。幕別町にあっても、実は農業者の皆さんの中でも町が声をかけてということもおっしゃられますし、町が主導的な役割を果たすということももちろん大事なのでしょうけれども、やはりそこに農業者や、あるいは農協の協力をいただいて進めていくことが必要なのだろうというふうに思っておりますし、私ども今まで全く手をつけなかったわけではなくて、農協なんかにのご相談を申し上げ、ご意見を伺ってきたという経緯もありますけれども、なかなか今、言ったように手を挙げていただく、やりたいというような方が現実的にはあられていないのが実情なものですから、これらについては、これからも引き続き協議をしていくことが大切であろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） 今、申し上げましたように、例えば足寄などの木質ペレットの活用につきましては、やはり町が中心となって、そこに民間の方々などを巻き込んで、一つの研究会などをつくるなどして進めていったという、そういう経験もあるわけでありまして、やはり町だけではできないと思うのです。

やはり今、林地残材を持ってくるのに非常な労力が要るのだというお話もありましたけれども、これはその点では大きな経費がかかるかもしれないけれども、しかしそれが製品となって町内で使用されて、そしてまた林地残材の活用などにも循環していくことによって、それが大きな地域の経済の振興、地域の経済の発展に、循環型の経済を形成していく大きな力になっていくのだというふうに思うのです。

古いちょっと資料ですけれども、2010 年のペレットの値段は、大体 1 キロ 44 円だったということであります。大体、灯油 1 リットルに対してペレット 2 キロが熱量としてつり合う、1 リットルに対して 2 キロ。これが、だから今、灯油が 100 円以上するのでしょうか、100 円するとしましても、ペレットが若干上がっているにしても大体ペイする値段に、現在、販売されているペレットの値段はそんな状況だと、こういうことであります。そういうことになりますと、やはり林地残材だけを出すことを考えますと、これは大きな負担になるわけですが、それがやっぱり全体として回って地域経済に寄与するということをも積極的に捉えて、本当は新庁舎の中にもペレットの燃料を使うような方

向に行ってほしかったわけでありますけれども、今後の活用について、ぜひ考えていっていただきたいというふうに思います。

1 点目の質問でありますけれども、町の公共施設への自然エネルギーの活用であります。

幕別町地域新エネルギービジョンを見させていただきますと、最後のこれから重点的にしていかなければならない重点施策として、その重点施策の 4 番目には、公共施設における新エネルギーの率先導入による啓発普及、これを図っていくのだと、こういうことをうたっているのです。その中には、公共施設の更新時には、率先的に新エネルギーを導入して、利用や運転のノウハウを得たり、発電、発熱量などを表示したりすることによって、町民や業者にも参考としてもらっていくのだというようなこともうたわれておりまして、やはりそういう方向でしっかりとやっていかなければならないと思うわけですが、その重点施策の 1 番目には、全庁的な新エネルギー推進体制を確立するのだと、このこともうたわれているわけなのです。やっぱり現在このような推進体制がしっかりととられていないのではないか、確立されていないのではないか、そう思うのですけれども、この新エネルギービジョンにうたわれた推進体制は、現在どのようになっているのか。もう平成 27 年で、この計画は最終年になっているわけですが、推進体制はどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 推進体制ということでありまして、今も発令しておりますけれども、省エネ推進委員を発令させていただいて、いろんな場で省エネに当たってお話をさせていただきながらそういう作業は進めている状況にあります。

ただ、お話しありましたように庁内的なそういう委員会ですとか、委員会も適宜開催はしていますが、積極的な庁舎外に出た活動といったことについては、今、余り多くはされていないのが実情だと思いますけれども、その計画自体が 27 年をもって終わりますので、今後どのような方向へ進めていくか検討していかなければならないというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） この社会的な要請としては、町の産業や雇用のためにも、また今、言った社会的な要請によっても新しいこの自然エネルギーをしっかりと活用していくことが大きな柱にもなっていくような課題だというふうに思うのです。そのことを、やはり 10 年近く前にもしっかりと体制をとってやっていくのだと、そういうこともうたっているわけなのですが、残念ながらそういうような状況にはないのだと思うのです。そのことを考えますと、やはり町のいろんな公共施設に対するこのエネルギーの活用、これから札内の支所の建てかえもあるわけですので、これは積極的に頑張っていっていただきたいと思いますし、また木質ペレットだけでなく、町産の木材をしっかりと使っていくということも、地域の林業の活性化にとっては非常に大きな課題ではないかというふうに思いますので、ぜひ、そのことも含めてやっていっていただきたいというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるとおりこれから整備しようとしている公共施設については、太陽光、あるいは今言う木質ペレット、いろんな手法を講じながら、その施設に合った自然エネルギーの活用にも努めていかなければならないというふうに思っております。

もちろん道産材を活用することについては、これは私どももいろんな施設をつくるたびに、これをお話しさせていただいておりますし、実はこれも昨年まででしたでしょうか、道の補助がありまして、古くはパークゴルフ場のクラブハウス、その後は札内南にあります学童保育、それから一番近くでは青葉の近隣センター、これら全部木で道産材の活用をさせていただきました。これは、非常に高い補助率で補助があったというようなことで、ところが最近なかなかその補助制度自体がもうなくなってきたというようなことで、変な話、庁舎でももっとつくることがいいのかなというときに、問題は高額になる。どうしても木材を使うことによって事業費が高額になるというような悩みも実はあるわけですが、もう木材を使う、道産材を活用すると、そのことの思いは、強いものは私どもも今も

持っているつもりであります。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） そういう思いで、公共施設、これから取り組んでいただきたいと思います。

2 番目でありますけれども、庁内に専門部署をきちっと設けてくれと、そういうことは前から何回も取り上げてきたわけですが、特に 2011 年のあの大震災以来、やはり各地の自治体で、そうしたそれを積極的に取り上げられてやっていく体制がつくられつつあると。やっぱりそれは我が町もそうした問題をきちっと捉えて、先延ばしにしないでやっていく必要があるのではないかというふうに思います。

例えば、愛知県の新城市、人口が 4 万 9,000 人、5 万人ほどの町で、市でありますけれども 2011 年 3 月 11 日に発生した震災と原発事故によって、エネルギーのあり方が大きな転換期を迎えているということで、地域エネルギー推進課を設置しましたということで、課まで設置してゲリラ豪雨など最近の気候における局地化、極端化の現象、地球温暖化が原因ではないかとも言われているという中でつくると。

市では、こうした緊急の課題に対し、再生化のエネルギーの普及や省エネルギーなどの対策を速やかに進めていく必要があると考えて、地域エネルギー推進課を設置しましたと、ホームページに出ていのですが、再生可能エネルギーは、地域固有の資源なのだと、地域の資源なのだというところで、今後、市民の皆さんや専門家と連携しながら市の地理的特性に合ったエネルギーについて調査・研究を進めて、そしてやっていくのだということをうたっています。

私、何年か前に高知県の梶原町に視察に行ったのですが、ここにもしっかりとエネルギーの担当課を設けて、ここはエネルギーの地産地消で 100%を超えているわけですが、そこがメガソーラーだとか風力発電だとかというのが、最初の質問でも言いましたように外の資本で幕別町に設置されても、せいぜい固定資産税が入るぐらいで、その利益というのは、全部外に持っていかれるわけですが、梶原では風力発電、自分の町で風力発電、大きなあれを 2 基つくって、その利益を太陽光発電だとかいろんな補助などに使って、全体としてエネルギーを 100%自給していると。こういうことも行われているわけですが、これらの先進的な自治体は、やはり庁内にしっかりと課なり部署を設けて、そしてそこが積極的にそうしたものを進めていくと、このことが先進的な取り組みにつながっていくと、そういうふうに思うわけで、やはりたびたび申し上げておりますけれども、これは今、企業誘致などにも力を入れているわけですが、なかなかそういうものも実を結ばない。

それよりもと言いますか、一方でやっぱりこういうエネルギーの地産地消の取り組みを行うことによって、足寄などでも、わずかと言ったらちょっと失礼ですが、六百何トンの木質ペレットの製造によって、それに関連する雇用がすごくふえていると、そういうことも言われておりますし、そういうことを考えますと、やはり我が町での自然エネルギーの活用が、そうした専門部署を設けて、町が核となって積極的に進めていくべきだというふうに思いますけれども、その取り組みを早めるつもりはないかどうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどもお話しさせていただきましたけれども、本年行革の中で、組織機構の見直し部会を立ち上げて、今スタートしたばかりでありますけれども、その中で、十分取り上げていただいて検討させていただきたいと思います。

特に、今は町民課がエネルギー関係の担当をしているわけですが、しかしバイオになると、どうしても経済、農林課だとか経済部にまたがってくると、そういったことの統一性がとれるような体制もやはりこれは考えなければならぬのかなという思いもありますし、今、申し上げたように鹿追ですとか士幌だとか、そういったところも現実には、どのような職員の体制、機構、組織になっているのか、そういったことも検討させていただければというふうに思いますので、部会の中で十分協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） やはり専門的にそれを扱う部署、今、言われましたようにいろんなことにまたがっているわけですので、やはりしっかりそれをまとめて専門でそれを担当する部署が、どうしても推進の上では必要だと思いますので、そうした検討を早めていただきたいというふうに思います。

3 番目でありますけれども、幕別町地域自然エネルギー基本条例をつくってほしいという問題であります。

たびたび申し上げておりますように、いろんなバイオも含めて、自然エネルギーは地域固有の資源なのだと。やっぱりそれが地域で、地域の人々によって活用されて、初めて地域の活力になっていくのだと、そういうことからこの自然エネルギー基本条例というものをどこでもと言いますか、町の調査でも何カ所かに、9 都道府県、17 市区町村に生まれているわけですね。それらを見てみますと、やはり町の役割、業者の役割、町民の役割などをしっかりと位置づけて、その地域で太陽光なりバイオなり、そういうものを活用していく、そういう規定と申しますか、視点をそれに込めましてつくられているわけです。やはり、そういうものをつくることによって、町の姿勢も定まってまいりますし、取り組みが本格的に進んでいくのではないかと、そのように思うわけです。

例えば、滋賀県湖南市などの条例の理念を見ますと、「市や事業者及び市民は相互に協力して自然エネルギーの積極的な活用を努めるものとする」と。「地域の自然エネルギーは、地域固有の資源であり、経済性に配慮しつつ活用を図るものとする」と。「地域の自然エネルギーは、地域に根ざした主体が地域の発展につながるように活用をするものとする」と。「地域の自然エネルギーの活用に当たっては、持続性のある活用を努め、公平性及び他者への影響に十分配慮するものとする」というような条例の理念を盛り込んで、しっかりと制定され、それを市の人々みんながそれに基づいて意識的に取り組みを進めているという状況であるようでありまして、ぜひ基本条例をつくっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありました基本条例、これからどんどんふえていく可能性はあるのだろうというふうに私も思っております。

ただ、今、先ほど来、申し上げておりますように平成 18 年にスタートした地域ビジョンが 27 年で、今、終わることになります。これをこの後どういう形に持っていくのか、新たなビジョンの策定につながるのか、あるいは今お話ありましたように条例等の制定にも基づいて、新たな施策、あるいは計画を立ち上げていくのか、そういったことも含めながら、これから検討していかなければならない。

特に、27 年で終わったビジョンの検証ということが、一つは大事になってくるのだろうというふうに思いますけれども、それらも含めながら十分検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） 先ほども申し上げましたけれども、地域の自然エネルギーは、やっぱり地域で活用していくと。やっぱり最初に申し上げましたように大きな資本が来て、例えばメガソーラーなりを本町につくっても、その利益の大半は外に出ていってしまうという、そういう関係にあります。

やはり、町の自然エネルギー、大切なエネルギー、太陽光、それからバイオガス、それから木質のバイオの問題、こういうものも含めて、しっかりと活用していく体制を町が中心になってつくっていただきたいと、そのことを申し上げて質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、13 時 00 分まで休憩いたします。

12 : 02 休憩

12 : 02 成田議員退場

13 : 00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○7番（藤原 孟） 通告に従いまして、質問をいたします。

いじめをノックアウト、行動宣言に「ピンクシャツデー」を。

2007年、カナダの学校で起きたいじめに対し、同級生がピンクのものを身につけて登校し、いじめは絶対に許さないという思いを発信した。このことをきっかけに生徒に対するいじめはなくなった。

現在、この運動は、アメリカ、イギリスや日本など世界75カ国に広がりを見せており、帯広、十勝でもいじめをなくするための「ピンクシャツデー」の取り組みが広がり始めています。

いじめのない社会をつくるため、ピンクのシャツやリボンなど、小物を身につける行動をとることが、言葉で言わなくてもいじめている側に1人でもいじめに反対しているぞという意思を示す行動宣言になると考え、伺います。

1点目、白人小学校児童会における取り組み状況と今後の支援策について伺います。

2点目、帯広、十勝における取り組みの広がりについて伺います。

3点目、テレビ番組の「いじめをノックアウト ～めざせ！100万人の行動宣言～」と連動した取り組みについて伺います。

4点目、2月の最終水曜日を「ピンクシャツデー」と決める考えについて伺います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「いじめをノックアウト、行動宣言に『ピンクシャツデー』を」についてであります。

「いじめをノックアウト」につきましては、NHKのEテレで昨年4月から放送されております小学校高学年以上を対象とした番組名であり、「100万人の行動宣言」につきましては、「NHK いじめを考えるキャンペーン」と連動して始まり、いじめをなくすためにNHKが全国の小中高生とともに取り組んでいるものであります。

また、「ピンクシャツデー」につきましては、平成19年にカナダの学校で、ピンクのシャツを着て登校した男子生徒が「ホモセクシャル」といじめを受けたことに対し、それを知った同じ学校の生徒がピンクのシャツを50枚買い、友人に着て登校するようメールで呼びかけたところ、50人をはるかに上回るピンクシャツや小物を身につけた生徒であふれたとのことであります。

この行動を契機に、カナダでは2月の最終水曜日をいじめ反対の日に掲げ、国を挙げてピンク色のシャツを着ていじめ撲滅を訴える運動を行っており、現在は、カナダ全土のほか世界75カ国に広がりを見せる「ピンクシャツデー」運動となっており、こういった子どもたちや地域が自発的に取り組みを始めた運動につきましては、いじめの予防対策として大変意義深いものと認識しているところであります。

ご質問の1点目、「白人小学校児童会における取り組み状況と今後の支援策について」であります。

白人小学校の平成24年度後期児童会は、12月から毎週木曜日朝にいじめ防止を書いたのぼりを立てて啓発運動を行っていましたが、その後、ピンクシャツデーに参加することを決め、平成25年2月の最終水曜日にピンクのシャツを着るか、シャツがない児童はピンク色のリボンや小物等を身につけて登校し、「いじめのない学校にすること」を呼びかけ合う運動を行ったところであります。

引き続き平成26年2月にも実施され、白人小学校の教育目標の一つである「思いやりのある子どもの育成」を目標に、現在も児童会役員が継続事業として行っているとのことであります。

なお、白人小学校ではこの運動のほかに、児童会三役が企画して、平成25年度は毎日、平成26年度からは毎週、月・火・木曜日の登校時の朝7時50分から8時5分の間、児童玄関前で児童みずからがデザインした手づくりの旗を掲げながら、あいさつ・いじめ防止運動に取り組み、登校してくる児童一人一人に「世界一のあいさつ」と「いじめ防止」を訴えているとのことであります。

このように「子どもたちの自主的な活動」につきましては、特色ある学校運営の一つとして見守っ

てまいりたいと考えているところであります。

ご質問の2点目、「帯広、十勝における取り組みの広がりについて」であります。

「ピンクシャツデー」を十勝から北海道に広めようと、帯広市内の高校生、父母、教師など、当該運動の賛同者が中心となり実行委員会を立ち上げ、あわせて帯広市PTA連合会などの後援を得ながら、昨年2月27日に帯広市とかちプラザにおいて、道内初となる「ピンクシャツデーとかち」が約200人の参加を得て開催されました。

その後、同年10月27日には「ピンクシャツデーとかち in しかおい」が、本年2月16日には、「ピンクシャツデーとかち in めむろ」が開催されたとの新聞報道がなされているところであります。

ご質問の3点目、「TV番組のいじめをノックアウト、めざせ！100万人宣言と連動した取り組みについて」とご質問の4点目、「2月の最終水曜日を『ピンクシャツデー』と決める考えについて」は、関連がありますので、あわせて答弁をさせていただきます。

「いじめをノックアウト」では、「いじめはダメ」というメッセージを明確に伝えるとともに、「いじめはあって当然」という風潮を打開するために、実際に起きた事例からいじめの卑劣さをストレートに伝えるものとなっております。

また、同番組の「100万人の行動宣言」につきましては、NHKの専用サイトにいじめを減らすために何ができるかを一人一人が考えた宣言を書き込んでいくというものであり、この取り組みが現在、全国の小中高校、特別支援学校に広がりを見せているとのことでもあります。

「いじめをノックアウト」や「100万人の行動宣言」と連動した取り組み及び「ピンクシャツデー」につきましては、白人小学校において児童みずからの意思により運動を行っているように、学校や地域の特徴を反映したさまざまな取り組みの態様があるものと認識しておりますことから、町といたしましては、学校独自の取り組みとして尊重してまいりたいと考えているところであります。

なお、本町におきましては、「いじめは絶対にしない」という認識のもと、町児童生徒健全育成協議会が「いじめ防止啓発標語」を募集し、その優秀作品をポスターにより、公共施設等に掲示し啓発を図っているほか、昨年9月に施行されました「いじめ防止対策基本法」に基づき、各小中学校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「いじめの防止等の対策のための組織」を設置し、地域、関係機関等との連携のもと、いじめ根絶に向けた取り組みを実践しているところであります。

こうした各学校における取り組みを全町的な取り組みとするため、本年度上半期を目途に「幕別町いじめ防止基本方針」を策定するとともに、現在の「幕別町いじめ問題等対策委員会」を発展的に解消し、「基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うための組織」を新設することといたしているところであります。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 再質問の前に、私もピンクのシャツを着てきましたので、上着を脱がさせていただきますと思います。

それでは、再質問を始めます。

ことしの4月、北海道は、いじめ防止等に関する条例に基づき、新設された知事の附属機関であります北海道いじめ調査委員会、その初会合を開きました。その場で高橋知事は、冒頭、北海道の子どもたちをいじめから守る盾の役割を果たしてもらいたいと協力を求めました。いじめから子どもを守る盾となる、今、この行動をとることが本当に重要なことだということは、このことから察せられると思います。

また、いじめは子どもの世界だけでなく、2013年度に国の労働局の個別労働紛争解決制度に寄せられた相談のうち、いじめ、嫌がらせが前年比14.6パーセント、約5万9,000件の相談が来ているそうであります。

厚生労働省の集計が示されたように、いじめ、嫌がらせ、その相談は、制度ができてから毎年伸びており、2年連続ふえ続けているということである。そのことを踏まえまして質問に入っていきたい

と思います。

1 点目の白人小学校の取り組みの支援についてです。

まず、昨年2月、北海道では初めての取り組みが帯広市で開催され、この開催に合わせて白人小児童会では、全児童にピンクのシャツ、小物を身につける、そういう運動を呼びかけたと聞いております。

世界的には、いじめ反対が活発になっておりますが、残念なことに日本はおくれぎみとのことです。

しかし、白人小児童会の取り組みのこの早さといいますか、その行動のすばらしさ、取り組み自体の行動の早さに私は絶賛をするものであります。

しかし、答弁では残念ながら教育委員会の対策が、決して積極的な姿勢であるとは私には思えません。「いじめをゼロに、友達と仲よく」というスローガンの旗を立て呼びかけている白人小の子どもたちの姿は、けなげで勇気のある行動と思います。その子どもたちの応援団に積極的になれないということは、まことに残念だなと私は思います。

もう一度伺います。

答弁では、特色ある学校運営の一つとして見守っていくという言葉でしたが、この程度の言葉でよろしいのでしょうか。いじめられている子どもは、もっともっと深刻な立場で悩んでいるのではないかと思います。そのことを考えて、教育長、再度答弁をお願いいたします。

○議長（古川 稔） 教育長。

○教育長（飯田晴義） 私どもいじめは絶対あってはならない、根絶しなければならないという思いは一緒であります。

ただ、学校の置かれている環境、あるいは保護者の就業状況など、やっぱり学校によってかなり違っているのも事実であります。過去を調べてみますと、やはりへき地校においては、いじめはこの何年もないわけでありまして、実は白人小学校においても、平成20年度以降、いじめというのはゼロで推移している中で、平成24年にこういった運動に取りかかったということでありまして、もともとと言ったらおかしいですが、白人小においては、やはり早くからいじめはだめだという気持ちが運動の前からあって、さらにそれを徹底的に根絶しようという思いが、私はこういう形になったのだろうなというふうに思っております。

やっていることは非常にすばらしい、尊敬すべきものだというふうに思っております。

ただ、前段申し上げましたように、それをでは全部の学校に広めていくかというのは、学校のいろんな状況がありますので、それも無理でありますし、こういった取り組みをやっていますというのは紹介することはできますし、白人小学校において、さらにまた違った活動というのもひょっとするとあるのかもしれないので、そこはやはり学校の伝統から来た今の取り組みにつながっていると思いますので、それについては見守っていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） そういう油断が、必ずいじめははびこってくるのですよ。いわゆる見守るとかいふ、そういう教育長の答弁だと、いじめている、いじめ側の子どもにとっては、非常に優しい言葉に映るのです。やはり、今こういう運動が盛り上がったとき、当然、教育委員会としては取り上げて、そしていじめを根絶するのだという、そういう運動を積極的に各学校に先導的にやっていく、そういう姿勢がなければ、やはりいじめ側の子どもにとって、ある意味住みやすいといいますか、そういう環境になっていくのではないかと私は危惧して、今回こういう質問をしているのですよね。もう少しその辺の捉え方について考え方を伺います。

○議長（古川 稔） 教育長。

○教育長（飯田晴義） 前段申し上げましたように、いじめは絶対あってはならない。ただ、その取り組みについては、各学校において、学校の置かれた環境によって、いろんな活動があつていいのだろうというふうに思っています。ですから、白人小学校でやられていることはもちろんすばらしいことでありますけれども、それがほかのところに行つてびつたり合うのかということもあるのだと思いま

す。

例えば、子どもたちの自主的な運動、あるいは標語をつくったりするということが今やっていますけれども、そういうことはもちろん正しい。子どもたちが何といってもいじめはだめなのだと思うことが一番いじめの根絶につながることであります。

そういう意味で、子どもたちの自主的な運動もちろん大切でありますし、もう一方では、学校における指導というものもこれはあるわけでありまして、これはやはり一番は道徳的価値観を養って、子どもたちが一人一人道徳性を持っていくのだということが、根絶の一番の近道だというふうに思っているところであります。

そういう意味から、たった 35 時間の道徳の授業ではいかんともできませんので、道徳というのは、教育課程全般を通じて道徳心を養っていくということは、各学校においてやっておりますし、またことしから新たな取り組みでありますけれども、hyper-QU という早稲田大学の先生が開発しました学級運営のための客観的なテスト、これらを用いていじめだとかあるいは不登校を考えていないかといったことも観察をしていきたい、そういう試験的な取り組みもことしから始めましたし、また指導という面では、私どもの町は、ほかの町に誇れる唯一と言ったら怒られますね、誇れる点として、支援員を非常に設置しております。そういったやはり先生方が日ごろから子どもたちのちょっとした変化を見取っていくということもこれは非常に大切でありますので、そういういろんな対策の中でいじめ防止を図っていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7 番（藤原 孟） それでは、十勝における広がりについて、続きまして質問いたします。

答弁にもありましたとおり鹿追町、芽室町、この地域でも広がっていると思います。

我が幕別町白人児童会が帯広市と同時的に開催といいながらも、やっぱり十勝初、北海道初といえる行動をとったのだと思っております。

十勝のみならず北海道へ広げるという策、教育委員会としては持っていないのか。他の町に広まりを働き、地域住民や町民が頑張っている、子どもたちが頑張っている、そういう行動を応援して他町村にも広めていく、そういう考えは持っていないのか伺います。

○議長（古川 稔） 教育長。

○教育長（飯田晴義） 十勝における運動というのは、もともと高校生であったり、その父母あるいは教師の中から自主的に発生した運動だというふうに捉えておりまして、このことは先ほど申し上げましたように、やはり非常に大切なことではあります。

しかしながら、そこに公的な機関が入り込んでいくことが、果たしてさらに広がりを見せることになるのかという疑問もあります。逆に、その自由な自主的な運動を阻害するようなことになりはしないかという懸念もあるわけでありまして、私どもとしましては、各学校に対して、こういう取り組みがありますよという紹介はできるものの、それを号令をかけてこの運動に参加しましょうというのは、ちょっと違うのかなというふうな思いでいるところであります。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7 番（藤原 孟） 私は、そういう考えは、ちょっと保守的過ぎるのではないかなと思うのです。積極的に取り組んでいる人を応援するというその姿勢が、やはり子ども、特にいじめているいじめ側の子どもにとって、非常に阻止力といいますか、やはりしてはいけないのだなということが、より強く出てくるのだと思います。ぜひ、パークゴルフが先進であるという町、そしてまたピンクシャツデーのこういうことを決めたことが我が町から発展していく、先進的な事例になっていくのだということは、非常に子どもたちの教育にとって大事だと私は思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 教育長。

○教育長（飯田晴義） 私は、決してこういう運動を否定するつもりは全くありません。それは、あくまでも自主的に自発心を持って取り組むことにこそ価値があるのかなというふうに言っているつもりであります。ですから、こういった運動については、こういう先進的な運動をやられていますよとい

うことを校長会であるとか教頭会、あるいは日常的に先生がそういうことで道徳なんかの時間の中で、紹介をすることで、子どもたちがそういうふうに向かっていけばいいのではなからうかというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 教育長とこの話をしていますと、なかなかかみ合わないの、ぜひ教育委員長の沖田さん、個人的な見解で結構ですから、このピンクシャツデー、またいじめに対するどういう考えを持っているか、一言ぜひ伺います。

○議長（古川 稔） 沖田教育委員長。

○教育委員長（沖田道子） いじめの定義というのは、何年か前に変わっておりまして、いじめられたほうがいじめと感じたら、もうそれはいじめである。いじめる側がどう理由があろうとも、いじめられる側がそう感じたらいじめであるというふうになっております。そのことも幕別町では子どもたちに浸透していますし、そういうふう先生たちも指導してくださっていると思います。

ただ、各学校の活動に関しては、やはりその学校にお任せするというのが本来だと思っておりますので、ご紹介して、各学校がそれに取り組みたいというのであれば、教育委員会といたしましても、支援はいたすと思いますけれども、それを教育委員会が指導してということにはちょっとならないのではないかなというふうに思っております。

子どもサポーターとかおりまして、いろいろな面で子どもの不登校だとかに対応しておりますので、ぜひ、ご理解いただきたいなと思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 四角四面な答弁、ただ上着の下にはピンクのシャツを着ておりますので、きっとこの私の考えに非常に賛同して、本当はもっと進めたいのだ、もっとやらせたいのだ、頑張らせたいのだという気持ちもあるのですけれども、いかんせん、上段の席に座ると、なかなか個人的な見解も出ないのではないかなと思います。

それでは次に、3番目のテレビで、今、盛んに放映されております「ノックアウト、めざせ！100万人運動」につきまして、ちょっとお伺いいたします。

今日まで、テレビでは個人の行動宣言というのが、20万1,330件あるそうです。北海道では3,835件の行動宣言が申し込みがあるそうです。学校単位では、全国では623校、北海道では18校、やはり関東では342校と非常に多いのであります。

この運動に対して、恐らく幕別の子どもたちもそれなりに行動宣言をして、テレビのこういうメールに流している子がいるのだらうとは私は思いますけれども、市町村もまたこの運動に参加しているということを聞いております。ぜひ幕別町として、これに申し込むような考えを持てないのか伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 教育長。

○教育長（飯田晴義） これは、先ほどからお答えしている基本的な考え方と一致するところでありますけれども、これを町が取り組む、あるいは学校に取り組ませるとするのは、果たしてやはりどうなのか。やはり個々の児童生徒の内面から変わっていかないと、いじめは絶対しないのだ、いじめはあってはならないのだということが、いじめの根絶につながるというふうに思っていますので、それを強制的にやらせるというか、強制とまでも行かないまでも、町として取り組むということは、形はできましようけれども、ではその個々の児童生徒たちの内面がどうなっているのかと。取り組めばいいというものではなくて、子どもたち一人一人がどういうふうに思うかということがやはり一番大事なことで、このことは個人が自分の意思を持って宣言に加わることについては、これはすばらしいというふうに思いますし、そのほかに学校という立場で言うと、やはり指導するということでもありますので、道徳心を養う、あるいは道徳以外の中でもこういうことはいけないのだよということを教える。あるいは、ちょっとおかしい行動、問題行動に走っているような者が見受けられれば、それをきちっと見取るということが大事なのかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） このNHKのテレビはいわゆるAKBの高橋みなみ、これがキャスターになって盛んに放映していると。そのキャッチフレーズを見ますと、助けてと言えない人のためにできることは、いじめを考えるキャンペーンということであります。いじめを減らすため、あなたのできることは何ですかと聞いております。もしよければ、ひとりじゃないとわかったら、ぜひ行動する勇気でメールをくださいということらしいです。

最終的には、一緒に世の中を変えたい、そういうことをこのNHKで放映しているそうです。

ぜひ、教育長も一緒に世の中を変えるのだという、この子どもたちの気持ちをより強く打ち出せる、そういう行政をやっていただければと思います。

それでは、4番目の最後です。

2月の最終水曜日を「ピンクシャツデー」に、私は幕別町としてもいいのではないかと思います、答弁では、幕別町いじめ問題等対策委員会を発展的に解消して、基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うための組織、それを新設するとあります。

いじめ防止の対策を実効的に行う、これは私は大人の目線で言っているのではないかなと。今、いじめられている子どもをいじている側の子どもたちに対して組織をつくったり条例をつくる、これはもちろん大切なことだと思いますが、もっと目に見えることで幕別町の大人たちはいじめを許さないのだよと、そういう日が1年に1回ぐらいあって、このピンクシャツデーを実行していくと、そういうことではないかと思いますが、これもやはり否定的な考えで教育長が答弁するのかを伺います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 決して否定的ではないのですよ。このピンクシャツデーについては、すばらしいことだというふうに思います。

ただ、これがやっぱり自主的、自発的に湧き上がってきた運動であってこそ私は価値があるのかなと。本当にそこに参加する人たち、子どもたちが、心の底からいじめはだめなのだという表現としてピンクシャツを着る、あるいはピンクのものを身につけるということはすばらしい、それが真の運動だというふうに思います。

いじめ根絶につきましては、そういった自主的な運動と自主的な気持ちにさせるための指導という両面があると思います。そういう意味では、我々は町教委としてできることは、指導の面だというふうに思っておりますので、そういう自主的な活動になるように指導していくのが我々の役割であって、そういう中から自主的な運動が出てくればいいなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） この運動は、実に単純明快な活動だと私は思っております。ピンクのシャツ、ピンクの物を持って、そして学校へ行くとか町を歩く。そうすることによっていじめられている子どもは、あの人が私の助け船になるのではないかなと、そういう認識が、いつかはこの町に芽生えてくる、そう思っております。ぜひ、いじている側の子どもたちがきょうの私のこのやりとりを聞いて、いや、大したことがなくてよかったなと思われるようなそういう町にならないことを願って私の質問を終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○10番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

介護保険制度を住民本位のものに。

「医療・介護総合法案」、以下「法案」とさせていただきます。

「法案」が国会において審議され、来年度以降の介護保険制度は、かつてない大きな改正が行われようとしています。

「法案」の中で、介護保険制度見直しの中身として具体的に上げられているのは、①市町村への丸

投げによる要支援認定者の訪問介護・通所介護の保険給付外し、②一定以上の所得者の利用料の引き上げ、③特別養護老人ホーム入居を「要介護3」以上に限定し、「要介護2」以下を事実上、排除する、④利用者負担段階の「第1段階から第3段階」に該当する人への負担軽減制度である補足給付の見直し。

この「法案」は、「介護の社会化」の理念を完全に放棄し、公的給付を削り込んで、介護の責任を家族や地域に押しつける、いわば「介護の自己責任化」というべき方向を徹底させていると言わざるを得ない内容となっています。

幕別町においても、高齢者福祉のあり方や介護保険料などを決める「幕別町第6期高齢者福祉計画・介護事業計画」の策定がことし3月末に開催された幕別町介護保険運営等協議会に諮問されたところでもあります。

今後、「高齢者生活アンケート」や「介護保険利用実態調査」「高齢社会に関する意識調査」「施設入居者の家族に対する実態調査」など、さまざまな調査結果を参考にしながら、「第7期計画」も見越した上で、「第6期計画」策定が進行していくことになります。

つきましては、以下の点について伺います。

一つ目、訪問介護と通所介護を、市町村が実施する総合事業に移管した場合についてであります。

2017年度末までに実施すると法案ではされているところでもありますけれども、幕別町の実施予定時期は。

現在と同じサービスを要支援者に継続ができるか。

利用者のサービス選択が尊重されるか。

利用者の負担はどうなるのか。

要介護認定の申請権が侵害されないか。

二つ目、特別養護老人ホームの待機状況について。

全待機者数と「要介護2」以下の待機者数は。

大規模特養1施設と小規模特養3施設が町内に設置されているが、今後の特養の施設増の計画を持つのか。

3、利用料の引き上げ、補足給付の見直しが行われた場合、影響を受ける人数は。

4、第6期の介護保険料の予想額は。

5、「『法案』は廃案とするべき」との声を幕別町としても上げるべきと考えるのいかがか。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「介護保険制度について」であります。

介護保険制度は、これまで数度にわたる改正を行い、特に平成18年度の制度改正では、介護予防サービス、地域密着型サービス、地域包括支援センターなどが創設されるなど大きな改革が行われてきたところでもあります。

現在、参議院本会議で審議されております「地域医療・介護総合確保推進法」では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、地域包括ケアシステムを構築するとともに費用負担の公平化を図ることなどを基本的な柱といたしております。

本町の第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たりましては、本年3月24日、幕別町介護保険運営等協議会に対し諮問を行いました。現在は次期計画における介護サービスの基盤整備を初め、需要と供給の適正化、新たな施策の対応等を検討する上での基礎資料を得るために、要介護認定者、一般高齢者、第2号被保険者、介護サービス事業者などを対象とした各種実態調査を実施いたしているところでもあります。

ご質問の1点目、「訪問介護と通所介護を総合事業に移管した場合について」であります。

初めに、幕別町の実施予定時期についてであります。

本町の要支援１と２の認定者数は、本年の３月末現在で全認定者１,５０２人の２８.６％に当たります４３０人で、そのうち訪問介護の利用者数は７８人、通所介護の利用者数は１４３人であります。

今回の介護保険制度の改正案では、これまで個別給付として実施してきた訪問介護と通所介護について、全ての市町村が平成２９年４月までに市町村による介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとされております。

介護予防給付や現時点における地域支援事業については、市町村において要支援者などに対する取り組みとして進めておりますが、本町におきましては要介護認定者のうち３割程度は要支援者であることに加え、介護予防給付費も年々増加する傾向にあり、介護予防の果たす役割は大きくなっている状況にあります。

また、それを担う事業所も地域内にふえており、介護予防への大きな力となっているところであります。

制度移行に関する具体的な事項の多くが、政令、省令、ガイドライン等に委任されておりますことから、本町といたしましては介護サービス利用者や介護サービスを提供する事業者の方々に混乱が生じないよう、事業の実施時期については慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、現在と同じサービスが要支援者に継続できるかについてであります。

新たな総合事業では、既存の訪問介護事業所及び通所介護事業所のほか、地域の実情に応じて、NPO、民間事業者、住民ボランティア、地域サロンなど多様な事業主体によるサービス提供が可能であるとされております。

新たな総合事業を実施する場合には、利用者の状態像に応じたサービスを提供することが最も重要でありますことから、適切なケアマネジメントの提供に努めることを基本とし、NPOなどの地域資源については地域間格差が生じないよう新たな担い手の育成、支援、サービスの質の確保が図れるよう検討を進めてまいります。

次に、利用者のサービス選択が尊重されるかについてであります。

利用者のサービス選択につきましては、利用者本人の意向を最大限尊重しつつ、利用者の状態像に応じた適切なケアマネジメントをすることが基本であると考えており、今後、新たな担い手による多様なサービスの提供を見据え、的確に対応できるケアマネジャーの資質の向上やケアマネジメント能力の向上、そして推進体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、利用者の負担はどうなるのかについてであります。

新たな総合事業では、事業費の単価はサービスの内容に応じて市町村による設定が可能であり、現行の訪問介護及び通所介護の単価以下で設定することとされております。

また、利用料についても、地域の実情に応じて多様な主体によるサービスが提供されますことから、そのサービス内容に応じた利用料を市町村が設定できるものとされております。

今後、国が定めるガイドラインにおいて事業実施の詳細が示される予定でありますので、その内容を十分に精査し、利用料の設定に当たっては、予防給付とのバランスを勘案するとともに、利用者の負担増の抑制に向けて努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、要介護認定の申請権が侵害されないかについてであります。

町では、毎年、６５歳以上の方の日常生活の実態や生活支援ニーズなどを把握し、今後の介護保険事業やその他の高齢者福祉サービスの参考とするため、介護予防生活実態調査を実施いたしております。

この調査の結果は、必要に応じて調査対象者に対し、介護予防事業や介護保険補完事業の利用を促すことを初め、要介護認定の申請に関する説明に利用するとともに、家族などから相談があった場合においても同様の対応をしているところであります。

要介護認定の申請については、本人、家族の意向を最大限に尊重し、介護サービスを必要とされる場合において行うものであり、訪問調査による心身の状態確認と医師の意見書に基づき、最終的に介護認定審査会が要介護度の判断を行うものであります。

その結果として、要支援と認定された方、または非該当と判断された方については、利用者本人の

意向を尊重し、利用者の状態像に応じた適切なケアマネジメントに基づき、必要なサービスが利用できる体制づくりを進めるものであります。

要介護認定の申請権が侵害されるものではないと認識いたしているところであります。

ご質問の2点目、「特別養護老人ホームの待機状況について」であります。

初めに、全待機者数と「要介護2」以下の待機者数について申し上げます。

本町における本年3月末現在における特別養護老人ホームの全待機者数は169人となっており、そのうち要介護1の方が29人、要介護2の方が48人、合わせまして77人であり、全待機者数の45.6%となっております。

次に、今後の特養の施設増の計画を持つのかについてであります。

本町における特別養護老人ホームの基盤整備につきましては、地域密着型特別養護老人ホームとして平成23年度に2施設・58床が、平成25年度に1施設・29床が新たに整備され、広域型の特別養護老人ホーム91床と合わせますと178床となっておりますが、そのうち町内の方の入所については154人であります。

特別養護老人ホームの全待機者169人のうち、特に入所の必要性が高いとされている要介護4と5の方は66人であり、そのうち入院や他の施設に入所されている50人の方を除きますと、16人の方が在宅で入所を待機されている状況にあります。

今後の施設整備計画については、このような状況を踏まえた上で、介護サービス参入意向調査や各種実態調査の結果を分析するとともに、広域型の特別養護老人ホームを運営しております法人の増床の意向や十勝管内の整備枠における圏域調整の動向などにも留意しながら、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「利用料の引き上げ等が行われた場合の影響を受ける人数について」であります。

初めに、利用料の引き上げに伴う影響についてであります。今回の介護保険制度の改正案では、費用の重点化・効率化の観点から費用負担の見直しを行うこととされており、介護サービス利用者の合計所得金額が160万円以上、年金収入額で申し上げますと280万円以上の方につきましては、介護費用の負担が1割から2割とするものであります。

本町においては、本年3月末現在の介護サービス利用者1,254人の所得状況では、6.4%に当たる80の方が利用料の引き上げの影響を受ける見込みであります。

次に、補足給付の見直しに伴う影響についてであります。これは施設入所者に係る食費・居住費を軽減するために支給している補足給付に関して、対象者の要件の見直しを行うもので、一定額以上の預貯金を保有する場合や配偶者が住民税課税である場合は支給対象から除外するほか、遺族年金や障害年金など非課税年金とされていたものを収入として扱うという内容であります。

本年3月末現在における補足給付の対象者数は352人ですが、それぞれの方が保有する預貯金額や非課税年金等の状況を確認することができないことから、その影響を受ける人数については把握が困難となります。

ご質問の4点目、「第6期の介護保険料の予想額について」であります。

現在、第6期計画の策定に向け、基礎データを得るために各種実態調査を実施している段階であり、次期計画における在宅サービスや施設サービスの方向性、新たな介護予防・日常生活支援事業の内容、実施時期などが具体的に定まっていない状況であります。

また、介護職員の処遇改善に係る介護報酬の改定の論議が開始されたばかりでありますことから、現時点においては、第6期の介護保険料の額を明確にお示しすることができないことをご理解いただきたいと思います。

なお、今回の介護保険制度の改正案では、低所得者の保険料軽減の拡充として保険料の標準段階設定を6段階から9段階へ見直すとともに、市町村民税非課税世帯の第3段階までを対象として保険料軽減の強化を図る内容となっておりますことから、本町といたしましては、国の制度改正に合わせ、低所得者に対して十分に配慮した保険料段階と算定率を設定したいと考えているところであります。

ご質問の5点目、「『法案は廃案にすべき』に対する町の考え方について」であります。

本法案は本年5月16日に衆議院で可決され、現在は参議院で審議されている段階であります。6月中旬に成立する見通しとの報道もなされているところであります。

本町といたしましては、国レベルでの審議を注視しながら、第6期介護保険事業計画の策定を進めてまいりたいと考えており、国に対しましては、介護保険制度が将来的にも安定的に継続し、住民の皆さんが安心・安全に日常生活を送ることができるように市町村に対する財政支援の強化などを図ることを、町村会等を通じて要望してまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

私は、昨年9月の定例会において、ちょうどそのときには、社会保障改定にかかわるプログラム法案が閣議決定された時期、これを受けて介護保険制度についての一般質問をさせていただきました。そして、ことし3月の予算審査特別委員会においても、ちょうど医療・介護総合法案が国会に提案された、そういう時期を受けて、介護保険特別会計の中で質問させていただいたところであります。そのときのご答弁も引用しながら質問をさせていただきたいと思います。

町民にとってどんな第6期、それから第7期になっていくのか、そういう視点で質問させていただきたいというふうに思います。

最初に、ご答弁の中にもありますようにこの法案が現在、参議院で審議中である。そして、その審議も順調に進んでいるということではなくて、法案の趣旨説明の文書の中にほかのものが紛れ込んでしまうようなミスがあったり、それから昨日も参議院の厚労委員会の中で利用料の2割負担に対する論拠が数字が間違っていたということがあって、厚労大臣が説明を撤回するという事などあって、なかなか政府の思うとおりに進んでいないということがあります。

これまでもずっと言っていましたように、この法案が事業者や介護を受ける人、家族、事業者、自治体のどれにとっても決していい案ではない、受け入れがたいもの、廃案にすることが一番望ましいという立場が私の基本的な立場であります。

それで、まず一番最初の質問は、幕別町の訪問介護と通所介護の総合事業に法案が通ったことを前提に、いつの予定でいるかということの質問をさせていただいたところであります。

ご答弁では、事業の実施する時期については、慎重に検討していくということのご答弁をいただいたところでありますけれども、3月の予算審査の中では、この6期が終わった後、第7期からを考えるというふうにしているということのお話もありました。当然まだ決まっていない段階でありますから、自治体もさまざまな議論があるのだというふうには思いますけれども、そのこととお話といえ、第6期の途中でもこういう総合支援事業に移管するという、そういう含みもあるということなのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 現在の法律案の内容を確認いたしますと、新たな総合事業の施行日については、平成27年4月1日からとなっております。市町村のほうで条例を定めることによって、平成29年4月1日まで猶予できるという内容となっております。

また、平成29年4月1日から全てが新たな総合事業に移行するのではなく、例えば平成29年4月1日の前日に要支援認定を受けた方につきましては、有効期間内においては既存の予防サービス給付を受けれるということになっておりますので、いずれにしても今の法案の中身からいたしますと、第6期中、遅くとも平成29年4月からスタートしなければならないのかと考えているところであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 29年4月1日からの実施については、例外もあるのだという事例はわかりました。

けれども、要はつまりこの実施時期につきましては、まだまだこれから議論の中で検討していくということの押さえでよろしいですか。29 年度 4 月 1 日からの実施という前回の答弁については、それも含めてあくまでも検討中ということの理解でよろしかったですか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 実施時期につきましては、これは事業者のほうの準備とかそういうこともありますので、これは次の計画、27、28、29、この 3 年度の中で十分協議をしながら、その時期を決めていきたい、そういう意図であります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） そういうことであれば、了解いたしました。

まだ、全体像、ガイドラインも詳細がちゃんと示されないような状況であるということのご答弁もありました中で、今この時点でいつだなんていうことにはもちろんならないのだと、慎重な討議が必要なのだとことを理解するところでもあります。そのように進めていただきたいというふうに思います。

それで、やっぱりこの通所介護、訪問介護を受けている要支援者の方がどうなのかということについては、本当にさまざまな立場の方から心配な声が出されているところでもあります。

それで、北海道社保協が、去年の 11 月に介護保険制度のこの点にかかわる緊急のアンケートを実施しているところでもあります。先日このことが地元の新聞の中で紹介がされたところでもあります。

アンケート調査、179 市町村のうち 50.8 パーセントである 91 市町村からの回答があったということでありました。幕別町は、このアンケートに対して回答を行っているのかどうなのか。そして、行っているとすればどんな回答だったのか。もし回答をしていないということであれば、この地域支援事業の置きかえが、各市町村で財政確保や施設マンパワーなどの整備が可能なのかというこの設問に対して、どのようなお答えになるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 昨年 11 月に北海道社会保障推進協議会がアンケートを全市町村に対して行っておりまして、当町におきましては、ここの質問についてなのですが、全予防給付の移行と、限られた予防給付ではなくて、全予防給付の移行ということの設問でありましたことから、本町といたしましては、全予防給付の移行については、受け皿の確保が難しいことから不可能であると回答しております。

また、このアンケート結果、不可能と答えたところの多くは、やはりこの設問の内容、全予防給付の移行ということに関して応えていくことが不可能と答えたところが多かったのかと考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） わかりました。この時期は、まだ予防給付全体が外されるという、そういうまだ介護審査会の内容であったということの中で、そういう回答をしたということなわけですね。

それでは、現在の予防給付が部分的になった通所介護、訪問介護の二つのサービスになった。これに置きかえてみれば、このことが可能というふうに判断されているのかどうなのか、この点お尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 今、示されている法案の中身でいきますと、既存の介護予防の通所介護、または訪問介護がそのまま継続して利用できることとなっておりますので、このことから申し上げますと、移行については可能なのではないかと、現段階では考えているところでもあります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 可能という見通しであるということなわけですね。ここでは、本当に自治体のさまざまな施策が大いに試されるところだと思います。3 年間の中で、しっかりと準備を進めていくということが、法案が決まれば求められるのだと思います。しっかりやっていただきたいという

ふうに思います。

それで、質問の中の同じサービスが継続できるか、選択が尊重されるか、利用者の負担はどうなるかということに移りますけれども、訪問介護・通所介護を国のサービスから市町村に移して、民間やボランティアに担わせるという、そういう法案であります。

今は、全国一律のサービス内容であるわけでありましてけれども、市町村の事業となることで、財政力や担い手の有無によって負担やサービス内容に格差が生じるということが心配されています。症状に応じた支援を受けられないということが、かえって体調を崩して要介護度が上がるなどと、そして介護費用がかさむようになるのではないかという、そんな心配の声も上げられているところであります。

まず、第7期からになるのか、第6期の途中になるのかは、まだわからないわけでありましてけれども、その移行までは、現在と同じ予防給付を受けられるという仕組みになっているのかどうなのか、ちょっと確認したいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 今、谷口議員がおっしゃいましたとおり新しい総合事業に移行するまでの間は、既存の介護予防の通所事業または訪問事業を利用できることになっております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 移行前は受けれるということですね。

では、移行後なのですけれども、現在のガイドラインの示されている範疇の中でということになるのだと思いますけれども、人員基準や運営基準もなく、事業予算は上限がつけられて、市町村は国からの給付費削減を義務づけられている、そういったふうに総合支援がなっているというふうに聞いています。そうしたら、現在と同じ内容のサービスが移行後は受けられる、ということにはならないのではないかとというふうに心配するのですけれども、その点ではどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 介護予防の通所介護と訪問介護だけに絞らせていただきますと、事業移行前から既にサービスを受けている方につきましては、その状態像を踏まえまして、ケアマネジメントで必要と認められれば、既存のサービスを相当のサービスが利用することが可能とされているところであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） ということであれば、既に受けている人は、引き続き受けられる。新たに要支援と認定された人は、今の予防給付よりも後退したサービスになるというふうに考えてよろしいですか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 既に利用されている方については、明確にそのようなことが示されておりますし、ただ新たに要支援となった方についても、既存のサービスと相当するようなサービスを利用できるものと、私どもは考えているところであります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 同じように受けられるということ、もうちょっと確認したいのですけれども、結局、今ある訪問介護や通所介護の事業所を利用するサービスの中身も、それから利用料も制度が予防給付から総合事業に変わっても、同じ内容、同じ料金で受けられるというふうに聞いてよろしいのでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まず、利用料金についてであります。こちらについては、まだまだこれから詰めていかなければならないということで、そのことについては答弁は差し控えさせていただきますが、まずサービスの利用につきましては、もちろん利用者本人の状態像を判断いたしまして、その方に合った適切なケアプラン、それに基づいた利用が必要と考えておりますので、その方が既存の訪

問サービスや通所事業のサービスが十分必要であるとなれば、既存のサービスと相当のサービス利用が可能であると考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） わかりました。法案が通る前段階のお話としては、ここまでにしたいというふうに思います。

それで、要介護認定の申請権が侵害されないかという点でありますけれども、この医療・介護総合法案の前提として、2012 年、13 年度に全国 13 市町村が予防サービスで、もとの生活に戻すということを掲げた上で、厚生労働省の介護予防モデル事業を実施されているところであります。その中で、私の持っている資料によれば、さまざまな問題点があるということが指摘されているのです。

その一つに、要支援と認定されている方が訪問介護・通所介護を利用したいとしているのにもかかわらず、この 13 市町村のモデル事業をやっているところの地域包括支援センター職員が、介護保険サービスの訪問介護、ケアプランから外すことをいうと。そして、ボランティアによる家事支援に変更することを再三迫るなどというようなこともあるのだそうです。結局、医療・介護総合法案というのが 2025 年までに約 21 兆円になると予測される介護にかかわる費用を軽減すること、このことを第一に掲げる、そういう法案である。そういうことの中で、お金のかからないやり方にモデル事業をしている自治体の中には、そういった道を利用者に迫っていくというのがあったりということがありました。

そういうことと、もう一つ、要支援、要介護の認定を受けた高齢者の方の 4 割が、1 年後に要介護認定の更新認定を受けさせてもらえなかった。そして、結局、介護保険の制度を利用するのは要介護認定を受けることが大前提ですから、そこが一番最初のステップですから、その踏み台を外してしまって、そして介護給付を受けさせないということへの道筋をつくったということなどがあったようであります。この辺のことは、国からの指導のもとでやられていることだというふうに考えるわけですが、このことについて、ちゃんとはね返す、こういうことはちゃんと要介護認定の更新の申請を受け付ける、そういうことをやっていく必要があるのだと思うのですけれども、幕別町ではその点は、大丈夫なのかなと、そういうふうなことはしっかりやってもらえるかなという思いで、この質問を立てさせていただいたのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） これまでも要介護認定の申請につきましては、本人や家族の意向を最大限に尊重しまして、介護サービスが必要とされる場合においては、認定申請につなげているところであります。

市町村事業による訪問介護や通所介護サービスを受けられること、要介護認定を受けたくても、今後、市町村事業によるサービスを受けられることになりますが、今後においても本人と家族の意向を尊重する姿勢につきましては全く変わるものではなく、窓口段階において、本人、家族の意向に反して認定申請を受けさせないといったことはないように努めるものであります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） わかりました。

特別養護老人ホームについてであります。

待機者数については、169 人ということの数字をいただいたところであります。今までこの質問をしたときにいただいたどの数字よりも大きい数字がここに出たのではないかなというふうに思います。

内訳についてもご答弁がありました。要介護 4 と 5 の方の 66 人のうち、入院や他の施設に入所されている人が 50 人いると。在宅が 16 人である。国の施策は、第 5 期は特に有料介護付老人ホームやサービス付高齢者住宅、サ高住というふうに俗に言われるそういう施設が随分多くつくられたのだというふうに思います。

そういうグループホーム、老健施設も含めて入所していながら、かつ特別養護老人ホームの入所を

申し込むというケースは、これからもきっと大きく減るということはないのだというふうに思います。それは、やはり入所にかかわる費用が特別養護老人ホームと、ほかのものが大きく違って来るからだというふうに思います。

先日、幕別町からも私のところに入所している家族がいるということでアンケートをいただきました。その中の資料に、各入所施設区分、対象や月額費用の目安なども資料としてつけていただいているわけでありまして、やっぱりこれを見た多くの人は、料金を見て、特別養護老人ホームがやはり経済的に入所させやすいな、入所し続けやすいなというふうにやっぱり思うのだと思うのです。目安として、特別養護老人ホームが5万円から15万円で入れる。今、多いところの介護付有料老人ホームは14万円から20万円、グループホームは10万円から18万円というふうに出されている。サービス付高齢者住宅に至っては12万円から20万円、そのほかに敷金あり。そして、この秋に新たに100床の特定施設もできますけれども、このサ高住に加えて、さらに1日当たり介護度によって幾らかとこの介護保険にかかわる1割負担が乗っかっていくということになれば、それは本当に経済的に余裕がなければ入所するということにならない。特別養護老人ホームの待機の解消の手段になり切っていない、そういう経済的な、金銭的な違いがあるのだと思うのです。

ご答弁にもあったように5期の中では小規模特養、29床の特養が三つふえて、特養の入所する枠そのものは大きくなったわけでありまして、やはり今の観点からいうと、特別養護老人ホームをふやすこと、こうしたことが大変重要なのではないかと思います。積極的に手挙げを求めるようなそういったことが必要なのだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 特別養護老人ホームにつきましては、今おっしゃられたように地域密着型が3カ所、それと広域型が1カ所ということで、これは本町としましては、待機者解消ということも含めると、やはり事業者が増床をするという考えがあるかどうか、それにつきましては、本町といたしましても十分に確認をさせていただき、そして事業者がもし取り組んでいただけるということでしたら、圏域の中での全体調整もありますので、その中で慎重に考えていきたいと、そのようには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 慎重に考えていただけたということでありました。

6月30日が第6期の地域密着型の介護事業者の参入の調査期限だったかというふうに思っていますが、その期限云々にかかわらず、求められる特養、169人が待っている特養、積極的に進めていくべきということをお話しさせていただきたいというふうに思います。

3番目の利用料の引き上げ、保険給付の見直しについてであります。

影響を受ける方の人数については、ご答弁いただいたところであります。

利用料の引き上げ、これも今、国会の審議の最も混乱しているところであります。2割負担についてでありますけれども、考え方だけお聞かせいただきたいと思います。従来どおり1割でやるべき、私はそのように考えているのですけれども、町のほうはどうでしょうか。2割について、積極的に政府の案に賛成するという立場ではないと思うのだけれども、そのことを確認させていただきたいです。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私どもも消費税の増税等もあって、社会保障費が莫大にふえる中で、そういう税対策を含めて対応を進めるということでもありますから、高齢者の皆さん、あるいはサービスを受ける皆さんが、いかに安い料金の中で、いいサービスを受けられる、そのことが一番福祉を向上していく上でも大切なことなのだろうというふうに思っております。当然、私どもこれからも利用者の負担が大きくならないように意を用いるとともに、国に対しても国の財源等を投入する中で、低く抑えていただくようなことにこれからも意を用いてまいりたい、そう思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） そのことにかかわっては、補足給付の見直しについても、もともとこれが平成18

年の改正の中で、そのときには、まだ入所者には食事代や部屋代、そういったホテルコストをとるといことが行われていなかったのだけれども、そこでの改定でもって大きな自己負担がふえるというそういう改正の中で、軽減策として出されたのが補足給付であります。それを、またはしごを外してしまうような利用者さんの負担が多くなって安心して入所ができないというようなことにならないように、今の町長のご答弁にあったような立場で臨んでいただけたらなというふうに思います。

そして、ご答弁にもあったように、貯金額が1人世帯であれば1,000万円以上とかという数字も出されたようでありますけれども、きっと調べようがない数字なのだと思うのです。そして、調べるとすれば、私のイメージとしては自己申請で、きっと事実にもちょっとでも違うことがあると、お金になって徴収されるような、そんなことなども含めてあるのかなと、そういったこともあってはならないことなのだというふうに思いますので、補足給付についても自治体としては反対の立場でいてもらいたいと、そのように願っているところであります。

第6期の介護保険料の予想額ということで、また質問させていただきましたけれども、このことについては、今、示せないということは了解いたしました。

第6期においても、結局町が施設整備を進めれば進めるほど保険料が高くなるというこの介護保険の仕組みは変わらないわけであります。その中で、本当に保険料が余計に徴収されるようなことがないように、それから次のことにかかわってきますけれども、やっぱり国の負担がふえていくこと、このことが求められているのだと思うのです。

それで、5番目のほうになりますけれども、法案は廃案とするべき、このことは再三申し上げているところでありますが、以前、昨年9月の質問の中で、町長の個人的なプログラム法案にかかわる思いについては、ご答弁をいただいたところでありました。まだ十勝全体のとかという動きにもなっていないということもお聞きしたところでありますけれども、今やっぱりこういう審議が終盤を迎える、そういうところであります。私は、町として、十勝町村会として、この医療・介護総合法案の中では、住民の介護が守れない、そういった立場で意見を上げてもらいたいと、そのように思うのですけれども、町長の考えを改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先般、北海道のいわゆる全道の町村会の大会がありました。その中で、各要望事項の取りまとめがなされました。当然のことながら、私どもが申し上げておりました介護保険制度についても、廃案というような言葉にはもちろんならないのですけれども、介護保険制度の充実についてというような中で、一つには介護サービスの基盤整備について、あるいは財政運営の充実について、さらには低所得者対策について、さらに介護サービスの充実について、こういったことを並べまして今後の北海道町村会の重点要望事項として、これから国なり、あるいは代議士に対して要請をしていこうということは、十勝を通じ、あるいは全道でまとまった経緯でありますので、私どもは町村会の一員として、それらに当たっていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） わかりました。以上です。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、14時35分まで休憩いたします。

14：22 休憩

14：35 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、寺林俊幸議員の発言を許します。

寺林俊幸議員。

○2番（寺林俊幸） 通告に従いまして、次のとおり質問いたします。

少子高齢化による労働人口減少対策についてでございます。

我が国の労働人口は、少子高齢化などにより平成7年をピークに減少局面に入ったとしている。

昨年3月に発表された国立社会保障・人口問題研究所によれば、幕別町における労働人口は、2010年から2020年の間に総人口は、約779人減少するが、生産年齢人口は1,707名の大幅な総人口の減少を上回る見込みである。その傾向は、その後もさらに大きくなると予想されている。

本年発表された帯広職業安定所における平成25年度平均有効求人倍率においては0.84倍、一般とパートを合わせての倍率であります。これは急激な伸びを示しております。

この結果は、労働者にとっては就業の選択肢が増し、よい結果となったわけですが、しかし有効求人倍率の伸びは全国的な傾向にあり、急激な労働力不足に陥る危険性があると想定されている。

労働人口減少への対策として、国は女性、高齢者など潜在的な能力を有する人々の労働市場への参加促進が不可欠であるとしているが、それには育児支援、企業制度の改革、法の整備など課題も多い。

そこで、労働人口確保対策について、町の考えを伺います。

1、幕別町援農協力会、高齢者就労センターの現状と将来に向け、連携などを含めた取り組みの可能性について。

2、学童保育所の入所状況と今後の取り組みについて。

3、女性労働者増加に対応すべき女性管理職登用拡大についてであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 寺林議員のご質問にお答えいたします。

「労働人口減少対策について」であります。

ご質問にありますように、国立社会保障・人口問題研究所が昨年3月に公表いたしました「日本の地域別将来推計人口」によりますと、本町の将来推計人口は、2010年2万6,547人が2020年には2万5,768人となり、10年間で779人減少すると推計されております。

その年齢別内訳につきましては、ゼロ歳から14歳までの年少人口は873人の減、15歳から64歳までの生産年齢人口は1,707人の減、65歳以上の老年人口は1,801人の増となっておりますことから、本町の人口減少は、主に生産年齢人口の減少によるものと推計されているところであります。

生産年齢人口には、生産活動の中核をなす就業者が多く含まれ、その減少が地域経済に与える影響は極めて大きいものと認識をいたしております。

ご質問の1点目、「幕別町援農協力会、高齢者就労センターの現状と将来に向けた取り組みについて」であります。

初めに、幕別町援農協力会の現状についてであります。

援農協力会につきましては、農業生産における労働力の安定確保と恒久的就労に向けた労働条件の向上を目的として昭和50年に設立され、就労者会員の募集や生産者会員と就労者会員相互の親睦、作業別賃金の協定、就労条件の確立などに取り組まれております。

就労者会員は、ビートの移植や補植、バレイショや野菜、ナガイモなどの収穫、除草作業など農作業全般にわたるものでありますが、平成25年度就労者会員の登録者数は57人で、その年齢別内訳は、50歳未満が3人、50歳代が11人、60歳代が22人、70歳代が17人、80歳以上が4人であり、平均年齢は66.7歳となっております。

就労者会員は年々減少の傾向にあり、平成20年度の65人に比べ、5年間で8人、12.3%減少しており、生産者会員が求める人材の確保が困難な状況になってきております。

就労者会員の就労延べ人数につきましても、25年度が9,236人で、20年度の1万55人に比べ、5年間で819人、8.1%減少している状況であります。

また、援農協力会が臨時に募集した方の就労を含めると、25年度の就労延べ人数は2万584人で、20年度の2万4,496人に比べ、5年間で3,912人、16.0%減少している状況であります。

このため、生産者会員におきましては、収穫時期などの繁忙期には就労者会員が不足することなど

に対応するため、高齢者就労センターに作業を依頼したり、派遣会社に農作業従事者の派遣を依頼している状況もあるとお聞きいたしております。

町といたしましても、広報紙による農作業従事者の募集説明会開催の周知や援農協力会に対し補助金の交付や町職員の役員としての参画など支援に努めているところであります。

次に、高齢者就労センターの現状についてであります。

高齢者就労センターは、幕別町社会福祉協議会が昭和 59 年に高齢者が培われた経験や技術、能力を生かし、地域社会に貢献するとともに働くことの中から生きがいを求め、高齢者の福祉の向上に資することを目的として設立したものであり、町や民間企業などから仕事の受託請負や高齢者の仕事に関する相談などに取り組まれています。

会員の就労内容につきましては、町が管理する公園等の草刈りや道路街路樹の剪定などのほか、民間家庭等の庭木の剪定や草取り、農作業などであります。

平成 25 年度の登録会員数は 170 人で、その年齢別内訳は、60 歳代が 54 人、70 歳代が 102 人、80 歳以上が 14 人であり、平均年齢は 71.5 歳となっております。

また、就労延べ人数につきましては、平成 25 年度が 1 万 5,627 人で、20 年度の 1 万 6,001 人に比べ、5 年間で 374 人、2.3%減少している状況であります。

登録会員数が年々減少傾向にあり、5 年前に比べると 27 人、13.7%の減となっており、特に新規会員のうち 60 歳代の若い会員の登録が少なくなっていることが課題とお聞きいたしております。

また、庭木の剪定など、特別な技術を要する仕事に対応できる会員が少なくなっていることや農作業などの重労働が困難な会員もおりますことから、就労依頼に対して応じられないことも生じてきているとのことであります。

次に、援農協力会と高齢者就労センターの連携などを含めた取り組みの可能性についてであります。

援農協力会と高齢者就労センターにつきましては、それぞれの会員の方の就労目的や就労形態も異なっておりますことから、今後におきましては、両組織の連携の可能性などについて意見交換を行うとともに、関係する農業協同組合とも労働力の確保対策などについて協議いたしてまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「学童保育所の入所状況と今後の取り組みについて」であります。

本町におきましては、幕別町立学童保育所条例に基づき、現在 6 カ所の学童保育所を設置し、運営いたしております。

本年 6 月 1 日現在で幕別南コミセンに併設の「はぐるま学童保育所」は、定員 50 人に対し 41 人、白人小学校北側に設置しております「あすなろ学童保育所」は、定員 40 人に対し 49 人、札内南コミセンに併設の「つくし学童保育所」は、第 2 も含めまして定員 90 人に対し 136 人、札内北コミセンに併設の「やまびこ学童保育所」は、定員 40 人に対し 51 人、ふれあいセンター福寿内に設置しております「ちゅうるい学童保育所」は、定員 25 人に対し 17 人の在籍状況であります。

また、学童保育所の開所時間については、学校登校日は 12 時 30 分から最大で 18 時 30 分まで、学校の振替休日、長期休業日については、8 時から最大で 18 時 30 分までであり、基本的には認可保育所の閉所時間と同じ時間といたしております。

来年 4 月から施行となる「子ども・子育て 3 法」による保育新制度においては、学童保育所についても、設備、保育時間、日数、職員配置等に関する基準が厚生労働省令として制定されており、厚生労働省令の基準を踏まえた上で、現状の学童保育所の内容が低下しないように取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「女性管理職登用拡大について」であります。

ご質問にありますように、労働人口の減少が懸念される中、国は女性・高齢者などの潜在能力を有する人々の労働市場への参加促進について力を注ぎ始めております。

本年 1 月には、中央省庁の女性管理職の登用状況が公表されましたが、昨年 10 月時点での女性管理職の割合は 3 %で過去最高とはなったものの、あらゆる分野の指導的地位に女性が占める割合を 2020

年（平成 32 年）までに 30%程度に引き上げるとしている政府の目標達成にはほど遠い実態が明らかとなっております。

管理職への登用に関しましては、男女を問わず、職員の能力や資質、実績などを総合的に判断して行うものでありますが、男女共同参画社会の構築に向け、女性職員がさまざまな政策形成や方針決定の場に参画することが重要であると認識いたしております。

本町におきましても、職員数から見ますと、合併時の平成 18 年 4 月時点におきましては、職員数 264 人中、女性職員は 79 人であり、管理職はおりませんでしたが、本年 4 月では職員数 237 人中、女性職員 81 人であり、うち管理職は 3 人で、管理職総体に占める女性職員の割合は 6.5%となっております。

合併当時から見ますと、職員数全体で 27 人の減少となっておりますが、女性職員は 2 人が増員となり、管理職への登用も行っております。

また、係長職については、合併時に 87 人中、女性職員は 20 人で、率にして 23%でありましたが、本年 4 月時点では 69 人中、18 人で、26.1%と、徐々にではありますが、女性の登用を進めているところであります。

女性職員の登用につきましては、男性職員に比べ、子育てや家事など家庭での負担が集中しやすいことから難しい面もありますが、今後においても個々の能力等に応じた職員の適正配置等に努めていくことはもちろんのこと、各種研修等に女性職員を積極的に参加させるなど人材育成に努めながら、女性職員の登用の拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上で、寺林議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2 番（寺林俊幸） ただいま町長から労働人口減少対策についてご答弁いただきました。

再質問をさせていただきたいと思いますが、労働人口の減少、これについては、少子高齢化が大きく要因になっているということでございます。このことについては、日本全国同じ傾向にあるという中で、それにおいて労働人口確保については、それぞれの企業、経営者が企業努力によって労働力を確保するということが前提になるわけですが、今後、質問の中でも述べましたけれども、帯広においての有効求人倍率がコンマ 8.4、これは前年度が 6.9%、その前が 5%台だというふうに認識しますが、これら急激な伸びを示しながら、さらに今後、東北大震災の復興など、また東京オリンピック等、公共事業等が多く投入される中で、今後、地方においての労働力不足については、企業の努力では賄い切れない状況にあるのではないかと、町の姿勢をお聞きするものであります。

まず、一つ目の幕別町援農協力会、高齢者就労センターについては、それぞれが答弁にありますように別の組織でありまして、それぞれが運営されているということですが、今後、幕別町においては、2040 年までに高齢化率は 44.9%まで上がるというようなことを考えますと、町として主導的立場において高齢者の就労に向けて取り組んでいくべき課題があるのではないかと、この点をご質問しているわけですが、まず高齢者の方の労働希望については、二つの面を持たれて就労されているということを考えるわけですが、まずその一つにおいては、生活労働と申しますか、生活のために労働している方々、それとゆとりといいますか、生きがいを求めて労働をされている方、この 2 種類に分かれるのではないかと、このようなことを考えながら、1 点目についてご質問をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、生活労働に向けて労働をされている方については、どちらかというと援農協力会のほうに登録をされて仕事されているのだろうというふうに思います。ただ、援農協力会においても高齢者就労センターにおいても登録されている人数が減少しているという状況にあるということは、それぞれが取り組まれている内容と希望される労働が違っているのではないかなということを考えるわけです。

答弁にもありましたが、労働を求める経営者の対応の中に、派遣業からの労働力確保というような

ことも当然あるわけですがけれども、この中で考えていかなければならないのは、それに対して、どれだけ把握をして労働力を欲している側にあっせんするとか、紹介するということをされているかどうかということが、やっぱり疑問に思ってくるわけですがけれども、その点について、町として把握をされているのかどうかを1点お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（田村修一） 今、労働のマッチングというか、そういう点で町は把握しているかどうかということでございますけれども、実は援農協力会ですとか高齢者就労センターとは、何度か事務担当のほうでは、いろいろ実態について話はさせていただいております。そういう中では、議員言われましたとおり、特に援農協力会につきましては、本当に生活労働というようなことを求めている方が多いということ。ただ、一方では、農作業につきましては、非常に季節の間に波があるということで、生活労働を求めている方については、できるだけ長い期間、継続的に仕事をしたいという方が多いと。

一方、高齢者就労センターについては、ちょっと言葉が适当ではないのかもしれませんが、生きがいを求めているとか、余裕があるときに仕事をしたいというような方が多いために、逆に継続的な仕事はそんなに好まないというようなことがありました。そういうようなことで、生活労働を求めている方につきましては、なかなか農家の仕事を1年通してやるというのはないものですから、派遣会社のほうに行ったりというような実態があると。

それで、援農協力会に限って言えば、農家のピークの収穫作業時に農家の方々が求めている労働力の5割程度しか供給できないという実態があるというふうにお聞きいたしております。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 今、答弁いただいたとおりであろうというふうに思います。

援農協力会については、それぞれが加入している農業者、また登録されている高齢者の方々もその点を把握しながら、それぞれが努力しながら何とか間に合うような方策をとってやっていることが事実であるというふうに認識しているわけですが、そこをひとつ町が工夫して、これからの労働力確保に向けて取り組んでいくことが、まずは必要ではないかなと。それについては、地域が協力しながら一緒に仕事を提供していくということが必要であって、受け手側の努力も当然お願いしていくということも必要なだろうというふうに思います。

また、一つ違った面から見ますと、生きがい労働を希望されている方について、ある調査結果を見ますと、労働をされている方の医療費が大分変わってきているというようなこともある結果が出ております。70歳以上の人口を占める就業者の割合で見ますと、当然、北海道を見ていくと、高齢者の就業率は大変低いわけですが、それに合わせて医療費が大変高騰しているというようなことも例として挙げられております。このようなことから、希望される高齢者の方のニーズに合った労働を提供していくということが、本当に小まめに精査しながら取り組んでいくことが必要ではないかなということを考えるわけですが、質問の中で、援農協力会、または就労センターの今後に向けての協力体制、またその中における町の立場というものについて再度お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 援農協力会につきましては、どうしても幕別地区に集中しております。もちろん援農協力会の運営は、町、それから幕別、札内両農協の補助等をもとに今、運営されているわけですが、働いている方、いわゆる生産者側、雇うほうの立場の農家の方は8割方は幕別農協管轄、札内農協はほとんどゼロ。ですから、8割から、もう駒畠、幕別でいきますと、もうほとんど9割以上が幕別管轄ということなものですから、この辺、働く、援農協力会に登録していただく方もほとんどが南幕別から忠類の方、札内地区の方は、ほとんど登録されていない。この偏りがあるものですから、これから先の援農協力会の中では、町外でももちろんいいわけでありますから、さらに広く募集をして会員を集めていくことが大事なのかなというふうにも思っております。何人かは例えば池田町の方ですとか大樹町の方も会員になっていただいて働いていただいている事例もありますけれども、そういったことで減少傾向、高齢化傾向がこれからも続くと思いますけれども、何とかこれを歯止め

をかけていかなければというふうに思っております。

一方、高齢者就労センターは、あくまでも幕別町社会福祉協議会が事業主体ですから、町内に住んでいらっしゃる方に65歳以上の方が対象ということで、これはもうもちろん札内が多いぐらい人はいらっしゃるわけですし、忠類からも登録されていらっしゃると思います。

ただ、ここで問題はやはり受注する仕事の量、やはり公的な仕事と民間からの仕事を高齢者就労センターが受けて、それを会員の皆さんに割り振るわけでありますから、この辺の量の確保というのも一つの課題でありますし、もう一つは最近では65歳以上からが対象ですけれども、65歳から70にかけての高齢者の全般の方は、非常に登録する方が少ないという現状もあるわけでございまして、その方たちは、ある意味では他の部門においてご活躍いただいているのかなという思いもしていますけれども、この辺は社会福祉協議会なんかともこれから十分協議をしながら、円滑な運営に向けて、町としても支援体制をとっていかなければならないものと思っております。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） これから、冒頭にも申し上げましたけれども、高齢化率、2040年に44.9%というような数字が予想されております。これに対応した高齢者の職場提供ということについて取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、2番目の学童保育の入所状況と今後の取り組みについてでありますけれども、この質問の根底にあるものについては、やはり冒頭にも申しておりますけれども、女性の就労希望に対する子育て支援の一環を確認するために申し上げたわけですが、まず昨日、芳滝議員、また野原議員の中にもありましたように子ども・子育て支援事業についての答弁の中に、子ども・子育て3法案、新たな取り組みの中で、現状の内容が低下しないように取り組んでまいりたいというような答弁がございました。

ただ、今の女性労働者の年齢構成というか、労働力の背景をグラフにあらわしてみますと、M字型というような形であらわされます。

まず、学校を卒業して就職されて、それから30歳まで職業につくわけですが、その後リタイアされるというか、職業をやめられる方が多い。その原因については、結婚、出産、育児というようなことで労働人口が30代をピークに落ちてしまうと。その後、緩やかにまた上がっていくわけですが、それがやはり落ち込んだ部分の労働人口を確保し切れないというようなことが現状であります。そこを今、国としては子ども・子育て支援事業の中で何とか回復をして、労働人口回復に向けて現状を維持していけないかというようなことを考えていることだというふうに考えておりますけれども、その点に向けて、保育所等については、待機児童が今のところいないというようなことで質問から外させていただいて、学童保育についてご質問させていただいたわけですが、答弁の内容を見ますと、大分定員を超えていると。これから女性の労働者がふえたときに、学童保育に希望しても入れない状況にあるのではないかなというようなことが懸念されるわけですが、今後に向けての取り組みはいかがなものか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 昨日もご答弁申し上げましたけれども、学童保育については、新しい法律のもとに、これが今の小学3年生から6年生まで拡大されていくというような方向であります。そうなったときに、今でさえ定員をオーバーして入所している状況ですから、これを放置するわけには当然かからないわけがあります。どんな手法があるのか、きのうもちょっと申し上げましたように、すぐに施設整備ができないとするならば、空き教室を活用するか他の児童館等の活用だとか、いろいろ考えながら対応に当たっていかなければならないのだろうというふうに思っておりますけれども、いずれにしても、まだ具体的な法案が出てきておりませんので、今後の課題になっていくのだろうと思いますし、ある日突然、法律が決まったから、すぐ4月からやれるかということにも、これもまた難しい問題がありますので、あわせて指導員の要件、これらも新たに出てくるようであります。そういったことの一連の国の法律の改正の作業に合わせながら、町としても学童保育の拡大に努めて対応をしてい

きたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） これからは、本当にどのような状況になっていくのかということは想像の域でしかありませんけれども、当然、学童保育を望まれる家庭はふえるのだろうというふうにも想像されます。何とか答弁のとおり学童保育の利用者に対しての低下がないような対応をしていただきたいというふうに考えます。

次、3番目の女性管理職の登用拡大についてであります。

今まで女性の雇用拡大についての問題点、子育て支援についての質問をさせていただきながら、やはり女性が安心してというか、十分能力を発揮していただける場をつくっていくことに対しては、やはり行政としても女性の登用が当然必要になってくるだろうと。やはり企業にもそういうお願いをしていくというか、方向性を出しながら進めていく中で、やはり行政としての見本といいますか、そのようなものをつくっていくことが必要なのではないかなというように考え、この質問をさせていただいているわけですが、国としても目標を立てながら、なかなか目標まで達成できないというような事実があるわけですが、またこれからやはりそのようなことではなくしっかりと取り組んでいくことが必要ではないかなというふうに思うわけですが、その中で、幾つかちょっと気になることがありますので質問させていただきますけれども、まずは幕別町の職員の中で、女性職員が産休等をとられることが当然あるのだろうというふうに思いますけれども、利用されている方は、どのくらい利用されているのか。

また、父親としての育児休暇等はどのくらい利用されているのかをちょっとお聞きしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） 職員の産休・育休ですけれども、実人員に対しましては100%なのですが、産休・育休の例えば期間に関しては、個々の事情等々に合わせて、例えば育休、切りのいいところで数カ月とって出てくる人もいますし、1年間の育休で出てくる人もいますし、3年間限度の育休で出てくる人もおりますので、その率としては、今、手元に数字は持ち合わせておりませんが、実人員に対しては、必ず産休は100%、育児休業も1日もとらないという人は、今現在までの間は1人もおりません。

男性に対しましては、幕別町におきましては、育児休業をとっている者は、現在のところ1人もおりません。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） わかりました。

女性に関しては、100%とられているということでございますけれども、育児休暇についてはとられる方がいないということで、やはり男女雇用均等法ができてから、今までポジティブアクションといえますか、男女の労働者の中で起きております格差問題についての積極的な取り組みについて、今、国としても改めて取り組みを進めているわけですが、これがまだ浸透してないのだろうというふうに考えるわけですが、今、幕別町としてのポジティブアクションについての取り組みについては、どのように進められているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 男女雇用機会均等法に基づきますポジティブアクションということだと思いますけれども、本町の職員におきましては、男女を問わず、職員の個々の能力に応じて、適材適所に配置をいたしておりますので、そういった特別なことということはいたしていないのが現状でございます。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 今ポジティブアクションについては取り組まれていないというように理解いたしましたけれども、その裏を返せば、そこまでの特別な取り組みをしていなくても理解が進んでいって

いるのだというような答弁だったのかなと思いますけれども、ただこれから女性の管理職がふえていく中で、働きやすい場ということをやはりつくっていくためには、そのような取り組みも必要ではないかなというふうには考えるのですけれども、今後、女性に対しての労働の場について、しっかりと立場を確保した環境づくりということについてしっかりと取り組んでいただくことが必要だというふうに思います。

今後に向けて取り組まれる考えはないのかどうか、もう一度お聞きいたします。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 研修等という意味合いでは、先ほどの町長の答弁にもありましたように女性職員にも積極的に研修に参加をいただいた上で、人材育成に努めながら登用を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 寺林議員。

○2番（寺林俊幸） 今の答弁いただいたとおり適材適所ということをしかりと努めていただくことが、これからの町の姿勢として、他の企業に対しても、女性の登用を進めていっていただく立場として必要なだろうというふうに思いますので、しかりと取り組んでいただくことをお願い申し上げます、質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、寺林俊幸議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、15時30分まで休憩いたします。

15:19 休憩

15:30 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、報告第1号、平成25年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第4、報告第2号、平成25年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第5、報告第3号、平成25年度幕別町個別排水処理特別会計繰越明許費繰越計算書についての3議件を一括議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） それでは、報告第1号から第3号までを一括してご説明申し上げます。

報告第1号、平成25年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明を申し上げます。

議案書の1ページになります。

繰越明許費につきましては、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出を終わらない見込みのものについては、地方自治法第213条の規定によりまして、翌年度に繰り越しをして使用することができるものであります。

翌年度に繰り越しをしました当該経費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額及び財源内訳を示した繰越計算書を翌年度の5月31日までに調製し、次の議会において報告しなければならないものとされております。

今回、報告をいたしますのは、総務費の「庁舎等駐車場改修工事」以下、2ページにかけて掲載しております17事業であり、これらの事業につきましては、事業の一部が冬期間に入り年度内に完了することができないこと、あるいは国の補正予算の決定時期が年度の後半となったことから事業の実施が翌年度に繰り越しとなったものでございます。

事業ごとの繰越額につきましては、繰越計算書のとおりであり、17 事業の繰越額の合計は 9 億 1,440 万 4,000 円であります。

なお、繰越事業の財源の内訳につきましては、右の欄のとおりとなっております。

以上で、報告第 1 号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案書の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

報告第 2 号、平成 25 年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明を申し上げます。

報告第 1 号でもご説明いたしましたように、翌年度に繰り越しをしました当該経費につきまして、繰越計算書をもって報告するものであります。

今回、報告をいたしますのは、2 款事業費、1 項下水道施設費、流域下水道建設事業負担金であります。

北海道による十勝川浄化センター乾燥機更新工事において、資材や機器の調達に日数を要するため、繰越事業にて事業を実施することとしたことから、これに係る町の負担金について繰り越しを行ったものでございます。

繰越額につきましては、さきの 3 月定例会で議決をいただいたとおりでありまして、305 万 7,000 円であります。

なお、繰越事業の財源の内訳につきましては、右の欄のとおりとなっております。

以上で、報告第 2 号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案書の 4 ページをお開きいただきたいと思います。

報告第 3 号、平成 25 年度幕別町個別排水処理特別会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明を申し上げます。

今回、報告をいたしますのは、2 款事業費、1 項排水処理施設費、排水処理施設整備工事であります。

高規格道路の整備に伴い、町が所有する合併浄化槽が支障となることから撤去工事を行うものでありますが、浄化槽の使用者の移転が 4 月以降となりますことから、繰り越しを行ったものであります。

繰越額につきましては 126 万円であります。

なお、繰越事業の財源の内訳につきましては、右の欄のとおりとなっております。

以上で、報告第 3 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 1 号から報告第 3 号までを終わります。

○議長（古川 稔） 日程第 6、報告第 4 号、専決処分した事件の報告について及び日程第 7、報告第 5 号、専決処分した事件の報告についての 2 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第 4 号及び報告第 5 号の専決処分した事件の報告につきまして、一括してご説明申し上げます。

この 2 件につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、報告をするものであります。

議案書の 5 ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第 4 号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について平成 26 年 5 月 21 日付で専決処分を行ったものであります。

理由につきましては、平成 26 年 3 月 23 日午後 0 時ごろ、幕別町札内北町 29 番地 21 地先、町道札内北町本通において、相手方が運転する車両が自己敷地に進入する際に、歩道の隆起箇所に車両左側

前方下部が接触し、その衝撃によりフロントスポイラーが損傷する事故が発生したことから、これに対する物的損害額の過失割合により相殺した額を相手方に賠償し、和解するものであります。

6 ページになりますが、損害賠償額につきましては2万605円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方につきましては、町内在住の男性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

次に、議案書の7ページをごらんいただきたいと思います。

専決処分第5号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について平成26年5月21日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成26年4月11日午前8時30分ごろ、幕別町札内若草町539番地29地先、町道若草東団地道路10号において、相手方が運転する車両が当該道路を走行中、路面の隆起箇所に車両前方下部が接触し、その衝撃によりフロントスポイラーが損傷する事故が発生したことから、これに対する物的損害額の過失割合により相殺した額を相手方に賠償し、和解するものであります。

8 ページになりますが、損害賠償額につきましては6万151円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方につきましては、町内在住の女性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、これら2件の事故につきましては、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、道路管理担当職員に対しましては、故意または重大な過失はないと認めるところではあります。今後このような道路管理者の瑕疵による事故が起きないように、道路パトロールを強化し、事故防止に努めるよう指導したところであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 損害賠償の件でありますけれども、毎回定例会ごとにこういったことが出てくるわけなのですけれども、道路の条件が悪くてこうなったというのはわかりますが、一つずつの過失割合は、今2件ありますけれども、これはどのようになっていてお支払いしているのですか。

それと、全国損害補償会社でしたか、そこの掛金は、何回事故を起こしても、掛けるお金はふえていかないのですか、この2点についてお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 過失割合の関係でございますけれども、まず報告第4号のほうにつきましては、町の過失割合といたしましては2割でございます。

それから、報告第5号のほうは5割でございます。

通常こういった道路の関係につきましては、町の瑕疵と、それと相手方の注意義務というか、そういった関係で、大体が5割ということになるのですけれども、4号のほうにつきましては、道路法違反のおそれがある歩道を縦断的に走行したようなことがあるということで2割ということになってございます。

それと、全国町村会の総合賠償保険の関係でございますけれども、これは何件あっても保険料については変更ございません。

○議長（古川 稔） よろしいですか。

牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 一つだけ。副町長、いつもこういったことがないようというお話で頭を下げられているのですけれども、こういったことがずっと続いているのですが、この辺については、どうお考えになりますか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 事故が起きないように、例えば道路ですとか、そういったところの点検箇所、パトロール強化、これはやっではいるのですけれども、どうしても春先になると、前回、一般質問でもありましたように、凍上して隆起した部分が出たり、どうしても見落としてしまう箇所というのが発生することが、間々ございます。そういったときに、どうしてもこういった事故等が発生することがあるケースがあるものですから、たまたまなのですけれども、毎回のよう定例会ごとに損害賠償についてご報告をさせていただいているのですけれども、とにかく日ごろからのパトロールと、それから前に一般質問のご指摘ありましたように町職員も町道等を走っているわけですから、そういったところの常に安全に走行できるかということに目を向けて、何か危険な箇所があれば、報告をするように促していきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） ほかに質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号及び報告第5号を終わります。

お諮りいたします。

日程第8、議案第36号から日程第12、議案第40号までの5議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8、議案第36号から日程第12、議案第40号までの5議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第8、議案第36号、幕別町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第36号、幕別町辺地総合整備計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づきまして、明倫辺地に係る総合整備計画を変更するものでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

既に議決をいただいております平成24年度から平成28年度までの5カ年の明倫辺地の計画を変更するものでありまして、括弧内が変更後の金額であります。

産業農道であります、中央幕別西地区道宮畑総事業によりまして、道道明倫幕別停車場線と主要道道豊頃糠内芽室線への接続路線であります第1号農道を整備し、農畜産物等の輸送効率を高め、流通機能の向上を図るとともに、生産性の向上や農業経営の近代化に資するため、事業の追加を行うものであります。

なお、この計画により事業を実施いたしますと、辺地対策事業債の対象となり、その元利償還金の8割が普通交付税で措置されることとなっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第37、北海道市町村総合事務組合規約の変更について及び日程第10、議案第38号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第37号及び議案第38号について一括ご説明を申し上げます。

まず、議案書の11ページ、議案説明資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

この2件の議案につきましては、当該組合の組織団体への新規加入や解散脱退に伴い、一部事務組合の規約に変更が生じるため、一部事務組合から地方自治法第286条第1項の規定に基づく変更に係る協議依頼がありましたことから、地方自治法第290条第1項の規定に基づき議決を求めようとするものであります。

まず、議案第37号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてであります。組合構成団体における非常勤職員の公務災害等の補償に関する事務を共同処理するため、道内市町村等で組織している当該組合から上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散・脱退し、道央廃棄物処理組合が加入し、上川中部消防組合の解散により鷹栖町と上川町の消防団の単独組織が設立されることに伴う加入と、赤平市が新たに滝川地区広域消防事務組合の構成団体に加入することに伴う脱退のため、当該組合から規約変更について協議依頼がありましたことから、地方自治法の規定により議決を求めらるものであります。

議案説明資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

規約の変更内容であります。別表第1、組合を組織する地方公共団体の石狩振興局(15)の項中「(15)」を「(16)」に改め、「、道央廃棄物処理組合」を加え、空知総合振興局(35)の項中「(35)」を「(34)」に改め、「赤平市、」を削り、上川総合振興局(31)の項中「(31)」を「(30)」に改め、「、上川中部消防組合」を削り、胆振総合振興局(13)の項中「(13)」を「(12)」に改め、「、伊達・壮瞥学校給食組合」を削るものであります。

2ページになりますが、別表第2、共同処理する事務の1から7の項中「、赤平市」を削り、「、鷹栖町、上川町」を加え、「、上川中部消防組合」を削るものであります。

3ページをごらんいただきたいと思います。

9の項中「、道央廃棄物処理組合」を加え、「、上川中部消防組合」及び「、伊達・壮瞥学校給食組合」を削るものであります。

次に、議案書の12ページ、議案説明資料は4ページをごらんいただきたいと思います。

議案第38号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてであります。組合町村議会議員に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理するため、道内市町村等で組織している当該組合から上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散・脱退し、道央廃棄物処理組合が加入することに伴い、当該組合から規約変更についての協議依頼がありましたことから、地方自治法の規定により議決を求めようとするものであります。

説明資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

規約の変更内容であります。別表第1中、「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」を削り、「道央廃棄物処理組合」を加えるものであります。

議案書にお戻りをいただきまして、11ページと12ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてでございますが、これらの規約につきましては、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 37 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 38 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 39 号、平成 26 年度幕別町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 39 号、平成 26 年度幕別町一般会計補正予算第 1 号につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 7,958 万 3,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 138 億 6,480 万 4,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、4 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表 継続費」でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、新庁舎建設事業（工事監理業務及び建設工事）、総額 24 億 9,628 万円を新たに定めるものであります。

地方自治法第 212 条の規定により、事業の履行に数年度を要するものにつきましては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、継続費として数年度にわたって支出することができるものとされており、これにより数年度を要する事業について、一括して契約することが可能となるものであります。

それでは、本事業の概要につきましてご説明を申し上げます。

別冊でお配りをしております議案第 39 号説明資料（新庁舎建設事業関連）の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、（1）継続費の予算内訳でございますが、①の工事監理業務は、②の建築主体工事及び③の設備工事を監理する業務に要する委託料として 1,444 万円を計上するものであります。

次に、②の建築主体工事は 17 億 2,368 万円、③の機械及び電気に係る設備工事は 7 億 5,816 万円とし、これら建設工事の合計で 24 億 8,184 万円を計上するものであり、委託料と工事請負費を合わせた 24 億 9,628 万円を継続費として定めるものであります。

なお、本年度の年割額につきましては、工事監理業務は該当する月数を算定根拠とし、工事請負費は、後ほどご説明いたしますが、本年度に完了する工事内容に係る工事費を算定根拠とし、それぞれ残りを平成 27 年度の年割額とするものであります。

また、参考として今回の継続費の対象ではございませんが、平成 28 年度に予定するその他の建設工

事について記載をしております。

⑤の外構工事は1億1,448万円、⑥の現庁舎解体工事は9,288万円と見込んでおりますことから、これらの合計額2億736万円と、先ほどの継続費に含まれます④の工事請負費を合算し、新庁舎建設に係る工事費を現時点において26億8,920万円と見込んでいますものであります。

なお、この工事費につきましては、先般開催されました「庁舎建設に関する調査特別委員会」において報告させていただいた工事費と同額であります。

次に、(2) 主な事業概要でございます。

①の工事監理業務につきましては、先ほどご説明いたしました建築主体工事及び設備工事に係る監理委託であります。

②の建築主体工事につきましては、構造規模は鉄筋コンクリート造の免震構造で地上3階建て、延べ床面積5,217.59平方メートルとし、免震装置は2種類のゴム支承とオイルダンパーを配置するものであり、外部仕上げはレンガ積み及びカラーガルバリウム鋼板張りとするものであります。

③の設備工事につきましては、機械設備として、地中熱ヒートポンプ、空気熱ヒートポンプ、真空式の灯油温水ボイラーを暖房とし、給水は飲用水を直圧給水、雑用水を加圧ポンプ給水とするものであります。

次に、電気設備として、受変電設備ほかに普通高圧受電と自家発電機を備え、照明は主にLED照明を採用するほか、13.9キロワットの太陽光発電設備を備えるものであります。

次に、(3) 平成26年度の主な工事概要でございます。

本年度の工事着工につきましては、8月中旬を想定しており、現庁舎北側にあります公用車駐車場の西側に隣接する擁壁の解体に始まり、隣接する東側町道の脇に土どめ工を設置しながら土工掘削を行い、基礎及び地下ピット部分のコンクリートの躯体を造成する計画であります。

これらの工事内容については、12月中旬を目途に完了する予定であり、残りの建築主体工事と機械及び電気に係る設備工事につきましては、平成27年の春以降に施工することとし、継続費全体の事業を平成28年3月末までに完了する見込みであります。

なお、平成26年度に完了する工事内容につきましては、建築主体工事の一部に限定されることから、継続費のうち、平成26年度の年割額については建築主体工事に係る予算のみを計上し、設備工事については平成27年度に一括して計上することとしたものであります。

また、本資料にお示しをいたしました平成26年度から平成28年度までの事業費に係る財源でございますが、工事監理業務と建設工事再計を合わせたおおむね27億300万円に対しまして、国・道支出金が2億3,500万円、庁舎建設基金繰入金が2億5,000万円、合併特例債が22億1,800万円と見込んでいますところであります。

次に、説明資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1階から3階までの各階平面図を示しております。

1階及び2階が執務フロア、3階が議会等のフロアとし、1階については住民利用の特に多い窓口部門を集約配置する計画であります。

また、1階及び2階の事務室については間仕切りのないオープンフロアとするものであり、3階東側の三つの会議室については、各部屋の壁を可動式とすることで一体的な利用が可能となり、大規模災害における災害対策本部等の設置が可能となる構造であります。

次に、説明資料の3ページ、4ページになりますが、3ページは南側と北側、4ページは東側と西側の立面図を示しております。

次に、説明資料の5ページになりますが、上の図が南北方向、下の図が東西方向の断面図を示しております。

各断面図の下部になりますが、太線より下の基礎の部分と地下ピットに該当する部分を斜線により明示している範囲があります。

この部分が平成26年度に施工を行い、完了を予定する建築主体工事に該当する部分であり、これよ

り上の部分を平成 27 年度に施工するとしたものであります。

以上で、新庁舎建設事業に係る継続費の説明は終わらせていただきます。

補正予算議案書の 4 ページにお戻りをいただきたいと思います。

次に、「第 3 表 債務負担行為補正」でございます。

追加であります、1 件の債務負担行為を新たに追加するものであります。

先の行政報告でご報告させていただきました「予約型乗り合いタクシー駒島線運行費補助金」であります、本年 10 月から平成 31 年 9 月までの 5 年を期間として、民間事業者と運行協定を締結し、運行費の一部を補助しようとするものであります。

なお、限度額につきましては、当該タクシーの利用状況により運行費用を適正に見込むことが困難でありますことから、第 3 表に記載のとおりとしたものであります。

5 ページになります。

「第 4 表 地方債補正」でございます。

初めに、追加でございますが、「新庁舎建設事業」につきましては、当該事業に係る財源として、限度額 1 億 6,630 万円を追加するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりであります。

次に、変更でございますが、「札内南保育園整備資金補助事業」につきましては、本年 3 月定例会におきまして、平成 25 年度予算に係る当該保育園の本体工事費に対する補助金の追加に関し、議決をいただいたところであります、これと同様に本年 2 月からの労務単価の引き上げに伴い、平成 26 年度予算の外構整備工事に対する補助金につきましても、既定予算額に不足を生じますことから、当該補助金の財源として起債の借入額を変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

8 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目一般財産管理費 1,000 万円の減額でございます。

町民会館南側の駐車場改修工事につきましては、平成 25 年度の国の補正予算により、合併推進体制整備費補助事業の事業枠が拡大されたことなどを受け、本年 3 月定例会において、平成 25 年度予算に事業の追加をいたしましたことから、このたび平成 26 年度予算に計上分の事業費を減額するものであります。

次に、6 目近隣センター管理費 248 万 4,000 円の追加でございます。

本年度、全面改修を予定しております「あかしや南近隣センター」につきまして、財団法人自治総合センターにおけるコミュニティ助成事業の採択を受けましたことから、あわせて施設内の段差解消などバリアフリー改修工事を実施しようとするものであります。

次に、10 目企画費 150 万円の追加でございます。

債務負担行為補正でご説明させていただいたとおり、予約型乗り合いタクシー駒島線の運行に当たりまして、所要の費用を追加するものであります。

18 目協働のまちづくり支援費 10 万円の追加でございます。

公区活動中における転倒などの事故により、公区活動見舞金の既定予算に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

20 目新庁舎建設事業費 1 億 8,984 万 3,000 円の追加でございます。

12 節につきましては、確認申請手続に要する費用の追加、13 節及び 15 節につきましては、継続費でご説明させていただいたとおり本年度分の事業費を追加するものであります。

9 ページになります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 187 万 3,000 円の追加でございます。

臨時福祉給付金に係る振込手数料であります、本年 4 月の指定金融機関との協議の結果、口座振込手数料の負担が必要となりましたことから、所要の費用を追加するものであります。

なお、この費用の全額が当該給付金事務費国庫補助金により措置されることとなっております。

次に、6 目老人福祉費 84 万 6,000 円の追加でございます。

福祉バス 3 号車の経年劣化に伴う修繕に要する費用を追加するものであります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 108 万 8,000 円の追加でございます。

子育て世帯臨時特例給付金に係る振込手数料であります。臨時福祉給付金と同様に口座振込手数料の負担が必要となりましたことから、所要の費用を追加するものであります。

なお、費用の全額が当該国庫補助金により措置されることとなっております。

10 ページになります。

3 目常設保育所費 65 万 2,000 円の追加でございます。

地方債補正でご説明させていただいたとおり、本年 2 月からの労務単価の引き上げに伴い、外構整備工事に対する町補助金の既定予算額に不足を生じますことから、追加を行おうとするものであります。

5 款労働費、1 項労働諸費、2 目雇用対策費 2,062 万 7,000 円の追加でございます。

北海道の緊急雇用創出事業地域人づくり事業を受けて実施する間接補助事業であります。地域における産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり（人材育成事業）」により、若者や女性、高齢者等の潜在能力を引き出し、雇用の拡大や処遇の改善を図る取り組みを推進するものであります。

これらの取り組みに対しまして、事業者を公募いたしましたところ 8 件の応募があり、全て北海道の補助事業の採択を受けましたことから、町からの委託事業として実施しようとするものであります。

11 ページになります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 1 億 5,316 万 1,000 円の追加でございます。

19 節の細節 24 につきましては、農業再生協議会が行っております経営所得安定対策直接支払交付金の申請事務に当たって、平成 27 年度からの交付制度の改正に対応するため、対象作物の作付面積を実測する機器の導入に係る補助金を追加するもの、細節 30 につきましては、JA 幕別町及び JA 札内が実施するカボチャの残留農薬検査等に係る補助金、細節 31 につきましては、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、6 次産業化認定者が行う新商品開発や販路開拓等に係る補助金、細節 32 につきましては、農業者が融資機関からの融資を活用して農業用機械等を導入するに当たって、融資残の自己負担額に係る補助金、細節 33 につきましては、生産から消費者に届くまでの安定的な流通体制を構築するための機械導入に係る支援として、事業者が整備する加工ライン等の機器一式の導入に係る補助金であり、これら五つの補助事業は、いずれも北海道からの間接補助事業であります。

次に、7 目農地費 8 万円の追加でございます。

国の農地・水保全管理支払事業に係る推進活動支援事業の追加割り当てに伴い、事務費を追加するものであります。

12 ページになります。

2 項林業費、1 目林業総務費 307 万 1,000 円の追加でございます。

公費造林推進事業に係る事業費につきましては、昨年 10 月の雪害等による森林被害が予想以上に多く、施業の内容を大きく変更する必要があるところであり、

この施業内容の変更に対応するに当たり、既定予算に不足が生じますことから、所要の費用を追加しようとするものであります。

7 款、1 項商工費、3 目観光費 779 万 6,000 円の追加でございます。

アルコ 236 及び道の駅・忠類の指定管理業務に係るリスク分担分の精算であります。同施設の管理に関する基本協定書に基づき、A 重油の物価変動及び施設、設備等の修繕費について精算を行うものであります。

13 ページになります。

10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育財産費 500 万円の追加でございます。

幕別小学校及び幕別中学校施設の給水設備の補修に要する費用を追加するものであります。

4 目スクールバス管理費 58 万 2,000 円の追加でございます。

貸与車両の経年劣化に伴う修繕に要する費用を追加するものであります。

5 項社会教育費、10 目百年記念ホール管理費 88 万円の追加でございます。

百年記念ホールの指定管理業務に係るリスク分担分の精算であります。同施設の管理に関する基本協定書に基づき、A 重油の物価変動について精算を行うものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

6 ページまでお戻りをいただきたいと思います。

1 款町税、2 項 1 目固定資産税 1,682 万 8,000 円の追加でございます。

現年課税分の追加であります。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 643 万 7,000 円の追加でございます。

細節 1 につきましては、町民会館南側の駐車場改修工事に係る合併補助金の減額、細節 3 につきましては、新庁舎建設事業に係る交付金であります。

2 目民生費補助金 296 万 1,000 円の追加でございます。

1 節につきましては臨時福祉給付金、2 節につきましては子育て世帯臨時特例給付金の振込手数料の追加に係る補助金であります。

16 款道支出金、2 項道補助金、3 目労働費補助金 2,062 万 7,000 円の追加でございます。

緊急雇用創出事業に係る補助金であります。

次に、4 目農林業費補助金 1 億 5,513 万円の追加でございます。

1 節につきましては、歳出の農業振興費でご説明いたしました各種補助金に係る北海道からの間接補助金であります。

7 ページになります。

3 節につきましては、農地・水・環境保全対策事業に係る事務費分の交付金、4 節につきましては、公費造林事業に係る補助金であります。

次に、6 目総務費補助金 870 万円の追加でございます。

新庁舎建設事業に当たり、合併特例債の充当残に交付される北海道からの交付金であります。

21 款諸収入、5 項 4 目雑入 200 万円の追加でございます。

近隣センターのバリアフリー改修工事に係る助成金であります。

22 款、1 項町債、1 目総務債 1 億 6,630 万円の追加でございます。

新庁舎建設事業に係る追加であります。

2 目民生債 60 万円の追加でございます。

札内南保育園の外構整備工事に係る追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○15 番（中橋友子） 4 点ほどお伺いしたいと思います。

まず、歳出の 8 ページ、10 目企画費、ここでは 19、負担金補助金及び交付金、予約型乗り合いタクシーの運行費の補助であります。利用状況と、これからこの予約型タクシー、農村部全体に広がっていくわけですが、その事業の見通し等についてご説明いただきたいと思います。

次に、その下の 20、新庁舎建設事業費、資料に基づきまして、詳しいご説明をいただきました。内容については、先般の庁舎特別委員会でお伺いしておりましたので、そのとおりではあります。今回の予算としましては、大方が次年度、平成 27 年度に大半の事業が行われるということでありまして、そういう点では、今回の事業に対しては金額は少ないものでもありますし、内容がよく見えるのですけれども、次年度以降につきましては、資材あるいは税の分ですとか労賃、午前中質問をさせていただ

きましたけれども、まだまだ不確定要素が多分にあるというふうに思っています。先ほどの副町長の説明でも現時点においてはというような説明でありましたから、この不確定要素も含めて、今回継続ということでもありますから、過年度分も含めて議決をするということになってしまいますので、その不確定要素についての対応あるいは財源も含めて、どんなことを考えられて、今この金額で提示されているのか伺います。

次に、9 ページ、民生費、社会福祉費の総務費、児童福祉費の総務費、これは今回は口座手数料として出されておりますが、それぞれ予定されている件数、どのぐらい支給されていくのか、内容についてご説明ください。

次、10 ページの雇用対策費、10、地域人づくり事業委託料、この事業の内容、8 社の公募があったということではあります、具体的にどういうことをされていくのか。

最後ですが、12 ページの商工費、3 の観光費のアルコ 236 及び道の駅の精算金にかかわりまして、今回の予算は A 重油あるいは修繕費の精算金であるということでもあります。下の百年記念ホールの管理費と比較しましても、大変大きな金額となっております。もう少し詳しく説明していただきたいことと、これお許しいただければなのですけれども、関連になってしまうのですが、このアルコ 236 の運営につきましては、先般、連続の赤字経営なのだということが報道されておりました。精算をきちっとされていくわけですから、次年度は真っ白な状況で進んでいくのだと思うのですけれども、町はこのアルコ 236 の大変大きな株主になると思いますので、連続の赤字にかかわっての要因も、ここできちっと伺っておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正典） まず、1 点目の企画費の予約型乗り合いタクシー駒島線の運行費の補助金に関する質問でございます。

予約型乗り合いタクシー、南幕別の実績ということでご報告申し上げます。

予約型乗り合いタクシーにつきましては、昨年 10 月からことしの 3 月まで試験運行を行ってまいりまして、その間 6 カ月間で運行可能日数が 120 日でありました。実際に利用されたのは 40 日ということで、運行率で申しますと 33.3%、実際に利用された人数が 74 人という状況でありました。

何とか利用者の数をふやしたいということで、ことしの 4 月から今まで 1 便で幕別駅に行って、帰りにもう一便というような 1 日 1 往復という形態でありましたが、これを 2 往復という形にいたしました。その成果もありまして、4 月以降、利用者がふえまして、4 月は運行可能回数が 1 日 4 便ですので 20 日、それで実際に運行したのが 10 日ということで 50%、28 人の方。5 月が 20 日の運行可能回数に対しまして 12 日ということで 60%、人数が 39 名。6 月が、6 月 10 日までですけれども、7 日に対しまして 4 日ということで 57.1%、利用人数が 12 人というような状況であります。今年度に入りまして利用者数が大きく改善しているという状況もありまして、5 月に開催いたしました協議会において、10 月からの本運行ということが決定されまして、今回かかる費用を補正させていただこうということで提案したものであります。

あと、もう一点の西幕別地区でも同じような形態で予約型乗り合いタクシーを運行いたします。これは 7 月から来年の 3 月 31 日までということでの 9 カ月間を試験運行してまいりたいというふうに思っております。これも状況を鑑みながら、必要だということで判断されれば本運行に移行していくということになるのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 新庁舎の工事請負費について申し上げます。

議員おっしゃるように、現在、資材の高騰、それから賃金の上昇というようなことで、先日、国交省では 10 月を目途に、さらに年度内に新しい賃金の上昇も考えているというような報道もございました。

発注後に賃金上がる、あるいは資材が我々の想定以上に上がるということは、現段階では想像ができる場所ではあるのですが、基本的には入札段階での工事請負額に基づいて契約をさせていただいて、それに予想を超えるというか、インフレ状態に価格がなった場合については、約款の中でお互いに協議をして契約額の変更ができるという条項もございます。

それから、インフレスライドというような考え方も、場合によっては盛り込む必要があるかなというふうに考えております。受注した会社が受け負けないような実態に応じた対応は、その都度させていただきたいというふうに思っております。

それから、財源に関しましては、年度の財政運営の中で対応していくということになるかと思えます。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 臨時福祉給付金の内容についてであります。

臨時福祉給付金の趣旨についてであります。平成 26 年から消費税率が 8 %に引き上げられることに伴いまして、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的、臨時的な措置として、臨時福祉給付金が支給されるものでありまして、給付対象者につきましては、平成 26 年 1 月 1 日現在において、住民基本台帳に記録されている方で、平成 26 年度分の町民税が課税されていない方が給付の対象となります。

なお、生活保護の被保護者の方、または町民税が課税されている方の扶養親族等になっている方については、対象外というふうになっております。

次に、給付額でございますが、給付対象者 1 人につき 1 万円であります。

また、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者、また児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の受給者の方につきましては、5,000 円が加算されて支給されるということになっております。

対象者につきましては、1 万円の対象者が 6,000 人と見込んでおりまして、加算につきましては 3,000 人を見込んでいますところでありまして、

以上であります。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） 次に、労働費の地域人づくり事業委託料についてであります。

この事業につきましては、大きく二つに分けたプロセスとなっております。

一つ目につきましては、雇用拡大プロセスというものでありまして、この事業につきましては、未就職卒業者や結婚、出産による離職から再就職する女性求職者などの失業者に対しまして、その失業者を雇用した上で、地域の企業等で就職するために必要な知識、技術を習得させるための人材育成を行う事業であります。この事業は、全部で 8 事業のうち 5 事業行っております。

もう一つの事業といたしましては、処遇改善プロセスというものでありまして、この事業につきましては、非正規労働者の正社員化や職員の資質向上を図るための事業者の取り組みを支援することによりまして、在職者の賃金引き上げ等の処遇改善を図る事業であります。この事業が 3 事業となっております。

以上であります。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 子育て世帯臨時特例給付金についてであります。対象人数でございますが、対象人数は 3,120 人、積算の算出根拠につきましては、基準日である 1 月 1 日時点の児童手当受給対象児童数の、そのうちの課税対象者に扶養されている児童割合の目安である 80%としまして、そこから児童手当における特例給付対象児童数、約 150 名を引きまして、安全率として児童手当の実績割合に公務員分を勘案した 1.25 倍をしたものから割り出しております。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（姉崎二三男） アルコ 236 のリスク分担金の関係でございますけれども、これにつ

きましては、副町長から申されたとおりに、基本協定書の第 24 条、それとリスク分担表に基づきまして、負担をしているものでございます。

まず、A 重油のリスク分担でございますけれども、これにつきましては、A 重油に係る経費が経費総額の 10% 以上を超えた場合に該当するというので、その経費の増減につきましては、3 % 以上増減になったものについてリスク分担するという内容でございます。

金額につきましては、計画単価が 76 円 10 銭でございました。これにつきましては、リスク分担の当初の計画単価が 72 円 48 銭でございましたので、これに消費税を加えまして 76 円 10 銭と。これが 3 % 増しますと 78.38 円になるわけでございますけれども、昨年の平成 25 年に忠類振興公社の A 重油購入につきましては 29 万 1,000 リッター、これの平均単価が 96.71 円でございました。したがって、その差額 18.33 円、これに 29 万 1,000 リッターを掛けまして、533 万 4,030 円のリスク分担額が出てきたという内容でございます。

この 29 万 1,000 リッターでございますけれども、平成 24 年は 29 万 5,004 リッターでございましたので、量としては頑張ったのですけれども、金額が上がったという内容でございます。

それから次に、修繕料のリスクの関係でございますけれども、これにつきましては、30 万円以上の修繕費につきましては、町が負担すると。それから、30 万円未満で年間 150 万円を超えた金額につきましては、町のほうで負担をするというリスク分担の契約の内容でございます。修繕料 30 万円未満で、アルコ支払いが 396 万 1,112 円かかってございまして、それから 150 万円を差し引きしました 246 万 1,112 円、これがリスク分担の内容ということでございまして、合わせまして 779 万 5,142 円、この金額がリスク分担で平成 25 年度の分、町から負担をするという内容でございます。

それから、続きまして赤字にかかわった要因でございますけれども、この要因につきましては、うちのほうでアルコのほうから聞き取りしている内容でございますけれども、まず収入在庫の関係で、その管理がいまいち精査されていなかったということで、これにつきましては、計画よりも 600 万円ほど在庫の処理がかかったという内容でございます。

それともう一つは、水道光熱費の関係でございますけれども、水道料、それと電気料が増額になったというような内容が赤字の要因というふうになってございまして、3 年続けて赤字が継続されたという内容でございます。一応、平成 26 年度に当たりまして、経営改善計画をアルコ、忠類振興公社から提出させていただきまして、それを精査して 26 年度事業計画、忠類振興公社から、また提出させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） それでは、順に再質問なのですが、南幕のほうはわかりました。

西幕は、7 月から来年の 3 月 31 日まで 9 カ月間ということであります。これも試行ではありますが、この実施によりまして、幕別地域の全農村地域がこれでカバーされるというふうに考えてよろしいでしょうか。

次、新庁舎建設のほうであります。ことしの 10 月、労賃の引き上げが予定されること。あつてほしくはないのですが、来年度消費税の増税の動きもあること等々を考えますと、またさらに動いていくのではないかなというふうに思うのです。必要な経費はきちっと確保して事業をやっていくというのは、これも大切なことだとは思いますが、大事なことは、るる特別委員会等でも各委員から心配の声が上がっていた財源の問題で、今、部長は、そのときそのときの年度の予算で調整するのだよということではあります。基本的には合併特例債を軸にしながら、国からの補助金と積立金でやるということではあります。ほかの事業もいろいろやることを考えられていますから、そういう範囲の中で、きちっとおさまる対応となるのかどうかということではあります。どうでしょうか。

次、民生費の社会福祉費、今回の臨時福祉給付金なのでありますが、口座振替ということにつきましては、それぞれ希望されている方がきちっと届くということで心配はないとは思いますが、こういう事業をやるときに、必ず灯油のときの福祉灯油でもそうです。過去にもこういった給付金ありま

した。なかなか対象者の状況によって、高齢者のひとり暮らしですとかいろいろありますから、きちっと届けられるまでの手順、そういうのが配慮されて、どなたにもきちっと行くようになるのかどうか、ならなかったら困るのですけれども、どうでしょうか。

それから、雇用対策のほうなのですけれども、新しい事業なのですね。それで、8事業の中の5事業が再就職の支援、それから3事業が非正規から正職員への移行した場合の助成。これ、それぞれ金額2,062万円と大変大きい金額ではあるのですが、それぞれの配分はどうなりますでしょうか。

それと、手を挙げられたのは地元の企業だと思うのですが、どんな業種の方、手を挙げられたのでしょうか。

アルコのほうのリスク分担です。

重油のほうは引き上がってきたことはわかりますから、円安の影響も非常に大きかったのではないかというふうに思うのですけれども、ぎりぎりになってから、また修理があった。これ何を修理されたのかも伺いたいですし、30万円以上は全部修理費が町負担という決め方も、以上といえどこまで見るのか、その辺も。普通リスク分担といいましたら、それぞれ経営する側と、町ももちろん参画しているわけですが、案分していく割合を決めてやっていくというのが普通ではないかと思うのですが、これ30万円以上は町負担という決め方は、随分大きなリスクが出た場合に、修理などが出た場合には、ほとんどが町が持たなければならないということではないのでしょうか。その辺の説明も、もう一度してください。

赤字の理由は、在庫で600万円、それから水道光熱費が高くて赤字になったのだということですが、これ新聞報道なのですけれども、コンサルを途中で解約されて、そういった負担も大きいのだというようなことも書かれておりました。その影響はないのでしょうか。もし、そういうことであれば、その理由もお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正典） 予約型乗り合いタクシー古舞線を実施することで、幕別町全域の農村部がカバーされるのかという御質問でございますが、幕別地区の農村部という部分ですとカバーという形になりますが、忠類地区の部分が、やはりこういう形での運行がされないという形になります。

それで、古舞線を実施するに当たりまして、26年1月に忠類地域の公区長連絡会議にご相談をしまして、忠類地域で、どのような形でのこういうような公共交通の実施が必要かということでご相談させていただきました。その話の内容では、忠類地区では十勝バスの待合所までしか人を集めてこれられないというような形になりますことから、現状としては、忠類地域の農村部を網羅するようなバスはまだ必要ないだろうと、25年4月からスクールバスの便乗も可能という形で、当座それで利用していくということでしたので、忠類地域を除いて幕別地区の農村部がカバーされたという形になりました。

以上です。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 新庁舎建設事業にかかわる財源ということでございますけれども、先ほど副町長から説明がありましたように、建設事業の概略の説明の中で申し上げましたように、今現在としましては、こちらに掲げている事業費27億円に対しまして、庁舎の建設基金からの繰り入れということで2億5,000万円ほどを見込んでおります。

現在の基金残高につきましては、3億5,000万円ございますので、そこで1億円の留保がございます。これにつきましては、ここに掲げてある事業費に入っていない備品の購入等に充てる予定でございます。

さらに、合併特例債につきましては、22億円ほど充当する見込みでございます。それにつきましては、22億円ほど充当すれば3億5,000万円ほど残が出る予定でございます。それについては、後年次の事業、札内福祉センターの改修事業等に充てるように考えてございます。

今、中橋議員からお話ありますように、今後の増嵩に対してどうするのだというようなことでございますけれども、まず基金については、今3億5,000万円なのですけれども、今年度中に5,000万円

ないし1億円程度の積み増しを予定しているところでございます。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 臨時給付金のことでありますけれども、町といたしましては、給付対象となる可能性のある方に対しまして、できるだけわかりやすい説明書を入れて、申請書を送付するとなっております。

それと、受付にしましては、役場本庁舎を含めまして、全部で5カ所の窓口にて受付をしたいと思っております。特に、札内地区につきましては、申請に見えられる方が多いと思いますので、臨時の窓口を何日間か設定して、そこでできるだけ丁寧な対応に努めたいと、そのように思っております。

○議長（古川 稔） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） 地域人づくり事業の事業費の配分についてであります。雇用拡大プロセスにつきましてはおおよそ1,690万円ほど、また処遇改善プロセスにつきましては370万円ほどを見込んでおります。

あと、応募のありました業種であります。建設業者が2社、サービス業者が1社、NPO法人が1社、業界団体が1団体、合わせて5者であります。

以上です。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（姉崎二三男） まず、アルコの修理関係の内容、詳しくということでございますけれども、アルコの関係の修理でございますけれども、かなり件数が多いわけでございまして、その中で大きい金額で言いますと、非常用バッテリーの交換をしたり、それからサウナヒーターのエレメント交換工事、それから、パンコーナーのレジカウンターの照明器具取りかえ、それからプレハブ冷凍庫の修理、これは冷めないようになったことに伴いまして、その修理をしたというものでございました。それから、真空ヒーターの修理、大きい金額ではこのような案件で修繕がかかっているというものでございます。

それから、30万円以上の町の負担がどういうふうに決まったかということなのでございますけれども、一応これにつきましては、リスク分担表で、いろいろと町と、それからアルコの負担の種類に基づいて、どれを負担者がどっちがするかというのをリスク分担表で決めているわけでございますけれども、この中の施設につきましては、あくまでも町の施設でございますので、町の施設は、見積額で1件当たり30万円以上のもの、これについては、町のほうで負担するというような内容で分担をさせてもらっているという内容でございます。

それから、新聞報道で出ていましたコンサル担当の影響の関係でございますけれども、これにつきましては、平成25年、コンサルとの契約をされていましたが、その関係で、平成24年から実際に少額でございますけれどもコンサルをしていただきまして、その結果がなかなか出てこない。結果が出てこないというのは、報告書で上がってこなかったものですから、その内容に疑義が出たという考え方で、このコンサルタンの契約を解除させていただいたという内容でございまして、それに係る経費につきましても、金額にして400万円程度でございますけれども、これにつきましては、忠類振興公社よりお支払いをさせていただいているという内容でございます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

本日の会議は、日程第12、議案第40号の審議が終了するまで時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、日程第12、議案第40号の審議が終了するまで、時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

中橋議員。

○15 番（中橋友子） まず、乗り合いタクシーのほうですが、全体の企画は理解をいたしました。新しく実施される西幕、それからこれまでの南幕もそうですが、出発はそれぞれ個人の家なのですけれども、たしか前日までに予約をして、お願いをするということを聞いておりましたけれども、到着先、ここが駅ですとかと決められておりましたね。今回の計画では、それはどのようになったのか、ご説明いただきたいと思います。

私、新庁舎の建設にかかわりましては、必要経費というのは、もうこれは確保しなければならない、そして財源もつくらなければならないという視点で聞いているのですけれども、しかしどんどん膨れ上がって行って、予算がオーバーしていくといえますか、そういう状況になったら、他の事業に支障が出てくるというのは、これはもうはっきりとしていますよね。ですから、見通しというのは、ただ財源も含めてきちっと持っていただくことと、膨れていかない手法、必要経費はいたし方ないとしても、中で節約できるものは節約していくということを、これからもやはり心がけてやっていただかなければならないというふうに思うのです。

工事が始まって進んでいった。そこで資材が上がった、その分はお互いにどちらが持つかなんていうことになっても、結果としては、依頼するのは幕別町でありますから負担がかかってくる可能性が大きいと思ひまして、その経費をなるべく縮減に向けて一層努力をしていただきたいというふうに思います。

次、臨時交付金のほうを丁寧にやっていただくということですが、あくまでも町民全員、対象者が窓口に来なかったら、受け取れない仕組みなのでしょうか。

今まで、例えば、これちょっと福祉灯油とは違いますが、コミセン等の近くの場所を設定していただいて対処していただいた経過もございましたね。そういった手法は必要ないと考えていらっしゃるのでしょうか、どうでしょうか。

アルコの問題であります、こうなってきますと、400 万円のコンサルの費用で実施的報告書が出なかったというふうになれば、コンサル会社の選び方がどうだったのかということになりますよね。400 万円ですよ。やっぱりこういうことというのは、うちの町が、その中の理事さんがいらっしやっやってやっているのでしょうかけれども、かなり権限を持ってやっていらっしやると思うので、その辺の甘さというのがあったのではないかとこのように思うのです。大切な観光施設でもありますから、健全な経営、そして赤字を生まない経営といえますか、そういう努力は、一層重ねる必要があると思います。その辺の見解も伺っておきたいと思います。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正典） 予約型乗り合いタクシーの降車場所、乗車場所の関係でございます。

幕別駅に向かう便につきましては、幕別駅到着後に、幕別市街地の公共施設、医療機関、買い物施設でも降車できるように4月からは変えております。

乗る便に関しましても、公共施設、医療機関、買い物施設の場所からの乗車も可能といたしております。このことにつきましては、西幕別地区で行う古舞地区においても、同様の取り扱いをしたいというふうに思っております。

予約の関係でございますが、朝1便に乗る部分に関しましては前日の9時半までに予約をいただきまして、2便にお乗りの方は当日の9時までに、3便は当日の12時45分、4便は当日の15時45分までに予約していただくという形になりますので、前日に予約していただくのは、朝1便に乗る方という形になります。

以上です。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 新庁舎でございますけれども、価格が上昇していくという社会情勢、それを公的価格の中で対応していくというのは、これやむを得ないことだと思っております。労働者の方々ですとか、そういった方々に不利益のこうむらないように。

ただ、建築工事の場合、複雑な工事がいっぱい工事としてございますので、その中で、他の事業に

影響ないように、例えば素材を少し違ったもので考えると、そういった知恵も使いながら、できるだけ発注した工事内容の中で賄っていきたいというふうに現在では思っております。

それと、先ほど 10 月に価格が上がると言ったのではなくて、見直しがあるということでございまして、確実に上がるということではございませんので、その辺はちょっと誤解のないようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 臨時福祉給付金の窓口につきましては、役場、あと保健福祉センター、札内支所、それと糠内出張所、それとふれあい福寿、この 5 か所を受付窓口としております。

それで、期間につきましては、6 月 30 日から 9 月 30 日までの 3 カ月間という期間で設定しておりますので、その中で申請をしていただきたい。

それと、本人申請が基本なのですが、どうしても本人が申請できない場合もあると思います。その方につきましては、代理申請も可能ということでありますので、何らかの形で申請していただきたいと思います。

あとそれと、町のほうから申請、皆さん、対象者、来ていただきたいわけですが、出していない方について、例えば電話での勧奨とか、また訪問するとかということにつきましては、これ振り込め詐欺の問題もありまして、国のほうでは、それにつきましては、しないようにという指導が来ております。ですから、それについては、ちょっと難しいなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（田村修一） アルコ 236 のコンサルの関係でございます。

そもそもこのコンサルですけれども、一昨年、さらにその前の年と赤字が 2 年続いたということで、経営を建て直すためにどういうことをやったらいいかということをお願いしているという経緯がございました。ただ、なかなか効果が上がらないということで、途中で解約させていただいたという状況でございます。

町といたしましては、今後、指定管理者の発注者としてと、あるいは最大株主として経営に積極的にかかわって、連携して経営改善に向けて努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○15 番（中橋友子） 終わります。

○議長（古川 稔） ほかに、どなたか、次の質問。

芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 関連になりますけれども、新庁舎建設事業費のところでお伺いをしたいのでありますが、ちょうど 6 月、始まりましてから 3 年であります。この間、議会でも委員会、千葉委員長を先頭にさまざまな議論が重ねられました。今回の予算で、ほぼ事業の大まかが確定をするというふうなことでありまして、これが一つの切りになるのだろうというふうなことであります。

中橋議員からもありましたけれども、経費の問題だとか財源の問題、またそのほかの問題等々議論がありまして、経費につきましては、さまざま議論がなされておりました。この間、床面積の削減をしたり、また止若公園の駐車場整備を廃止したりだとかというふうな、そんなこともありながら、しかしながら基本設計のところでは、免震の問題だとか、エコボイドだとか吹き抜けの問題だとか、さまざまな議論がなされておりました。結局、それを踏まえた形で、昨年の秋には 23 億 6,000 万円というふうなところで基本設計が発表されまして、去年の 12 月の議会報告会におきましても、特例債枠の中で新庁舎も札内支所のことにつきましても想定をしているというふうな報告があったものでありますから、議会報告会の中でも、所管の委員長さんが、町民に説明をされたというふうな経緯もあることであります。

資材と人件費等が高騰しまして、結局のところ 26 億 8,920 万円でありますけれども、あとその他の経費を入れましたら 28 億 5,420 万円というふうな形で最終的に金額が上がって、今、中橋議員が

ありました心配もあるというふうなことであります。

この間、実施設計の予算が出されまして、資材の高騰、人件費の高騰につきましては考えておったことではあります、普通、子どもが家を建てる時には、予算を立てて、そして頭金を用意してローンを組んで、その枠内でおさめていくというふうな形でやるわけでありまして、多少のことはありまして、いろんな事情があつて値段が上がったというふうなことにしましては、やはり何かを我慢してそれをやめて、そして自分が設定をしたその金額の中でやっていこうというふうなことが、自分たちのところでは考えることでありまして、この間、こういう時期でありますから、免震や地中熱やそういう構造にかかわる話は、それは難しいだろうなと思ったのでありますけれども、エコボイドとか吹き抜けは、これは空間でありますので、床面積が変わらなければ、それをなくせば結構その建物自体が縮小されて、そして建設費を抑えることができるのではないかというふうな、そういう設計変更が可能ではなかったのかというふうな、そういう思いがあることでありまして、先ほどからの議論を聞いておりましたら、非常に将来に向けての財政の運営について危惧するところでありまして、その辺のところのお考えがなかったのかどうか、1点伺いをしたいということであります。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 免震から始まりまして、床面積あるいはエコボイドというようなところをさまざまらるご議論をいただきました。ご意見もいただいて、いろんな場面から検討もさせていただきました。

エコボイドの部分につきましては、吹き抜けも含めて必要なかという議論もいただきまして、我々のほうもその効果については、いろんな面から検討してまいりました。空間の広さが庁舎の快適性に伴う比較効果といいますか、環境的な部分と、それから数字としまして、金額的にそれが実際、どのぐらいの費用に今度はね返ってくるかと。

一度ご説明もさせていただきましたが、確かに暖房の部分ではマイナス側にあるのですが、実は、そこがエコボイドがないとなると、そういう設計だとした場合に比較しますと、人工照明がどうしても必要になってくると。そのための電気料、それから、そのために機械換気がある程度必要になってくるといいますと、当初は40万円ぐらい年間違いが、エコボイドがあることによってプラス側に働くのではないかなという計算をしておりました。実施設計をやった中で、熱計算ですとか、いろいろと設備的な検討を加えましたら、最終的にはエコボイドが年間13万3,900円プラス側に働くという計算上は出てきました。

なおかつ、執務空間としての視認性というか、屋外が見えてくる、そういう執務環境としての空調であるとか、そういったことの効果があるということで、その部分については、特別委員会の中でも図面もちょっと示させていただいて、議論をしていただいたところでもありますけれども、そういった総合的な観点から、エコボイドに関しては必要であろうというところで現在に至っているところであります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） さまざま試算をされておったのだらうと思いますし、この出されました金額につきましても、結構苦労されて抑えられた金額なのだろうということは推察できるところでありますけれども、やはり全体的な今後の財政運営だとか見たときに、ある程度、町民に説明のつくような形での、いわゆる思い切った設計変更ということが、やっぱり私は期待をしておったところであります。

ちょうど今、東京でオリンピックのことがありまして、舛添知事が資材の高騰と人件費の高騰で大きく設計変更をして削減をしたというところで、記者会見のところで、「国民のプラスのレガシーになりますか、国民のマイナスのレガシーになりますか」、記者の問いかけに答えておったのを私は見ておったのです。これは遺産であります。それだけお金を使ってやるのが、将来の国民のプラスの遺産になるのか、マイナスの遺産になるのかというふうな今のところで、舛添さんは、それだけ使うということは、将来必ずマイナスの遺産になるのだらうということで、大きな設計を変更したと発表がされてありました。

そういう意味で、この庁舎建設の件につきましては、なかなか私のところでは、今の形のところで進めて、また将来、来年も大きなお金があるわけですが、どういうふうな状態になっているのかわからないというふうなところでは、なかなか町民にご説明することができない状態であるのだということをお願いしておきたいと思います。

答弁、結構です。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） 関連して、役場庁舎についてお伺いしたいと思いますが、入札についてお伺いしたいと思います。

先ほど、資材費、人件費等の高騰などあった場合については、実態に応じた対応をしていくのだという答弁がありました。説明のときには、たしか本当に自信がないのですが、資材費については、ことし用意してもらうので、補正の考えはないような説明をいただいております。それが、この2週間ぐらいの間に、なぜ考え方が変わったのかを、まずお聞きしたいということと、実態に応じた対応というのは、その都度その都度考えるということではなくて、入札前にしっかりとこういった条件で入札して、そこに応じた業者が仕事をしていくのだということをしていかないと、その都度その都度相談してやるなんていうことは、あってはならないのではないかと思いますので、その辺についてもお伺いしたいと思います。

もう一つは、今年度、実際に工事がないところを合わせて入札するやに伺っておりますが、なぜことし工事が無いのに今年度入札を行うのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 安易に設計変更をするということでは、全くございません。公的価格、いわゆる賃金であるとか、あるいはコンクリート価格であるとか、そういった建物を構成する主たる単価が公的に示された場合においては、これはルールとして変えなければいけないものというふうに考えております。両者が協議の上、請負額の変更というのは、これはできることになっておりますけれども、だからといって、その全てが請負額の変更に至るということではないというふうに考えております。あくまでも必要があってということで考えております。

今後、どんなふうな価格動向になるか、多分、上昇基調にあるというのは、世間的には、そういうふうに言われております。我々もそういうことは予測はしているのですが、契約の段階では一定の根拠をもって設計書をつくり契約に至るということだと思っています。その後の価格上昇については、やっぱりそういった対応をせざるを得ないかなというふうに考えております。

それから、ことし、工事の出来高の出ない設備工事、あるいは電気工事でありますけれども、建築工事、建物をつくるということは、かなり早い段階から設備業者あるいは電気工事業者さんが加わって、全体の例えば配管ルートであるとか、あるいは工事工程について、早い段階で理解をする必要があるというふうに考えております。工事の出来高はできないのですが、工事に先立って協議をしていくということは、大変重要なことだと思っていますので、同じ時期に発注をさせていただくというふうに、今現在考えております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） ここ数年、十勝管内も入札において、いろいろとあるものですから、そういったところを本当に契約が間違いないように進めていただきたいと思いますし、後になってからお金が足りないとか、そういうことがやはりあってはなりませんので、しっかりと契約、入札行為を行っていただきたいと思います。

それと、設備のところ、電気、機械というところが、ことしは工事がなくても入札すると。ことし加わっていただいて協議したりするということは、打ち合わせをしていくということだと思うのです。ことしの予算を見ると、機械、電気には1円もなくて、それで協議に参加してくれということは、ボランティアで参加してくださいという考え方なのか、お伺いをしたいと思います。

それとも、27年度の予算の中にもう既に入っているのだという考え方なのか、それをお伺いしたい

と思います。

それと、幾つも工区があって、たくさんの会社で建てていくということになると思うのですが、設計の段階では、JVは排除をしました。そのときの説明の中の排除した要因の一つに、幾つかあると責任が分散するので、一つの企業でやってもらいたいということがありました。それが全てではありませんが、そういう説明がありました。今回、たくさんの企業が集まって、一つの工事をしていくというときには、誰がどのように責任を持って工事を進めていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 機械設備、それから電気工事の関係の受注者に関しましては、これ決してボランティアではございません。あくまでも工事期間中の仮設費であるとか、一般管理費というのは見込まなければいけないということになってございます。

そして、今回は、実は出来高がゼロということではないのです。基礎に絡む部分の、配管はされなくても、スリーブといいまして、穴をあけておくとか、あるいは屋外のほうの掘削とともに配管のルートを確認しておくとか、目に見えない、金額にしてもほとんど額として上がってこないものですから、今回は大変少ない額ということで、建築主体工事だけを計上させていただきました。そして、決してボランティアではなく、自分たちの工事期間中の工事の流れをきちんと協議していくという中では、十分こういったことが必要ではないかというふうに考えております。

それと、受注した業者が幾つになるかというのは、ちょっとこれからでございますけれども、通常は、建築主体工事が全体の工程的なことを調整をとっていくということが通常であります。当然、それは一方的ではございませんけれども、設備業者さんと電気業者さんと入ってもらって、工程会議を毎週繰り返しながら、どの時点で、どういう出来高が上がってくるから、工種が入ってくるから、その前段でこういったことをやる、ああいったことをやるというようなことも、それはもうその都度協議をしながら工事のほうを進めていきますので、ただ、その音頭とりというのでしょうか、そういった会議体自体を運営していくのは全員なのですが、リーダー的なところは、建築主体の業者さんが、多分中心になってそこを進めていくという形になるかと思っております。

○議長（古川 稔） 前川議員、いいですか。

○13 番（前川雅志） はい。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 以上で、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） はい、よろしいです。

起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 40 号、平成 26 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 40 号、平成 26 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算第 1 号につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 290 万円を追加し、予算の総額を

歳入歳出それぞれ 11 億 6,865 万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、4 ページになりますが、「第 2 表 地方債補正」でございます。

変更であります。

公共下水道建設事業の事業費の増額に伴い、起債の借入額を変更するものであります。

歳出からご説明を申し上げます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 290 万円の追加でございます。

札内中継ポンプ場におきまして、汚水ポンプを操作する電気基盤の部品等の劣化により、ユニット内の機器が損傷し、第 3 ポンプの運転が不能となりましたことから、機器の更新工事を追加するものであります。

歳入をご説明申し上げます。

5 ページになります。

7 款、1 項町債、1 目都市計画事業債 290 万円の追加でございます。

札内中継ポンプ場の機器の更新に係る追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明 12 日から 18 日までの 7 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、明 12 日から 18 日までの 7 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 6 月 19 日午前 10 時からであります。

17 : 13 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成26年第2回幕別町議会定例会
(平成26年6月19日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
16 野原恵子 17 増田武夫 19 千葉幹雄
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第6号 「T P P協定交渉から十勝を守り抜く」決議
- 日程第3 発議第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第4 議案第41号 平成26年度幕別町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 陳情第7号 「教育委員会制度の改定を行わないことを求める意見書」の提出を求める陳情書の取り下げ
- 日程第6 陳情第4号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第7 陳情第5号 「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第8 陳情第6号 「憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」の提出を求める陳情書
(以上、総務文教常任委員会報告)
- 日程第9 陳情第9号 規制改革会議意見書の取扱いに関する陳情
- 日程第10 陳情第11号 「労働派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改定に反対する意見書」の提出を求める陳情書
(以上、産業建設常任委員会報告)
- 日程第10の2 発議第8号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 日程第10の3 発議第9号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
- 日程第10の4 発議第10号 規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書
- 日程第10の5 発議第11号 労働派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改定に反対する意見書
- 日程第11 幕別町農業委員会委員の推薦について
- 日程第12 議員の派遣について
- 日程第13 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第14 閉会中の継続審査の申し出
(総務文教常任委員会)
- 日程第15 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成26年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成26年6月19日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月19日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 小川純文 | 2 寺林俊幸 | 3 東口隆弘 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 岡本眞利子 | 7 藤原 孟 | 8 乾 邦廣 | 9 牧野茂敏 | 10 谷口和弥 |
| 11 芳滝 仁 | 12 田口廣之 | 13 前川雅志 | 14 成田年雄 | 15 中橋友子 |
| 16 野原恵子 | 17 増田武夫 | | | |

- 6 欠席議員

18 斉藤喜志雄

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

教 育 長 飯田晴義

代 表 監 査 委 員 柏本和成

教 育 部 長 森 範康

会 計 管 理 者 田井啓一

民 生 部 長 川瀬俊彦

建 設 部 長 佐藤和良

総 務 課 長 境谷美智子

糠内出張所長 妹尾 真

生涯学習課長 澤部紀博

都市施設課長 笹原敏文

副 町 長 高橋平明

教 育 委 員 長 沖田道子

総 務 部 長 菅野勇次

札内支所長 羽磨知成

経 済 部 長 田村修一

企 画 室 長 伊藤博明

忠類総合支所長 姉崎二三男

企 画 室 参 事 細澤正典

地 域 振 興 課 長 原田雅則

税 務 課 長 中川輝彦

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

16 野原恵子 17 増田武夫 19 千葉幹雄

議事の経過

(平成26年6月19日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、16番野原議員、17番増田議員、19番千葉議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） 次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○事務局（野坂正美） 諸般の報告を申し上げます。

本日、18番斉藤議員より欠席する旨の届け出がございましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

10:01 休憩

10:04 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第2、発議第6号から日程第4、議案第41号までの3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第6号から日程第4、議案第41号までの3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第2、発議第6号、「TPP 協定交渉から十勝を守り抜く」決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

前川雅志議員。

○13番（前川雅志） 発議第6号。

平成26年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員前川雅志。

賛成者、幕別町議会議員藤原孟。

賛成者、幕別町議会議員田口廣之。

賛成者、幕別町議会議員牧野茂敏。

賛成者、幕別町議会議員中橋友子。

賛成者、幕別町議会議員斉藤喜志雄。

「TPP 協定交渉から十勝を守り抜く」決議の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

「TPP 協定交渉から十勝を守り抜く」決議。

TPP 協定交渉については、5 月 12 日から首席交渉官会合、5 月 19 日から閣僚会合が開催され、共同声明には「関税の取り扱いなど市場アクセスの分野と貿易や投資に関するルール分野について集中的に取り組む道筋を決めた」と明記し、交渉妥結に向け交渉参加国が継続して努力する姿勢が強調された。

今後、TPP 交渉参加国は、7 月の首席交渉官会合に向け、二国間交渉を重ねていくとしており、早期妥結を目指した厳しい交渉を重ねていくことが想定され、緊迫した局面がさらに続くものと考えられる。また、先般、大筋合意に至った日豪 EPA により、TPP 交渉のなし崩しの決着にもつながりかねない懸念がある。

十勝では基幹産業である農林水産業を中心として、食産業や運輸・流通などの関連産業と連携した取り組みが盛んに進められているほか、製粉工場、製糖工場、でん粉工場及び乳業工場などが地域の雇用を支えている。TPP 協定への参加は、これまでの地域振興の努力と逆行するものであり、地域の経済は甚大な影響を受け、地域社会が崩壊することが懸念される。

我々はこれまで、TPP 協定が国家主権を揺るがす ISD 条項や、医療・医薬品、金融・保険、公共事業、食の安全基準・表示義務など、国民一人一人の暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す重大な問題であることを繰り返し訴えてきた。今後も、各団体・機関・地域住民との連携を一層密にし、地域の産業・経済や住民の生活に影響が生じると見込まれる場合には、TPP 協定交渉から撤退することを求めるための強力な運動を引き続き展開する。

以上、決議する。

平成 26 年 6 月 19 日。

北海道中川郡幕別町議会。

以上です。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 3、発議第 7 号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

藤原孟議員。

○7 番（藤原 孟） 発議第 7 号。

平成 26 年 6 月 19 日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員藤原孟。

賛成者、幕別町議会議員成田年雄。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。一方で、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態も想定されている。一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっている。

国は、こうした現状を踏まえ、平成 21 年に「森林・林業再生プラン」を策定し、10 年後の木材自給率を 50%以上とする目標を掲げ、豊かな森林資源を活用して効率的・安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給・利用拡大に必要な体制を構築することとした。

このような中、道では、平成 21 年度に国が創設した「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには、木材加工流通施設・木造公共施設の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設の整備など、森林資源の循環利用の実現に向け、川上から川下に至る地域のさまざまな取組を支援してきたところである。

この結果、トドマツやカラマツなど、人工林を主体とする森林の整備や、森林の整備に伴って産出される木材の有効利用が進み、本道の木材自給率は全国の 2 倍以上の約 6 割に達している。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取組をさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、森林の整備から木材の利用促進といった地域の多様な取組を支援するため、「森林整備加速化・林業再生基金」の継続、または同様の仕組みを創設するなど、林野関連施策の充実・強化を図ること。

2、地球温暖化防止、特に、森林吸収量の算入上限値 3.5%の確保のための森林整備の推進や木材利用促進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

平成 26 年 6 月 19 日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 41 号、平成 26 年度幕別町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 41 号、平成 26 年度幕別町一般会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,112 万 2,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 139 億 7,592 万 6,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、4 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表 地方債補正」でございます。

「町民会館耐震改修事業」につきましては、耐震改修に係る実施設計により、工事内容を決定いたしましたことから、当初予算に計上しておりました「実施設計分」に加え、「本工事費分」を増額するため、その財源として、起債の借入額を変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

また、活用する地方債につきましては、緊急防災・減災事業債を予定しており、その充当率は 100% で、元利償還金の 7 割が普通交付税で措置されることとなっております。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

10 款教育費、5 項社会教育費、4 目町民会館費 1 億 1,112 万 2,000 円の追加でございます。

13 節、15 節いずれも、町民会館の耐震改修事業に係る費用を追加するものであります。

町民会館につきましては、昭和 41 年に建設され、本町の生涯学習の拠点施設として住民の皆様に利用されるほか、幕別町地域防災計画におきましては、避難所及び災害時の物資輸送拠点としての役割を担う施設であります。施設の耐震性が大きく不足している状況にありますことから、耐震改修を実施し、施設の長寿命化を図ろうとするものであります。

次に、主な工事内容につきまして、ご説明申し上げます。

別冊でお配りをしております議案第 41 号説明資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

説明資料の 1 ページにつきましては、上段が地下 1 階、下段が地上 1 階の平面図であります。

町民会館の耐震改修に当たりましては、柱と柱の間に鉄骨製の筋かいを設置する「鉄骨ブレース工法」と、同じく柱と柱の間を鉄筋コンクリート製の壁につくりかえる「耐震壁工法」との 2 種類の改修方法により耐震化を図ることとしたものであります。

鉄骨ブレースにつきましては、地下 1 階及び地上 1 階の平面図右側に網かけされた箇所がございますが、地下 1 階の①から④までとボイラー室にある⑤の箇所、及び地上 1 階の⑥、⑦の合計 7 箇所において、新たに設置するものであります。

次に、耐震壁につきましては、各階の図面に斜線で網かけされた箇所でございますが、地下 1 階の①から⑤まで、地上 1 階の⑥から⑩までと、2 ページ上段の 2 階平面図の⑫の合計 12 箇所において、鉄筋コンクリート製の耐震壁を新たに設置するものであります。

なお、2 ページの下段に、町民会館東側の立面図をお示ししておりますが、網かけされた箇所が施設外側において、鉄骨ブレースを新たに設置する箇所であります。

耐震改修に関する工事概要は以上であります。この改修による施設の長寿命化に合わせまして、老朽化が進んでおります「高電圧を低電圧に変換する高圧負荷開閉器」の更新工事を行うこととしております。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5 ページにお戻りをいただきたいと思います。

1 款町税、2 項 1 目固定資産税 262 万 2,000 円の追加でございます。現年課税分の追加であります。

22 款 1 項町債、8 目教育債 1 億 850 万円の追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○15 番（中橋友子） 改修のことにつきましては、さきに耐震診断を受けまして、必要だということもご説明いただいておりますので、それにかかわる工事ということで理解をするところなのですが、高圧変圧器もかえられるというようなことで、今回の工事によりまして、今後、耐用年数と言いますが、どのぐらいまで使用が可能になるかということが一つです。

それと、改修期間の使用については、部分的な改修に見受けられますので、使用はそのまま続行しながら行えるのかなというふうには思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤村紀博） 耐震改修によりまして、この先どの程度使用することができるようになるのかということでございますけれども、これは法的に耐震改修したから何年になるというものとはございません。建物自体の今のコンクリートの中性化だとか、そういう点では問題ありませんので、見込みということになりますけれども、15 年もしくは 20 年ぐらいは使えるのではないかなというふうに思っております。

それから、耐震期間中の各部屋の使用についてでございますけれども、当然、内部の、外部も含めまして工事ありますので、その結果、その工事にかかわる部分の部屋は一時的には当然使えないということになってきます。あと、工事に伴って、振動もしくは騒音というのが予想されます。それが、恐らく鉄骨の関係ありますので、かなりの音がするのだらうなというふうに思っております。

それで、その期間中の使用につきましては、今現在、こういう工事が行われるということで、その状況によっては使えないことがありますよというような話はさせていただいておりますけれども、工期の中において、そういう騒音を発生させないでもいいとかという時期もありますので、そこら辺は使用を予定している団体等の方とできる限り使えるような方向で調整はしていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） それでは、大体予定されている工期というのは、いつからいつぐらいなのでしょう。こういった施設の使用は、随時受け付けられているということと、事前にも相当以前から申し込みがされている場合もあるのではないかと思います。極力支障を来さないような方向で工事が進むといいなという思いからお尋ねをしているところです。工事期間はどのぐらいになるのでしょうか。

それと、耐用年数で、よくこういった建物を建てられるときに議場で説明いただくのは、鉄骨の場合でしたら 50 年耐用年数ですよとかというような形で説明をいただけてきました。3 月、予算のときに、公住関係で議論をしたら、いやいや 70 年もちますというようなお話、あかしの 4 階建ての公住の関係でお尋ねしたときにそういうお答えもありました。そんなことを勘案して、いわば危険なく使える状況というのを判断して 15 年から 20 年ということでもありますから、そのぐらい使えるのであれば、投資することも大変大事なことでというふうに判断するところです。こちらのほうは、もし何かありましたらお答えください。

前段の工事期間中はどのぐらいかかる予定でいるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 今現在、予定しております工事工期につきましては、順調にいけばということなのですが、来年の 2 月までの工期というふうに考えてございます。

先ほど、教育委員会のほうからもお話ありましたが、利用される方々が年間行事としていろいろと組まれている部分もございますので、それは工事を受注された業者さんのほうとの工期のスケジュールの調整などは現場段階でまたさせていただきたいというふうに考えております。できるだけ、利用者にご迷惑はかけないということは考えますけども、工事のほうが優先されますので、音の問題

ですとか、そういったことを含めて、いろいろと協議をしていきたいというふうに考えております。

それから、耐用年数でございますけれども、ちらっと教育委員会の課長のほうからもお話ありましたが、コンクリートの中性化がほとんど今回の調査で進んでないということがわかりました。コンクリートの中性化というものが建物の耐用年数にかなり影響を受けるところなのではございますけれども、法定の建てかえとか、年数で言えば70年という数字は一つの目安としてはございますけれども、建物、個体としての強度というのは特に損なわれていないということが今回の調査ではわかりました。一部亀裂が入っているですとか、鉄筋が露出しているという部分はありましたけれども、本体そのものの強度はそれほど劣化はしていないということでしたので、目安として15年から20年は使いたいというふうな考え方で今整備をしているところであります。結果としてどのぐらいもつかということは、ちょっと今段階では推測しかございませんけれども、できるだけ長く使えるような改修にしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川 稔） よろしいですか。

○15番（中橋友子） はい、わかりました。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 1点お伺いというか、お話をさせていただきたいと思います。

昭和41年に建築ということで、当時でありますから、それほどバリアフリー化ということは問題にされていなかったのだと思うのですが、エレベーターは当然1階を基準とすれば上に1階、下に1階ですから、当時は必要なかったのだと思いますけれども、今日、非常に高齢化をしてきておりまして、特に本町地区は顕著であります。せっかくの改修ということでありますので、地方債で後年次7割交付税措置という有利なことでもありますので、エレベーターの設置をこの際、構造的にもう決まっているわけですから、そんな大きなものは無理だと思いますけれども、この図面を見ますと、DW、ダムウエーターがついているのですね。人の乗るものではありませんけれども、地下から2階まで通った構造的にそういうつくりになっていますので、私はこの際、それほど大きなものでもなくても、家庭用のエレベーターでも検討すべきではないかと思うのですが、この場で結論は要りませんけれども、そういった方向で検討すべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） エレベーターの検討ということでございます。まず今回耐震改修、エレベーターを抜きで耐震改修をさせていただきましたのは、先ほど説明しましたように、耐震性を有していないという状況にありますので、言ってみれば緊急性があるということから今回耐震の工事をやるということにさせていただいたところでございます。当然、建物自体が避難所になっていますし、災害時の物資輸送の拠点にもなっておりますので、先延ばしするということにはならなかったのかなというふうに思っております。

建物自体が地下、それから1階、2階とありますけれども、建物内にエレベーターを設置するとなったときに、どこの場所がいいのかということになってくるかと思えます。例えば、地下ではここでもいいのだけれども、1階になるとここではちょっとだめなのだよなということもありまして、なかなかどこにつけるのがいいのかということも実際のところあります。

それから、先ほどお話にありました物資の上げ下げのエレベーターありますけれども、あれはかなり小さいものでございます。ですから、利用するとなれば、当然車椅子の方も利用できるということが前提になってきますので、そうしたときにあそこにつけてしまうと、また給湯室が使えなくなってしまうと。そうしたら、あの大きさでいいのかといったらそうでもないというようなことで、単純にここに置けばいいという状況にもなく、またエレベーターをつけるとなると、地下の下を掘らなければならぬのですね、箱が下がりますので。ですから、そうしたときに地下の地面といいますか、

床の面、ここの下がどうなっているのかということも、また調査しなければならないということがありますので、いずれにしても、エレベーターの設置については、そこら辺の調査を踏まえた中でないとちょっとできないのかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 千葉議員。

○19 番（千葉幹雄） 全てではありませんけれども、今言われたようなことはわかって聞いているわけでありまして、これ検討、今るるお話しされましたけれども、エレベーターをつけようということで検討したのかどうなのか、検討した結果そういうことなのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（古川 稔） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） 一番最初は、耐震性を急いでいるということから、耐震性の検討をした段階で終わっております。ただ、その後、エレベーターの必要性はどうかということがありましたので、そこら辺のことは今までのいろんな内部の打ち合わせの中で検討はしてまいりました。

○議長（古川 稔） 千葉議員。

○19 番（千葉幹雄） 最後です。これは、私は教育委員会だけの問題ではなくて、町の公共施設のあり方ということになっていくのだらうというふうに思います。そういった意味では、今聞いた中では、それほど本当に必要だということを前提に検討したとは思えないような検討だと、私はそういうふうに聞いておりました。ぜひ教育委員会サイドの話ではなくて、行政全体として、公共事業の将来的なあり方、現状を踏まえて、前向きに私は検討していくべきだというふうに思いますので、ここで提言をしておきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） ほかに。

谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 今の千葉副議長の発言に関連してくるわけでありまして、私は3月議会の中でこの予算が出されたときに、障害者権利条約に1月に批准したと。そして、このことが障がい者の方に対する間接差別であるということの指摘をさせていただいたところであります。教育長の答弁は、そのことは重々わかっているという文言でご答弁があったところであります。

検討をしていただくということは、私からも強くお願いしたい、すべきであるということを経験させていただけますし、そして、こういう今の障がい者の方に対する考え方而言えば、幕別町が、あるいは幕別町教育委員会が主催する行事は、ここではやってはいけないという、そういう考え方にもつながっていくのだということになってくるわけでありまして。そのことは、今回の建設工事予算に対しての議論には、やっぱりかかわってくるのだと思うのですけれども、町が主催する、あるいは教育委員会が主催するそういった行事はこれからもそういう中で行っていくという、そういうことなのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） エレベーターにつきましては、必要性がないというふうな認識は持っておりません。ただ、今回の工事にかかわって、今後の使用が15年から20年程度という中で、いかにお金をかけてこの施設を今後使っていくのかということになるかというふうに思います。そういう中で、エレベーターが絶対的にあの施設に要るかどうかというところで、私ども非常に悩んだところでもあります。あればいいのは間違いないと思います。

実は、谷口議員がおっしゃったように、成人式にかかわって車椅子利用の方がエレベーターがないがばっかりに行けなかった、断念をしたのだということも、実はそのことも当然気にしておりました。あるいは千葉副議長がおっしゃったような、今後、高齢化が進む中で、お年寄りにとってやはりあったほうがいいのだらうなということも、重々それもわかっておりました。そういう中で、確かにそういう傾向はあるのですが、何とか町が主催する行事の中で主催者側として、そういう心遣いをしながらやっていくことができないのか。あるいは、エレベーターではなくて、階段を上っていくような、車椅子で上れるような装置もあります。そういったことの設置はできないのかというようなことも今考えておまして、そういうエレベーターまでということでは現段階では難しいなという判

断をしておりました。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） やはり町の姿勢ということになってかかわってくるのだというふうに思います。

今、ご答弁にありましたけれども、心遣いをして、そして使うことができるようにするという事は、それは大事なことでありますけれども、この心遣いをするということが障害者権利条約の中の間接差別にかかわってくる中身で、そういうことが全く関係なく、そういう思いもなく利用できるということを進めていくのが、これからの町のあり方なのだというふうに思うのです。

お答えのほうはわかりましたけれども、やはり今後長く使うという施設であれば、そういったことは積極的に考えていくということを要請して、何かご答弁あればいただきますけれども、発言させていただいて終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 利用される方が気兼ねなく使っていただくということは当然でありますので、そういった配慮、町主催事業において、そういった気兼ねしないような形で使えるような配慮は十分させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） ほかに質疑ありますか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 41 号、平成 26 年度幕別町一般会計予算補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[陳情取り下げ]

○議長（古川 稔） 日程第 5、陳情第 7 号、「教育委員会制度の改定を行わないことを求める意見書」の提出を求める陳情書の取り下げについてを議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第 7 号については、お手元に配付した陳情取り下げ申出書のとおり、陳情者から取り下げたいとの申し出がありました。

これを許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 7 号の取り下げは許可することに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第 6、陳情第 4 号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2015 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書から日程第 8、陳情第 6 号、「憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」の提出を求める陳情書までの 3 議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長、前川雅志議員。

○13 番（前川雅志） 朗読をもって報告とさせていただきます。

平成 26 年 6 月 19 日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長前川雅志。

総務文教常任委員会報告書。

平成 26 年 6 月 3 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成 26 年 6 月 12 日（1 日間）。

2、審査事件。

陳情第 4 号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2015 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものです。

また、本制度は地域主権を保障し、義務教育に必要な不可欠なため、制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を 2 分の 1 に復元するなど、制度改善を行うことが極めて重要です。

今年度の政府予算では、少人数学級推進のための加配措置は少子化を理由に被災した児童生徒への学習支援を含む 1,703 人にとどまり、さらに生活扶助費を段階的に削減する政策は、就学援助を受ける子どもたちにも影響を及ぼすおそれがあります。

また、地方交付税・義務教育費国庫負担金の削減により、教材費や図書費の負担が保護者にとって大きなものとなるとともに、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。

子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、教職員数の拡充が喫緊の課題であり、「教職員定数の改善」「学級基準編制の制度改正」及び「30 人以下学級」の早期実現が不可欠です。

これらのことから、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 2 分の 1 への復元など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう求めます。

4、審査の経過。

審査に当たっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

10：44 成田議員退場

平成 26 年 6 月 19 日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長前川雅志。

総務文教常任委員会報告書。

平成 26 年 6 月 3 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成 26 年 6 月 12 日（1 日間）。

2、審査事件。

陳情第 5 号、「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

道教委は、「新たな高校教育に関する指針」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の再編・統合や募集停止が進められています。

この配置計画による再編・統合、募集停止の対象とされた高校では、入学希望者の激減や子どもの進学を機に地元を離れる保護者もあらわれるなど、過疎化を加速させ、地域経済などに影響が出ています。

また、地元高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や親元を離れ下宿生活を送るなど、精神的・身体的負担が増大しています。

「公立高等学校配置計画」では、道内の高校の43%がなくなり、地方の切り捨て、ひいては、北海道地域全体の衰退につながることから、地域に高校を存続させ、希望する全ての子どもに後期中等教育を保障していくべきです。

そのために、地域の意見、要望を十分反映させ、地域の経済、産業、文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」及び「高校教育制度」をつくり出していくよう求めます。

4、審査の経過。

審査に当っては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

平成26年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長前川雅志。

総務文教常任委員会報告書。

平成26年6月3日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成26年6月12日、18日（2日間）。

2、審査事件。

陳情第6号、「憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

安倍政権は、これまで歴代の政府が一貫してとり続けてきた憲法解釈を変えて、集団的自衛権の行使を認めようとしています。

集団的自衛権の行使は、日本への武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使するもので、それは、海外での武力行使に対する憲法上の歯どめを外し、日本を「海外で戦争する国」にしようとするものです。

このような重大な憲法解釈を一内閣の判断で変えることは、立憲主義の否定であり、許されることではない。

日本国憲法第9条を守れと主張する人も、憲法は変えるべきだ考える人も、今回の安倍内閣の閣議決定による憲法解釈の変更という手段を批判しており、世論調査（「毎日」2014年5月19日）でも57%が解釈改憲に反対しています。

よって、安倍内閣は、憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認を行わないよう強く要請します。

4、審査の経過。

審査に当たっては陳情の趣旨について論議がなされ、起立採決で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

以上です。

10：49 成田議員入場

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、3議件について一括して質疑を許します。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第4号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第5号、「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第6号、「憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とされました。

日程第9、陳情第9号、規制改革会議意見書の取扱いに関する陳情及び日程第10、陳情第11号、「労働派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改定に反対する意見書」の提出を求める陳情書の2議件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長、藤原孟議員。

○7番（藤原 孟） 陳情第9号と陳情第11号を一括して報告いたします。

平成26年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長藤原孟。

産業建設常任委員会報告書。

平成26年6月3日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規

則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成 26 年 6 月 3 日、10 日（2 日間）。

2、審査事件。

陳情第 9 号、規制改革会議意見書の取扱いに関する陳情。

3、陳情の趣旨。

5 月 22 日に政府の規制改革会議は、「農業改革に関する意見」を発表しましたが、今後、与党との協議を踏まえ、6 月中旬に最終的な取りまとめを行い、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂に反映させる予定となっております。

今回の意見書に盛り込まれた農業委員会制度の見直しや農業生産法人の大幅な要件緩和等は、地域農業の姿を大きく変容させるとともに、農業協同組合制度の見直しについては、JA グループを事実上解体に追い込む内容であり、農業者、地域住民、国民生活に重大な支障を来すことが懸念されます。

つきましては、規制改革会議意見書の「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂への反映に当たり、真に農業者の所得向上、地域生活インフラの維持向上、国民に対する食料供給の安定確保及び農地の適正利用に資する観点から規制改革会議の意見書を取り扱うことを求めます。

4、審査の経過。

審査に当たっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

平成 26 年 6 月 19 日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長藤原孟。

産業建設常任委員会報告書。

平成 26 年 6 月 10 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成 26 年 6 月 10 日（1 日間）。

2、審査事件。

陳情第 11 号、「労働派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改定に反対する意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

現行労働者派遣法は、企業が同じ業務で派遣労働者を使用できるのは原則 1 年間とし、最長でも 3 年間に制限されていますが、政府が閣議決定した労働者派遣法改正案は、派遣労働者を受け入れる期間の上限を事実上取り払い、3 年ごとに人が交代すれば同じ業務を派遣労働者に任せられるようにしています。

この改正案は、ふえ続ける派遣労働者の正社員になる道を閉ざし、「生涯ハケン」の不安定雇用を拡大させることとなります。

また、政府の経済財政諮問会議と産業競争力会議の合同会議では、労働基準法で「1 日 8 時間、週 40 時間」と定められている労働時間の上限を実質的に取り払うことが提案されました。国が労働時間の上限の基準を示すだけで、労使が合意すれば一般の社員でも労働時間規制の対象外にできるというものであり、どんなに長く働いても残業代はゼロとなり、同会議に出席した厚生労働大臣からも「労使関係では企業の立場が強い」と異論が出されたように、長時間労働やひいては「過労死」の蔓延にもつながり、労働者の生活を根底から脅かすこととなります。

よって、政府に対して道内の不安定雇用がますます広がり北海道経済を深刻化させかねない労働者派遣法の改定、労働基準法の労働時間撤廃を行わないよう求めます。

4、審査の経過。

審査に当たっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、2議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第9号、規制改革会議意見書の取扱いに関する陳情についての委員長報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第11号、労働派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改定に反対する意見書の提出を求める陳情書についての委員長報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり採択されました。

ここで、追加日程配付のため、11時10分まで休憩いたします。

10：59 休憩

11：10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程・付託省略]

○議長（古川 稔） ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第 10 の 2、発議第 8 号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2015 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書から日程第 10 の 5、発議第 11 号、労働派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改定に反対する意見書までの 4 議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、さきに採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 8 号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2015 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第 9 号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第 10 号、規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第 11 号、労働派遣法改正及び労働時間上限撤廃など労働法制改定に反対する意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[農業委員推薦]

○議長（古川 稔） 日程第 11、幕別町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

推薦の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選により 4 人の方を推薦したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法は、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、指名は議長がすることに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

幕別町農業委員会委員に、千葉茂喜氏、深松俊英氏、白木孝和氏、小原喜久雄氏の 4 人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました千葉茂喜氏、深松俊英氏、白木孝和氏、小原喜久雄氏の 4 人を幕別町農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました 4 人の方を推薦することに決定いたしました。

[議員の派遣]

○議長（古川 稔） 日程第 12、「議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

来る 7 月 3 日から 4 日までの 2 日間、札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査に全議員を、8 月 18 日から 19 日までの 2 日間、小清水町、網走市、美幌町の行政視察に総務文教常任委員 6 人を、7 月 16 日から 17 日までの 2 日間、占冠村、芦別市、富良野市の行政視察に産業建設常任委員 6 人を、8 月 22 日、札幌市で開催される議会広報研修会に広報広聴委員 5 人を、6 月 23 日から 26 日までの 4 日間、町内 4 会場で開催する議会報告会に全議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、7 月 3 日から 4 日までの 2 日間、札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査に全議員を、8 月 18 日から 19 日までの 2 日間、小清水町、網走市、美幌町の行政視察に総務文教常任委員 6 人を、7 月 16 日から 17 日までの 2 日間、占冠村、芦別市、富良野市の行政視察に産業建設常任委員 6 人を、8 月 22 日、札幌市で開催される議会広報研修会に広報広聴委員 5 人を、6 月 23 日から 26 日までの 4 日間、町内 4 会場で開催する議会報告会に全議員を派遣することに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第 13、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長及び産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

[閉会中の継続審査の申し出]

○議長（古川 稔） 日程第 14、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第 75 条の規定に

よって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長(古川 稔) 日程第 15、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長及び産業建設常任委員長から、所管事務調査にかかわる事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長(古川 稔) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 26 年第 2 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

11 : 19 閉会